

# 県外自主避難者等への情報支援事業 報告書

---

平成 28 年 3 月



## 目次

序 業務の概要.....	1
第1章 県外自主避難者等への情報支援事業の実施結果.....	3
1.1 情報提供事業.....	5
1.1.1 ニュースレターの発行・提供.....	5
1.1.2 支援情報説明会・交流会（避難者相互の情報共有の場）の開催.....	9
1.2 相談支援事業.....	87
第2章 県外自主避難者等への情報支援事業の管理・運営.....	91
2.1 受託事業者の選定.....	93
2.2 情報支援事業の周知及び本事業による支援の希望確認.....	95
2.3 避難元対象地域における支援情報の収集・提供.....	133
2.4 情報支援事業の進捗管理・連絡調整.....	135
2.5 受託事業者連絡会議の開催.....	139
2.6 全国シンポジウムの開催.....	142
2.7 効果測定アンケートの実施.....	149
2.8 今後の課題.....	189
2.9 受託事業者の事業実施報告書（事業の総括と課題）.....	190

### 参考資料

- 1) ニュースレター（送付状及び避難元・避難先情報目次等）
- 2) 支援情報説明会・交流会（開催案内・次第）
- 3) 相談窓口のご案内
- 4) 業務の手引き



## 序 業務の概要

- (1) 業務の名称 県外自主避難者等への情報支援事業
- (2) 契約日 平成 27 年 4 月 1 日
- (3) 履行期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

### (4) 業務の目的

復興庁においては、福島県からの県外自主避難者に対し、「避難者自らの帰還・移住の決断」を促すことを目的に、NPO 等の団体（以下、受託事業者）を通じてニュースレターの発送や支援情報説明会・避難者相互の情報共有の場の開催、相談窓口の開設・運営を平成 25 年度から実施している。

これについて平成 27 年度は、原則、平成 26 年度に事業を実施した地域のうち北海道、山形県、東京都、新潟県、京都府、岡山県、福岡県の 7 地域の事業を継続するとともに、平成 26 年度で終了する大阪府に代わる地域を新たに選定し、計 8 地域で、引き続き、ニュースレターの発送等、情報提供を実施することとしている。

本業務は、上記の事業に「事業管理者」の立場で参画し、受託事業者が実施する業務を適切かつ効果的な内容にしつつ、その進捗を管理するものである。

また、本事業は 3 か年事業の最終年度にあたることから、3 か年の事業の成果を総括する全国シンポジウムの実施と総括報告書を作成するものである。

### (5) 業務内容

本業務の業務内容は、以下のとおりである。

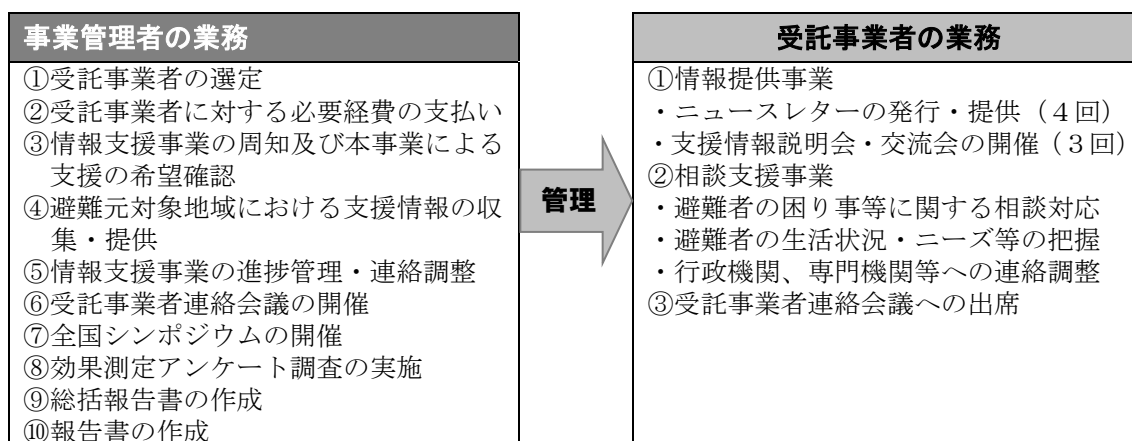


図 業務内容

## (6) 受託事業者の概要

本業務において選定した受託事業者は、以下のとおりである。このうち、北海道、山形県、東京都、京都府、岡山県、福岡県の6地域は、過年度からの継続事業実施地域として、平成26年度に受託した事業者を継続して選定した。

また、新潟県は、過年度からの継続事業実施地域ではあるものの、過年度の受託事業者である特定非営利活動法人新潟NPO協会における本事業に対する体制変更があり、同協会から避難者支援活動の実施を専門として分離・独立した一般社団法人FLIPを審査・選定し業務を委託することとした。

また、平成26年度で事業が終了した大阪府に代わる新規事業実施地域と受託事業者を公募により選定し、沖縄県を事業実施地域とする特定非営利活動法人まちなか研究所わくわくを選定した。

表 受託事業者の概要

実施地域	法人名	所在地 (平成28年3月31日現在)	電話番号
北海道	特定非営利活動法人 北海道NPOサポートセンター	〒060-0906 札幌市東区北六条東3-3-1 LC北六条館6F	011-299-6940
山形県	一般社団法人 山形県被災者連携支援センター	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 村山総合支庁西庁舎 やまがた絆の架け橋ネットワーク内	0237-85-1070
東京都	特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-12-1-302	03-6438-2852
新潟県	一般社団法人FLIP	〒950-0835 新潟市東区猿ヶ馬場2-2-16	025-288-6006
京都府	特定非営利活動法人 和(なごみ)	〒600-8833 京都市下京区七条大宮西入 西酢屋町10	075-353-5181
岡山県	特定非営利活動法人 岡山NPOセンター	〒700-0822 岡山市北区表町1-4-64 上之町ビル3階	086-224-0995
福岡県	一般社団法人 市民ネット	〒812-0053 福岡市東区箱崎1-20-1	092-409-3891
沖縄県	特定非営利活動法人 まちなか研究所わくわく	〒902-0065 沖縄県那覇市壺屋1-7-5 民衆ビル4階	098-861-1469

## 第1章 県外自主避難者等への情報支援事業の実施結果





## 1.1 情報提供事業

### 1.1.1 ニュースレターの発行・提供

#### (1) 業務の概要

国や避難元（福島県及び福島県内の市町村、その他公的主体）及び避難先（北海道、山形県、東京都、新潟県、京都府、岡山県、福岡県、沖縄県の都道府県及び市町村、その他公的主体）における避難者支援情報を定期的に取りまとめ、郵送等により希望者へ提供する。

ニュースレターの発行・提供は、4回実施した。発行時期、情報内容は、下表のとおりである。また、各ニュースレターの情報内容は、「参考資料1）ニュースレター（送付状及び避難元・避難先情報目次等）」に記した。

表 1-1 ニュースレター発行・提供の実施概要一覧

発行回	発行日	情報内容					備考	
		避難元情報		避難先情報 (新規情報)	説明会・交流会 開催案内	その他		
		広報誌	新着情報					
第1回 ニュース レター	平成27年 5月28日	○	○	—	○	○	・事業の概要 ・受託事業者の案内 ・希望確認書、返信用封筒 ・平成26年度2月説明会で寄せられた質問・要望への回答	事業管理者が 発送
第2回 ニュース レター	平成27年 8月6日	○	○	○	○	○	・6月・7月説明会で寄せられた質問・要望への回答 ・相談窓口のご案内	受託事業者が 発送
第3回 ニュース レター	平成27年 11月5日	○	○	○	○	○	・9月説明会で寄せられた質問・要望への回答 ・相談窓口のご案内	受託事業者が 発送
第4回 ニュース レター	平成28年 1月28日	○	○	○	—	○	・12月説明会で寄せられた質問・要望への回答 ・相談窓口のご案内 ・効果測定アンケート調査票、返信用封筒	受託事業者が 発送

## 1) 実施手順及び体制

ニュースレターの発行・提供は、大きく①支援情報の収集・整理、②ニュースレターの編集・制作、③支援希望者への発送、の3つの作業により遂行し、下表に示す役割分担の下、実施した。なお、支援希望者への発送について、支援希望者が確定する前の第1回ニュースレターは事業管理者が発送し、第2回目以降は受託事業者が発送した。

表 1-2 ニュースレター制作・発送の役割分担

区分	① 情報収集・整理	② ニュースレター編集・制作	③ 支援希望者への発送
避難元情報	事業管理者	事業管理者	第1回：事業管理者
避難先情報	受託事業者	受託事業者	第2回以降：受託事業者

## 2) ニュースレターの構成と情報内容

国及び自治体等による避難者向け広報誌や記者発表等で発信される新規情報を収集・整理し、ニュースレターとして発信する避難者支援情報を選定しとりまとめた。

特に、避難者が必要とする情報として、復興状況、放射線量、除染、健康、住宅、雇用、子育て、教育、賠償などに関係する施策情報やイベント情報を中心に選定した。

表 1-3 ニュースレターの情報内容

情報種別	具体的コンテンツ
A. 国及び自治体による避難者向け広報誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や自治体が定期的に制作・発信する避難者向けの広報誌（具体事例）</li> <li>『ふれあいニュースレター』（政府原子力被災者生活支援チーム）</li> <li>『放射線対策ニュース』（福島市）</li> <li>『二本松市災害対策本部情報』（二本松市）</li> <li>『だて復興・再生ニュース』（伊達市）</li> <li>『広報もとみや号外』（本宮市）</li> <li>『復興情報』（国見町）</li> <li>『川俣町災害対策本部からのお知らせ』（川俣町）</li> <li>『「東日本大震災」関連情報』（北塩原村）</li> <li>『相馬市住宅再建瓦版』（相馬市）</li> <li>『無料個別相談会開催のご案内』（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）</li> </ul>
B. 自治体による新規情報（記者発表や新着情報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体がホームページ等で随時発信する避難者支援に関する各種新規情報。</li> <li>・復興状況、放射線量、除染、健康、住宅、雇用、子育て、教育、賠償、イベントなど避難者が必要とする情報を選定。</li> </ul>
C. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や自治体以外の公的主体が発信する上記に類する情報</li> </ul>

### 3) ニュースレターの編集・制作

ニュースレターとして提供する情報の妥当性・適切性を確保するため、発信する情報は、国や地方自治体並びに公的主体が発信する情報に限定した。さらに、情報内容の正確性を期すため、発信主体が発信する情報は原則編集せず、そのままの内容で発信した。

なお、過年度に避難者より寄せられるニーズの中で、発送するニュースレターの分量が膨大となり、関心ある情報を見つけにくいなどの意見が寄せられたため、平成 25 年度の第 4 回ニュースレターから、避難元、避難先（山形、新潟のみ）のニュースレターを圏域別に制作し発送している。平成 26 年度も引き続き圏域別に制作・発送しており、今年度においても同様に、避難元及び山形県、新潟県において圏域版を制作し発送した。

また、過年度より実施してきた目次を色紙とすることや、各ページに発信主体名をインデックス表示する工夫について、今年度も同様の対応とした。

表 1-4 圏域別ニュースレターの概要

(避難元ニュースレター)

地域	市町村
県北版	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中版	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
県南版	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津版	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
浜通り版	相馬市、南相馬市、新地町、いわき市

(避難先ニュースレター：山形県)

地域	市町村
村山版	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
置賜版	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
庄内・最上版	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町、新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

(避難先ニュースレター：新潟県)

地域	市町村
上越版	上越市、糸魚川市、妙高市
中越版	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村
下越佐渡版	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、東蒲原郡阿賀町、岩船郡関川村、岩船郡粟島浦村、佐渡市

(2) ニュースレターの発行実績（地域別、各回別の発行日、発行部数）

ニュースレターの各地域・各回の発行実績は下表のとおりである。なお、各発行日以降に、受託事業者へ直接、支援希望の連絡があった場合、随時、前回発行分のニュースレターを送付した。

表 1-5 ニュースレターの発行実績

地域	第1回 H27/5/28 発行	第2回 H27/8/6 発行	第3回 H27/11/5 発行	第4回 H28/1/28 発行	合計
北海道	146 件	108 件	104 件	105 件	463 件
山形県	269 件	234 件	234 件	234 件	971 件
東京都	1,138 件	277 件	280 件	280 件	1,974 件
新潟県	255 件	215 件	215 件	215 件	900 件
京都府	185 件	54 件	55 件	55 件	349 件
岡山県	94 件	18 件	18 件	18 件	148 件
福岡県	79 件	28 件	29 件	29 件	165 件
沖縄県	211 件	37 件	39 件	39 件	326 件
合計	2,377 件	971 件	974 件	975 件	5,296 件

注：第1回は、支援希望の確認を行うため、支援対象候補者全世帯に対し送付。また、第2回以降は、そのうちの支援希望世帯に対し、送付したものである。

## 1.1.2 支援情報説明会・交流会（避難者相互の情報共有の場）の開催

### (1) 業務の概要

ニュースレターの発行に合わせて支援希望者向けの支援情報説明会・交流会を、事業地域ごとに3回実施した。

支援情報説明会・交流会のプログラムは、①避難元自治体からの支援情報の説明、②避難先自治体からの支援情報の説明、③有識者による講演、④交流会の構成によるものを基本企画とし、初回は全地域基本企画とした。基本企画以外の回は自主企画とし、受託事業者による任意のプログラムにより開催した。各回の実施概要は、下表の通りである。

表 1-6 支援情報説明会・交流会の実施概要

開催時期	開催地	企画種別	主なプログラム構成	備考
平成 27 年 6 月・7 月	北海道、山形県、 東京都、新潟県、 京都府、岡山県、 福岡県、沖縄県	基本 企画	○復興庁からの情報提供 ○避難元からの情報提供 ○避難先からの情報提供 ○有識者による講演 ○避難者相互の情報共有の場 ○避難者の困り事に関する相談 対応	・第1回ニュースレ ターに開催案内 同封
平成 27 年 9 月	沖縄県	基本 企画	○復興庁からの情報提供 ○避難元からの情報提供 ○避難先からの情報提供 ○避難者相互の情報共有の場 ○避難者の困り事に関する相談 対応	・第2回ニュースレ ターに開催案内 同封
	北海道、山形県、 東京都、新潟県、 京都府、岡山県、 福岡県	自主 企画	受託事業者による自主企画	
平成 27 年 12 月	沖縄県	基本 企画	○復興庁からの情報提供 ○避難元からの情報提供 ○避難者相互の情報共有の場 ○避難者の困り事に関する相談 対応	・第3回ニュースレ ターに開催案内 同封
	北海道、山形県、 東京都、新潟県、 京都府、岡山県、 福岡県	自主 企画	受託事業者による自主企画	

## 1) 実施体制

支援情報説明会・交流会の開催は、受託事業者において企画・準備を実施し、事業管理者は、受託事業者の企画内容、準備状況を随時確認しつつ、必要に応じて修正指示、対応支援を実施した。

プログラムのうち、避難元自治体からの情報提供については、事業管理者において、福島県との調整を実施した。

表 1-7 支援情報説明会・交流会の実施体制

主体	業務項目
受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時、会場の検討</li> <li>・プログラムの検討</li> <li>・講師（避難元自治体関係者、有識者）との調整</li> <li>・開催案内の作成、周知広報（参加促進活動の実施、HP掲載等）</li> <li>・次第、配席図、進行等の作成</li> <li>・会場準備・設営・撤去</li> <li>・当日の会議進行</li> </ul>
事業管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日の調整</li> <li>・講師（避難元自治体（福島県）関係者、有識者）との調整</li> <li>・開催案内の確認</li> <li>・参加促進活動の実施状況確認</li> <li>・次第、配席図、進行等の確認</li> <li>・当日の議事録作成</li> <li>・メディアからの取材対応等、全地域共通の対応方針が必要な事項について方針作成</li> </ul>

## 2) 支援情報説明会・交流会（避難者相互の情報共有の場）の開催一覧

本事業で実施した支援情報説明会・交流会は下表のとおりである。

表 1-8 支援情報説明会・交流会の開催日時・場所

開催月	開催場所	日 時	会 場	備 考	
6月・7月	東京都 (千代田区)	平成 27 年 6 月 21 日 (日)	13:45～ 16:45	損保会館 小会議室 404	基本企画
	新潟県 (新潟市)	平成 27 年 7 月 1 日 (水)	10:30～ 14:00	デンカビッグスワン スタジアム 大会運営室	基本企画
	岡山県 (倉敷市)	平成 27 年 7 月 5 日 (日)	10:30～ 13:55	玉島市民交流センター 会議室 1	基本企画
	京都府 (京都市)	平成 27 年 7 月 8 日 (水)	10:30～ 14:00	開法会館 1 階和室	基本企画
	福岡県 (福岡市)	平成 27 年 7 月 9 日 (木)	10:30～ 14:00	博多バスターミナル 9 階 ホール 4	基本企画
	北海道 (美唄市)	平成 27 年 7 月 11 日 (土)	11:15～ 15:00	アルテピアッツァ 美唄	基本企画
	山形県 (山形市)	平成 27 年 7 月 12 日 (日)	10:45～ 14:30	山形市保健センター 視聴覚室・ ふれあいの間 (和室)	基本企画
	沖縄県 (那覇市)	平成 27 年 7 月 12 日 (日)	13:30～ 16:25	沖縄県市町村自治会 館 4 階大会議室	基本企画

開催月	開催場所	日 時	会 場	備 考	
9 月	岡山県 (津山市)	平成 27 年 9 月 5 日 (土)	13:00～ 15:30	津山市衆楽園 迎賓館	自主企画
	沖縄県 (うるま市)	平成 27 年 9 月 6 日 (日)	13:30～ 15:00	うるま市立石川地区 公民館 ホール	基本企画
	京都府 (京都市)	平成 27 年 9 月 12 日 (土)	10:30～ 15:00	聞法会館 3 階 多目的ホール	自主企画
	東京都 (多摩市)	平成 27 年 9 月 12 日 (土)	12:30～ 14:30	からきだ菖蒲館 2 階ホール	自主企画
	福岡県 (福岡市) (北九州市)	平成 27 年 9 月 12 日 (土)	10:30～ 15:00	市民ネット常設 交流スペース	自主企画
		平成 27 年 9 月 13 日 (日)	10:30～ 15:00	小倉興産KMMビル 4 階特別会議室	
	山形県 (寒河江市)	平成 27 年 9 月 20 日 (日)	13:30～ 16:00	寒河江市 「ひなん者交流広場」	自主企画
	北海道 (札幌市)	平成 27 年 9 月 21 日 (月)	10:00～ 12:00	NPO法人福島の子ど もたちを守る会北海道 保養所「かおりの郷」	自主企画
新潟県 (新潟市)	平成 27 年 9 月 29 日 (火)	10:30～ 14:00	デンカビッグスワン スタジアム 大会運営室	自主企画	
12 月	福岡県 (福岡市)	平成 27 年 12 月 5 日 (土)	10:30～ 15:00	市民ネット常設 交流スペース	自主企画
	京都府 (京都市)	平成 27 年 12 月 6 日 (日)	10:30～ 14:00	聞法会館 3 階 多目的ホール	自主企画
	東京都 (墨田区)	平成 27 年 12 月 12 日 (土)	11:00～ 12:30	アサヒビールアネック スビル3階レストラン ハーモニック	自主企画
	山形県 (山形市)	平成 27 年 12 月 13 日 (日)	10:30～ 15:00	山形県生涯学習セン ター 遊学館 2 階 第 5 研修室	自主企画
	北海道 (札幌市)	平成 27 年 12 月 13 日 (日)	13:30～ 16:00	雇用促進住宅桜台宿 舎管理棟	自主企画
	新潟県 (新潟市)	平成 27 年 12 月 17 日 (木)	10:30～ 14:00	デンカビッグスワン スタジアム 大会運営室	自主企画
	岡山県 (岡山市)	平成 27 年 12 月 20 日 (日)	12:00～ 15:30	ゆうあいセンター 大会議室・研修室	自主企画
	沖縄県 (宮古島市)	平成 27 年 12 月 20 日 (日)	13:30～ 16:00	宮古島市中央公民館	基本企画

### 3) 参加促進方策の実施

第 2 回以降、説明会・交流会では、参加促進のための広報計画を作成し、広報計画に沿って参加促進活動を実施した。

広報計画の内容と実施結果は、次頁以降に記すとおりである。

表 1-9 参加促進のための広報計画と実施結果（9月開催）

岡山(9/4開催)			
番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送※是非ご参加いただくよう直筆の案内状を同封	①8月25日	8月25日、18世帯配布済。
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①岡山県からのチラシ郵送 ②こども未来・愛ネットワークのメーリングリスト ③おいでんせえ岡山のメーリングリスト ④よりはくプロジェクトのメーリングリスト ⑤さよなら原発ママパパ美作ネットワークのメーリングリスト ⑥RDP岡山のメーリングリスト ⑦ほっと岡山のメーリングリスト	①8月21日 ②8月25日 ③8月25日 ④8月25日 ⑤8月25日 ⑥8月25日 ⑦8月25日	①8月21日→済 ②7月29日、8月25日、9月1日 3回済 ③8月25日→済 ④8月31日→済 ⑤8月22.25日→1度め、2度め済 ⑥8月25日→なし ⑦7月14日 1度目済、8月25日→2度目済
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①ほっこりツアー(福島県帰還支援事業) ②暮らしの困りごと相談会(美作市) ③京橋朝市(岡山市)	①8月21日 ②8月23日 ③9月2日	①福島県帰還支援事業による避難者の交流合宿。 8月21日→済、 <b>ご案内の他、相談など受ける機会となった</b> ②県北市町村にて、弁護士・医師・社協職員・市職員等による生活全般の相談会にてご案内と配布。 8月23日→済、 <b>避難者の把握に協力、また、既に把握している避難者世帯にご案内を約束いただいた。</b> ③避難者も集まる岡山市・京橋朝市で配布予定だったが、最近では避難・移住者はあまり集まらないとのことだったため、配布を見合わせ。
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①ゆうあいセンター ②なちゅはぐ ③倭文の郷 ④美作文化センター ⑤ままごとや ⑥ウイズセンター	①8月21日 ②8月28日 ③8月24日 ④8月24日 ⑤8月23日 ⑥8月25日	①8月21日→済 ②8月28日→済 ③8月24日→済 ④8月24日→済 ⑤8月23日→無 店のオープン日が9/5のイベントより後だったため。 ⑥8月25日→済
5	個別連絡、個別訪問  【個別連絡】 ・地域：津山市、真庭市、久米町で電話番号がわかる避難者への電話 ・人数：9世帯  【個別訪問】 ・地域：津山市、久米町 ・人数：8世帯	8月23日～	【個別連絡】 ・8月23日→津山市の方(システム未登録)、 <b>参加したくないのご意見。</b> ・8月23日→美作市の方(システム未登録?)、 <b>社協を通じてお声がけ、返事待ち。</b> ・8月24日→久米南町のご家族(システム未登録)、 <b>午後より参加。支援団体からの案内もなく不安とのこと。</b> →鏡野町の方(システム未登録)、 <b>連絡のみ。</b> →真庭市の方(システム未登録)、 <b>参加予定。</b> →真庭市のご家族(システム未登録)、 <b>参加希望。</b> →津山市の方とお子さん(システム未登録?)、 <b>参加予定。</b> →津山市の方(システム未登録?)、 <b>午後から参加希望。</b> →愛媛県への避難+支援者、 <b>オブザーバー参加予定。</b>  【個別訪問】 ・8月23日→津山市の方(システム未登録者)、 <b>ご自宅以外の場所でご案内。仕事の都合次第とのお返事。</b>
6	ホームページ等での情報発信 ①岡山NPOセンターのホームページ ②ほっと岡山のホームページ ③岡山県のホームページ ④岡山NPOセンターのFacebook	①8/6～ ②8/22～ ③9/2～ ④8/6～	①8/6掲載済み ②8/22掲載済み ③9/2掲載依頼済み ④ホームページは避難・移住者向けのページで情報発信を行っており、8/6から掲載済 当該Facebookでは掲載せず、スタッフ個人より随時発信。
7	交通費の補助	9月5日	・1世帯1,000円をお渡し済み。 <b>これまでは県南での交流会しがなく、交通費もないために交流会に参加できていなかったという声が聞かれ、一定の効果があつた。</b>
8	会場までのタクシーの配備	9月5日	津山駅から会場までが離れており、バスの本数が少なかったため、大型タクシーを配備。 <b>タクシーを利用して来られた方がいらっしやつた。</b>



## 沖縄(9/6開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送(じゃんがら会会員以外の約20世帯) (9月説明会交流会の有識者調整後、ちらし完成)	8月28日	8月28日:送付済み
2	「福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会」会員(約323名)への周知・広報(メール送信)	8月25日	8月25日:メール送信済み <b>沖縄じゃんがら会からの連絡には信頼があり、参加につながっている。</b> 1回目に参加できなかった方へ直接電話連絡。3世帯は、沖縄じゃんがら会の車に同乗し参加した。
3	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①沖縄県から県内在住の避難者へ周知 ②県内市町村社協へメール周知(41市町村社協) ③各市町村へ周知依頼(本島13市町村) ④県内中間支援組織(おきなわ市民活動支援会議)へ案内 ⑤ガールスカウト日本連盟沖縄県支部へ周知	①8月21日 ②8月26日 ③8月26日 ④8月11日 ⑤9月2日	①8月21日:沖縄県よりチラシを郵送。 ②8月26日:41市町村社協へメール送信済み ③8月26日:本島13市町村へメールにて告知。 <b>市町村からの案内で説明会について知り、電話申込で参加した避難者の方がいた。</b> ④8月11日:おきなわ市民活動支援会議に出席し開催案内済み ⑤9月2日:ガールスカウト日本連盟沖縄県支部へチラシを手渡し。
4	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①「福島避難者のつどい 沖縄じゃんがら会」役員会にて配布	①8月22日	8月22日:役員8名へチラシを配布
5	公共施設等への案内チラシの設置 ①糸満市市民活動支援センター ②沖縄県ボランティア市民活動支援センター ③なは市民活動支援センター ④うるま市社会福祉協議会 ⑤西原町役場 ⑥北谷町社協 ⑦沖縄市社協	①8月28日 ②8月28日 ③8月28日 ④8月28日 ⑤8月31日 ⑥9月1日 ⑦9月2日	①8月28日:設置済み ②8月28日:設置済み ③8月28日:設置済み ④チラシ設置は未実施。メールにて周知。 ⑤8月31日:西原町役場:20部送付 ⑥9月1日:北谷町社協:5部送付 ⑦9月2日:沖縄市社協:5部送付 <b>公共施設のチラシを見て参加された方は少なかったが、広く開催の周知するためには今後も必要</b>
6	個別訪問、個別連絡 【個別訪問】 ・地域:沖縄本島 ・人数:2-3世帯 【個別連絡】 ・地域:沖縄本島 ・人数:15世帯	8月21日～	電話連絡:8件(沖縄本島)実施済み
7	ホームページ等での情報発信 ①「まちなか研究所わくわく」ホームページ&フェイスブック掲載 ②「福島避難者のつどい 沖縄じゃんがら会」ホームページ&フェイスブック掲載 ③「避難者サポートステーション沖縄」ホームページ掲載	①8月21日 ②8月27日 ③8月7日	①8月21日掲載済み ②9月1日掲載済み ③8月7日掲載済み
8	まちなか研究所わくわくのメルマガ配信で案内	8月28日	未配信
9	本島北部の避難者支援を行っている方へチラシによる周知協力依頼(50部)	8月25日	8月25日:北部支援者1名へ50部:本部町役場、今帰仁村役場、名護市役所、等へ配布 9月2日:沖縄市支援者1名へ50部(第1回コザ&東北芋煮会実行委員会) 開催地であるうるま市の職員(総務課)からの参加があった

## 京都(9/12開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	-	(2に記載の京都府定期便にて8/12、8/26に発送済み。)
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①京都府の定期便DM(320世帯に発送)を利用した説明会案内チラシの再発送 ②京都府でのプラットフォーム会議での構成団体への周知 ※構成団体を通じて避難者への周知を依頼	①8月12日、 8月26日 ②8月26日	①8月12日: 発送済み 8月26日: 発送済み ②8月26日: 設置済み → <u>毎回一番の広報ツールなので、効果あり。</u>
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①伏見区での会 ②山科区での茶話会	①9月1日 ②9月5日	①伏見区での会 ②山科区での茶話会 → <u>顔の見える関係の方に案内するため、参加促進に直接つながった。</u>
4	個別連絡 【個別訪問】 ・地域: 宇治 ・人数: 2世帯 【個別連絡】 ・地域: つながりのある方 ・人数: 10世帯～	8月から随時	実施済 → <u>個別訪問の2世帯のうち3名当日参加。個別連絡の約10世帯のうち8名当日参加。</u> → <u>個別訪問したことで、直接の参加に結びついた。また個別連絡も参加促進への後押しとなった。</u>
5	送迎サービス(山科団地から聞法会館までタクシーを手配)	当日	実施済 → <u>往路で4名、復路で3名が利用。ご高齢の方には、喜ばれるサービスとして受け入れられ、参加につながっている。</u>

## 福岡(9/12、13開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	9月1日	1日発送完了。 →再発送により、問い合わせが3件(電話にて再発送資料を見たかどうかヒアリング)有。昨年度もそうだったが、自治体からの封書はすぐに開封しない傾向が見受けられる。自治体と協力して、各セクションから複数のご案内封書が届くよう工夫すれば、告知の度合いが増す。
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①福岡県庁経路による各自治体、避難者への告知を依頼。 ②当団体と関わりのある団体に説明会開催案内及び過去の説明会の概要を紹介 ③他団体を説明会運営メンバー補助として募集。応募団体を通じて周知を拡大。 ④福岡県内の全ての自治体の支援担当窓口へ直接コンタクト	①8月17日済 ②9月1日 ③9月1日 ④8月17日～	①福岡県庁、福岡市役所へは告知依頼済。各担当セクションより資料の郵送を行っていただく。 ②当団体の後方支援をしてくれている団体へ情報共有。参加者の声がけを依頼。 ③スタッフ募集を同時に行いながら、②と同様の告知を行う。 ④福岡県庁から、再再度になる告知を実施していただいた。 →自治体からの封書により、本事業の支援対象者外の方への告知に力を入れる事ができる。今回も、自治体からの封書により支援対象者以外の方の参加が1名あり、もう1名は電話対応ではあったが、ニュースレター希望として次回よりリストに組み入れる。他団体との連携は、あまり影響がなく無意味である事が今回判明したため、次回からは自治体との取り組みに力を入れて告知を試みる。
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①市民ネット主催の個別相談会で告知 ②大牟田市で開催されている「お茶っこ交流会」で告知	①8月25日 ②9月7日	①12日、13日の個別相談会への参加を、周囲のお友達などへお知らせいただくよう依頼。 ②お茶っこの会主催者へ、個別相談会開催の告知を依頼、告知していただいた。 →当団体の主催する会での告知は有効だが、他団体主催の交流会等ではあまり良い効果生まれな事が判明。次回は告知方法を再検討する必要があると考える。
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①県庁の福祉課へ行けばチラシがもらえるように担当者へ依頼。 ②県のボランティアセンターにてチラシを設置。 ③各自治体の市役所等へのチラシの設置を県庁へ依頼。	①8月17日 ②9月1日 ③8月17日	①、②、③ともにチラシの再配架を依頼、実施。 →チラシの配架は実施できたが、そもそも避難者が公共施設へ相談に来るケースが皆無の状態。また、公共施設はチラシの配架だけなので、効果測定もできない。 但し、次回以降もチラシ配架は続ける予定。
5	個別訪問、個別連絡 【個別訪問】 ・地域:福岡市、北九州市 ・人数:8世帯 【個別連絡】 ・地域:春日市、久留米市、大川市 ・人数:4世帯	8月17日～	個別訪問実施。 個別相談会への参加誘致の目的で個別訪問。 福岡市にて6世帯実施、北九州市で2世帯実施。 別途、4世帯へ個別連絡を実施し、周囲の方にも告知いただくよう依頼。 →今回の交流会兼個別相談会の参加者のほとんどが、ロコミによる参加であった。 避難者同士のコミュニティがある程度成熟している様子で、次回は複数のコミュニティに告知を行う。
6	福岡県外への団体、行政へも団体SNSを用いて告知。	8月17日	SNSでは継続的に告知実施、県外の支援団体へはチラシ配布を行い告知依頼。 →交流会への参加という効果はk帯できないが、個別の問い合わせは増えた。 本事業対象外なので報告には入れていないが、個別に相談連絡のあるケースが少し増加した。

## 北海道(9/21開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	8月28日	実施済み →今回はこれまでよりもニュースレターを見て申し込まれた方が多く、再送案内チラシにより参加申込みされた方もいた。 避難者14人中6人が初参加。
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①団体機関紙・HPへの説明会情報の掲載 ②支援団体のフェイスブックに掲載依頼 ③支援団体運営のメーリングリスト(避難者の方々が登録)に告知メールの配信依頼 ④札幌市内支援団体を通して周知・広報	①9月1日 ②9月1日 ③9月1日 ④9月1日～	① 8月28日に実施 ②、③、④ 下記の団体に周知依頼。 みちのく会、北海道NPO被災者支援ネット、(N)みみをすますプロジェクト、チームOK、 むくどりホーム、(N)福島の子どもたちを守る会・北海道、みちみち種や、 雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」 →メーリングリストでお誘いいただき、参加につながった。
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①避難者対象のイベント(芋掘り) ②避難者の集まる会合 ③支援団体主催お茶会	①8月29日 ②9月4日 ③9月13日	①、②、③それぞれ順次実施。ひとり一人に手渡し。 →親子で参加申込があった。
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①札幌エルプラザ公共4施設の2F市民活動サポートセンターの展示コーナーに配架依頼 ②札幌市地下歩行空間に配架依頼	①8月28日 ②8月28日	①9月2日に実施 ②9月2日に実施
5	個別訪問、個別連絡【札幌】 【個別訪問】 ・地域:桜台地区 ・人数:22世帯 【個別連絡】 ・地域:札幌市内。過去の支援情報説明会参加者等へ電話で案内 ・人数:約21世帯	9月7日～	【個別訪問】 雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」代表を通じて周知・広報していただいた。  【個別連絡】 10世帯にDM、電話等で実施。
6	避難者の方々が多く居住されている団地の掲示板に案内チラシの拡大コピー版を掲示	9月1日	9月4日に実施
7	避難者家族と接点のある子育て支援、まちづくり、フリースクール、保養支援等の活動を行っている市民活動団体へ説明会案内チラシを送付して周知依頼。	8月28日	2の団体と重複。 →声かけもしていただき、参加申込みにつながった。
8	福島県北海道事務所へ案内チラシを送付し、周知依頼	8月28日	実施→福島県北海道事務所から1人参加
9	交通費補助 各個人に対しての交通費補助は行わないが、公共交通機関最終利用地から会場まで徒歩は不可能。人の運搬について、参加者数等によりタクシー又はレンタカー等、何らかの対処法を考慮する必要がある。	当日	今回の企画に協力していただいたNPO法人福島の子どもたちを守る会・北海道のボランティアの方に、バス停から会場までの送迎をお願いすることができた。 参加者の方には交通費補助を行った。(ガソリン代、公共交通機関料金) →参加者のほとんどの方は交通費補助に恐縮されていた。 申込みの方へ交通費について連絡するなかで、その他の話も聞くことができた。

## 新潟県(9/29開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	9月17日	実施済:当初のニュースレター同送時から開催まで日数が空いていたためリマインドとして対象全世帯に再発送。
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①新潟市から避難者への情報発送便8月	①8月28日	新潟市から避難世帯への定期郵送物の中に案内を同封。新潟市内の550世帯への告知ができた。(なお、予定していた9月発送分については新潟市の発送日が30日となり同封できず)
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ふりっぶはうす(新潟市)でのチラシ設置配布	8月1日～	実施済み: →ふりっぶはうすでの対面でのチラシ配布は効果的で、特に、今回はワークショップという形式であったため、参加を躊躇していた方についても、対面で内容を説明することで、参加につなげることができた
4	公共施設等への案内チラシの設置		これまで、公共施設への設置は効果が薄かったため、今回は設置を見送り、新潟市以外の地域で避難当事者活動を行っているグループ等に対し、会の案内を行った。 →その結果、1名の参加があったため、一定の効果があったものと思われる。
5	個別訪問、個別連絡 【個別訪問】 ・地域:新潟市および隣接市町 ・人数:100世帯	8月1日～	郡山市事業として弊社団で実施している郡山市からの避難者を対象とした訪問支援事業の中で、本事業の紹介を約100世帯訪問して実施。 →ニュースレター購読者と重複している世帯も多かったが、郵送物等では申し込み忘れや、見逃していた方などがいたため、直接会話でリマインドできた点で、効果があったものと思われる。

表 1-10 参加促進のための広報計画と実施結果（12月開催）

福岡（12/5開催）			
番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	①11月24日	発送済、返信や問い合わせは特になし。
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①福岡県庁経由による各自治体、避難者への告知を依頼。 ②当団体と関わりのある団体に説明会開催案内及び過去の説明会の概要を紹介 ③他団体を説明会運営メンバー補助として募集。応募団体を通じて周知を拡大。 ④福岡県内の全ての自治体の支援担当窓口へ直接コンタク	①11月20日 ②11月20日 ③11月24日 ④11月24日	①11月20日依頼済。 →福岡県庁より、どうしたら効果的に告知できるか相談あり。市町村単位での協力も不可欠であると結論。 ②11月20日実施済。 →反応としては、あまり良い回答は得られなかった。避難者の要望が通らない会には参加したくないという声もあった。 ③11月24日実施済。 →依頼に対して応募はゼロであった。今回は参加人数も少なく、スタッフが少人数で良かったため、問題なかった。 ④11月24日実施済。 →窓口へコンタクトはとったものの、やはり受け身の状態である事から、効果的な告知を行うにあたっては、もう一工夫必要と感じた。
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内（チラシを配布） ①市民ネット業務の個別相談で都度告知 ②大牟田市で開催されている「お茶っこ交流会」で告知	①随時 ②11月20日	①随時 ②11月20日 →前回に引き続き、当会での個別相談の際に告知する事は有効（一名参加）であったが、他団体の交流会ではそもそも告知をお願いしても、実際は有効な告知をしていただけていなかった事が分かったため、今回はスタッフが一名参加して告知した。しかし、会場が遠いため参加には繋がらなかった。
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①県庁の福祉課へ行けばチラシがもらえるように担当者へ依頼。 ②県のボランティアセンターにてチラシを設置。 ③各自治体の市役所等へのチラシの設置を県庁へ依頼。	①11月20日 ②11月24日 ③11月20日	①11月20日実施済 ②11月24日実施済 ③11月20日実施済 →チラシの配架は問題なく毎回出来ているが、やはり窓口に来る避難者はほぼ居ないという状況。問合せは一件あったが、支援者からの問合せであった。
5	個別連絡、個別訪問 【個別訪問】 ・地域：福岡市、北九州市 ・人数：6世帯 【個別連絡】 ・地域：春日市、久留米市、大川市 ・人数：6世帯	11月24日～	福岡市、北九州市にて合計6世帯実施、それ以外で6世帯実施。 →参加に繋がった先は一件も無いが、説明会に対する避難者が抱くイメージがヒアリングできた。過度な期待を持っている避難者が多い事、復興庁管轄の事業では避難者が行けば要望が通ると思っていた、という声など、結局は思惑が通らないのであれば行く必要も無い、という判断になる傾向があった。
6	福岡県外への団体および避難者、行政へ直接告知。	①11月24日	実施済。 →熊本の支援団体、当事者団体の反応が良かった。資料なども共有させてほしいという事で、可能な範囲で資料の共有を行った。

## 東京(12/12開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	①11月19日	<b>11/19に発送済。</b>
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①中野区社会福祉協議会の「こらっせ白鷺」にてチラシ配布を依頼 ②板橋区の支援団体「コスモス会」の茶話会でのチラシ配布を依頼 ③鷺宮都営住宅自治会こども会でのチラシ配布依頼 ④西東京市「まぼろば会」にてチラシ配布依頼	①11月5日 ②11月5日 ③11月5日 ④11月5日	①11月5日依頼・送付実施済 <b>→チラシをみて避難指示区域の方ではあるが申込あり。</b> ②11月5日依頼・送付実施済 ③11月5日依頼・送付実施済 ④11月5日依頼・送付実施済
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①町田市「東北の絆FMI会」でチラシ配布と依頼 ②江東区「東雲サロン」にてチラシ配布	①11月4日 ②11月6日	①11月4日実施済 ②11月6日実施済 <b>※顔の見える方にご案内し、お誘いをお願いしたが今回は申込なし。</b>
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①江東区児童・高齢者複合施設「グランチャ東雲」にチラシ設置を依頼	①11月6日	①11月6日電話依頼、チラシ送付済 その他の公共施設はあまり効果が見込めないため見送り。 <b>※問合せなく効果につながっているか不明。</b>
5	個別連絡 【個別連絡】 ・地域: 中野区、新宿区、江東区、江戸川区、板橋区、千代田区、立川市、杉並区、目黒区 ・人数: 179世帯対象	11月18日～	電話連絡を実施予定 (電話番号ありのNLリストから当団体のリストと重複する世帯を除いた数: 89件、当団体のリスト90件) ※上記のほか当団体のリストで埼玉・千葉の世帯が22件あり、ここにも連絡予定 <b>→上記リスト全件に電話連絡を12/14まで実施(不在、留守電あり)。 うち申込み13名。(都内自主12名、他県自主1名) 日程の都合で欠席のケースも多かったが、参加しようか迷っている方(1割程) には内容をご説明でき、参加に繋がった方がいた。</b>
6	ホームページ等での情報発信 ①本事業のサイト <a href="http://h-aid.jp/recon_top.php">http://h-aid.jp/recon_top.php</a> ②Facebook <a href="https://www.facebook.com/events/1662621084023306/">https://www.facebook.com/events/1662621084023306/</a>	①11月6日 ②11月6日	①掲載済 ②掲載済



## 山形(12/13開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	11月27日	11月27日 発送完了(217世帯) (内9名参加) いつもより多くの申し込みを頂いた。理由はわからず。
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①自治体からのDMIにて送付 (山形市450部、天童市80部、上市市30部、長井市40部、酒田市87部、鶴岡市90部 依頼) ②山形県の避難者向けメルマガに掲載依頼 ③支援者のつどいにて各支援団体へ周知協力依頼	①11月13日～ ②11月16日 ③11月25日	①各自治体DM 計777部に同封 (内18名参加) ②11月16日 メルマガ掲載依頼。11月25日発行。(内6名参加) ③11月25日 実施 山形市内の広報を巡回訪問からDMIに変更。説明会自体への初参加者が多く、目に見える成果が上がった。
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①寒河江市内のサロンにて直接案内 ②伊達市相談会にて直接案内 ③りとる福島(避難者団体)イベントにて直接案内	①11月19日 11月26日 12月3日 ②11月中 ③11月中	①11月19・26日、12月3日 実施。のべ15名に案内。(内2名参加) 直接的な対話の中で、会場までの交通手段等の相談等に応えられたことで、初参加者の参加促進につながった ②11月27日 実施。 ③12月6日 実施。
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①復興ボランティア支援センターやまがたへ設置 20部 ②山形市避難者交流センター 30部 ③米沢市において 避難者交流センター 20部	11月13日	①11月13日 20部 設置。 ②11月19日 30部 設置。 ③11月26日 20部 設置 (内2名参加) おいでは積極的に宣伝していただいたようで、相乗効果があがったと思う。(米沢市から3名参加)
5	個別訪問、個別連絡  【個別訪問】 ・地域: 寒河江市、南陽市、高島町 ・人数: 80世帯、40世帯、40世帯  【個別連絡】 ・地域: 山形市他(今年度説明会参加者に直接勧誘) ・人数: 約20世帯	11月17日～	①個別訪問: 160世帯 ②個別連絡: 20世帯 (内2名参加)
6	ホームページ等での情報発信 ①トップページに説明会情報へのリンクを掲載。説明会・交流会のご案内に詳細・チラシを掲載。	11月6日	①11月6日 ホームページにチラシ掲載。(内1名参加) 当社のHPリニューアルの効果が上がったと思われる。 ②12月3日 復興ボランティアセンターのサイトに情報掲載。
7	避難者向けサロンへの案内チラシの設置 ・子ども未来広場・ままカフェ@home・福山ひろば 計50部	11月19日	11月19日 子ども未来広場 30部 (内1名参加)、ままカフェ@home 10部、福山ひろば 10部 設置。 ままカフェ@home、福山ひろばは、最近では避難者の利用が少ないとのことで効果が薄かった。



## 北海道(12/13開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	11月30日	11月30日実施
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①団体機関紙への説明会情報の掲載 ②支援団体運営のメーリングリスト(避難者の方が登録)に告知メール配信依頼 ③支援団体のフェイスブックに掲載依頼 ④札幌市内及び近郊支援団体を通して周知・広報依頼	①11月30日 ②～④ 11月13日	②～④ 下記の団体に依頼 北海道NPO被災者支援ネット、(N)福島の子どもたちを守る会・北海道、(N)余市教育福祉村、(一社)北海道アシスト協会、みちのく会、雇用促進住宅桜台宿舎自治組織「桜会」
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①11月29日福島県主催の説明会	①11月29日	①11月29日福島県主催説明会参加者に直接手渡しで配付
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①札幌エルプラザ公共4施設の2F市民活動サポートセンターの展示コーナーに配架依頼 ②札幌市地下歩行空間に配架依頼	①11月13日 ②11月13日	①、② 11月13日実施済み
5	個別連絡、個別訪問 【個別連絡】 ・地域: 桜台地区 ・人数: 22世帯  【個別訪問】 ・地域: 札幌市内。過去の支援情報説明会参加者等へ電話で案内 ・人数: 10世帯	11月13日～	【個別訪問】 雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」代表を通じて周知・広報していただいた。 →複数の方が何度も繰り返しMLで告知してくださった。また、開催日直前まで避難者の方々がお互いに声をかけあってくださり、事前申し込みなしの参加者につながった。結果、事前申し込み参加者14人、当日参加者14人、合計28人の参加となった。  過去参加者19世帯へDM発送と電話かけ 11/20～ →DM発送した方2人から参加申込みがあった。
6	ホームページ等での情報発信 ・団体HPへの説明会情報の掲載	11月18日	11月18日実施済み
7	避難者の方々が多く居住されている団地の掲示版に案内チラシの拡大コピー版を掲示依頼	11月13日	11月13日 案内チラシの拡大版を届けて依頼済み
8	避難者家族と接点のある子育て支援、まちづくり、フリースクール等の活動を行っている市民活動団体へ説明会案内チラシを送付して周知依頼。	11月13日	11月13日下記の団体に依頼 むくどりホーム、(N)訪問型フリースクール「漂流教室」、(N)子育て支援ワーカーズ、(N)子育て支援ワーカーズブチトト
9	福島県北海道事務所へ案内チラシを送付し、周知依頼	11月26日	11月20日実施。 →2人が参加され、当方から積極的な発言を促したことから、福島県北海道事務所が避難者にとって有効な存在となった。
10	交通費	当日	最寄の地下鉄、JR駅から会場までの送迎を実施する予定。 →2人の送迎を実施。

## 新潟(12/17開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	①12月2週	12月4日に対象約200世帯に郵送
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①新潟市からの定期郵送物に同封 ②新発田市はびらボ(当事者団体)への情報提供 ③福島県新潟駐在および復興支援員への情報提供	①11月末 ②12月2週 ③11月末	①FLIP NEWSLETTERというかたちで新潟市内の避難者約600世帯(支援対象者に限らない)に案内告知実施 ②新発田市の当事者団体への情報提供(結果、2名の参加) ③福島県新潟駐在ならびに復興支援員の出席あり
3	個別連絡、個別訪問 【個別連絡】 ・地域:新潟県全域(郡山市からの避難者対象) ・人数:70世帯程度	11月5日～	不在等もあったが、約70世帯を訪問の上、対面での情報提供ならびにポスティング実施
4	ホームページ等での情報発信 ①団体ホームページでの告知	①11月末日	団体HP上での告知(ニュースレターHP掲載とあわせて実施)

## 岡山(12/20開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	案内チラシ再発送	①12月3日	早いうちに定員に達してしまったため、チラシの再送付は実施しなかった(代わりにNo.5の個別連絡を実施)。
2	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①岡山県からのチラシ郵送(送付日時確認中) ②子ども未来・愛ネットワークのメーリングリスト ③おいでんせえ岡山のメーリングリスト ④よりはぐプロジェクトのメーリングリスト ⑤さよなら原発ママババ美作ネットワークのメーリングリスト ⑥ほっと岡山のメーリングリスト	①11月27日 ②11月20日、25日 ③11月24日 ④11月24日 ⑤11月24日	①11月26日に岡山県からチラシを発送。「 <b>チラシを見て</b> 」と連絡があった方が多かった。 ②11月29日子ども未来・愛ネットワークメーリングリスト(約380名登録)にて告知。 ③12月2日おいでんせえ岡山のメーリングリストで周知。 ④と⑤は申し込みが多かったため、実施せず。④の方には復興庁の説明に向け、質問を募った。 ⑥12月1日ほっと岡山のメーリングリストで構成団体からの広報を依頼。
3	避難者の集まるイベント・会合等の場で案内(チラシを配布) ①なちゅはぐ(倉敷の支援団体の支援拠点) ②夢カフェ(子ども未来・愛ネットワークの交流会) ③夕方市(おいでんせえ岡山の交流会)	①11月27日 ②10月9日、11月13日、12月18日 ③11月20日	①11月27日になちゅはぐの団体にチラシを渡した。 ②10月9日、11月13日の夢カフェで告知。 <b>2人が参加希望</b> とのこと。 ③夕方市にチラシを持参する予定の者が体調不良のため、持参できず。
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①ウイズセンター ②ゆうあいセンター	①11月24日 ②11月24日	早いうちに定員に達してしまったため、実施しなかった。
5	個別連絡、個別訪問 【個別連絡】 ・地域:岡山市、笠岡市の電話番号がわかる方への電話 ・4世帯  【個別訪問】 ・地域:岡山市、玉野市、久米南町など(調整中) ・10世帯程度(調整中)  訪問先・訪問日時などを調整中。訪問が決定したのは岡山市、玉野市、久米南町の6世帯。  ※ 今回、午前中に同会場で子ども未来・愛ネットワークのクリスマス会を開催すると、岡山市での開催のため、通常の交流会に比べて参加者が多くなると予測される。	11月12日～11月24日	【個別連絡】 ・11月8日に事業対象者のうち、申し込みをいただいていない方に電話で連絡。8名の方は電話が繋がらず、4名の方は仕事などの予定があり、参加できないとのこと。 ・11月12日郡山市からの避難者に個別に連絡済み  【個別訪問】 ・11月12日と11月19日に岡山市の方、11月24日久米南町の方に対して、子ども未来・愛ネットワークの個別訪問の折にお知らせ済。 <b>11月19日にお知らせした岡山市の方が参加</b> された。
6	ホームページ等での情報発信 ①岡山NPOセンターのホームページ ②ほっと岡山のホームページ	①11月25日 ②11月24日 ③11月29日	①11月5日に前倒しで実施。 ②11月20日に前倒しで実施。

## 沖縄(12/20開催)

番号	実施項目	実施予定日	実施結果
1	「福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会」会員(約323名)への周知・広報(メール送信)	11月20日	案内済み
2	沖縄じゃんがら会宮古支部より宮古島市内の関連団体へ周知 ①宮古島市役所 ②宮古島市社協 ③その他支援団体等関連団体へ周知	11月24日～	11月24日～案内済み <b>宮古島市社協、役所からの参加があった</b>
7	沖縄じゃんがら会宮古支部より宮古島在住避難者へ周知 【個別連絡】 ・地域:宮古島市 ・人数:約7世帯	11月24日～	11月24日～避難世帯7家族に案内済み <b>参加者のほとんどが個別で連絡した方だった</b>
3	地元自治体や支援団体等を通じた避難者への周知 ①沖縄県から県内在住の避難者へ周知 ②県内市町村社協へメール周知(41市町村社協) ③県内中間支援組織(おきなわ市民活動支援会議)へ案内	①11月24日 ②11月20日 ④11月27日	周知済み
4	公共施設等への案内チラシの設置 ①糸満市市民活動支援センター ②沖縄県ボランティア市民活動支援センター ③なは市民活動支援センター ④宮古島市社会福祉協議会 ⑤宮古島市町役場 ⑥宮古島市中央公民館	①11月24日 ②11月30日 ③11月19日 ④11月25日～ ⑤11月25日～ ⑥11月25日～	①11月24日:設置済み ②11月25日:設置済み ③11月19日:設置済み ④、⑤、⑥:25日～案内・設置済み <b>今回は、宮古島での開催のため、公共施設のチラシを見て参加された方は少なかったが、県内での開催周知としては有効だった。</b>
5	ホームページ等での情報発信 ①「まちなか研究所わくわく」ホームページ&フェイスブック掲載 ②「福島避難者のつどい 沖縄じゃんがら会」ホームページ&フェイスブック掲載 ③「避難者サポートステーション沖縄」ホームページ掲載 ④県ボランティア市民活動支援センター メルマガ掲載	①11月19日 ②11月24日 ③11月5日 ④11月25日	①11月19日掲載済み ②11月24日掲載済み ③11月5日掲載済み ④11月25日掲載済み
6	まちなか研究所わくわくのメルマガ配信で会員へ案内	11月27日	11月27日配信済み

(2) 開催結果

1) 支援情報説明会・交流会の参加者数

支援情報説明会・交流会の参加者数は、下表のとおりである。

表 1-11 支援情報説明会・交流会の参加者数（人）

		北海道	山形県	東京都	新潟県	京都府	岡山県	福岡県	沖縄県	合計
6,7月	説明会	21	16	17	39	18	8	9	33	161
	交流会	21	15	17	36	18	8	9	33	157
	計 <sup>※1</sup>	42	31	34	75	36	16	18	66	318
9月	説明会	14	7	12	14	21	5	6 <sup>※3</sup>	14	93
	交流会								—	0
	計 <sup>※1</sup>	14	7	12	14	21	5	6	14	93
12月	説明会	25	37	14	24	11	8	2	5	126
	交流会								—	0
	計 <sup>※1</sup>	25	37	14	24	11	8	2	5	133
合計	説明会	60	60	43	77	50	21	17	52	380
	交流会	21	15	17	36	18	8	9	33	157
	計 <sup>※1</sup>	81	75	60	113	68	29	26	85	537

※1 延べ人数



※2 説明会、交流会の参加者数が合計数で出ている場合は、自主企画による特設相談会、意見交換会、ワークショップ等への参加者数。右端の合計値は、説明会参加者数として加算。

※3 2都市で開催。参加者数は2都市の合計。

※4 参加者数は、支援対象者のみ。

2) 6月・7月支援情報説明会・交流会



表 1-12 6月・7月支援情報説明会・交流会の概要

開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
東京都	平成27年6月21日（日） 説明会 13時45分～15時55分 交流会 16時05分～16時45分 	損保会館 小会議室404 (千代田区神田淡路町二丁目9番地)	<b>避難元自治体からの情報提供</b> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 課長 松本 雅昭氏 <b>有識者による講演</b> ○心が元気になるために 日本医科大学特任教授 海原 純子氏 <b>交流会</b>	説明会 30名 (支援対象者:17名)  交流会 30名 (支援対象者:17名)
新潟県	平成27年7月1日（水） 説明会 10時30分～12時30分 交流会 12時40分～14時 	デンカビッグスワンスタジアム 大会運営室4A (新潟市中央区清五郎67-12)	<b>避難元自治体からの情報提供</b> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主幹 菊池 輝夫氏 <b>有識者による講演</b> ○心が元気になるために 日本医科大学特任教授 海原 純子氏 <b>交流会</b>	説明会 40名 (支援対象者:39名)  交流会 37名 (支援対象者:36名)

開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
岡山県	平成27年7月5日（日） <u>説明会</u> 10時30分～12時35分 <u>交流会</u> 12時35分～13時55分 	玉島市民交流センター会議室1 (倉敷市玉島阿賀崎1-10-1)	<u>避難元自治体からの情報提供</u> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主任主査 庄子 裕直氏 主事 本田 幸太郎氏 <u>避難先自治体からの情報提供</u> ○倉敷市における避難者支援について 倉敷市防災危機管理室 次長 井根 功一氏 <u>有識者による講演</u> ○よりそいホットラインの広域避難者の相談から よりそいほっとライン事務局長 遠藤 智子氏 <u>交流会</u>	説明会 14名 (支援対象者:8名)  交流会 14名 (支援対象者:8名)
京都府	平成27年7月8日（水） <u>説明会</u> 10時30分～12時40分 <u>交流会</u> 12時40分～14時 	西本願寺 聞法会館 1階和室 (京都市下京区堀川通花屋町上ル)	<u>避難元自治体からの情報提供</u> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主幹 菅野 健一氏 主査 岩村 耕二氏 主査 山崎 薫 氏 <u>避難先自治体からの情報提供</u> ○京都府の支援状況について 京都府府民生活部 防災原子力安全課 被災地応援担当課長 四方 浩氏 <u>有識者による講演</u> ○心が元気になるために 日本医科大学特任教授 海原 純子氏 <u>交流会</u>	説明会 21名 (支援対象者:18名)  交流会 21名 (支援対象者:18名)



開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
福岡県	平成27年7月9日（木） <u>説明会</u> 10時30分～12時30分 <u>交流会</u> 12時40分～14時 	博多バスターミナル9階 ホール4 （福岡市博多区博多駅中央街2-1）	<u>避難元自治体からの情報提供</u> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福岡県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主任主査 小田倉 功氏 主事 宗方 尚子氏 <u>避難先自治体からの情報提供</u> ○福岡県における支援情報について 福岡県福祉労働部福祉総務課企画班 事務主査 岩熊 正樹 氏 <u>有識者による講演</u> ○ふるさと・福島への想いと願い～なすびなりの応援の形～ 福岡県あつたかふくしま観光交流大使 なすび氏 <u>交流会</u>	説明会 13名 （支援対象者:9名）  交流会 13名 （支援対象者:9名）
北海道	平成27年7月11日（土） <u>説明会</u> 11時15分～14時 <u>交流会</u> 14時～15時 	アルテピアッツァ美唄 （美唄市落合町栄町）	<u>避難元自治体からの情報提供</u> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福岡県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主幹 菅野 健一氏 主査 大淵 晋助氏 主事 森谷 俊雄氏 <u>復興庁からの情報提供</u> ○子ども被災者支援法基本方針について 復興庁 参事官 佐藤 紀明氏 <u>避難先自治体からの情報提供</u> ○北海道の支援状況について 北海道総合政策部人口減少問題対策局地域政策課 集落・地域活力担当課長 内藤 智之氏 北海道総合政策部人口減少問題対策局 地域政策課道外被災地支援グループ 主幹 塚田 みゆき氏 <u>有識者による講演</u> ○ふるさと・福島への想いと願い～なすびなりの応援の形～ 福岡県あつたかふくしま観光交流大使 なすび氏 <u>交流会</u> ※終了後、受託事業者独自の取組として 15 時～16 時にアルテピアッツァ美唄ガイドツアーを実施	説明会 23名 （支援対象者:21名）  交流会 23名 （支援対象者:21名）






開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
山形県	平成27年7月12日（日） <u>説明会</u> 10時45分～12時35分 <u>交流会</u> 12時45分～14時30分 	山形市保健センター 説明会：視聴覚室 交流会：ふれあいの間（和室） （山形市城南1-1-1 霞城セントラル3F）	<u>復興庁からの情報提供</u> ○子ども被災者支援法基本方針について 復興庁 参事官 佐藤 紀明氏 <u>避難元自治体からの情報提供</u> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主幹 菊池 輝夫氏 主幹 菅野 健一氏 主査 高野 真人氏 <u>有識者による講演</u> ○心が元気になるために 日本医科大学特任教授 海原 純子氏 <u>交流会</u>	説明会 17名 （支援対象者:16名）  交流会 16名 （支援対象者:15名）
沖縄県	平成27年7月12日（日） <u>説明会</u> 13時30分～15時25分 <u>交流会</u> 15時30分～16時25分 	沖縄県市町村自治会館 4階 大会議室 （沖縄県那覇市旭町116-37）	<u>復興庁からの情報提供</u> ○子ども被災者支援法基本方針について 復興庁 企画官 清水 久子氏 <u>避難元自治体からの情報提供</u> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 課長 松本 雅昭氏 主任主査 桃井 茂樹氏 <u>有識者による講演</u> ○ふるさと・福島への想いと願い～なすびなりの応援の形～ 福島県あつたかふくしま観光交流大使 なすび氏 <u>交流会</u>	説明会 37名 （支援対象者:33名）  交流会 37名 （支援対象者:33名）



3) 9月支援情報説明会・交流会の概要

表 1-13 9月支援情報説明会・交流会の概要

開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
岡山県	平成27年9月5日（土） ワークショップ 13時～15時30分 	津山市衆楽園 迎賓館 (岡山県津山市山北628)	<b>交流会及びワークショップ</b> ○交流会、相談ブースでの個別相談（キャリアカウンセラー、弁護士）を行ったあと、心とからだを見つめるワークショップを開催	ワークショップ 24名 (支援対象者:5名)
沖縄県	平成27年9月6日（日） 説明会 13時30分～15時 	うるま市立石川地区 公民館 ホール (沖縄県うるま市石川曙2-1-52)	<b>復興庁からの情報提供</b> ○子ども被災者支援法基本方針について 復興庁 企画官 清水 久子 氏 <b>避難元自治体からの情報提供</b> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福島県企画調整部避難地域復興局 次長 久能 祐二氏 福島県企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 主任主査 庄子 裕直氏 主査 吉田 勝敏氏 主査 山崎 薫氏 <b>避難先自治体からの情報提供</b> ○県民会議における支援情報について 沖縄県知事公室防災危機管理課防災危機管理班 主任 宮城 雄一氏  ※終了後、受託授業者独自の取組として、15:15～16:30 にクリスタルボウル演奏会及び交流会を実施	説明会 20名 (支援対象者:14名)



開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
京都府	平成27年9月12日（土） 講演会 10時30分～11時45分 説明会 13時～13時20分 相談会 13時20分～15時 	聞法会館会館 3階 多目的ホール (京都市下京区堀川通花屋町上ル西本願寺北)	<b>講演会</b> ○人間復興～二地域居住のススメ～ 関西学院大学災害復興制度研究所顧問 山中 茂樹氏 <b>支援情報説明会</b> ○帰還・生活再建に向けた総合的な支援策（新規・重点施策）について 福島県 企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 主幹 菅野 健一 氏 主任主査 桃井 茂樹 氏 主査 高野 真人 氏 主査 山崎 薫 氏 <b>相談会</b> ○行政関係者との意見交換ブース、個別相談コーナーで個別相談を実施	交流会 25名 (支援対象者:21名)
東京都	平成27年9月12日（土） 交流ワークショップ 12時30分～14時30分 	からきだ菖蒲館 2階ホール (東京都多摩市鶴牧6-14)	<b>交流ワークショップ</b> ○交流イベント「こっちゃ来たらしいべえ」と同時開催で「ハートを元気にするワーク」(ワークショップ)、「クッキング教室」を実施	交流ワークショップ 79名 (支援対象者:12名)



開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
福岡県	<p>平成27年9月12日（土）福岡市  <u>説明会</u> 10時30分～11時30分  <u>交流会・相談会</u> 12時～15時</p> <p>平成27年9月13日（日）北九州市  <u>説明会</u> 10時30分～11時30分  <u>交流会・相談会</u> 12時～15時</p> 	<p>福岡市会場            市民ネット常設交流スペース            （福岡市東区箱崎1-20-1）</p> <p>北九州市会場            小倉興産KMMビル            4階特別会議室            （北九州市小倉北区浅野2-14-1）</p>	<p><b>支援情報説明会</b>            ○各種支援情報の個別説明（ニュースレターの資料に沿った説明を実施）            市民ネットスタッフ</p> <p><b>避難者交流会および個別相談会</b>            ○弁護士、医師等の無料相談窓口を設置し相談会を実施。</p>	<p>特設相談会            11名            （支援対象者:6名）</p>
山形県	<p>平成27年9月20日（日）  <u>特設相談会</u> 13時30分～16時</p> 	<p>寒河江市「ひなん者交流広場」            （寒河江市本町2-8-3            フローラ・SAGAE 1F）</p>	<p><b>特設相談会</b>            ○寒河江祭りの日に、寒河江市の設置している避難者情報スペースを借用し、相談ブースを設置し、相談会を実施。</p>	<p>特設相談会            7名            （支援対象者:7名）</p>

開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
北海道	平成27年9月21日（月） <u>交流イベント</u> 10時～12時 	NPO法人 福島の子どもたちを守る会 北海道保養所「かおりの郷」 (札幌市南区砥山188-2)	<u>交流イベント</u> ○福島の保育所に通う子どもたちとその母親たち家族を受け入れ自然体験活動を行う、保養施設「かおりの郷」(運営者：NPO 法人福島の子どもたちを守る会北海道)における企画に合わせて、北海道への自主避難者家族に同施設来てもらい、ふれあいイベントを実施。	交流イベント 14名 (支援対象者:14名)
新潟県	平成27年9月29日（火） <u>ワークショップ・交流会</u> 10時30～14時 	デンカビックスワンスタジアム 大会運営室 (新潟市中央区清五郎67-12)	<u>支援情報説明会</u> ○福島県の今後の避難者支援施策について 福島県 企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 主幹 菅野 健一 氏 主事 清水 一平 氏 <u>ワークショップ・交流会</u> ○帰還、定住を問わず、今後の生活設計のために課題や懸念事項を抽出し、国や自治体に求める支援施策を明確にするワークショップを実施。	ワークショップ・ 交流会 14名 (支援対象者:14名)

4) 12月支援情報説明会・交流会の概要

表 1-14 12月支援情報説明会・交流会の概要



開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
福岡県	平成27年12月5日（土） 支援情報・個別相談会 10時30分～15時	 一般社団法人市民ネット 事務所内・交流スペース (福岡県福岡市東区箱崎1-20-1)	<b>支援情報・個別相談会</b> ○各支援情報の個別説明後、交流会および専門職（弁護士、医師等）の相談員による個別相談会。	支援情報・個別相談会 2名 (支援対象者:2名)
京都府	平成27年12月6日（日） 説明会 10時30分～12時 交流会 12時～13時 個別相談・交流会 13時～14時	 開法会館会館 3階 多目的ホール (京都市下京区堀川通花屋町上ル西本願寺北)	<b>復興庁からの情報提供</b> ○子ども被災者支援法基本方針について 復興庁 参事官 柴沼 雄一朗氏 <b>避難元自治体からの情報提供</b> ○災害救助法による仮設住宅の供与について 福島県 企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 主幹 菊池 輝夫氏 主幹 菅野 健一氏 主査 岩村 耕二氏 (大阪駐在) 主査 山崎 薫 氏 <b>避難先自治体からの情報提供</b> ○自主避難者に係る住宅支援について 京都府府民生活部 防災原子力安全課 被災地応援担当課長 四方 浩氏	説明会・交流会・個別相談交流会 18名 (支援対象者:11名)

開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
東京都	平成27年12月12日（土） ワークショップ 11時～12時30分 	アサヒビールアネックスビル3階 レストランハーモニック (東京都墨田区吾妻橋1-23-36)	<b>交流ワークショップ</b> ○今後の帰還・定住など、支援に関する情報 福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主幹 菊池輝夫 氏 東京都復興支援対策部都内避難者支援課 課長補佐(都内避難者支援主査) 川崎 邦昭 氏 進行：医療ネットワーク支援センター 理事長 人見 祐 氏	交流ワークショップ 29名 (支援対象者:14名)
山形県	平成27年12月13日（日） 説明会 10時30分～12時 交流会 12時～15時 	山形県生涯学習センター 遊学館2階 第5研修室 (山形県山形市緑町1丁目2-36)	<b>復興庁からの情報提供</b> ○子ども被災者支援法基本方針について 復興庁 参事官 柴沼 雄一朗氏 <b>避難元自治体からの情報提供</b> ○今後の支援について 福島県 企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 課長 松本 雅昭 氏 主任主査 庄子 裕直 氏 主査 横澤 昌寛 氏 (山形駐在) 主任主査 中木 秀夫 氏 (山形駐在) 主事 栗山 光 氏 <b>昼食・交流会</b> <b>みんなで一緒にクリスマス会</b>	説明会・交流会 40名 (支援対象者:37名)







開催地	開催日	開催場所	プログラム	参加者数等
岡山県	平成27年12月20日（日） <u>ワークショップおよびミニ講演会</u> 12時～15時30分	 ゆうあいセンター 大会議室・研修室 (岡山県岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ2F)	<u>支援情報説明及び対話</u> ○復興庁からの支援情報説明と対話 復興庁 参事官補佐 落合 克彦 氏 参事官補佐 納富 史仁 氏 福島復興局 次長 岸本 道弘 氏  <u>個別相談会、ワークショップ、ミニ講演会</u>	説明会 15名 (支援対象者:8名)
沖縄県	平成27年12月20日（日） <u>説明会</u> 13時30分～14時45分 <u>交流会</u> 15時～16時	 宮古島市中央公民館 (沖縄県宮古島市平良字下里 315)	<u>復興庁からの情報提供</u> ○子ども被災者支援法基本方針について 復興庁 企画官 清水 久子 氏  <u>避難元自治体からの情報提供</u> ○今後の支援について 福島県 企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 主 査 本多 洋崇 氏 主 査 山崎 薫 氏 主 事 宗方 尚子 氏  <u>交流会</u>	説明会・交流会 9名 (支援対象者:5名)

### (3) 議事要旨

各地域で開催した説明会・交流会における、支援対象者との質疑に関する議事要旨を整理した。

#### 1) 6月・7月支援情報説明会・交流会

##### a. 東京都（特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター）

開催日時：2015年6月21日 13時45分～16時45分

開催場所：損保会館 小会議室404（千代田区神田淡路町二丁目9番地）

##### 【支援情報説明会】

参加者数：30名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 17名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 7名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 4名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 2名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 4名

※その他 0名

##### 【交流会】

参加者数：30名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 17名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 7名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 4名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 2名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 3名

※その他 0名

次 第：

開 会（13：45）

1. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 課長 松本 雅昭 氏  
主任主査 庄子 裕直 氏

質疑応答

2. 「心が元気になるために」

日本医科大学特任教授 海原 純子 氏

休 憩

3. 交 流 会

閉 会（16：45）

【質疑】

（参加者）：応急仮設住宅の供与期間を「平成29年3月まで延長します」と資料にあるが、「しました」という理解で良いか。また、今後の新規・重点施策に「移転費用の支援」というものがあるが、これは、福島県に戻る方が対象か。例えば茨城県など他県に移転する際の引越し費用は支援してもらえるのか。

（福島県）：供与期間の延長は決定したものである。また、詳細はこれから検討していくが、移転費用の支援は、基本的に福島県に戻る方を対象としている。

（参加者）：高速道路の無料化について、母子家庭は対象外なのか。

（復興庁）：元々母子家庭の方が県外に避難されているという場合は、対象外である。

（復興庁）：高速道路の無料化は、例えば、ご主人が福島に残ってお仕事などされて、奥様と子供さんが県外に避難されている、という方を対象にした施策であるため、元々母子家庭の方は対象外とさせていただいている。この後の交流会には復興庁の職員も席につかせていただく。様々なケース、事情についてご意見をお話しいただければと思う。

（参加者）：環境省からの案内だったと思うが、12月いっぱいまで家を壊すように、8月いっぱいまでごみの明細を提出するように、といわれている。まだ、戻ることができないのに、とても対応できない。

（復興庁）：小高区は、来年の春の避難指示解除に向けて事業を急いで進めないといけない

という事情があると思われるが、実態に合わせて進めていただくよう、関係省庁に話をさせていただく。

(参加者)：新たな支援策の「低所得世帯等に対する民間賃貸住宅家賃への補助」について、支援の期間はどの位の予定か。また、低所得者というのは、収入がいくらかの層を想定しているか。

(福島県)：詳細は今後検討していくが、複数年の支援を考えている。複数年ということであり、最低でも2年間の支援にはなると思われる。対象世帯については、まさに、これから検討していく。このあとの交流会や相談ダイヤルなど、ご意見をお寄せいただきたい。

以上

## b. 新潟県（一般社団法人FLIP）

開催日時：2015年7月1日 10時30分～14時00分

開催場所：デンカビッグスワンスタジアム 大会運営室（新潟市中央区清五郎 67-12）

### 【支援情報説明会】

参加者数：40名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 39名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 1名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 0名

※その他 2名（弁護士、市議会議員）

### 【交流会】

参加者数：37名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 36名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 1名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 0名

※その他 0名

次 第：

開 会（10：30）

1. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主 幹 菊池 輝夫 氏

主 幹 菅野 健一 氏

主任主査 洞口 一之 氏

質疑応答

2. 「心が元気になるために」

日本医科大学特任教授 海原 純子 氏

休 憩

3. 交 流 会

閉 会（14：00）

【質疑】

(参加者)：移転費用の支援とは引越し費用を補助いただくという理解で良いか。その場合、発災当初、福島県から新潟県に避難した際に発生した費用も支援すべきと思うが如何か。

(福島県)：本施策は、今後、福島県に帰還いただく際の引越し費用を支援するものである。

(参加者)：新潟県内で民間住宅などを借りて移転する場合の引越し費用は持っていないのか。

(福島県)：移転費用の支援とは、あくまでも福島県に帰還いただく際の引越し費用を支援するものである。また、民間賃貸住宅家賃への補助を実施する予定であり、現在、内容を検討している。新潟県内で引き続きお住まいになるという場合や、福島県に帰還後、発生する家賃への適用含めて、今後、詳細を検討していく。

(参加者)：3つめの住宅確保について、現在も進められていると思うが、現実的には優遇されているとは思えない。

「ふくしま定住・二地域居住推進基盤再生事業」について内容を説明してほしい。

(福島県)：具体的な内容を調べて回答させていただく。

(参加者)：新たな支援策を実施されるというが、まだ決まっていなかったり、この場で回答いただけないなど、期待できないと感じてしまう。これまで借上げ住宅の期間延長を訴えてきたが、今回の発表のように一律、29年3月で打ち切りというのはショックを受けた。一律という事では無く、少しずつ自己負担が増えていくというような段階的な措置にできないのか。その辺りはどう考えているのか。これは福島県が決めたのか。

(福島県)：決めたのは福島県であるが、決める過程で、国と協議を重ねて決めた。これまでの借上げ住宅支援は、災害救助法の枠組みで実施されてきたものであり、毎年、更新の可否を国と協議する必要があった。5年に延長する際も国との調整が大変だったが、今回の1年延長にあたっては国とぎりぎりの調整を経て実現できた。このように努力した結果、実現できたということは理解いただきたい。

(参加者)：原発事故があったこともあり、5年が長いとか短いというものでは無いと思う。一律、打ち切りということではなく、経済的に困窮している方への支援を続けてほしい。

(福島県)：除染が進み、インフラ整備も進んできている。こうした中、さらに1年延長することは非常に難しかったが、なんとか延長が実現できたことについてはご理解を頂きたい。また、避難者の方の話を伺うと、複数年での支援を希望されている。今後は災害救助法とは別な枠組みでの支援となる。移転費用の支援や民間賃貸住宅家賃の支援は、複数年での支援

を検討している。ご理解いただきたい。

(参加者)：除染が進んでいるというが、元住んでいた家の周りを調べたところ、4.24 マイクロシーベルトの線量があった。こういう環境では、子供を連れての帰還は難しい。借上げ住宅の支援についてあともう少しで良いので支援を継続してほしい。

(参加者)：民間賃貸住宅家賃への支援はいつまでに決まるのか。また、現在、住民票を移していなくても避難先で支援を受けられているが、このような取り扱いはいつまで続けてもらえるのか。二重住民票という考えを取入れていく予定はないのか。今後、廃炉作業が本格化すると、大量の放射性物質が放出され飛散することが考えられるが、これについて放出量が推計されているなら教えてほしい。

(福島県)：移転費用の支援の具体的な内容は、本年、秋口にはお知らせさせていただく。民間賃貸住宅家賃への支援は、現在、検討を進めており、できるだけ早く詰めてお示ししたいと考えている。ご理解を頂きたい。

住民票の取扱について、現在の取扱を終了するという話は聞いていない。当面の間は続くと思われる。これについては、各避難先の市町村の判断になるため、そちらにも確認されると良いと思う。二重住民票については、法制度上の問題から難しいと聞いている。

(参加者)：医療費の支援について、先般、福島県より甲状腺ガンの方や、その疑いがある方への治療費を19歳以上にも適用拡大との発表があったが、これは、今回の原発事故と甲状腺ガンとの因果関係を福島県が認めたということか。

(福島県)：この支援は、県民健康調査の甲状腺検査における2次検査の経済的な負担を軽減することを目的に実施するものである。支援の開始は、7月上旬を目途にしている。甲状腺の2次検査で経過観察や治療を医者から勧められている方を対象にしている。原発事故との因果関係については把握していないが、福島県としては県民の健康に関して、検査後のサポート含めて、継続的に支援していくというものである。

(参加者)：発災当時、おなかの中にいた子供は対象になるのか。

(福島県)：確認して回答させていただく。

(復興庁)：現在、福島県では18歳以下のお子さんは、甲状腺ガンに限らず医療費無料となっている。ただし、事故当時18歳で、その後、甲状腺検査を受けた場合に19歳を超えていた場合、その無料の対象になっていないため、現在のものでは医療費が自己負担となっている。今回、福島県から発表があったのは、その自己負担の部分を手当するというものである。当時18歳で19歳以降になった人については、住民票が今、福島県になくても甲状腺検査を受診してその結果、治療に進んだ人であれば対象になると聞いている。福島県や福島県立医

大は、甲状腺検査の結果、その方が2次検査まで進んだというところまでは把握できるが、その後はプライバシーの関係もあって把握できない。この人はどういう経緯で甲状腺ガンになったのかというのを把握し、今後の研究に役立てていくものと聞いている。

(参加者)：二次検査の後どうなったかを福島県として把握したいというのは、原発事故と因果関係がある、という認識があるから調べたいということではないのか。

(復興庁)：これらの問題について環境省において有識者会議が開かれており、昨年12月に中間とりまとめが策定・公表された。その中で、現在実施されているような大規模に甲状腺検査を実施するのは過去に例が無いことであり、今後を活かしていくべきとの提言があった。これを受けて、今回の施策になっていったと聞いている。

(司会)：本日都合により来られなかった方など、事前に寄せられた質問から代表的なものを紹介させていただく。

一つは、「住宅支援について住み替えが可能なものにしてほしい。また、将来、そういう方向に行くのであれば、現時点から先んじて実施してほしい。そういう検討は、今後可能か。また、実際に住み替えが可能となった場合、契約形態が変わることになるが、敷金や礼金の扱いはどうなるのか。」という意見。

二つ目は、「移転費用の支援は、いつまで実施されるのか。」という意見。

三つ目は、「先般、朝日新聞に、福島県の幹部の方が、『自主避難者は風評被害を拡散させている。』と発言したことが報道されていた。福島県は自主避難者にそういう認識をもっているのか。」という意見である。

(福島県)：一つ目の住み替えについては、これまでは、災害救助法の枠組みの下での支援であったことから難しかった。今後は、枠組みが変わることもあり、検討させていただく。二つ目の移転費用の支援の実施期間については、民間賃貸住宅家賃への支援も同様であるが、複数年で実施する予定である。三つ目については、その報道の情報源がどこからなのかわからないが、福島県としてそのような認識は持っていない。

以上



c. 岡山県（NPO法人 岡山NPOセンター）

開催日時：2015年7月5日 10時30分～14時00分

開催場所：玉島市民交流センター 会議室3（岡山県倉敷市玉野阿賀崎 1-10-1）

【説明会】

参加者数：14名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 8名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 0名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 1名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 5名（うち被災3県からの避難者1名）

※支援者 1名

※その他 2名（衆議院議員、秘書）

【交流会】

参加者数：14名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 8名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 0名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 1名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 5名（うち被災3県からの避難者1名）

※支援者 1名

※その他 2名（衆議院議員、秘書）

次 第：

開 会（10：30）

1. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主任主査 庄子 裕直 氏  
主事 本田 幸太郎 氏

2. 「倉敷市における避難者支援について」

倉敷市防災危機管理室 次長 井根 功一 氏

質疑応答

3. 「よりそいホットラインの広域避難者の相談から」

一般社団法人社会的包摂サポートセンター よりそいほっとライン事務局長 遠藤 智子氏

4. 交 流 会

閉 会（14：00）

【質疑】

(司会)：本日出席できない高梁市にお住いの方から質問を預かっている。岡山県は災害救助法の適用になっていないことから、公営住宅の入居支援については自治体の判断になっていると思う。今後はどうなるか。

(岡山県)：公営住宅の受入について、自治体がそれぞれに条例を作って対応している。岡山県は災害救助法の適用される前の災害直後から避難者の受け入れを進めてきたこともあり、岩手県、宮城県、福島県の3県以外からの避難者も受け入れてきた。そのため、3県を対象とした災害救助法と不公平感が出てしまう可能性があり、災害救助法によらないままこれまで進めてきた。高梁市も今後、自治体の判断で取り組みを検討することになるが、これ以上の延長は行わないと判断される場合もある。岡山県は、子ども被災者支援法の対象となる避難者向けに、公営住宅の入居要件を緩和する条例改正を行った。例えば、持ち家のある方は対象外といった要件を除外する等である。詳細は岡山県住宅政策課に尋ねて頂きたい。

(参加者)：県営住宅に4年間入居している。今年の4月に支援終了となり、一般入居に切り替わって入居している。避難してきた際に、たまたま県営住宅に入居したために、今年3月までで支援打ち切りとなってしまった。市営住宅を選択していたらあと2年間は入居し続けることもできた。不公平ではないか。

(参加者)：県営住宅や市営住宅のほか、雇用促進住宅もある。

(岡山県)：県営住宅は岡山県、市営住宅は各自治体、雇用促進住宅は国の判断となる。

(参加者)：避難してきた人には市営住宅であるか、県営住宅か、また雇用促進住宅であるかは関係がなかった。たまたま、雇用促進住宅を選択した避難者は平成29年3月まで無料、市営住宅も自治体によっては平成29年3月まで無料、一方、県営住宅は打ち切りとなっている。住宅の所有管理者は、避難者の方にとって全く関係ないことだ。

(岡山県)：その点は恐縮だが、各行政の判断に基づくものとなっている。

(参加者)：福島県から説明のあった移転費用の支援について、福島県への移転のみを対象としたものか。岡山県に避難してその後、子どもも小学校に入学している。そのため岡山県内での移転を検討している。この引っ越しに対する支援は、検討もされていないということか。

(福島県)：今のところ、福島県への引っ越し以外は検討していない。

(参加者)：子ども被災者支援法では、避難の権利を認めている。避難先での引っ越しの支援がないということはこの趣旨に合致していない。福島県からは帰還のみを求められている

ように感じる。

(福島県)：現在のところ、福島県へ帰還することに対する支援のみ進めている。

(参加者)：避難先の住宅に関する支援は、住宅の家賃の補助のみということか。

(福島県)：現在のところそれのみである。

(参加者)：避難当初、事情があって現在まで民間賃貸住宅に住んでいる避難者について、今後の支援内容の適用対象となるか。

(福島県)：平成 29 年 4 月以降の支援対象は、平成 29 年 3 月まで対象となっていた方である。当初から民間賃貸住宅を借りている人は支援対象にはならない。

(司会)：この場で質問が難しい場合は、交流会の際にでも質問頂きたい。交流会では、行政の型にもテーブルについて交流を行う予定である。自治体によっても支援に違いが生じているとの意見もあった。それも交流会の中で確認しながら進めていきたい。

以上

d. 京都府（特定非営利活動法人 和（なごみ））

開催日時：2015年7月8日 10時30分～15時00分

開催場所：聞法会館（京都市下京区堀川通花屋町上ル西本願寺北）

【支援情報説明会】

参加者数：21名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 18名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 0名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 3名

※支援者 0名

※その他 0名

【交流会】

参加者数：21名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 18名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 0名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 3名

※支援者 0名

※その他 0名

次 第：

開 会（10：30）

1. 福島県からの情報提供 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県 企画調整部避難地域復興局 避難者支援課	主幹	菅野 健一 氏
	主査	岩村 耕二 氏
	主査	山崎 薫 氏

2. 京都府からの情報提供 「京都府の支援状況について」

京都府府民生活部 防災原子力安全課 被災地応援担当課長 四方 浩 氏

3. 有識者による講演 「心が元気になるために」

日本医科大学特任教授 海原純子

閉 会（15：00）

【質疑】

(参加者)： 支援策が決まっていないのに、何を説明しに来たのか。

(福島県)： 方向性が決まっているということだけでもお伝えする必要があると思って来ている。

(参加者)： 引越し費用の補助は、福島へ戻るときの片道分のみなのか。福島から避難してきた時にも引越し費用は発生している。

(福島県)： 具体的なことは8月にならないと決まらないが、基本的には戻るときの引っ越し費用のみになると考えている。

(参加者)： 資料の中で、被曝に関することが一切書かれていない。福島県としては、既に被曝のリスクは無くなっているから帰還させてもよいと考えているのか。

(福島県)： たしかに、引越し費用の補助は帰還支援の色が強い施策ではある。

(参加者)： なぜ、災害救助法に基づいてでしか支援が行えないのか。子ども被災者支援法は使えないのか。

(復興庁)： 子ども被災者支援法は理念を謳っている法律であり、具体の施策については政府に委ねられており、応急仮設については災害救助法に基づき実施されているもの。

(参加者)： 2年後には支援を打ち切ることで、被災者ではなく府民になれ、と迫っているのか。優先入居の枠から外れてしまった人が、その後どのような目に合うのか分かっているのか。

(復興庁)： 優先入居は一つの選択肢として、昨年から都道府県や市区町にお願いしながら進めている。倍率の問題はあるが、順次拡大しているところである。

(参加者)： 復興庁から避難先自治体に対して、特定入居ではなく抽選方式にするようにという指示があったと聞いたが本当か。

(復興庁)： そのような事実はない。

(参加者)： 被災者の意見を聞くような場が無いように思う。

(復興庁)： 意見を聞くことは大事だと思っていて、今日もそのための機会だと考えている。

(参加者)：京都府の場合は建設型仮設住宅（プレハブ）に住んでいる人はいないので、住宅支援を1年単位で決める必要は無いのではないかと。

(復興庁)：賃貸住宅についてもみなし応急仮設として提供されており、1年ごとの延長となっている。

(参加者)：福島市の駅前に、以前はなかったモニタリングポストが設置されていた。これは、まだ危険があるということの現れではないのか。帰りたいけれども、これでは帰れない。京都府からは支援をいただいておりますが、福島からは支援がない。

(福島県)：たしかにモニタリングポストは設置された。福島県としては、支援の延長をギリギリまで求めてきた。民間賃貸住宅の家賃補助についても求めている。今回承った意見をもとに、基本的には複数年での支援にできるよう検討していきたい。

(参加者)：災害救助法に限界があるのは分かっている。国と東京電力に責任があるのに、誰も責任をとっておらず、それを福島県の公務員に押し付けていると思う。福島県の職員は被曝しているので、責めることができない。

(参加者)：南相馬への帰還が進められているが、現地の福祉体制が整っていない。高齢者や障害者を帰還させるのであれば、そうしたインフラも整備する必要があるのではないかと。2倍の予算が執行されているにも関わらず、自主避難者に対する支援内容に変わりがない。必要な人にお金が回らず、ゼネコンにお金が回っている。除染の効果があるというのは、どの程度の効果であると認識しているのか。

(福島県)：自分が住んでいる大玉村では、除染によって線量が0.5から0.2程度に下がった。

(参加者)：除染の効果はベクレル数で判断しないといけないと思う。友人がモニタリングをしているが、やはりまだまだホットスポットは残っている。除染の具体的な目標についてお聞かせいただきたい。

(福島県)：具体的なことは、担当部署に確認する。

(参加者)：交流会でブース分けをしてしまうと、意見交換の内容を共有できないので、全体化したほうが良いと思う。

引越し代の片道補助は、やはり片手落ちだと思う。府営住宅内での住み替えが発生するだけでも避けたいと思っている。コミュニティ強化を行うということだが、コミュニティ支援団体に対して助成金が下りていないと聞く。補助金の出し方についてはよく検討して欲しい。

(福島県)：十分な支援を行う必要がある一方で、限られた財源の範囲内で早期に支援を実現することも重要であると考えている。全てができるというわけではないことにもご理解いただきたい。

(参加者)：福島では天気予報のあとに空間線量の状況が放送されているが、他の地域ではそういうことがない。数字の認識が人によって違うので、全国的に情報を共有できるようにして欲しい。帰還を希望している人が多いという報道もあるが、それは年配者の意見であって、子持ちの家庭は実際には帰りたくても帰れないという意見を持っている人が多い。

(復興庁)：空間線量については原子力規制庁で調査結果を公開している。

(参加者)：空間線量の影響は数字でしか表せられないというが、自分の周りには突然死やうつ病で退職してしまったような知り合いがたくさんおり、そうした事実からも分かることがあると思っている。帰還施策にしか予算を割けないという姿勢があるのは分かる。ただし、避難者は福島を捨てたわけではない。避難者として何ができるかを考える場所として、この相談事業を扱って欲しいと思う。

(復興庁)：決して帰還を強要しているわけではない。全国8箇所ではあるが、こういった機会を通して、ご意見をたまわっていききたい。

(福島県)：賃貸家賃補助について、まだ具体化できていないが、早めにご説明できるよう、財源確保に向けての努力を続けていきたい。

(昼食、海原先生講演)

(参加者)：阪神淡路大震災のときにできた法律の枠組みのなかで、東日本大震災への対応がされてきたと思うが、明らかに阪神淡路大震災のときとは事情が異なると思う。限界がある中で対応を続けてこられたことに対して疑問がある。

(復興庁)：阪神淡路大震災のときよりも避難生活などへの影響が大きかったことを受けて、みなし仮設などの対応を行ってきた。災害時には救急・応急措置が必要という点では、災害救助法の枠組みは今回も必要であったと考えている。

(参加者)：これまでのご支援のおかげで自営業ができるまでになったことには感謝している。しかし、住宅の支援が打ち切られるようなことになれば、再び露頭に迷うようなことになる。事業が軌道に乗るまで、複数年の住宅支援をいただければ自律していけると思っている。除染が打ち切られるという話を聞いたが、その後は線量が低いままであるという認識なのか。

(復興庁)：除染が終わるということは認識していない。自治体によっては、現在予定している除染が終了したということだと思う。

(参加者)：避難するべきかどうかを判断するために、しっかりと勉強したうえで行動している人が多いと思う。忙しくて、説明会の場にも来られない人は多い。それに対して、行政職員がどこまで勉強されているのか疑問に思う。危機感が足りないのではないかと思う。

以上



e. 福岡県（一般社団法人 市民ネット）

開催日時：2015年7月9日 10時30分～14時00分

開催場所：博多バスセンター9F ホール4（福岡市博多区博多駅中央街2-1）

【支援情報説明会】

参加者数：13名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 9名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 2名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 2名

※支援者 3名

※その他 0名

【交流会】

参加者数：13名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 9名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 2名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 2名

※支援者 3名

※その他 0名

次 第：

開 会（10：30）

1. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主任主査 小田倉 功 氏  
主 事 宗方 尚子 氏

2. 「福岡県における支援情報について」

福岡県福祉労働部福祉総務課企画班 事務主査 岩熊 正樹 氏

質疑応答

3. 「ふるさと・福島への想いと願い～なすびなりの応援の形～」

福島県あったかふくしま観光交流大使 なすび 氏

4. 交流会

閉 会（14:00）

**【質疑】**

(参加者)：民間賃貸住宅家賃への支援や住宅確保（公営住宅等）などの説明を伺うと、平成29年4月以降も支援を続けていただけるとのことだが、どの程度の期間支援を続けてもらえるのか。

(福島県)：平成29年3月までは、災害救助法に基づく支援を実施していたが、4月以降は福島県独自の支援を行っていく。それがいつまで継続するかについては、現時点では決まっていない。

(参加者)：民間賃貸住宅家賃への支援は、福島県に帰還する方が対象か。避難先自治体で生活する方も対象になるのか。

(福島県)：避難先で生活を続けられる方も対象にする方向で検討している。皆さんのご意見を伺いながら詳細を検討しているところである。

(参加者)：民間賃貸住宅家賃への支援について、低所得世帯等とあるが、この低所得世帯等の基準はどのようなものか。

(福島県)：一般的な公営住宅への入居基準や、子ども被災者支援法に基づく公営住宅の優先入居に関する基準など、いろいろな基準を参考に詳細を検討しているところである。

以上

f. 北海道（"特定非営利活動法人 北海道NPOサポートセンター）

開催日時：2015年7月11日 11時15分～15時00分

開催場所：アルテピアッツァ美唄 ストゥディオ（北海道美唄市落合町栄町）

【支援情報説明会】

参加者数：23名（支援者、その他含まず）

- ※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 21名
- ※計画避難区域から事業対象地域への避難者 0名
- ※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名
- ※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名
- ※福島県以外の地域からの避難者 2名
- ※支援者 0名
- ※その他 0名

【交流会】

参加者数：23名（支援者、その他含まず）

- ※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 21名
- ※計画避難区域から事業対象地域への避難者 0名
- ※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名
- ※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名
- ※福島県以外の地域からの避難者 2名
- ※支援者 0名
- ※その他 0名

次 第：

開 会（11:15）

挨拶 復興副大臣 浜田 昌良 氏

1. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 主幹 菅野 健一 氏  
主査 大淵 晋助 氏  
主事 森谷 俊雄 氏

2. 「子ども被災者支援法基本方針について」

復興庁 参事官 佐藤 紀明 氏

3. 「北海道の支援状況について」

北海道総合政策部人口減少問題対策局地域政策課

集落・地域活力担当課長 内藤 智之 氏  
道外被災地支援グループ 主幹 塚田 みゆき氏

## 質疑応答

### 4. 「ふるさと・福島への想いと願い～なすびなりの応援の形～」

福島県あったかふくしま観光交流大使 なすび 氏

### 5.交流会

閉 会 (15:00)

#### 【質疑】

#### 1. 福島県への質問

(参加者)：応急仮設住宅の供与期間終了後の支援の具体策は、いつごろ、どの施策に対して示されるのか。

(福島県)：「移転費用の支援」と「民間賃貸住宅家賃への支援」が支援の二本柱である。「移転費用の支援」は、今年度から実施する施策であり、秋口には具体的な内容をお示しできる予定。「民間賃貸住宅家賃への支援」は、現在検討中であり、少しお時間を頂きたい。秋口とは約束できないが、できるだけ早い時期にお示ししたい。

(参加者)：具体策は、なるべく早く示してほしい。本日の説明会の開催を知らない避難者も多くいる。札幌市の大きい会場でもう一度このような説明会を開催してほしい。

(福島県)：支援策の具体的な内容については、皆様のご意見を伺いながら検討させていただき、できるだけ早くお示しさせていただく。また、具体的な内容が詰まったら、改めてご説明に伺いたいと考えている。

#### 2. 復興庁への質問

(参加者)：「甲状腺検査の充実」による医療費の支援について、福島県指定外の病院で検査を受けてガンが判明した場合、その治療費も支援の対象になるのか。

(復興庁)：今、福島県で考えているのは、福島県が実施する県民健康調査の枠組みでの甲状腺検査を受けた方を対象にしている。この検査は受診されているのか。

(参加者)：受診している。県民健康調査の甲状腺検査は（次の検査までの）期間が長い。転移しているという話を聞いたので、自分で病院を選んで診てもらっている。ガンになったら治療費が出るという事だったと思うが、自分で行っている病院でガンになっていることが判明した場合でも支援が受けられるのか。

(復興庁)：福島県に確認する。

(福島県)：福島県では甲状腺検査は、県民健康調査課が担当している。連絡先を教えてください。ただければ、確認して回答させていただきます。

(参加者)：同じような疑問を持っている避難者も大勢いると思われる。個別にするのではなく、皆さんにわかるように知らせてほしい。

(福島県)：仰るとおりである。了解した。

(復興庁)：この説明会でお寄せいただいたご意見やご質問については、他の地域で寄せられたご意見、ご質問含めて集約し、ご意見と回答という形にとりまとめ、ニュースレターに同封してお送りさせていただきます。

(参加者)：桜台団地に住んでいる。娘が近くの病院で、自費で甲状腺検査をした。その際、異常が見つかり、他の病院を紹介いただき、再度、自費で検査をした。今年になり、その異常が4.5センチくらいになったので、また、別の病院を紹介いただき、自費で検査を受けた。まだ、ガン(悪性)と診断された訳ではないが、ガンにならないと支援の対象にならないのか。

(復興庁)：支援の対象は、福島県の県民健康調査の枠組みで甲状腺検査を受けた方であり、ぜひ、福島県の甲状腺検査を受けてほしい。

(参加者)：避難者は、福島県の県民健康調査を信用していない。信用していなければ資料は出さないし、検査は受けない。それが避難者の気持ちである。県民健康調査に参加しなければ支援しないというのはおかしい。福島県に任せるのではなく、国の方で対応を検討してほしい。

(復興庁)：環境省にご意見として伝えさせていただきます。

(参加者)：子ども被災者支援法の基本方針改定で「避難する状況にない」と明記する方向とのことだが、我が家では、北海道と同じまたは震災前と同じ状況に戻らないと、「避難する状況にない」とは判断できない。現実的に我が家の駐車場の線量は、最大1マイクロシーベルトある。このような状況では、「避難する状況にない」とは判断できない。県民健康調査における甲状腺の検査について、指定されている札幌の病院まで家族3人で行くと15,000円の交通費がかかる。また、行くとなると(移動時間も含めて)1日かかるが、子供は部活や学校の用事もあり、家族で予定を合わせることも難しい。このため、我が家では、まだ検査は受けていない。今、現在、検査を受けている(指定外の)病院での結果も判断の材料にしてほしい。

福島県の県民健康調査を信頼していない。我が家では自費で毎年検査を受けている。子供(次男)は、一昨年まで何ともなかったが、昨年の検査で異常が見つかった。福島県の調査は2年に1回の調査であり、こういうケースは判定に直ぐにはでてこない。

また、発災後、6か月くらいの頃だったと思うが、一番最初のアンケート調査の際、長男、次男、私の家族3人分の回答を一つの封筒にまとめて送付したが、その結果が返ってきたのは長男のもののみであった。他の2人のデータがどうなっているのか、こんな状況ではとても信頼できない。

(復興庁)：甲状腺検査は、一定の設備と専門的に判断できる医師が必要であり、どの病院でも対応できるものではない。このため、対応できる病院を指定している。北海道では、数か所指定されていたはずである。また、ホールボディカウンター(WBC)調査になるが検査車両による出張検査も実施されている。アンケート調査の回答が無いことについては福島県に確認する。

(参加者) 医療に関する信頼というのは、自分でいろいろ調べたり、いろいろな方の話を聞いたりして、心の奥底にあるものから安心を得ていくものであり、個人の判断に拠るところが大きい。福島県の方で病院を指定することは良いが、もう少し幅を広げて個人が選択した病院での処置も適用できるよう幅を拡げてほしい。

(参加者)：資料の中に、総務省の全国避難者情報システムの登録用紙と北海道のふるさとネットの登録用紙が入っており、札幌市からも(同様の主旨の)資料が届いているが、これは、一本化できないのか。

(司会)：北海道庁のふるさとネットと札幌市からの案内のものは一本化されている。

以上

g. 山形県（一般社団法人 山形県被災者連携支援センター）

開催日時：2015年7月12日 10時45分～14時30分

開催場所：山形市保健センター 視聴覚室及びふれあいの間

（山形県山形市城南 1-1-1 霞城セントラル3F）

【説明会】

参加者数：17名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 16名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 1名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 2名

※その他 0名

【交流会】

参加者数：16名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 15名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 1名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 1名

※その他 0名

次 第：

開 会（10：45）

挨拶 復興副大臣 浜田 昌良 氏

1. 「子ども被災者支援法基本方針について」 復興庁 参事官 佐藤 紀明 氏

2. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課

主幹 菊池 輝夫 氏

主幹 菅野 健一 氏

主査 高野 真人 氏

質疑応答

### 3. 「心が元気になるために」(11:35~12:35)

日本医科大学 特任教授 海原 純子 氏

### 4. 交流会

閉 会 (14:30)

#### 【質疑】

(参加者)：福島第1原子力発電所から24km地点に住んでいた。20km、30km圏でこれほどまで賠償に差が生じることに理解できない。平成29年3月までに借り上げ住宅支援が打ち切られる。その後、個別の事情を勘案して対応と説明されているが、個別になる、補償を得るハードルが高くなると認識している。個別に対応とは、個別に事情を伺って対応しないということではないか。東京電力の補償もそうであった。平成29年3月以降の支援はほぼ期待できないと考えている。30km圏でも20km圏より放射線量が高い地域はたくさんある。30km圏であっても健康不安がもちろん問題で、私の周りの人が最近亡くなっている。放射線の影響がないとはどうしても思えない。避難せずに残った人の方が亡くなっている印象だ。健康不安、医療保障についてより一層考えて頂きたい。

(復興庁)：回答の順番が前後するが、まず、仮設住宅の支援が終了し、20km圏以降の方たちの住まいの支援はどう進めるのかという点について、個別に事情を勘案しきっちり対応していく予定である。検討中であるが具体的には家賃補助等である。ただし、所得制限をどうするか、など検討すべき事項はたくさんある。いずれにしてもしっかり対応していく。健康不安について、昨年度まで環境省で有識者会議を開催し検討を重ねてきた。報告の通り、また基本方針改定案でも引用したとおり、放射線量とがん誘発に統計的な優位性は見られないという結論に至っている。ただし、実際には生活に不安を感じている方が多くいることは事実である、心のケア支援を継続的に行っているところである。

(復興庁)：賠償については復興庁ではなく経済産業省の所管であるが、回答させて頂く。南相馬市から避難されているということで、おそらく南相馬市の原町地区のことを指してのご発言だろう。20km圏内の計画的避難区域の方は事故後7年間は補償されることになっている。しかし、20kmから30km圏の方へは補償が明示されていない。政府与党でも何らかの支援が必要だと提案を出しているところである。賠償ということではないが、何らかの支援ができないかと考え、各自治体の長とも議論し、支援の検討を進めているところである。

(福島県)：福島県では応急仮設住宅の供与期間等について、特定の要件に該当する方を対象に延長する「特定延長」の考え方はこれまでなく、全県一律支援であった。岩手県や宮城県は地震、津波被害で一部の自治体が甚大な被害を受けたため、自治体単位で支援を進めてきた。福島県でもこうした「特定延長」という手法の採用を検討している。



また、民間賃貸住宅居住への補助については多くの皆様から要望を頂いている。借り上げ住宅については1年延長となったが、皆様からは1年延長では見通しが立たないというご指摘が多く、民間賃貸補助については基本的に複数年の支援にできないかと検討を進めている。ただし、補助率や所得制限など、検討すべき課題が残っている。6月20日に山形県で交流会を開催させて頂いた際もこのようなご意見を頂いたし、本事業で新潟、京都で説明会を開催した際も同様である。検討の内容を皆様に早めに知らせることができるよう努力したい。民間賃貸住宅補助もできることとできないことがあるので、その範囲内で最大限努力していきたい。

今後の支援の方法として、地震津波被害を市町村単位で特定して、Aさん、Bさん、Cさんと個別に対応していくということになる。

(参加者)：平成29年4月以降は災害救助法から外れることになる。それ以降の支援について、福島県は復興庁に何らかの支援について働きかけを行っているのか。また、復興庁より個別に支援を検討すると説明があったが、所得制限も検討しているとのことであった。そうすると支援から漏れる人も出てくるが、そういった人たちに対する支援策は検討されているのか。また、定住支援に重点を置くとの説明があったが、具体的に決まっていることはないにせよ、どのような支援策になるのか、金銭的な支援課、住生活の支障がある部分についての補助なのか、現時点の考えを具体的に聞きたい。

(福島県)：支援施策については、内閣府だけではなくもちろん復興庁とも相談し、進めてきた。

(復興庁)：県で導入される民間賃貸住宅の家賃補助については、復興庁と相談しながら決定した事項である。1年単位ではなく、複数年の支援とすることや住み替えも可能にするなど、福島県と議論して決定してきた。

所得制限のため補助を受けられない場合について、公営住宅の入居には所得制限があるため、雇用促進住宅が活用できないかと考えている。山形市には雇用促進住宅は3か所あり、数百世帯が住まうことができる。家賃も2~4万円と聞いている。いずれにしても所得制限については今後検討が必要である。

なお、財源について、県の補助施策であっても国がそれを支援していることが通常で、被災者支援については県への支援を手厚くし、県が支援策を執りやすいよう工夫している。

(参加者)：復興庁の支援が県を介して、結果的に個人への支援になっているということか。

(復興庁)：直接ではないが、県を支援することで間接的に支援させて頂いている。定住支援については住宅の問題も大きい。更に今後は働く場の確保が重要な問題となると認識している。具体的には、これまでマザーズハローワークを通じて母親の就労支援を進めてきたが、定住のためには、ご主人様が山形に引っ越してきて仕事を得ることが必要となる。男性の方の就労支援を充実する必要がある、ハローワークを通じた研修も必要だと考えている。また、

住まい、就労と同様に、教育の問題も大きい。家賃補助を受けて引っ越しをすると、従前の学校に通えないという問題があったが、これも学校区関係なく通えるように変更するなど、柔軟に対応できるようにしてきた。放射線量への不安もまだまだ大きいと認識している。ガラスバッジを貸出し、個人でも計測できるようにするなどの支援もあるかもしれない。山形県は福島県に近く、往復することも多いだろうが、高速道路無料化は継続する考えである。

以上

#### h. 沖縄県（特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく）

開催日時：2015年7月12日 13時30分～16時25分

開催場所：沖縄県市町村自治会館4階 大会議室（沖縄県那覇市旭町116-37）

##### 【支援情報説明会】

参加者数：37名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 33名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 4名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 0名

※その他 2名（行政及び公的機関職員）

##### 【交流会】

参加者数：37名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 33名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 4名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 0名

※その他 2名（行政及び公的機関職員）

次第：

開会（13：30）

1. 「子ども被災者支援法基本方針について」 復興庁 企画官 清水 久子 氏

2. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県 企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 課長 松本 雅昭 氏  
主任主査 桃井 茂樹 氏

3. 「県民会議における支援情報について」

沖縄県知事公室防災危機管理課 防災危機管理班 主任 宮城 雄一 氏  
主査 赤嶺 義文 氏

4. 「ふるさと・福島への想いと願い～なすびなりの応援の形～」

福島県あったかふくしま観光大使 なすび 氏

閉会（16：25）

## 【質疑】

(参加者)：自主避難も含めて避難者は、震災だけでなく放射線を気にして避難してきている。年間 20mSv という制限は、1mSv にするというわけにはいかないのか。子どもの健康を心配して戻れないという人が多い。阪神淡路大震災のときのことと比較されていたが、今回は当時とは事情が違うと思う。原発周辺の空間線量は相当高いものだと思う。今回の台風のような場合に放射性物質が新たに飛散するなどの影響はないのか。汚染水がどのような状態になっているかもはっきりと分からず、原発事故が収束していないのに帰還できるような状況ではない。そうしたところをしっかりと説明していただきたい。

復興公営住宅の線量はどの程度であるか。

除染はいつまでしていただけるのか。

(復興庁)：廃炉は長期的ではあるが進めている。年間 20mSv の制限については、国際的な基準も踏まえて、原子力規制委員会で専門的な判断なうえで設定した。避難指示の解除に向けても、20mSv の基準だけでなく、安全であることについての確認・検討を進めたうえで判断している。

(福島県)：具体的な線量の数値は、今すぐには確認できない。今日の資料の 5 ページ以降に除染の状況についてご紹介している。完了予定については、9 ページに載っている通りである。交流会の場で、除染や線量についてのお問い合わせは受けているが、計画的に進めている点についてはご理解いただきたい。

(参加者)：線量が大幅に低減されているから、帰還を進めているということだったが、ここまでであれば安心であるということに対する説明が不十分だと思う。不安だから、福島から一番遠いところに逃げてきている。そういう人たちにとって、借り上げ住宅は非常に大事だと思っているので、もう少し考えてほしい。

(復興庁)：避難指示が出ていない地域について、帰還を強要しているわけではなく、他の地域への移住も含めての取組である。今日の資料の 11 ページでも、発災当時に比べて線量は確実に下がってきていることがわかる。福島の空間放射線の人体への影響については、年間 100mSv 以下については他の要因に隠れてしまうため、因果関係は科学的には証明されていない。

(参加者)：借り上げ住宅の件で質問したい。幼稚園の子どもが一人いる。再来年に借り上げが終了ということだ。幼稚園から小学校に進学するにあたり、いま住んでいるところを引越すことになる、なるべく同じところで探したい。沖縄はヨコのつながりが強いので、途中から他の地域に転校するようなことになる、うまく馴染めなくなるのではないかと不安がある。借り上げが終わるとしても、なるべく同じ地域に住み続けられ、楽しく学校に通えるような支援をいただけるとありがたい。

(福島県)：現在は、災害救助法のもとで、福島県と沖縄県のもとでの契約になっていると思う。その後、大家さんからの了解があれば、民間の賃貸契約に移行できる余地はある。

(参加者)：福島に住んでいた頃は家賃負担が無かったのに、事故によって避難を余儀なくされたので、家賃が払えない。

(福島県)：家賃の補助が必要という方に対しては、H29以降に複数年の支援をしていきたいと考えている。

(参加者)：線量が大幅に低減し、避難する状況ではないことを明記するということが、放射線の核種によっても違うと思う。まだ全ての地域が1 mSvを下回っていないと思うが、それにもかかわらず避難する状況ではないと明記することはいかなものか。

(福島県)：放射線を管理する側に対して1 mSvを求めることはあるが、国際的には1～20mSvはあくまでも参考値とされており、これを上回る場合を避けるという基準がある。

(参加者)：内部被曝に関しては考慮されていないと思う。農産物なども相当汚染されていると思う。

(復興庁)：パブコメの参考資料として付けているホールボディカウンターの内部被曝結果の資料が本日手違いにより配布資料から抜けているが、被験者のほとんどが1mSv未満という結果になっている。食品についても検査をしており、市場に流通しているものはすべて安全である。

(福島県)：福島県の資料のほうに結果が記載されている。野生のきのこ等は超過しているものはあるが、市場に流通しているものは安全。

(参加者)：「避難する状況にはない」という文言は削除願いたい。

(復興庁)：ご意見として承る。

(参加者)：福島県の資料のP17-18の結果に、避難者の検査結果は入っているか。

(福島県)：入っている。震災当時に18歳以下だった方が含まれている。

(参加者)：18歳以上の結果は公表しないのか？

(福島県)：担当者に確認をとらせていただきたい。

以上

## 2) 9月支援情報説明会・交流会

### a. 沖縄県（特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく）

開催日時：2015年9月6日 13時30分～15時45分

開催場所：うるま市立石川地区公民館 ホール（沖縄県うるま市石川曙2丁目1-52）

#### 【支援情報説明会】

参加者数：20名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 14名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 3名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 3名

※支援者 4名

※その他 0名

次 第：

開 会（13：30）

1. 「子ども被災者支援法基本方針について」 復興庁 企画官 清水 久子 氏

2. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県企画調整部避難地域復興局 次 長 久能 祐二 氏

〃 避難者支援課 主任主査 庄子 裕直 氏

〃 〃 主 査 吉田 勝敏 氏

〃 〃 主 査 山崎 薫 氏

3. 「県民会議における支援情報について」

沖縄県知事公室防災危機管理課防災危機管理班 主任 宮城 雄一 氏

質疑応答

閉 会（15：45）

※閉会后、16時00分から「三井美智子氏によるクリスタルボウル演奏会～Heart healing～ & 交流会」を開催。（16時45分終了）

【質疑】

(参加者)：沖縄に定住希望であり、住まいの確保が課題である。以前、福島県より公営住宅に優先的に入居できるという案内がきた。そこで、沖縄県でも同様の取り組みをされているかどうか確認したが、そういった取り組みはしていないとのことだった。今後、沖縄県でも同様の支援を実施頂くという可能性は無いのか。

(沖縄県)：今のお話は、子ども被災者支援法の関係で国土交通省が出している優先入居の件だと思う。沖縄県では土木建築部が公営住宅を所管しているが、所管部署の話では、今の所、公営住宅に空きが無く、この支援制度は採択していないとのことだった。ご意見については所管部署に伝えさせて頂く。

(福島県)：今後、そのような支援を実施していくということで、現在は、各県の状況を確認し、どういった所でお願いできるかを検討している所である。

(参加者)：今年の1月末頃、住んでいるマンションの館内放送やチラシで、7月に出ていく人として、自分の名前が出されるという事があった。警察等に届けを出したが無視されている。福島県から避難している人は、特定なんとかといわれ、誹謗中傷を受けている。どう対応したら良いか。

(復興庁)：応急仮設住宅に住んでいるなら、平成29年3月までは供与が決まっている。何か、間違った情報が自治会長に伝わったのではないかと思う。

(参加者)：先般、茨城県で5名の方が甲状腺ガンになったとの報道があったが、こういった情報やそれに対してどう考えているのかを説明すべきである。前回の説明会の際にも同様の意見を申し上げた。また、「避難する状況に無い」との判断について、国や福島県は何を基準にそのような判断をしたのか。

(福島県)：甲状腺検査の結果については、本日の資料に記載させて頂いた通りであるが、異常が見られた方の比率が他県での検査結果の傾向と変わらない状況である。これらの検査結果の情報は、県のHP等でも公表している。

(復興庁)：避難指示区域については、避難指示解除の基準があり20ミリシーベルトとなっている。それ以外の避難指示が出ていなかった地域では、避難指示は出ていないものの、多くの皆さんが不安に感じておられる状況であったことから、被災者支援法に基づいて支援を実施してきたところである。この度、このような地域について、大幅な線量の低下がみられたことなどを踏まえて「避難する状況にない」と判断させて頂いた。

(復興庁)：原子力規制庁の方で平成25年11月に被爆の考え方が示された。その時の目標値は、1～20ミリシーベルトの下の方を取りなさいと書いてあるが、その閾値は決められ

ていない。では、5.0と数字を決めた場合、4.9は安全で5.1が危険かという、そうはいえない。閾値が無くて直線で見なさいというのが国際的な考え方である。ただ、5ミリシーベルト程度というイメージはあった。事故直後は、中通りでも5～7ミリシーベルトとか7～9ミリシーベルトという線量が出ていたが、2年前の子ども被災者支援法をつくる時点では、既にその線量もかなり低くなってきていた。しかし、事故直後にその程度の線量があったということで中通りと避難指示区域以外の浜通りを指定させて頂いた。その線量すら今は無いという状況である。

(参加者)：福島に持ち家がありローンを抱えている。固定金利で3年更新となっており、次に更新する際、低金利の適用を受けるには住んでいないといけないと銀行から言われている。沖縄に避難し自営業を始め、なんとか生活できる状況になってきた。今更、福島に戻って新たに生活を再建することは容易ではない。住宅ローンは今後もずっと続く。なんとかならないか。

(福島県)：今の段階では、そのようなものに対する支援等の対策は無い。災害救助法による支援は平成29年3月で一旦は終了するが、その後、数年間の家賃補助を考えており利用いただきたい。

(復興庁)：避難指示区域でローンを抱えている方もおり、共通する問題である。対策があるのかどうか確認し、回答させていただく。

(参加者)：本日の説明会について、東京電力とは連携しているのか。

(復興庁)：この説明会は全国8地域で実施しているが、東京電力に来て話をしてもらうということは実施していない。本事業は、自主避難者の方に国や県の支援施策について情報提供をすることを目的としており、賠償の問題とは切り離している。何かあれば、東京電力に確認し回答するということは可能である。

(参加者)：福島県産の米について、検査済みであり安心との説明があった。その際の基準が100ベクレルだったと思うが、その基準自体が高いのではないか。また、検査の精度にも疑問があり、汚染された米が流通していると危惧している。沖縄県には福島県産の米が多く流通しており、東京、兵庫に次いで3番目との報道があった。スーパーなどで、自分で購入する場合は、産地を確認できるが、外食の場合は産地を確認できない。また、産地を表示していてもどこまで信頼できるのか疑問である。沖縄県として、どこまで移入する業者を指導、監督できるのか。

(福島県)：食品の安全基準はかなり低い基準を設定している。100ベクレル以下の微細な量は、検査機の精度の問題で数値として表せず「ND」と表示されることもある。かなり低い数値であることは確かである。ご意見として承り、関係部署に伝えさせて頂く。



(沖縄県)：沖縄県に福島県産の米が多く流通しているのは、これまでの交流など様々な背景があつてのことと思う。出荷時の検査の段階で基準をクリアしたものが流通していると考えている。沖縄県に入ってきた後、独自に検査するとか、民間事業者への特別の指導というのは、現時点で明確な回答はできない。ご意見があつたことは、担当部署に伝えさせていただく。

(復興庁)：食品の中には、元からカリウム 40 やプロニウムなど放射性物質を有しているものもあり、北海道から沖縄まで日本人全体の被曝量は、年間 2 ミリシーベルトといわれている。福島のお米に含まれるセシウムと元来より含まれているカリウム 40 などの放射性物質では、カリウム 40 の方が数十倍多いというのが実態である。セシウムの量だけで検査が間違っているというものではないと考えている。また、福島のお米を毎日食べていると思われる福島県民全員のホールボディカウンターによる測定結果を見ても、99.99%の方が年間 1 ミリシーベルト以下となっている。したがって福島県のお米を沖縄県で再検査する必要はないと考えている。

(参加者)：100 ベクレルよりどの程度、下回っているか正確にわからない、検出限界値がわからないのに安全とか風評被害というのは間違いである。また、沖縄県に対しては、福島県の検査の方法や精度がこういう状況であることを踏まえて対策を考えてほしい。また、副大臣の話については、食品古来の放射性物質（カリウム 40）の話と、汚染による放射性物質の話と一緒にせずに分けて考えてほしい。

(復興庁)：内部被曝による健康影響ということでは、セシウムでもカリウム 40 でも同じであり、分けて考える方がおかしいのではないかと考えている。

(司会)：本日、参加できなかった福島県郡山市から沖縄に避難されている方からメッセージを頂いている。「現在福島県にいて線量計を持って出かけているが、郡山第三中学校のバス停でも 0.5 マイクロシーベルト、また、福島在住の友人と話をしたところ、開成山公園も 1.0 マイクロシーベルトあるところがあり心配だといわれ、立花小学校に通う子供の母親が、通学路の線量が高いので避難させたいと悩んでいるとのことであつた。生活とは食べること、遊ぶこと、全て丸ごと安心できることが精神的に必要であるということをお聞きしたいと思ひます。」ということです。

以上

### 3) 12月支援情報説明会・交流会

#### a. 京都府（特定非営利活動法人 和（なごみ））

開催日時：2015年12月6日 10時30分～15時00分

開催場所：聞法会館3階ホール（京都市下京区堀川通花屋町上ル）

#### 【支援情報説明会・交流会】

参加者数：18名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 11名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 1名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 2名

※福島県以外の地域からの避難者 4名

※支援者 0名

※その他 0名

次第：

開会（10：30）

挨拶 復興副大臣 若松 謙維 氏

第一部（10:40～12:00）

1. 「子ども被災者支援法基本方針について」

復興庁 参事官 柴沼 雄一朗 氏

2. 「災害救助法による仮設住宅の供与について」

福島県企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 主幹 菊池 輝夫 氏

〃 主幹 菅野 健一 氏

〃 主査 岩村 耕二 氏

〃 〃（大阪駐在） 主査 山崎 薫 氏

3. 「自主避難者に係る住宅支援について」

京都府府民生活部 防災原子力安全課 被災地応援担当課長 四方 浩 氏

4. 質疑応答

第二部 ランチ交流会（12:00～13:00）

第三部 交流会・個別相談（13:00～14:00）

※個別相談は15時まで。

閉会（15:00）

## 【質疑】

(参加者)：こういう会を開催いただくのはありがたいが、ここで発言した意見は、今後の施策の中に活かされるのか。単に聞き置くだけか。

(復興庁)：避難者の方のニーズは時間とともに変わっていくと考えており、そういったニーズをお聞かせいただきたいと考えている。ご意見を全て施策に反映していくことは難しいと思うが、できる限り反映していきたい。

(参加者)：避難者が多く住む団地の会長をやっている。8回引越して、ようやく京都で落ち着いた。これまで何の支援も受けていない。住宅に関して、あと2年で出て行ってください、公営住宅はあるが、抽選だから当たるかどうかはわかりませんよ、と言っているが、これが支援か、避難する状況に無いから出て行けというのが人道的な対応か。

(参加者)：家賃補助について、平成29年4月から開始というのが問題である。一方で、先ほど、京都府の説明にあったように、公営住宅の数に限りがあるので、早めに転居するようと言っている。家賃補助がでるまでの間の繋ぎをどうするのか。このままでは死人がでる。

(参加者)：甲状腺検査について手術をされた大部分の方が既に転移していると聞いている。どのくらいの方が転移しているのか。また、集団疎開裁判では、福島市と同じ線量の地域の全ての子ども達が、複数の病を抱えており、子供たちの健康と命が危ないという判決が出ていることを知っているか。このような状況を踏まえて、現在、出されている支援策が正しいといえるか。なぜ、避難者の引越し費用が支援の対象として認められないのか。

(参加者)：3点質問がある。一つは、廃炉作業は進んでいるというのが原発事故は収束しているのか。次に線量について、外部被ばく線量ではなく、土壌の線量、土壌汚染の状況を教えてほしい。福島県は放射線管理区域の土壌になっているのではないか。最後に、2011年の夏頃に、原発は安全保障条約に寄与するというような一文が入ったと思うが、これは、どういうことか。一般市民でもわかるように説明してほしい。

(京都府)：京都府内には、65戸の自主避難者を受入れている。京都府民の色々な事情の方の優先入居に対応していく必要がある中で、平成29年3月に、避難者全員の方が入居可能な住戸を一斉に確保することは不可能である。このため、段階的に移動してもらえよう、もっと早い段階から家賃補助を実施していくべきと申し上げてきた。このことは、制度設計の段階から解っていたはずである。公営住宅の現場の担当者は、公営住宅というがちがちの制度の中で対応せざるを得ない。受入先の各都道府県に、もっと、しっかりとやってもらいたいというのであれば、復興庁にまかせず、公営住宅の制度を所管する国土交通省と協議し詰めるべきである。我々としては、厳しいが現実はこうです、と避難者に伝えることが、今できる、一番優しい対応だと考えている。悲しいがそれが現実である。以上

b. 山形県（一般社団法人 山形県被災者連携支援センター）

開催日時：2015年12月13日 10時30分～15時00分

開催場所：山形県生涯学習センター 「遊学館」2階第5研修室（山形県緑町1丁目2-36）

【支援情報説明会・交流会】

参加者数：40名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 37名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 3名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 2名

※その他 1名

次第：

開会（10：30）

挨拶 復興副大臣 若松 謙維 氏

第一部（10:40～12:00）

1. 「子ども被災者支援法基本方針について」

復興庁 参事官 柴沼 雄一朗 氏

2. 「今後の支援について」

福島県企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 課長 松本 雅昭 氏

〃 主任主査 庄子 裕直 氏

〃 主査 横澤 昌寛 氏

〃 〃（山形駐在） 主任主査 中木 秀夫 氏

〃 〃（山形駐在） 主事 栗山 光 氏

3. 質疑応答

第二部 昼食・交流会（12:00～14:00）

第三部 みんなで一緒にクリスマス会（14:00～15:00）

閉会（15:00）

### 【質疑】

(参加者)：自宅のある南相馬市原町区に時々戻るが、以前とは異なる問題が出てきている。原町地区は北の除染活動拠点となっているため、大量の作業員宿舎が存在する。除染しても作業着が捨てられていたり、作業用ワゴンが頻繁に出入りしていたりしており、作業による再汚染を心配している。このほか、女子高生が作業員によって暴行を受けたという事件が南相馬市であったが、飲酒、喧嘩、車両あらし、窃盗事件も発生している。帰還しても安心な生活をおくることができるかという疑問がある。このような問題として国や県はどう考えているのか。

(復興庁)：南相馬市長をお尋ねした際、復興に向けた課題の一つに治安を挙げられていた。いろいろな対策は取っているところで、除染作業員の倫理については環境再生事務所等を通じて徹底を図っている。警察にも協力を求め治安維持に取り組んでいる。ご高齢の方が帰還されていることに対しても、防犯対策として連絡網を整備する取り組みも進めている。様々な帰還の際の問題点の一つとして、安全安心の問題にもしっかりと取り組んでいきたい。

(参加者)：子ども被災者支援法第9条に、「国は支援対象地域から移動して、地域外の地域で生活する被災者を支援するために移動先の住宅確保に関する対策を講じなければならない」との記載がある。今回の資料にも住宅の確保が重要な政策であることが示されている。今年の6月に復興副大臣が山形にいらっしゃった時に、国の住宅に対する支援策をお尋ねした。国が個人に対して支援することは難しいので、国から福島県を通じて支援しているとの説明を受けた。今回の福島県による住宅支援は、国から予算が拠出されていると認識しているが、住宅困窮者には確実かつ継続的な住宅支援策を講じてもらいたい。

山形には公営住宅があまりないため、民間借上げ賃貸住宅に住まわれている自主避難者の方が多いと思われるが、災害救助法による支援期間が終了し、支援が薄くなるのは大変困る。現在家賃8万円のところを県の支援で6万円となっており、かつ、その2分の1が支援されるということになるが、それでも十分ではない。福島県から国にこれまでと同等の予算を求め、支援水準の維持に努めてほしい。福島県の予算規模だけでは不十分ではないか。福島県内の自宅のローンを支払い続けている状況にあり大変困窮している。

(復興庁)：国は個人に対する財産の提供については、特別法を施行して例外的に実施している例がある以外は行っていない。避難先での住宅の確保は自治体をお願いすることになっている。避難生活も5年目に入り、長期化していると思う。子どもが大きくなったり、様々な環境の変化も想定され、それにどう対応していくのか、帰還なり定住なりにつなげていくために、ある程度時間的なターゲットを設定して、今年度の施策を進めていくことが必要である。住宅は生活の基本であり、今後の福島県の施策について、政府内で予算折衝を行っているところである。皆様のご心配もあるので、ご意見お聞かせ頂きながら、追加のメニューでどのような支援ができるか、検討させて頂きたい。また、本日のような場を通じて、皆様のお声を頂く機会を引き続きもうけていきたい。

(福島県) : 福島県としては、平成 29 年 3 月までは住宅支援施策について一律に延長させて頂いた。本来ならこれら施策は終了というところであるが、生活が激変してしまうことを危惧し、福島県として何ができるかと考え、資料にあるような補助制度を用意させて頂いたところである。先ほどのご質問の中で、6 万円を上限に、住宅家賃の 2 分の 1 という支援策について触れて頂いた。6 万円以上の家賃の場合は、半分の 3 万円を支給させて頂くという支援策である。福島県としては、住宅を確保される場合の家賃補助やそれ以外にも関係各所と調整させて頂いているところである。避難先での住宅確保については相手もあることのため、また、そもそも公営住宅は人気が高いため、確保することは容易ではない。補助と住宅確保の 2 本立てで進めているところである。

(参加者) : 福島県の説明より、災害救助法による住宅の提供が終了したら福島県の支援事業として延長するものと理解した。一方、子ども被災者支援法では支援対象地域の方の住宅の確保は国の責務として説明されている。支援対象地域に当てはまる限り、住宅支援は継続されるものと理解しているが、その点はいかがか。福島県から国に要求しなければ、住宅支援に係る予算がつかないことを心配している。6 万円のうち 3 万円の補助を受けたとしても、困窮者にとっては十分な支援とは言えない。福島県からは国に対しての要求は引き続きたいお願いしたい。

(福島県) : 福島県としては子ども被災者支援法基本方針に基づき、補助制度は整備したところ。いつまでもというのはなかなか厳しいものがあるので、平成 29 年 4 月から 2 年程度と考えている。予算については福島県として事業を実施するということになる。ご指摘のご意見もあるが、福島県にお住いの皆様もたくさんいることを踏まえ、支援策にも期限や限界があると認識している。

(復興庁) : ご意見の点は、福島県と国との協議に内容にもよる。福島県の事業が 2 か年で終了することになるが、その時点では発災後丸 8 年を迎えることになる。3 年目に突入するに際し、ニーズを伺いながら考えたい。なお、定住支援の話題になるが、福島市の政策で公営住宅を 20 世帯分用意したところである。こうした取り組みで皆様に安心できる生活を提供できたらよいと考えている。

(参加者) : 福島県へのお願いであるが、自分の世帯が補助要件の対象となるか、教えてほしい。子どもがいるので 1 年単位というよりは 3 年単位で考えている。年末に制度が公表されて、申請した際に対象外といわれると、精神的な負担が大きくなる。例えば年内に公表と同時に相談窓口をもうけて頂き、具体的な支援金額も教えてもらえるような窓口を設けてほしい。

(福島県) : 自分が該当するかどうか不安に思う方が多いと思われ、県としてもホームページで事前にわかりやすい例を示すとか、金額を計算できるようにすることを考えている。12

月公表分については皆さんにわかりやすくなるように取り組んでいく予定である。このほか、資料でも配布したが、福島県でフリーダイヤル番号を用意しているのので、こちらかも確認できる体制を整えているところである。

(参加者)：震災当時、原子力の仕事をしていた。土壌汚染が進んでいたら子どもだけでなく大人も入れないが、こうした汚染情報について、最近はあまり情報が出てこなくなったように思う。また、甲状腺の検査について、飯舘村が悪性ないし悪性疑いが0名との報告がされていた。これは、一部の飯舘村と浪江町の人が県立医科大以外で検査しているため、数に含まれていないということであった。この他、福島第一原発では汚染水が毎日のように排出されていると聞いている。汚染水漏れがあまり報道されていないが、正確な情報が報道されないと全く信用ができない。国としてもしっかりと徹底指導頂きたい。

(復興庁)：本日の支援情報説明会は、避難者への皆様の情報提供が目的である。放射線量の情報が不足しているというのであれば、こうした情報も含めて、発信することが必要である。福島県の三春の環境創造センターで放射線量については細かくモニタリングする取り組みを始めており、南相馬でも福島第一原発周辺のモニタリングや安全監視を行うセンターを整備した。甲状腺検査についても第2回の検査結果が出たわけだが、福島県立医大とも意見交換を行っており、甲状腺検査を担当している先生方の研究成果では、検査で発見された甲状腺がんについて、原発由来のものであることを積極的に示唆する根拠は現時点では認められないという見解であった。また、福島第一原発について、8月と先週、訪問してきた。この3か月で大きな改善が図られており、行くたびに状況は改善している。汚染水対策については、堰が2重3重に整備されており、また、サブドレインという地下水を管理する設備や、凍土壁も完成している。原子力規制庁の許可が下りれば、使用可能な状況にある。マスコミへも事故等の発生事実は、その状況も正確に報道してほしいと依頼しているところである。

以上

c. 新潟県（一般社団法人FLIP）

開催日時：2015年12月17日 10時30分～14時00分

開催場所：デンカビッグスワンスタジアム 大会運営室（新潟市中央区清五郎 67-12）

【支援情報説明会・交流会】

参加者数：26名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 24名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 2名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 0名

※その他 0名

次 第：

開 会（10：30）

1. 「今後の支援について」

福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課

主 幹 菅野 健一 氏

〃

主任主査 小田倉 功 氏

〃

主 事 清水 一平 氏

2. 質疑応答

（休憩）

3. 昼食

4. 交流会

閉会（14:00）



## 【質疑】

(参加者)：家賃補助の収入要件については母子避難者のみが対象ということか。

(福島県)：家賃補助自体は、避難を継続する方は全て対象になるが、その際、公営住宅の収入要件をベースにしつつ、要件を緩和する方向で検討している。例えば、母子避難の方については、福島で暮らす旦那様と新潟で暮らす奥様と両方に収入があった場合に、公営住宅の要件では適用されないケースも出てくると考えられる。こういったケースでも対応できるよう要件の緩和を検討している。

(参加者)：4人世帯を対象とするという話を聞いたが、家族構成は要件になるのか。

(福島県)：家族構成は補助適用の要件にはならない。ただし、扶養家族の人数によって収入要件が変わってくる。

(参加者)：初期費用の補助について、家賃補助以外にも補助が受けられるという理解で良いか。

(福島県)：今の住宅にそのまま住み続けられる場合、平成29年4月以降は、個人での契約で住んでいただくことになる。その際、敷金や礼金といった初期費用が発生する可能性があり、これについて補助の検討をしている。家賃補助とは別である。

(参加者)：今住んでいる住宅に継続して住む場合のみが対象になるのか。転居した場合の初期費用の補助は受けられないのか。

(福島県)：転居の場合も初期費用の補助が受けられるよう、その範囲を検討している。基本は家賃補助があり、それに追加する形で、初期費用の補助について検討をしている。

(参加者)：避難後、子供が生まれ4人で暮らしており、とても狭い。こういう理由で転居した場合も補助が受けられるのか。

(福島県)：転居の要件について検討しており、その要件に「手狭での転居」を認められるかどうかであるが、ご要望として承る。

(参加者)：家賃補助の対象期間が2年で、1年目が2分の1、2年目が3分の1といった報道があったが、まだ正式に決まっていないのか。たった2年では、給料も少ししか上がらない。住宅の家賃を段階的に上げていく場合など、通常は5年ほどかけて上げていく。2年の期間をもっと長くできないのか。また、夏に新たな支援策を公表されており、この4か月

間いろいろな意見を聞いてきていると思うが、その意見は、どう反映されたのか。さらに、こういう施策はどういう体制、メンバーで検討しているのか。

(福島県)：家賃補助の要件については、年内に公表させていただく。いろいろな要望をいただいているが、対応できる範囲がある。要望が強いものを反映するよう検討を進めており、敷金、礼金などの初期費用の補助などもその例である。期間については2年と考えており、ご理解いただきたい。住宅確保対策の検討については、受け入れていただく都道府県の方にも入っていただいて検討を進めている。

(参加者)：できる範囲があるということだが、我々は原子力災害により避難をしており、セシウムの半減期は30年とまだ長い時間を要する。こういう施策を考える際、どのくらい予算が必要かのシミュレーションを思うが、莫大な予算が必要とは考えられない。復興予算何千億円という中で、あと1年延ばせないのか。また、災害救助法では間に合わないから子ども被災者支援法ができたと聞いている。平成25年に公表された基本方針の中で、公営住宅の確保が記載されている。あれから2年たって何も進んでいないのはなぜか。

(福島県)：できる限り、要望を反映させていきたいと考えている。このため初期費用の件や前倒しでの補助の実施を検討している。家賃補助は、平成29年4月からの施策であり、2年後の話をさせていただいている、行政の予算は単年度であり、財源をどうするというレベルには至っていない。これから予算を確保すべく努力していく。ご理解いただきたい。子ども被災者支援法に基づく住宅確保については、各自治体をお願いをしているが、公営住宅に空きが無いなど、十分に確保できていないというのが実態である。

(復興庁)：子ども被災者支援法ができた経緯は、その通りである。住宅確保については、国から各自治体に優先入居の依頼を出している。収入要件を緩和したり、福島に住宅を持っている方でも入居できるようにしたり、抽選の際の倍率を変えるなど、対応している自治体は増えつつある。

(参加者)：本日は正式に決まった内容が聞けると期待していたが残念である。放射能汚染がある中で帰還するという選択は難しい。復興庁の浜田副大臣と話した際、要望は反映するとおっしゃっていた。年内公表だと残り少ない中、補助の内容を見直すということはあるのか。

(福島県)：初期費用の話や前倒しの話は、本日初めて話をさせていただいた。ご意見については最大限反映していこうと努力している。2年後の取組みを説明している。ご理解いただきたい。

(参加者) : 子供の年齢によって事情は異なる。2年後に実施するというのは納得できない。また、母子避難の二重生活について、我が家は、もともと福島で一緒に住んでいた母が福島に残っている。これも二重生活とみてもらえるのか。

(福島県) : 平成29年3月に住宅を探す方が集中し、見つけることが困難になることも考えられる。このため、2年後の実施については、前倒しの検討をしている。ここで話をすることは相当の覚悟をもって話をしている。ご理解いただきたい。二重生活の範囲については検討していく。

(参加者) : 住み替えの際の支援については、前倒しの可能性があるかと理解してよいか。

(福島県) : 相当の覚悟をもって話をしているということをご理解いただきたい。

(参加者) : 避難先で家を建てる場合の支援はあるか。

(福島県) : 現時点では、本日の資料に記載がある支援を検討しているのみである。

(参加者) : やっと避難先の地域の方と仲良くなってきたところである。本日、示された支援策は、皆に当てはまるものではないと思う。

(参加者) : 敷金、礼金等、初期費用の支援について、収入要件は無いと考えてよいか。

(福島県) : 基本的には、家賃補助とセットであり、収入要件はかかる予定である。

(参加者) : 夏の頃から12月に発表と聞いていた。本当に年内に発表できるのか。また、そもそも収入要件をつける必要があるのか。

(福島県) : 本支援は、議会で説明、承認を頂くなど、成立させていくプロセスを経ないといけない。収入要件は一定程度、かけざるを得ない。

(参加者) : これまでの家賃は収入に関係なく全額補助を実施できているのに、なぜ、今回の新たな支援策では収入要件を付けないといけないのか。

(福島県) : 現行の家賃全額補助は、災害救助法の枠組みで応急救助として実施しているものである。災害救助法の適用は、応急支援ということで、通常は2年、本災害に関しては、それを5年まで延長し、さらに今年、平成29年3月まで1年延長し6年とした。本日説明した新たな支援策は、災害救助法の枠組みではなく、福島県の新たな支援策として実施するものであり、これまでとは性質が異なるものである。

(参加者)：収入要件の検討は様々なパターンがあって複雑という話があったが、生活再建が目的なら、収入要件を外して一律補助とシンプルにすれば良いのではないか。

(福島県)：高い収入の方にも補助をするのか、という意見もある。この支援策を成立させるためには収入要件を付けざるを得ない。

(参加者)：帰還する方への引越補助は、平成29年4月以降は対応しないのか。

(福島県)：引越補助か家賃補助か、どちらかを選択していただくという考え方である。

(参加者)：現時点で帰還された方も対象とあるが、帰還した知り合いはこのことを知らなかった。戻った方にきちんと周知されているのか。

(福島県)：既に帰還された方についても補助をしていく。市町村を通じて周知を行っているところであるが、伝わっていないということであれば、さらに周知を徹底していきたい。

(参加者)：移転費用の支援について、現在、家賃を自己負担している世帯は対象外か。

(福島県)：現在、災害救助法の対象になっている人、つまり応急仮設・借上げ住宅に入居している方が対象である。

(参加者)：この支援策は、どこで誰がどのように決めているのか。例えば、新潟市では、新潟市議会議長名で、総理大臣、国土交通大臣、復興大臣、福島県知事宛に借上げ住宅の期間延長等の意見書が提出されている。こういう意見は、どのように反映されたのか。

(福島県)：応急仮設住宅の供与については、内閣府の同意が必要であり、同意を得たうえで、福島県で決めている。福島県では、私ども避難者支援課が所管している。

(参加者)：支援策が成立しなかった場合は、避難者支援課の責任ということか。

(福島県)：私ども避難者支援課が所管しているものである。

(参加者)：では、なぜ、意見が反映されないのか。

(福島県)：ご意見を踏まえて対応してきている。

(参加者)：避難してきている人たちは、子供の命を守りたいという人たちである。除染が進んでいるとはいっても、まだ線量は高い。そういう環境に子供をおくことはできない。だ

から、最低でも30年は支援を続けてほしいというお願いである。そういう意見を上の方に上げてほしい。誰が味方になってくれるのか。

(福島県)：実際に福島県内の線量は下がってきている。多くの福島県民が県内で生活をしていることも事実である。内閣府と膝詰めの調整をしてようやく1年延長の同意も得た。新たな支援策についても皆さんのご意見をできる限り反映している。

(参加者)：国が何を言おうと、福島県は、県民を守る責任がある。予算からはみ出る部分を東京電力に請求できないのか。また、「福島県の復興の現状と取組等について」の19pに「悪性ないし悪性疑い39人」と記載があるが、悪性と悪性疑いを合算せずに、それぞれの人数を明記すべき。これは何度も申し上げてきており、なぜ直っていないのか。新潟県に駐在員2名、復興支援員3名を配置しているが、この配置にどれだけ予算をかけているのか。本当に必要なのか。相談ダイヤルがあれば十分ではないか。

(福島県)：新たな支援策は、福島県として対応していく施策である。19pの表記については、所管する部署に伝える。何度もご意見いただいていたということで申し訳ない。駐在員は必要であり、避難者の多い地域に配置している。

(参加者)：昨日の毎日新聞に収入要件の記事が出ており、300万円とか600万円とか具体的な数字も出ていた。なぜ、こういう数字が我々が知らされるより先に出ていくのか。

(福島県)：毎日新聞の記事は、福島県からそのような情報提供をしたものではない。公営住宅の収入要件の考え方から憶測で書いているものと思われる。

(参加者)：そもそもこのような収入要件で、補助の対象者としてあてはまる世帯は多くは無いと思う。どれだけの方が対象になるのかといったシミュレーションはしたのか。

(福島県)：公営住宅の収入要件は家族構成によっても異なってくる。自分が対象になるのかわからないのかをホームページなどで容易に確認できるツールを検討している。

(参加者)：年内に発表ということだが、発表後、問合せなどに対応できる時間の余裕をもって発表していただきたい。年末ぎりぎりに発表されたら不安な気持ちでお正月を過ごすことになる。

(福島県)：現在、ぎりぎりのところを詰めている。ご要望として承る。

(参加者)：本日は決定した内容が聞けると思って期待していたが残念である。来年度、我が家は、長男が中学校入学、次男が小学校入学で、福島に帰還するか、新潟にいるかを考えているところ。来年度も現在の仮設住宅に住むのかどうかの書類提出期限が1月6日であり、

それまでに進路を決めないといけない。年内に発表というのは何日にどういう形で発表されるのか。

(福島県)：何日かは、現時点では明確にお答えできないが、早めに公表できるよう努力をさせていただく。個別の状況を後程、確認させていただきたい。 以上

d. 沖縄県（特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく）

開催日時：2015年12月20日 13時30分～16時00分

開催場所：宮古島市中央公民館 研修室（2階）（沖縄県宮古島市平良字下里315）

【支援情報説明会・交流会】

参加者数：9名（支援者、その他含まず）

※自主避難者のうち事業対象地域への避難者 5名

※計画避難区域から事業対象地域への避難者 4名

※計画避難区域から事業対象地域外への避難者 0名

※自主避難者のうち事業対象地域外への避難者 0名

※福島県以外の地域からの避難者 0名

※支援者 3名

※その他 1名（宮古島市総務部）

次 第：

開 会（13：30）

挨拶 復興副大臣 若松 謙維 氏

1. 「子ども被災者支援法基本方針について」

復興庁 企画官 清水 久子 氏 氏

2. 「今後の支援について」

福島県企画調整部避難地域復興局 避難者支援課 主査 本多 洋崇 氏

〃 主幹 山崎 薫 氏

〃 主査 宗方 尚子 氏

3. 質疑応答

（休憩）

4. 交流会

閉会（16:00）

## 【質疑】

(参加者)：環境省と復興庁の役割分担について教えてほしい。除染は環境省の管轄であり、復興庁は、復興が管轄かもしれないが、津波災害に関しては復興が良いが、原発災害に対しては、まず、復旧が大切である。

(復興庁)：福島復興は、放射線の問題で遅れていることは確かである。現在、復興庁では、本庁に約140名、福島県には福島復興局を設置し約140名を配置している。また、岩手・宮城に約80名の職員を配置している。福島復興局の約140名のうち、約70名は、現地の市町村に配置している。除染は環境省の管轄であり、約540名が現地に駐在しており、この配下で約1万9千人の作業員が除染の作業に従事している。さらに、廃炉の作業については、経済産業省の管轄であり、現地に約100名が駐在し、この他、東京電力の社員約1000人、作業員約7,000人が従事している。これら各省庁間では、常に情報交換をしており、例えば、環境省の除染の作業に問題が出た場合は、国土交通省にお願いをするなどの調整を復興庁で行ったりしている。

(参加者)：除染は、家の前だけ実施しても意味が無い。福島全体を実施しなければ生活ができない。森林の除染が難しいというが、キノコを植えるだけでも減るのではないかと思うし、何かしらの手段を用いて実施してほしい。放射線が無くならない限り、復興はできない。避難者も戻れない。そこが根本の問題である。

(福島県)：福島県では、公共施設や道路、農地等、除染を面的に進めている。森林については、住宅から20m程度の範囲までは、作業を実施しており、その奥については、国や市町村と対策について検討を進めているところである。

(復興庁)：除染が最優先の課題であることは認識しており進めている。そのような中、本年9月5日に檜葉町の避難指示を解除したところ。また、来年4月には、川内村、葛尾村、南相馬市、再来年には飯館町の解除に向けて進めているところである。森林についても課題であるが、それよりも住宅の周りを丁寧に実施した方が効果的という実験結果もある。いずれにせよ最優先ということで進めていきたい。

(参加者)：原子力災害は人災であるということをはっきりと認めるべきである。南相馬市小高地区でも環境省が除染を実施しているが、軒先から1mくらいはやるが、その先は実施しないという状況である。また、森林について傾斜が30度以上の所は除染しないことになっているようで、自宅の軒先から先が斜面になっているが、実際に除染していない。道路や畑には除染で出た廃棄物が黒いビニールに入れて置かれている。中間貯蔵施設がいつ完成するのか。小高で復興住宅の募集をしているが、希望者が集まらないと聞いている。復興庁として、どういう状態をもって復興というのか、そのビジョンを示してほしい。放射線の心配がなくなったと確かめられるまで避難者は帰れない。



(復興庁)：除染も大切だが、その他、生活に必要なインフラが整わないと避難指示は解除できない。除染の状況は、各戸によって事情は様々と思う。後程、詳細を教えていただければ、各所管部署にお伝えさせていただく。公営住宅については、3回くらい募集すれば、98%くらいは埋まっている状況である。今後とも、皆様に活用いただくよう頑張っていきたい。

(参加者)：家族総勢12人で宮古島に避難してきた。その時は、皆、リュックを背負って酷い状況であった。二本松の実家は去年、除染を実施したが、周りの庭だけを除染し、その土壌を1mも離れていない花壇に埋めただけである。また、裏山は除染していない。年に1回は墓参りで帰っているが、とても孫を連れて帰還することはできない。低線量被曝について、まだデータが十分ではないと思うが、子ども被災者支援法の中で、子どもの自然体験活動を支援する施策が書かれており、これは、正常でないから必要ということだと思う。宮古島でも30名くらいの家族と子供たちを保養として受け入れを実施している。住宅支援の中の「恒久的な住宅への円滑な移行について」の内容について教えてほしい。

(復興庁)：低線量被曝について、現在、甲状腺ガンの専門家が非常に少ない状況の中、可能な限りの検査を実施している。将来の状況がわからないため、全く大丈夫かというところ、まだ何とも言えないという状況とも聞くが、調査の結果、現時点では、放射線による影響は考えにくいとの専門家の見解を得ている。現在は、データを積み上げていく段階ではある。検査結果のデータを公表して事実をお伝えしていく。

(福島県)：除染後の廃棄物の輸送については、安全に輸送する必要があるため、本年3月からの大熊町をはじめ、各地でパイロット輸送が始まったところ。来年度以降、順次拡大していきたい。甲状腺ガンの検査については、今のところ、事故当時5歳以下のお子様から甲状腺ガンは見つかっていない。まだ、わかっていない所もあり、長期にわたって検査を実施していく。

(福島県)：恒久的な住宅の確保については、ご自身で住宅の確保が困難な方等に対して、避難先の自治体含めて関係者による会議を設置し、ハード、ソフト含めてどんなサポートができるか、検討をしているところである。

(参加者)：原発事故は人災であり、国は息の長い支援が必要である。福島県の子どもの甲状腺ガンまたは甲状腺がんの疑いがある方が152名、二本松市でも6名でている。データが無いから誰にも確かなことがわからない。だから心配である。沖縄県では、福島県の甲状腺検査を受診できる病院が本島の浦添に一つあるだけで、宮古島では受診できない。受診費は無料であっても、本島への交通費は、付添いも含めて必要になる。データを未来に残さないといけない。全国どこにいても自分の住むところで検査が受けられるようにしてほしい。また、成人になっても検査が受けられるよう息の長い支援をしてほしい。

(福島県)：甲状腺検査は、設備や医師の専門性などの条件があり、どの医療機関でも実施できるものではないため、限られた施設にならざるを得ないのが実態である。本島への移動費含めて、担当部署にお伝えさせていただく。

(復興庁)：復興庁の設置根拠である法律は時限立法であり10年間の期限となっているが、息の長い支援が必要との認識は持っている。帰還困難区域についても徐々に解除が進んでおり、着実に次の手を打てる環境が整いつつある。今後も長期的に対応を進めていきたい。

以上

## 1.2 相談支援事業

### (1) 業務の概要

受託事業者において相談窓口を設置し、避難者からの相談を受け、適宜、アドバイスを実施するとともに、必要に応じて行政機関（国、道府県、市町村）、専門機関、パーソナルサポート団体等への橋渡しを実施した。

相談は、電話やファックス、電子メールで受け付けるものとし、前述の説明会・交流会開催の場では、避難者からの希望に応じて対面での相談対応を実施した。

#### 1) 実施体制

相談窓口の開設と運用は、受託事業者において実施し、日々、寄せられる相談内容と対応結果を所定フォームに記録し、事業管理者に報告するものとした。

また、事業管理者は、受託事業者からの報告をもとに、運営状況を確認するとともに、相談内容の傾向を整理し、復興庁に報告した。

なお、相談窓口開設の避難者への案内は、案内チラシを作成し、各回ニュースレターに同封した。

表 1-15 相談窓口の実施体制（役割分担）

主体	業務項目	備考
受託事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>相談窓口の開設（相談員の配置及び電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスの設定）</li><li>相談窓口の案内チラシの作成</li><li>相談窓口の運営</li><li>相談内容、対応の記録と事業管理者への報告</li></ul>	案内チラシは各回ニュースレターに同封
事業管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>受託事業者からの報告をもとに、相談窓口の運営状況の確認</li><li>相談内容の傾向把握と復興庁への報告</li></ul>	—

#### 2) 実施期間

相談窓口の運営は、第1回ニュースレターの発送を持って運用開始とし、本業務の実施期間内は継続して運営を実施した。

○相談窓口の運営期間：平成27年4月1日（※）～平成28年3月31日

※平成27年度より事業開始の沖縄県は6月1日から実施。

## (2) 相談窓口一覧

各実施地域に設置した相談窓口は、下表のとおりである。

表 1-16 相談窓口一覧

地域	受託事業者	相談窓口
北海道	特定非営利活動法人 北海道 NPO サポート センター	住所：札幌市東区北 6 条東 3-3-1 LC 北六条館 6 階 TEL：011-299-6940 e-mail：soudanf@npo-hokkaido.org 相談日：平日 10 時～17 時
山形県	一般社団法人 山形県被災者連携 支援センター	住所：寒河江市大字西根字石川西 355 村山総合支庁に市庁舎 やまがた絆の架け橋ネットワーク内 TEL：0120-293-640 e-mail：soudan@yamagataresen.net 相談日：平日 9 時～17 時
東京都	特定非営利活動法人 医療ネットワーク 支援センター	住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-12-1-302 TEL：070-5545-0659 e-mail：soudan@medical-bank.org 相談日：平日 10 時～17 時
新潟県	一般社団法人 F L I P	住所：新潟市東区猿ヶ馬場 2-2-16 TEL：070-6623-2051 e-mail：niigata.cas@flip-lab.jp 相談日：平日 10 時～16 時
京都府	特定非営利活動法人 和（なごみ）	住所：京都市下京区七条大宮西入西酢屋町 10 TEL：075-353-5181 / 080-4414-8654 FAX：075-353-5185 相談日：平日 10 時～17 時
岡山県	特定非営利活動法人 岡山 NPO センター	住所：岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 2 階 1 号室 うけいれネットワークほっと岡山 TEL：070-5670-5676 e-mail：hotokayama@gmail.com 相談日：火曜～金曜 10 時～16 時
福岡県	一般社団法人 市民ネット	住所：福岡市東区箱崎 1-20-1 TEL：092-409-3891 e-mail：support@snet-fukuoka.org 相談日：平日 10 時～16 時
沖縄県	特定非営利活動法人ま ちなか研究所わくわく	住所：浦添市内間 2-10-8 福島避難者のつどい 沖縄じゃんがら会 事務局内 TEL：070-5484-1125 e-mail：soudanoki@gmail.com 相談日：平日 10 時～16 時

(3) 相談支援事業の実施結果一覧（地域別相談件数、内容別件数）

相談支援事業の結果は以下のとおりである。

表 1-17 地域別相談件数

	受付 件数 (延べ)	地域別相談件数											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北海道	24	0	2	1	4	3	7	3	1	0	1	2	0
山形県	37	1	4	5	7	5	4	2	3	2	3	1	0
東京都	3	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0
新潟県	377	36	44	49	19	24	36	36	24	27	29	31	22
京都府	94	7	12	7	7	6	18	2	1	13	4	6	11
岡山県	161	8	11	18	14	13	12	30	25	11	2	9	8
福岡県	55	0	2	1	3	9	13	3	2	3	4	4	11
沖縄県	115	0	0	8	4	5	11	17	15	17	13	11	14
合計	866	52	75	89	59	65	101	95	71	73	56	64	66

※本報告書には、平成27年4月1日～平成28年3月15日までの集計結果を掲載した。

地区別相談受付件数

9月 N=441  
11月 N=607  
3月 N=866

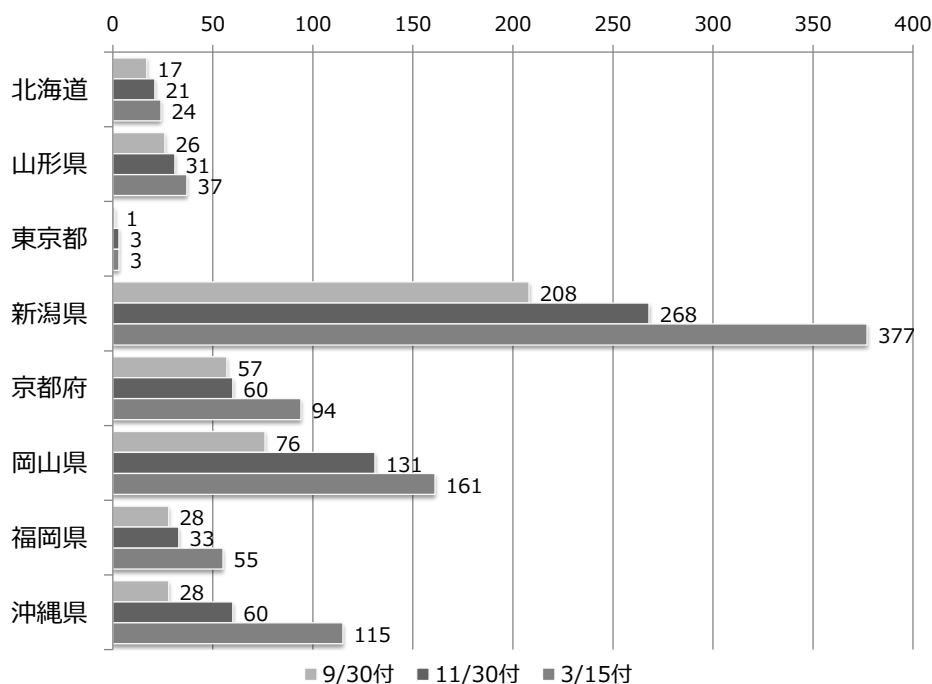


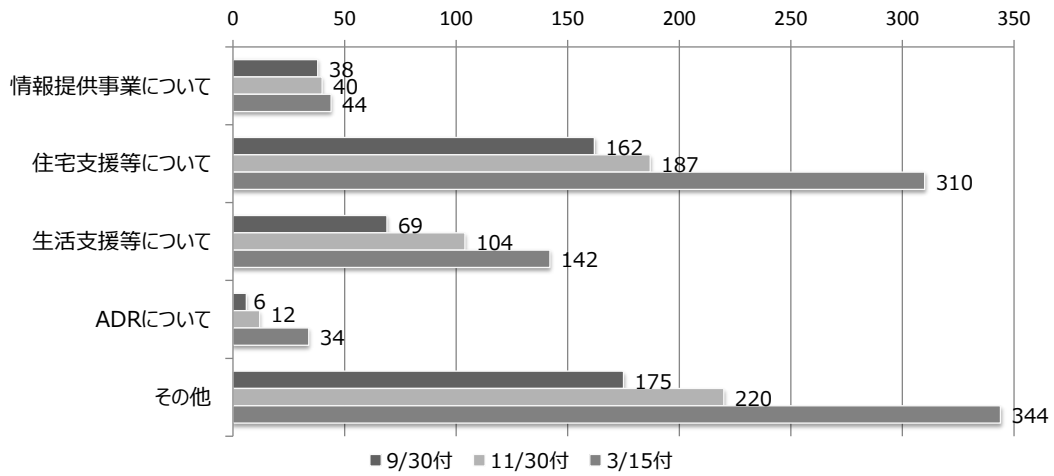
図 1-1 相談受付件数集計結果（1）

### 内容別相談受付件数

9月 N=450 (複数回答)

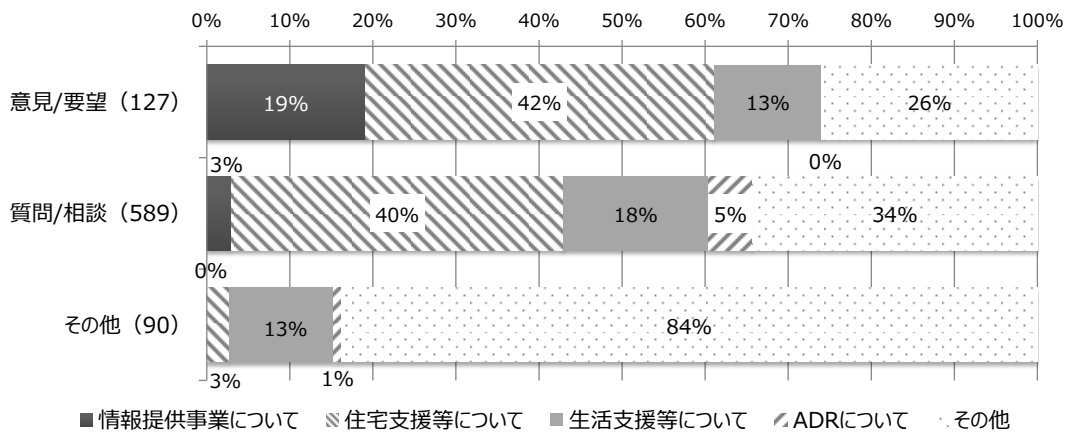
11月 N=618 (複数回答)

3月 N=874 (複数回答)



### 内訳別相談受付件数

N=874 (複数回答)



### 手段別相談受付件数

N=866

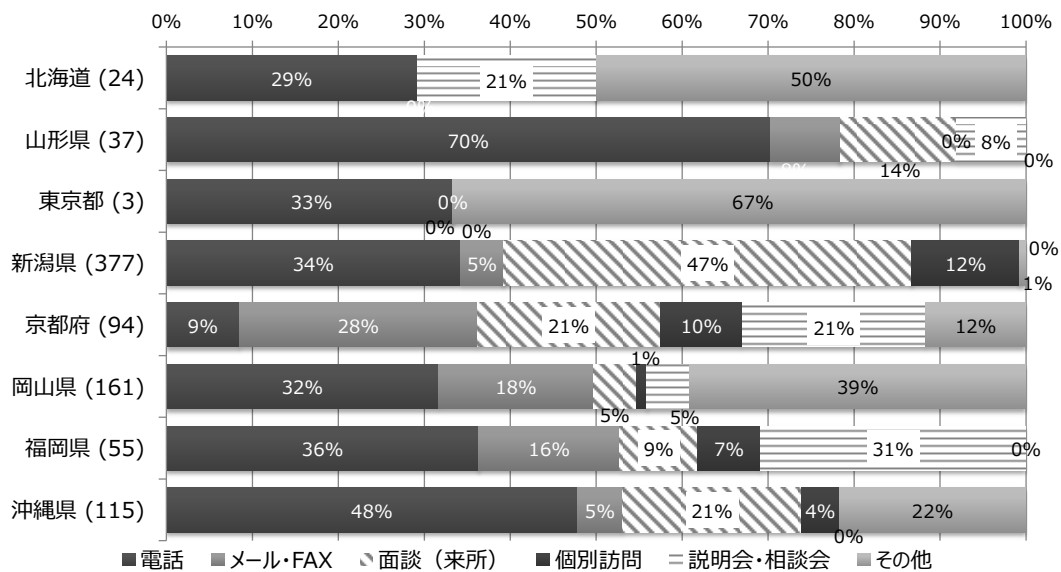


図 1-2 相談受付件数集計結果 (2)

## 第2章 県外自主避難者等への情報支援事業の管理・運営





## 2.1 受託事業者の選定

第1章に記載した各事業を実施する受託事業者について、平成26年度に事業を実施した地域のうち北海道、山形県、東京都、新潟県、京都府、岡山県、福岡県の7地域の事業を継続するとともに、平成26年度で終了する大阪府に代わる地域を公募により選定した。以下にその概要を記す。

### (1) 受託事業者の選定方法

(実施方法)

受託事業者の選定は、恣意性が問われないよう、客観性・透明性を確保することが必要であり、広く公募により選定した。受託事業者の公募にあたり、以下の関係書類を作成し、公募手続きを実施した。

- ・ 公示文
- ・ 公募要領
- ・ 提出様式

(公募期間)

平成27年4月2日(木)～平成27年4月17日(金) 17:00 必着

(告知方法)

公示文、公募要領、提出様式を事業管理者(三菱総合研究所)のWebサイトに掲載するとともに、復興庁のサイトからリンクを設置した。

### (2) 事業実施地域の考え方

北海道、東北、関東、信越、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地域ブロックの中で福島県からの県外自主避難者数が多い15都道府県のうち、平成26年度事業を実施した受託事業者が平成27年度も継続して事業を実施する7地域(北海道、山形県、東京都、新潟県、京都府、岡山県、福岡県)を除く、以下の8地域とした。なお、活動範囲は当該都道府県内全域とした。

(事業対象候補地域)

秋田県、埼玉県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、広島県、沖縄県

### (3) 受託事業者に求められる要件の設定

受託事業者に求められる要件は、下表に挙げる6点とし、このうち、①活動地要件、②法人格要件、③社会性要件は絶対条件とし、これを満たしている事業者について、④事業の実施能力要件、⑤事業推進体制要件について比較審査し選定した。

表 2-1 受託事業者に求められる要件

審査項目	概要
i) 法人要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO 等であり、法人格を有する団体であること。</li> <li>・ 法人の財務状況が健全かつ適正であること。</li> <li>・ 本事業の実施について組織としての決定が成されていること。</li> </ul>
ii) 社会性要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。</li> </ul>
iii) 事業実施能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災に関わる避難者支援の活動実績を有していること。</li> <li>・ 東日本大震災に関わる避難者支援に関わる知見やノウハウ、さらには、地元自治体、関係機関、学識経験者等、本事業を遂行していく上で有効に活用できるネットワークを有していること。</li> </ul>
iv) 事業推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業対象地域に活動拠点（本部、支店など定常的・継続的に活動を行う事務所）を有していること。</li> <li>・ 事業を遂行するために、十分な人員、体制が確保されていること。</li> <li>・ 独自の Web サイトを持ち、本事業に関する情報を迅速に公表できる基盤を有すること。</li> <li>・ 個人情報の管理について応募様式 2 に示した条件を満たす、又は満たすことが可能であること。</li> </ul>

### (4) 選定結果

公募の結果、埼玉県 1 団体、大阪府 1 団体、広島県 1 団体、沖縄県 1 団体の計 4 団体から応募が得られた。

(3)に挙げた要件に基づいて審査を実施し、下表の 1 団体を選定した。

表 2-2 選定した受託事業者一覧

受託事業者名	事業実施地域
特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく	沖縄県

## 2.2 情報支援事業の周知及び本事業による支援の希望確認

### (1) 希望確認の実施概要

事業実施地域における県外自主避難者等に対し、本事業実施について周知するとともに、本業務で実施予定の情報提供及び相談支援を受けることについての希望の確認及び提供を希望する情報種別を希望確認書により把握した。

希望確認書により本事業による支援を「希望する」と回答した方の氏名、送付先を支援対象者としてとりまとめた。

なお、希望確認書は、第1回ニュースレターに同封して発送するものとし、送付先の氏名、住所等の情報は、復興庁より貸与いただくものとする。

### 1) 発送先リストの作成

復興庁から貸与された福島県から県外に避難している方の氏名及び住所情報をもとに世帯代表者のみを抽出し、発送先リストを作成した。その際、平成26年度事業からの継続性と避難者の負担軽減の観点から以下の方針により発送対象者を選定した。

#### (発送先リストの作成方針)

- 平成26年度事業の支援対象者は、自動的に本事業の支援対象者として扱うが、送付先住所変更を希望する場合や、支援情報説明会・交流会の案内のみを希望する場合が考えられるため、希望確認書は発送し、変更がある場合のみ、返信いただくものとする。
- 平成26年度事業において、ニュースレターの発送を明示的に拒否された方については、ご本人の意向を尊重すると共に、本事業で再度希望確認書を発送した場合の心象への影響を鑑み、本事業の支援対象者外として扱い、希望確認書の発送リストから除外する。
- 平成26年度事業において、宛先不在で送付物が返戻された方については、再度、返戻が想定されるため、希望確認書の発送リストから除外する。ただし、新たに貸与いただく支援対象候補者情報と平成26年度事業時点の情報を突合し、避難先住所が変更となっている場合は、平成26年度中に引越しをされた方と考えられるため、希望確認書発送リストに残す。

表 2-3 希望確認書の発送及び希望確認方法の区分

	H26 度事業の継続地域						新規地域 (沖縄)
	H26 度事業の 支援対象者 (993 世帯)	H26 度事業において支援希望が無かった方					
		希望確認書の返信無しの方		支援辞退 の連絡が あった方	当初また は事業途 中に宛先 不在と なった方	H26 度事業 では避難者 リストに掲 載が無かつ た方	
		H25 度から継 続して事業対 象となっている 地域 (北海道、山形、 新潟)	H26 度から新 たに事業対象 となった地域 (東京、京都、 岡山、福岡)				
希望 確認書 の発送	○	× (※2)	○	×	× (※2)	○	○
希望 確認の 方法	支援を継続 する場合、返 信不要とす る。 (※1)	—	支援希望す る場合、返信 いただく。	—	—	支援希望する場合、返 信いただく。	

※1：送付先や支援内容の変更を希望する場合は返信いただく。(例：支援情報説明会の案内のみの送付を希望する等)

※2：H27 度事業で貸与される避難者リストと突合し、住所に変更があった場合は、送付対象とする。

上記に基づき、各地域別の発送数は以下のとおりである。

表 2-4 県外自主避難者数及び発送先世帯数一覧

事業 実施地域	県外自主 避難者数	希望確認書 発送世帯数	希望確認書 返信世帯数	対象外 世帯数	別人宛で希 望された人 (追加データ)	支援対象 避難世帯数
北海道	1,266	146	14	5	0	105
山形県	4,044	269	12	5	0	234
新潟県	4,290	1,138	145	11	1	279
東京都	2,846	255	12	5	0	215
京都府	440	185	4	4	0	55
岡山県	293	94	10	1	2	18
福岡県	221	79	9	2	0	29
沖縄県	498	211	25	2	0	39
合 計	13,898	2,377	231	35	3	974

## 2) 希望確認書及びその他送付物の作成

本事業の周知と支援希望確認、情報ニーズの把握を目的に、以下の資料を作成した。

表 2-5 希望確認書及びその他送付物一覧

送付物	概要（目的等）	備考
①ニュースレター等の希望確認書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業によるニュースレターの送付について希望を確認する。</li><li>・ 提供を希望する情報ニーズを把握する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 希望する送付先住所も併せて確認</li><li>・ 情報ニーズは避難元、避難先を分けて確認</li></ul>
②ご支援の内容等について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業の内容を周知する。</li></ul>	—
③受託事業者の紹介（「相談窓口」の案内含む）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業実施地域にて事業の窓口となる受託事業者の概要を紹介する。</li><li>・ 相談窓口の開設と連絡先を周知する。</li></ul>	—
④返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 希望確認書を回収する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 料金受取人払いとした。</li></ul>

## 3) 発送・回収

2) で作成した希望確認書等を、1) で整理した発送先リストをもとに発送し、同封した返信用封筒にて回収した。(発送は第1回ニュースレターに同封して発送(5月28日))。また、6月12日にリマインド状を発送した。

回収された希望確認書から、本事業による支援を「希望する」と回答した方の氏名、送付先を支援対象者としてとりまとめた。

## (2) 希望確認結果

### 1) 支援希望者の内訳

支援希望世帯数及び避難世帯に対する割合は、下表の通りである。避難世帯数が多い山形県、東京都、新潟県は、支援世帯数も相対的に多い。割合では福岡県、京都府が高い。

表 2-6 希望確認結果

地域	避難世帯数 (※1)	支援世帯数 (※2)	割合
北海道	478	105	22.0%
山形県	1,034	234	22.6%
東京都	983	279	28.4%
新潟県	731	215	29.4%
京都府	177	55	31.1%
岡山県	85	18	21.2%
福岡県	70	29	41.4%
沖縄県	184	39	21.2%
合計	3,742	974	26.0%

※1：避難世帯数は、平成27年度事業実施時点の想定世帯数

※2：支援世帯数は、平成28年3月末時点の支援世帯数

2) 支援希望者の内訳 (詳細)

表 2-7 希望確認結果 (詳細) (平成 28 年 3 月末時点)

地域	データベース上の避難者数	希望確認書発送世帯数	希望確認書返戻世帯数	対象外世帯数	別人宛で希望された人(追加データ)	受託事業者宛に希望された人(追加データ)		避難世帯数	引越後避難世帯数	支援希望する世帯数	継続希望世帯数	新規希望世帯数	支援希望割合	地域	【再掲】避難世帯数	返信なし世帯	返信なし世帯を含む避難世帯数	【再掲】支援希望する世帯	返信なし世帯を含む支援希望割合								
						支援対象	支援対象外													D	E	F	D	G	H	E	F
						(B-C) -★+▲+ ■														(a+b)	a	b	(E/D')	(B-C) -★+▲+ ■	(D+G)	(a+b)	(E/H)
北海道	1,266	146	14	5	0	1	0	128	126	105	104	1	83.3%	北海道	128	350	478	105	22.0%								
山形県	4,044	269	12	5	0	0	0	252	252	234	230	4	92.9%	山形県	252	782	1,034	234	22.6%								
東京都	4,290	1,138	145	11	1	0	0	983	981	279	248	31	28.4%	東京都	983	0	983	279	28.4%								
新潟県	2,846	255	12	5	0	0	0	238	239	215	210	5	90.0%	新潟県	238	493	731	215	29.4%								
京都府	440	185	4	4	0	0	0	177	178	55	51	4	30.9%	京都府	177	0	177	55	31.1%								
岡山県	293	94	10	1	2	0	0	85	86	18	13	5	20.9%	岡山県	85	0	85	18	21.2%								
福岡県	221	79	9	2	0	2	0	70	69	29	26	3	42.0%	福岡県	70	0	70	29	41.4%								
沖縄県	498	211	25	2	0	0	0	184	184	39	0	39	21.2%	沖縄県	184	0	184	39	21.2%								
計	13,898	2,377	231	35	3	3	0	2,117	2,115	974	882	92	46.1%	計	2,117	1,625	3,742	974	26.0%								

(注)

- (A) 「全国避難者登録システム」登録者数(H27.4時点、福島県提供データ)
- (B) 希望確認書発送世帯数(下記の①、②、③のいずれかに該当し、④に該当しない方)
  - ①「A」のうち連絡代表の方
  - ②H26年度事業の支援対象世帯(大阪府を除く)
  - ③H26年度からの支援対象地域(東京、京都、岡山、福岡)において、H26年度事業で希望確認書を発送したが返信が無かった世帯
  - ④発送除外対象世帯
    - i: ①のうち、計画避難区域からの避難者
    - ii: ①のうち、H25年度からの支援対象地域(北海道、山形、新潟)において、H26年度事業で希望確認書を発送したが返信が無かった世帯
    - iii: ①のうち、平成25年度、平成26年度事業において支援辞退(希望しない、帰還、対象外に移転、死亡、現住所不明)をされた世帯
    - iv: ①のうち、平成26年度事業において宛先不在で返戻があった世帯(ただし、平成26年度事業時点から避難先住所が変わっている方は発送)
    - v: ①のうち、住所に不備がある世帯
- (C) 希望確認書返戻世帯数: 発送した希望確認書が宛先不在で戻ってきた世帯
- ★対象外世帯数: 福島県に転居、対象外に転居、死亡、その他の理由で支援対象外となった世帯数
- ▲別人宛に発送を希望された世帯(追加データ): 希望確認書を交付した人のご家族等に宛名を変更希望された方
- 受託事業者宛に希望された世帯(追加データ): 希望確認書を発送していない世帯で、受託事業者を通じて支援希望の連絡があった世帯のうち、「支援対象」は被災時住所が支援対象である人で、「支援対象外」はそれ以外の住所の人
- (D) 避難世帯数: 希望確認書発送世帯数から返戻世帯数、対象外世帯数を除き、追加データを加えた世帯数
- (D') 避難世帯数(D)のうち、支援対象地域内で引越された場合に引越後の住所で算出した世帯数
- (E) 支援希望する世帯数: 支援希望する世帯を現在の住所で算出した世帯数
- (F) 支援希望割合: 支援希望する世帯数(E)/引越後避難世帯数(D')
- (G) 返信なし世帯: ④発送除外対象世帯「ii」に該当する世帯数
- (H) 返信なし世帯を含む避難世帯数: 避難世帯数(D) + 返信なし世帯(G)
- (F') 返信なし世帯を含む支援希望割合: 支援希望する世帯数(E)/返信なし世帯を含む避難世帯数(H)

### 3) 支援希望確認書発送世帯の避難元地域と避難先地域の対応表

支援希望確認書発送世帯の避難元居住地と避難先居住地の関係について分析・整理した。以下に結果を記す。

#### a. 避難世帯数

##### ア) 北海道

郡山市、福島市およびいわき市からの避難者が約7割を占める。避難先は札幌市が約7割となっている。

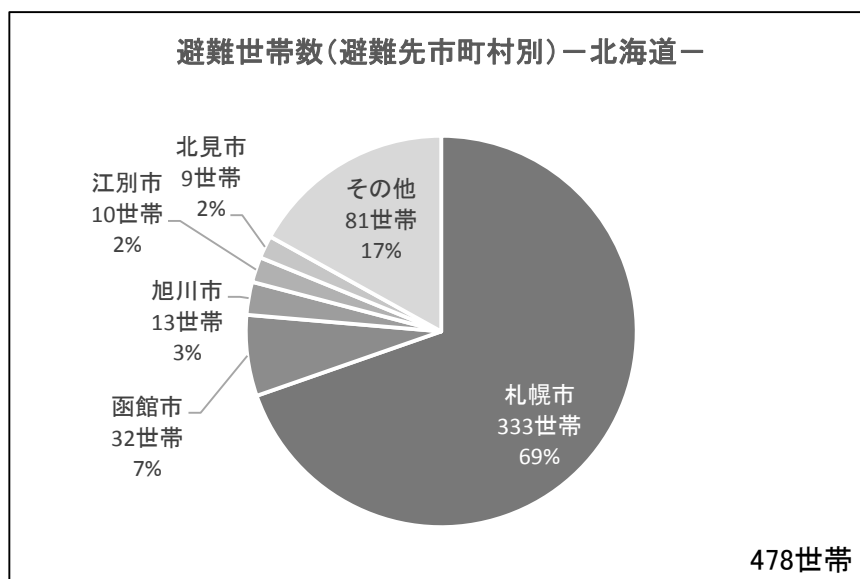
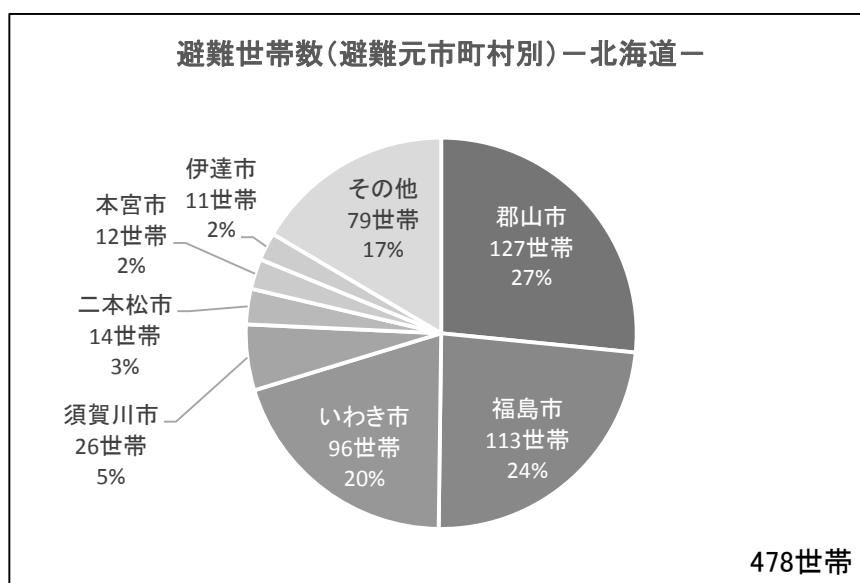


図 2-1 自主避難者(全世帯)の避難元・避難先居住地の関係(北海道)





## イ) 山形県

他の地域とは異なり、福島市からの避難者が多い。避難先は山形市と米沢市が多い。これは、福島市から山形市、米沢市のアクセスが良いためだと考えられる。

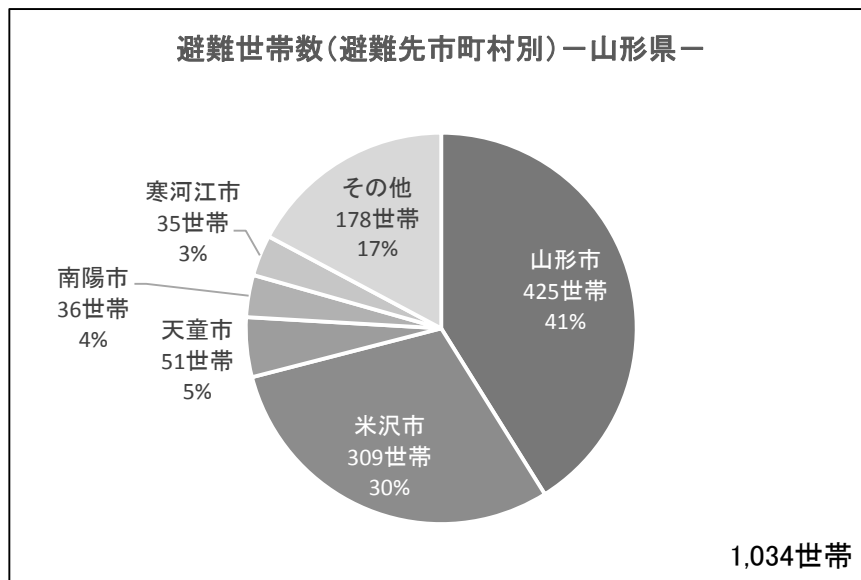
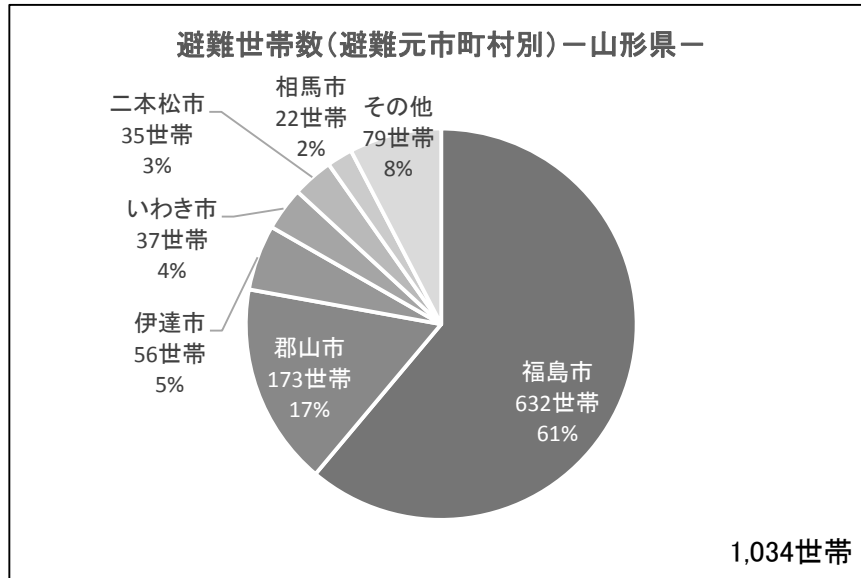


図 2-2 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（山形県）

表 2-9 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（山形県）

避難先		山形県計	山形市	米沢市	天童市	南陽市	寒河江市	鶴岡市	酒田市	高畠町	長井市	東根市	上山市	川西町	河北町	新庄市	山辺町	白鷹町	三川町	遊佐町	村山市	中山町	飯豊町	庄内町	尾花沢市	大江町	金山町	最上町	小国町				
避難元	総計	1034	425	309	51	36	35	29	28	28	18	15	14	8	7	6	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1				
福島県	福島市	632	265	243	17	17	19	10	5	20	6	8	4	4	5	1	2			2	1	1	1				1						
	会津若松市	2		1					1																								
	郡山市	173	83	22	15	8	7	11	9	1	5	1	1	1	2	1			1	2	1						1		1				
	いわき市	37	15	4	2	1	2	3	3	1	1		1							1				1	2								
	白河市	4	2		1				1																								
	須賀川市	7	1	1	1		1	1						1	1																		
	喜多方市																																
	相馬市	22	11	1	2		1			2	1	1					2									1							
	二本松市	35	16	8	2	1	2				3	1	2																				
	田村市	3		1		1	1																										
	南相馬市	13	2	2		2			2	1		3	1																				
	伊達市	56	14	14	6	6	1	2	4	2	2	1	1	1	1	1	1																
	本宮市	3	2						1																								
	桑折町	15	3	5	3		1												2				1										
	国見町	4		2					1					1																			
	川俣町	14	5	4	1			2						1																	1		
	大玉村	3	1	1																			1										
	鏡石町	2	1							1																							
	天栄村	1	1																														
	下郷町																																
	檜枝岐村																																
	只見町																																
	南会津町																																
	北塩原村																																
	西会津町																																
	磐梯町																																
	猪苗代町																																
	会津坂下町																																
	湯川村																																
	柳津町																																
	三島町																																
	金山町																																
	昭和村																																
	会津美里町	1													1																		
西郷村																																	
泉崎村																																	
中島村																																	
矢吹町																																	
棚倉町	1	1																															
矢祭町																																	
塙町																																	
鮫川村																																	
石川町																																	
玉川村																																	
平田村																																	
浅川町																																	
古殿町																																	
三春町	1												1																				
小野町	1	1																															
広野町																																	
檜葉町																																	
富岡町																																	
川内村																																	
大熊町																																	
双葉町																																	
浪江町																																	
葛尾村																																	
新地町	4	1		1					1							1																	
飯館村																																	
不明																																	

ウ) 東京都

いわき市からの避難者が約 4 割を占め、次いで郡山市、福島市からの避難者が多く、この 3 市で約 78% を占める。避難先は江東区、江戸川区、新宿区を始め、23 区で全体の 7 割を占める。23 区以外では、八王子市、武蔵野市、町田市、東久留米市が多い。

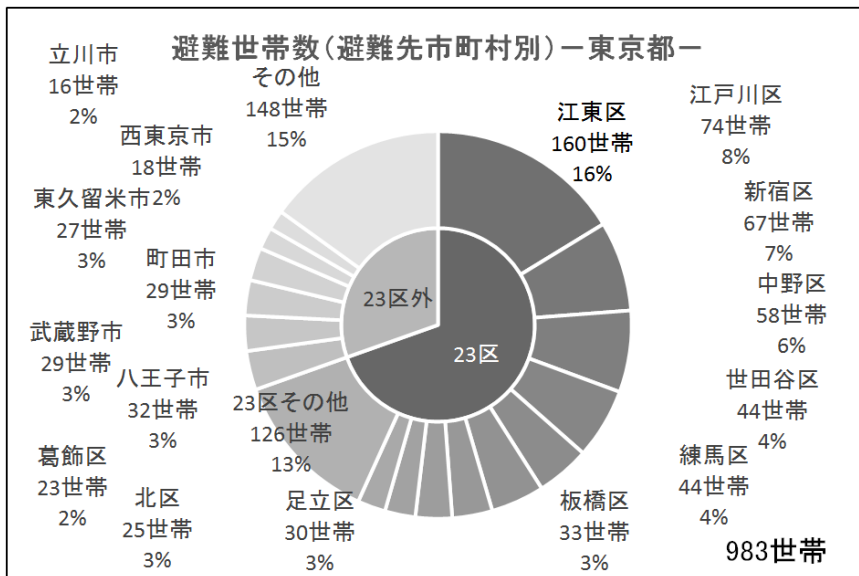
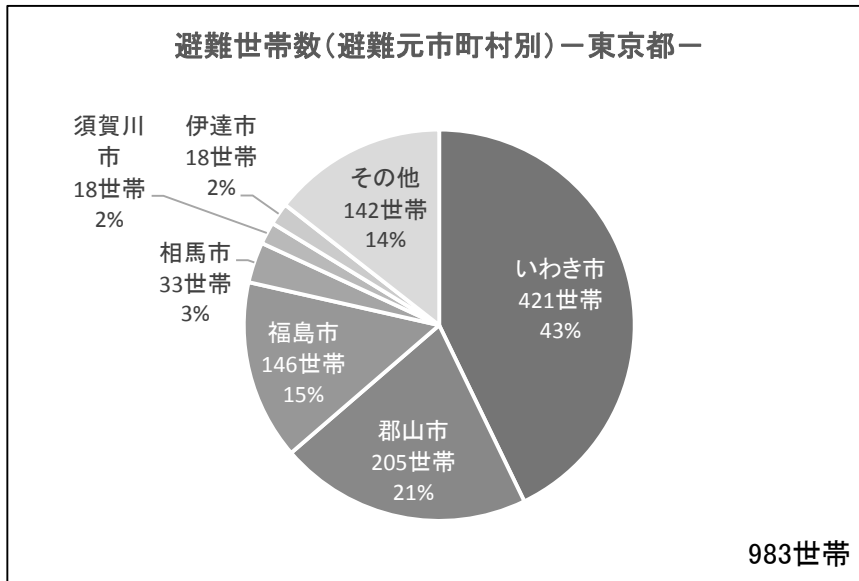


図 2-3 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（東京都）



エ) 新潟県

郡山市からの避難者が最も多く、福島市やいわき市からの避難者がこれに続く。避難先は新潟市が約7割となっている。

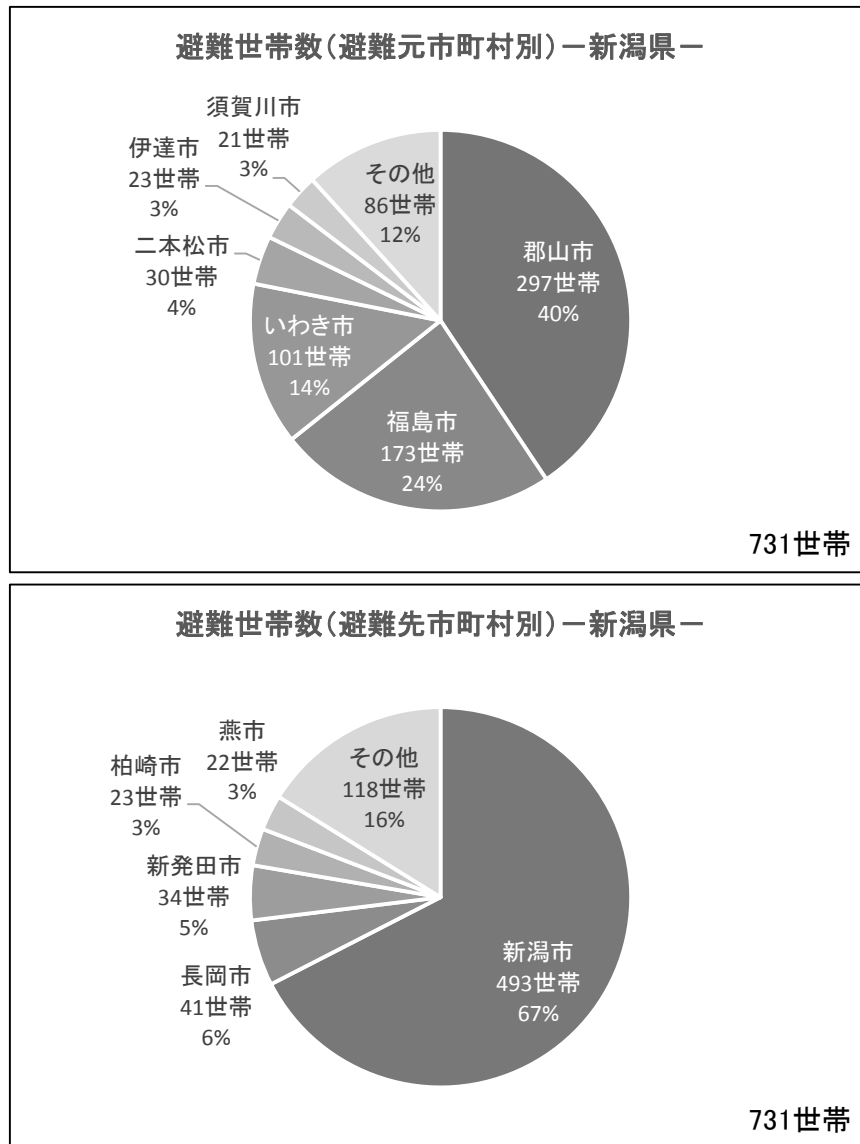


図 2-4 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（新潟県）



オ) 京都府

郡山市、福島市、いわき市からの避難者が約8割を占める。避難先は京都市で約77%、次いで宇治市、亀岡市が多い。

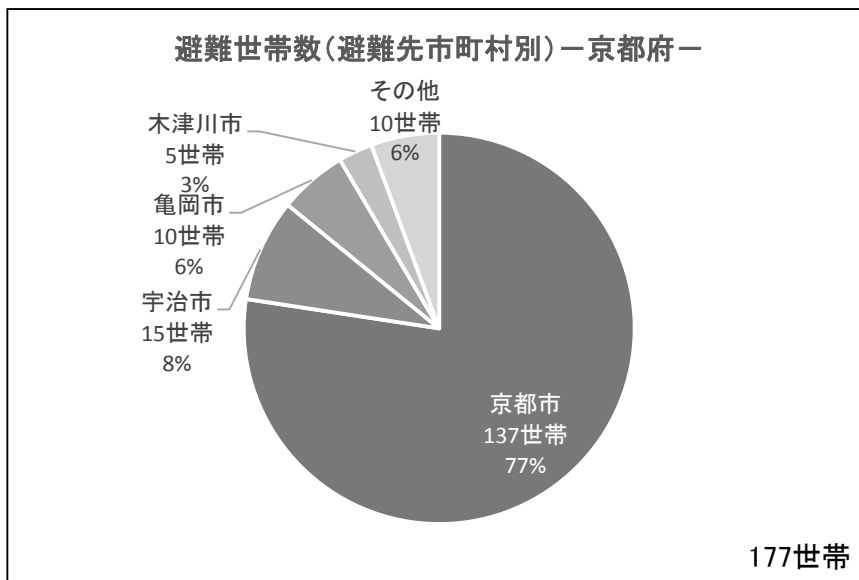
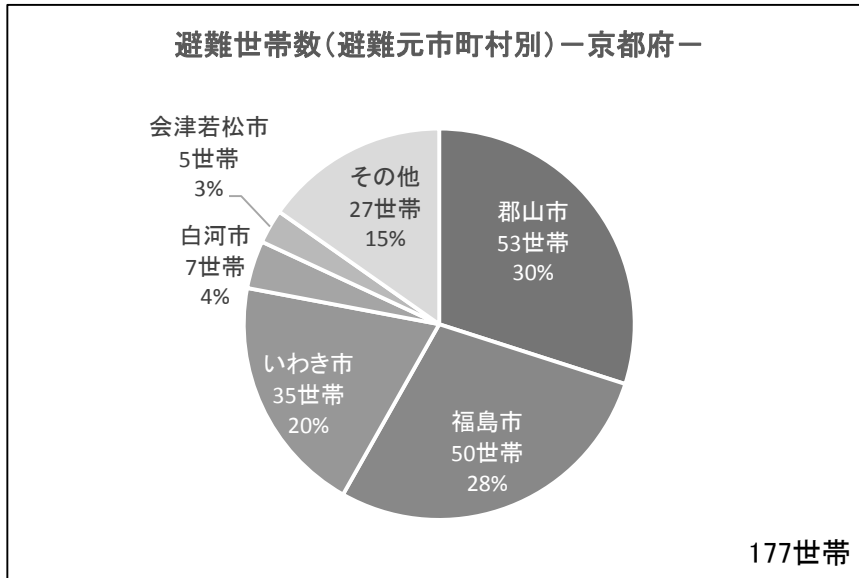


図 2-5 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（京都府）



表 2-12 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（京都府）

避難元	避難先	京都府													宇治市	亀岡市	木津川市	福知山市	長岡京市	舞鶴市	宮津市	京田辺市	大山崎町	京丹波町
		京都府計	京都市	伏見区	山科区	西京区	左京区	北区	上京区	右京区	中京区	東山区	下京区	南区										
	総計	177	137	86	17	13	7	5	3	3	1	1	1	15	10	5	3	2	1	1	1	1	1	
福島県	福島市	50	38	29	3	2			1	2				3	5	1	1		1		1			
	会津若松市	5	3	2		1								1	1									
	郡山市	53	40	23	6	3	5	1	2					7	1	1	1	2				1		
	いわき市	35	31	18	7	2	1	2					1	1	1	1				1				
	白河市	7	5	1			1	2			1					2								
	須賀川市	3	1			1								2										
	喜多方市																							
	相馬市	2	2			1				1														
	二本松市	3	2	1	1																		1	
	田村市	1	1			1																		
	南相馬市																							
	伊達市	1	1			1																		
	本宮市	1	1	1																				
	桑折町																							
	国見町	1													1									
	川俣町	1	1			1																		
	大玉村																							
	鏡石町																							
	天栄村																							
	下郷町																							
	檜枝岐村																							
	只見町																							
	南会津町	1	1	1																				
	北塩原村																							
	西会津町																							
	磐梯町																							
	猪苗代町																							
	会津坂下町																							
	湯川村																							
	柳津町																							
	三島町																							
	金山町	2															2							
	昭和村																							
	会津美里町	2	2	2																				
	西郷村	3	3	3																				
	泉崎村																							
	中島村																							
	矢吹町																							
	棚倉町																							
	矢祭町																							
	塙町																							
鮫川村																								
石川町	3	3	3																					
玉川村																								
平田村																								
浅川町																								
古殿町																								
三春町	2	2	2																					
小野町																								
広野町																								
檜葉町																								
富岡町																								
川内村																								
大熊町																								
双葉町																								
浪江町																								
葛尾村																								
新地町																								
飯館村																								
不明	1															1								

カ) 岡山県

福島市、いわき市、郡山市からの避難者が約6割を占める。避難先は岡山市、倉敷市、高梁市が多く、この3市で全体の約75%を占める。

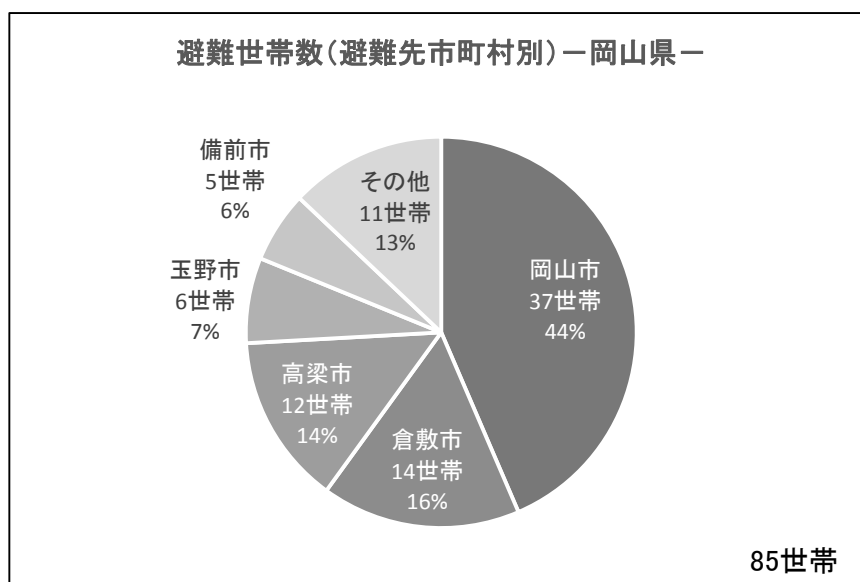
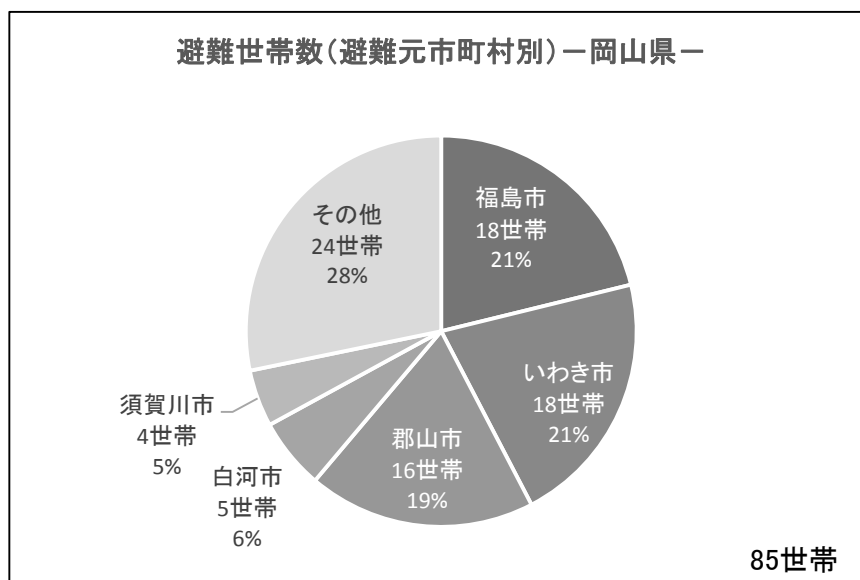


図 2-6 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（岡山県）

表 2-13 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（岡山県）

避難元	避難先	岡山県				倉敷市	高梁市	玉野市	備前市	笠岡市	総社市	久米南町	津山市	瀬戸内市		
		岡山県計	岡山市	北区	東区										中区	南区
総計		85	37	14	14	7	2	14	12	6	5	4	3	2	1	1
福島県	福島市	18	13	3	7	1	2	2		1	1				1	
	会津若松市	1	1	1												
	郡山市	16	6	3	2	1		3	2	1	2	1				1
	いわき市	18	8	2	1	5		5	3	1	1					
	白河市	5	2	1	1				1	2						
	須賀川市	4	3	1	2			1								
	喜多方市															
	相馬市	1	1	1												
	二本松市	2									1	1				
	田村市	3	1		1				2							
	南相馬市															
	伊達市	3						2		1						
	本宮市	1							1							
	桑折町															
	国見町	1							1							
	川俣町	1							1							
	大玉村	2									2					
	鏡石町															
	天栄村	1							1							
	下郷町															
	檜枝岐村															
	只見町															
	南会津町															
	北塩原村															
	西会津町															
	磐梯町	2	2	2												
	猪苗代町															
	会津坂下町															
	湯川村															
	柳津町															
	三島町															
	金山町															
	昭和村															
	会津美里町															
	西郷村	1										1				
	泉崎村															
	中島村	1									1					
	矢吹町															
	棚倉町															
	矢祭町															
塙町																
鮫川村																
石川村																
玉川村																
平田村																
浅川町																
古殿町																
三春町	1												1			
小野町	1												1			
広野町																
檜葉町																
富岡町																
川内村																
大熊町																
双葉町																
浪江町																
葛尾村																
新地町																
飯館村																
不明	2							1					1			

キ) 福岡県

いわき市、郡山市、福島市からの避難者が約8割を占める。避難先は福岡市、北九州市が多く、この2市で全体の約6割を占める。

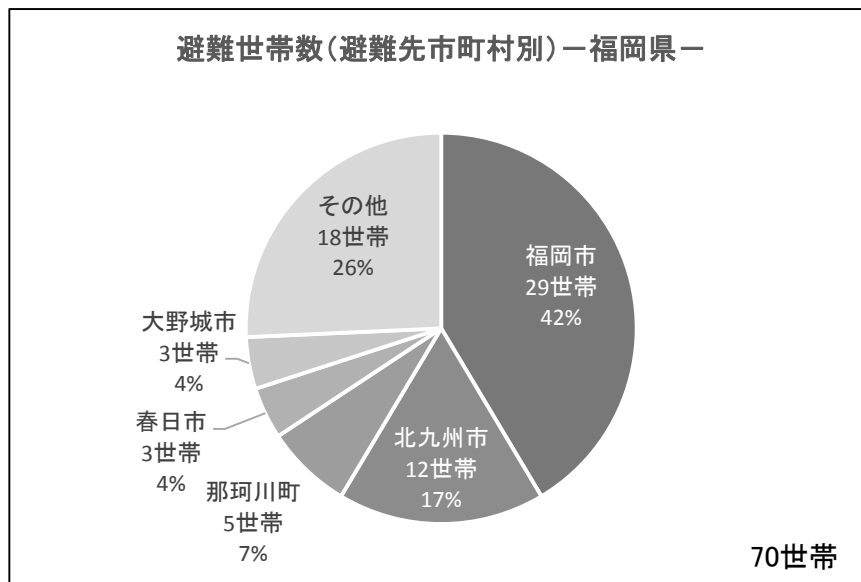
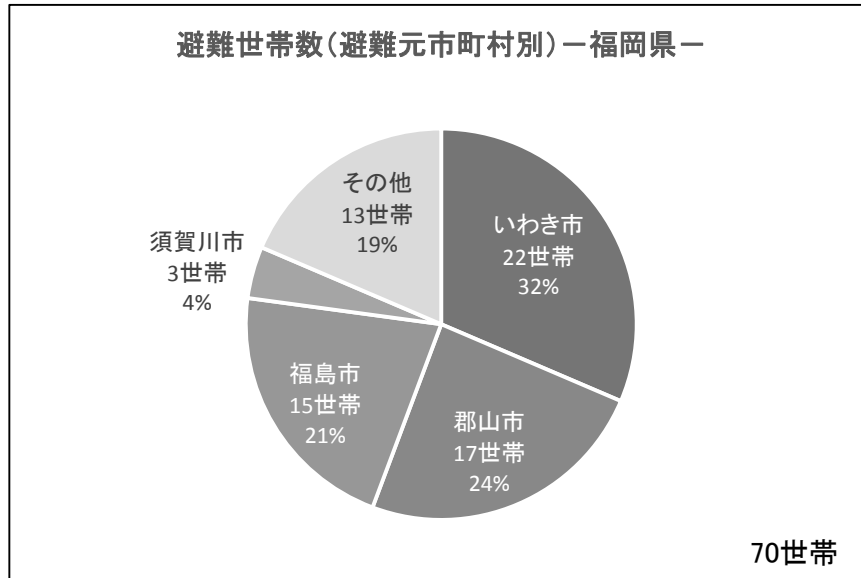


図 2-7 自主避難者(全世帯)の避難元・避難先居住地の関係(福岡県)

表 2-14 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（福岡県）

避難元	避難先	福岡県計																	那珂川町	春日市	大野城市	大牟田市	太宰府市	糸島市	久留米市	飯塚市	大川市	行橋市	豊前市	筑紫野市	宗像市	うきは市	朝倉市	宇美町	志免町	粕屋町
		福岡市	西区	東区	博多区	中央区	早良区	南区	城南区	北九州市	小倉北区	八幡西区	若松区	戸畑区	小倉南区	門司区	八幡東区																			
福岡県	総計	70	29	6	5	5	4	3	1	12	3	3	2	2	2	5	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	福岡市	15	5	1	1	1	1	1		3	1	1	1			3													1	1						
	会津若松市	2								1		1						1																		
	郡山市	17	8		2	1	2	2	1	1	1					2	2			1						1										
	いわき市	22	10	4	4		1	1		4	1			1	2			1	2		1				1		1			1						
	白河市	1																				1														
	須賀川市	3	3	2		1																														
	喜多方市																																			
	相馬市																																			
	二本松市	2	1				1											1																		
	田村市																																			
	南相馬市																																			
	伊達市	2								1			1													1										
	本宮市	2								1		1														1										
	桑折町																																			
	国見町																																			
	川俣町	1	1				1																													
	大玉村																																			
	鏡石町																																			
	天栄村	1																1																		
	下郷町																																			
	檜枝岐村																																			
	只見町																																			
	南会津町																																			
	北塩原村																																			
	西会津町																																			
	磐梯町	1								1		1																								
	猪苗代町																																			
	会津坂下町																																			
	湯川村	1	1			1																														
	柳津町																																			
	三島町																																			
	金山町																																			
	昭和村																																			
	会津美里町																																			
	西郷村																																			
	泉崎村																																			
	中島村																																			
	矢吹町																																			
	棚倉町																																			
	矢祭町																																			
	塙町																																			
	鮫川村																																			
	石川町																																			
	玉川村																																			
	平田村																																			
	浅川町																																			
	古殿町																																			
	三春町																																			
	小野町																																			
	広野町																																			
	檜葉町																																			
	富岡町																																			
	川内村																																			
	大熊町																																			
	双葉町																																			
	浪江町																																			
	葛尾村																																			
	新地町																																			
	飯館村																																			
	不明																																			

ク) 沖縄県

郡山市、福島市、いわき市からの避難者が約7割を占める。避難先は那覇市が約半数となっている。

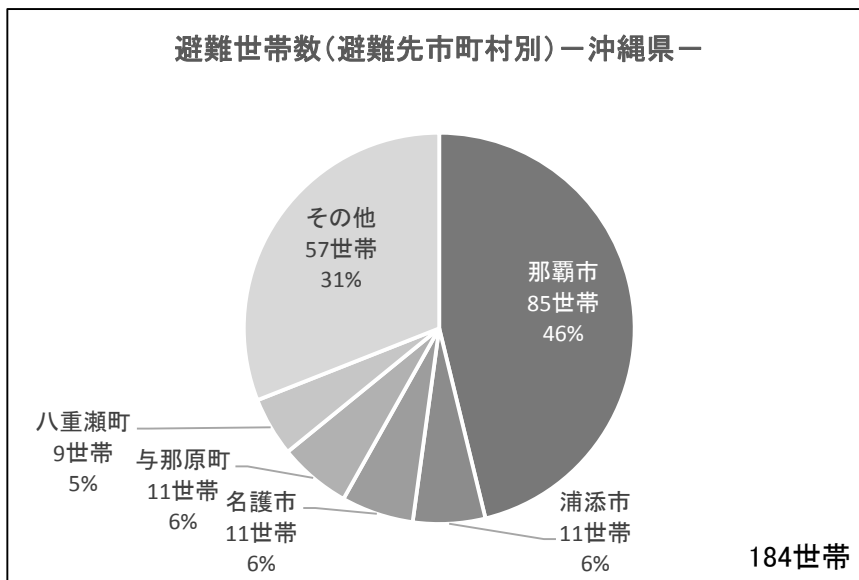
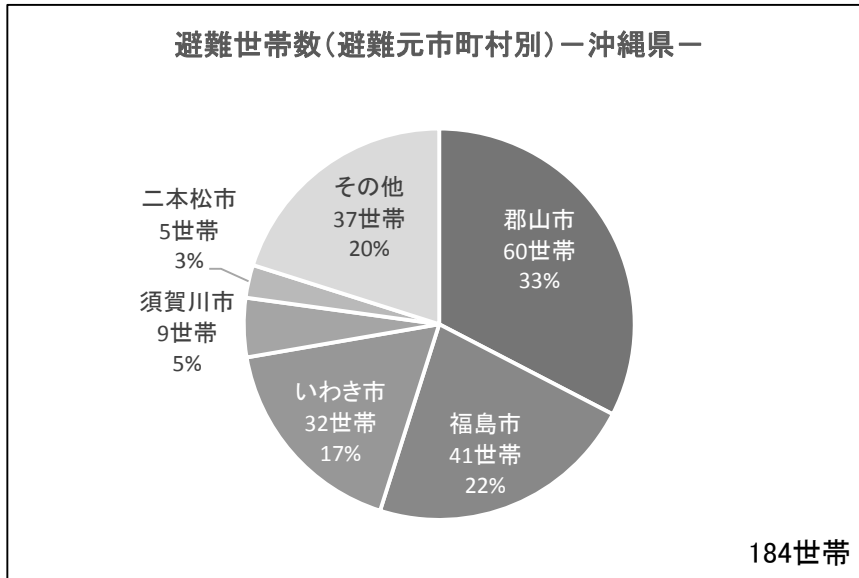


図 2-8 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（沖縄県）

表 2-15 自主避難者（全世帯）の避難元・避難先居住地の関係（沖縄県）

避難先		沖縄県計	那覇市	浦添市	名護市	与那原町	八重瀬町	糸満市	石垣市	沖縄市	宜野湾市	うるま市	本部町	宮古島市	南城市	読谷村	中城村	西原町	豊見城市	今帰仁村	恩納村	金武町	北谷町	北中城村	南風原町	久米島町
避難元	総計	184	85	11	11	11	9	8	7	7	6	4	4	3	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	福島県																									
	福島市	41	24	1	3	2	3			3			3					1		1						
	会津若松市	2	2																							
	郡山市	60	28	7		3	1	2	6	1	4	1	1		2	1	1						1	1		
	いわき市	32	15	1	2	2		2		2		3		1				1			1				1	1
	白河市	4	3	1																						
	須賀川市	9			3	4					1					1										
	喜多方市	2	2																							
	相馬市	1					1																			
	二本松市	5	3											2							1					
	田村市	4	1				1	1																		
	南相馬市																									
	伊達市	3	2		1																					
	本宮市	4	2		1					1																
	桑折町	1														1										
	国見町	1					1																			
	川俣町	1					1																			
	大玉村	1							1																	
	鏡石町																									
	天栄村																									
	下郷町																									
	檜枝岐村																									
	只見町																									
	南会津町																									
	北塩原村																									
	西会津町																									
	磐梯町																									
	猪苗代町	1															1									
	会津坂下町	1			1																					
	湯川村																									
	柳津町																									
	三島町																									
	金山町																									
	昭和村																									
	会津美里町	1	1																							
	西郷村	2	1																						1	
	泉崎村																									
	中島村																									
	矢吹町	2	1	1																						
	棚倉町	2						2																		
	矢祭町																									
	塙町																									
	鮫川村																									
	石川町	1									1															
	玉川村																									
	平田村																									
	浅川町																									
	古殿町	1					1																			
	三春町																									
	小野町	1													1											
	広野町																									
	檜葉町																									
	富岡町																									
	川内村																									
	大熊町																									
	双葉町																									
	浪江町																									
	葛尾村																									
	新地町	1						1																		
	飯館村																									
	不明																									

b. 支援希望世帯数

次に、支援希望者の避難元居住地と避難先居住地の関係について分析・整理した。

ア) 北海道

避難支援世帯数と概ね同様の傾向である。

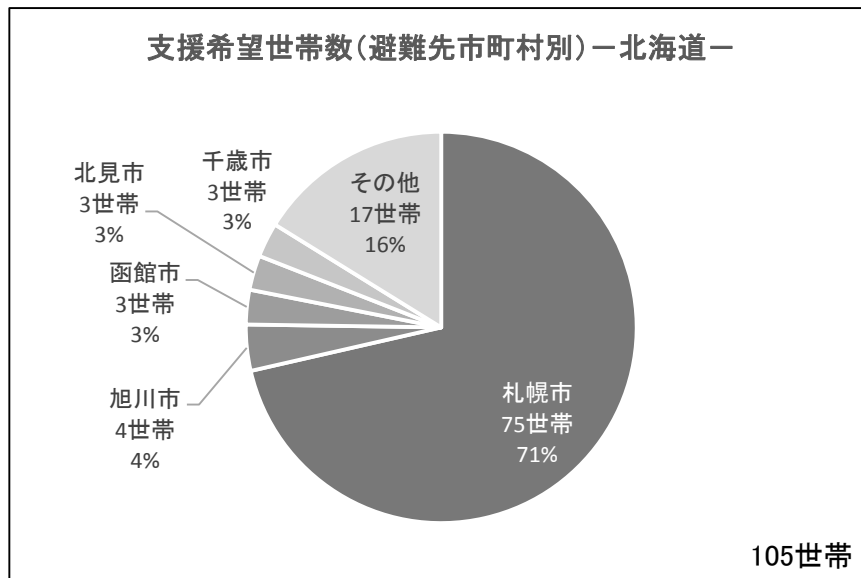
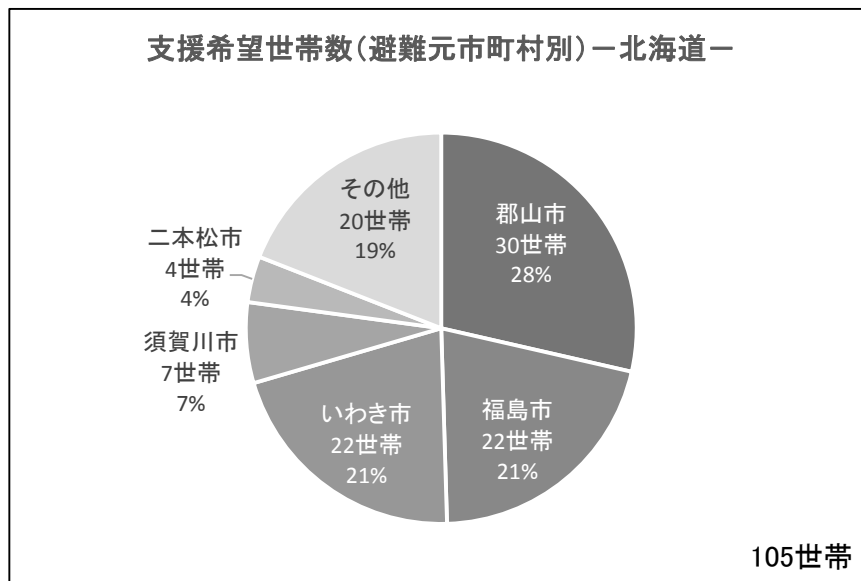


図 2-9 支援希望世帯の避難元・避難先居住地の関係（北海道）



表 2-16 自主避難者（支援希望世帯）の避難元・避難先居住地の関係（北海道）

避難元	避難先	北海道計										旭川市	函館市	北見市	千歳市	江別市	北広島市	七飯町	岩見沢市	三笠市	深川市	恵庭市	伊達市	石狩市	北斗市	長沼町	東川町	音更町	池田町	
		札幌市	厚別区	北区	中央区	東区	豊平区	南区	西区	清田区	白石区	手稲区																		
総計		105	75	27	9	7	6	6	6	4	4	3	3	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
福島県	福島市	22	18	6	1	1	1	3	2	1		2	1	1		1	1													
	会津若松市																													
	郡山市	30	20	8	4	2	2			1	2	1		1	1	1	1		2	1							1	1	1	
	いわき市	22	13	4	1	2	1	1	2	1				1	2	1		1	1				1				1			1
	白河市																													
	須賀川市	7	7	3	2	1	1																							
	喜多方市																													
	相馬市	1	1							1																				
	二本松市	4													1	1		1				1								
	田村市	1	1						1																					
	南相馬市																													
	伊達市	2	2	1									1																	
	本宮市	2	1				1																							
	桑折町																													
	国見町	1	1	1																										
	川俣町																													
	大玉村	1	1	1																										
	鏡石町	2	2	1	1																									
	天栄村																													
	下郷町																													
	檜枝岐村																													
	只見町																													
	南会津町																													
	北塩原村																													
	西会津町																													
	磐梯町																													
	猪苗代町																													
	会津坂下町																													
	湯川村																													
	柳津町																													
	三島町																													
	金山町																													
	昭和村																													
	会津美里町																													
	西郷村																													
	泉崎村																													
	中島村																													
	矢吹町	1	1	1																										
棚倉町																														
矢祭町																														
塙町																														
鮫川村																														
石川町	1	1								1																				
玉川村	1	1							1																					
平田村																														
浅川町																														
古殿町																														
三春町																														
小野町																														
広野町																														
檜葉町																														
富岡町																														
川内村	1																													
大熊町																														
双葉町																														
浪江町																														
葛尾村																														
新地町																														
飯館村																														
不明	6	5	1		1		2			1															1					

イ) 山形県

避難世帯数と、概ね同様の傾向である。

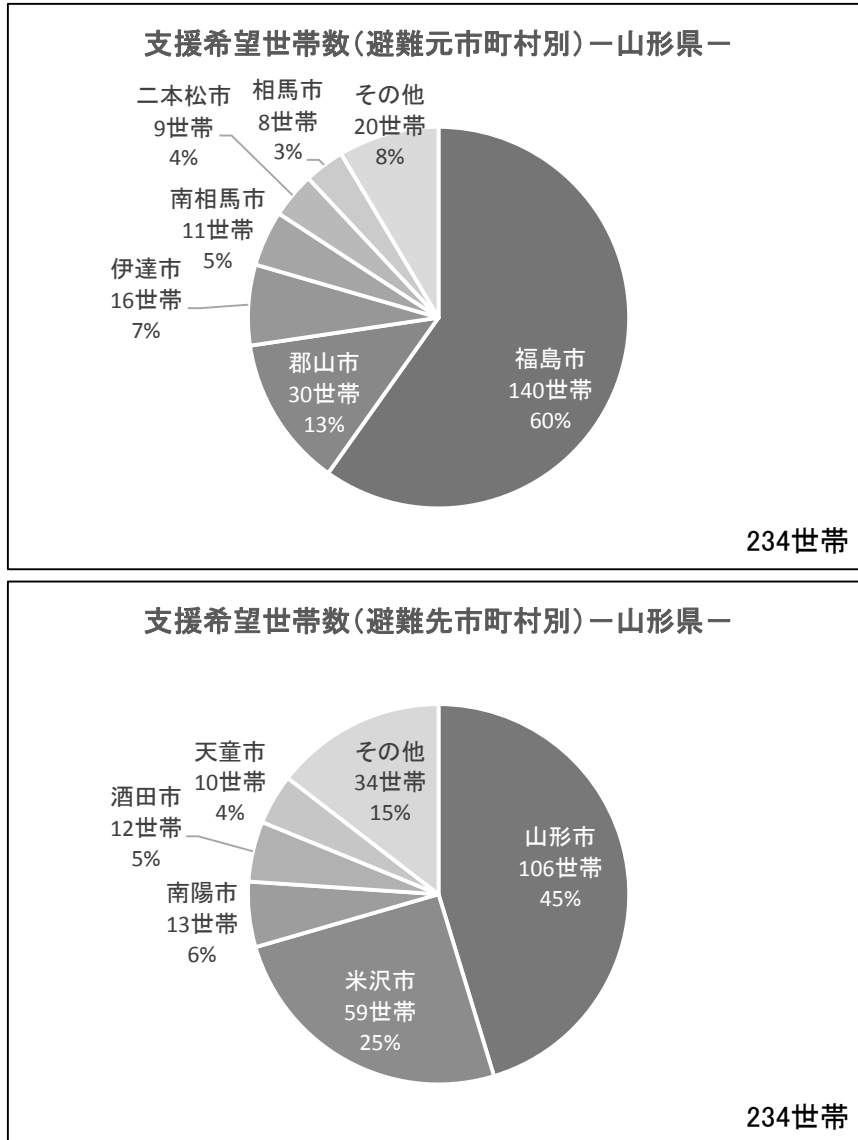


図 2-10 支援希望世帯の避難元・避難先居住地の関係 (山形県)

表 2-17 自主避難者（支援希望世帯）の避難元・避難先居住地の関係（山形県）

避難先		山形県計	山形市	米沢市	南陽市	酒田市	天童市	東根市	寒河江市	高島町	鶴岡市	上山市	長井市	新庄市	飯豊町	中山町	河北町	川西町
避難元																		
	総計	234	106	59	13	12	10	6	5	5	4	4	3	2	2	1	1	1
福島県	福島市	140	69	47	5	1	3	4	3	3	1	1		1	1			1
	会津若松市																	
	郡山市	30	15	2	2	4	4		1		1							1
	いわき市	5	2			2									1			
	白河市																	
	須賀川市	1	1															
	喜多方市																	
	相馬市	8	5	1						1			1					
	二本松市	9	7				1						1					
	田村市	1							1									
	南相馬市	11	2	2	2	2		1		1		1						
	伊達市	16	2	2	4	1	2	1			2		1	1				
	本宮市	1				1												
	桑折町	5	1	3													1	
	国見町	3		1		1						1						
	川俣町	2	2															
	大玉村	1		1														
	鏡石町																	
	天栄村																	
	下郷町																	
	檜枝岐村																	
	只見町																	
	南会津町																	
	北塩原村																	
	西会津町																	
	磐梯町																	
	猪苗代町																	
	会津坂下町																	
	湯川村																	
	柳津町																	
	三島町																	
	金山町																	
	昭和村																	
	会津美里町																	
	西郷村																	
	泉崎村																	
	中島村																	
	矢吹町																	
	棚倉町																	
	矢祭町																	
塙町																		
鮫川村																		
石川町																		
玉川村																		
平田村																		
浅川町																		
古殿町																		
三春町		1										1						
小野町																		
広野町																		
檜葉町																		
富岡町																		
川内村																		
大熊町																		
双葉町																		
浪江町																		
葛尾村																		
新地町																		
飯館村																		
不明																		

ウ) 東京都

避難世帯数と、概ね同様の傾向である。

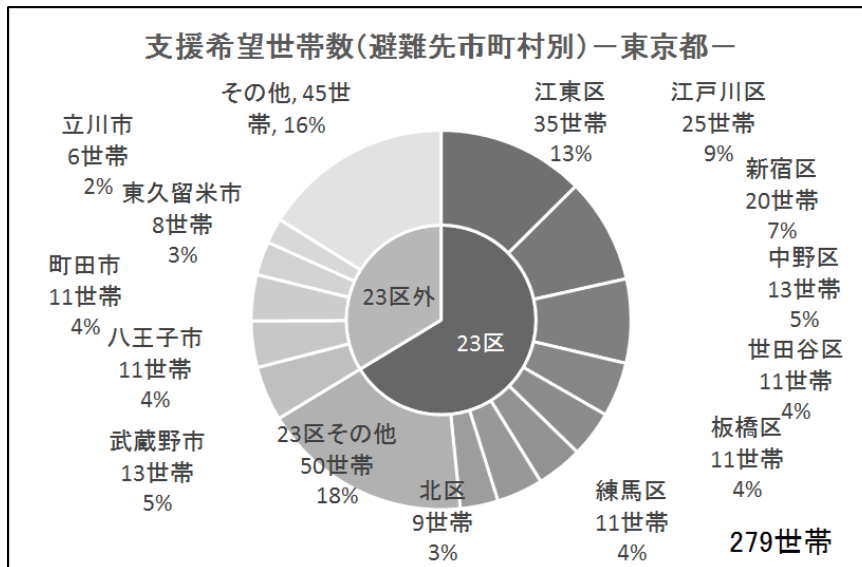
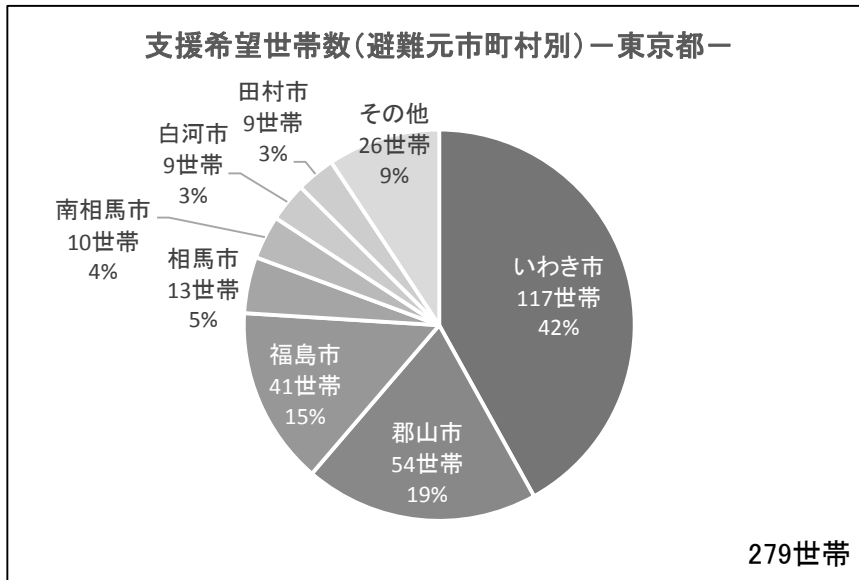


図 2-11 支援希望世帯の避難元・避難先居住地の関係 (東京都)



工) 新潟県

避難世帯数と、概ね同様の傾向である。

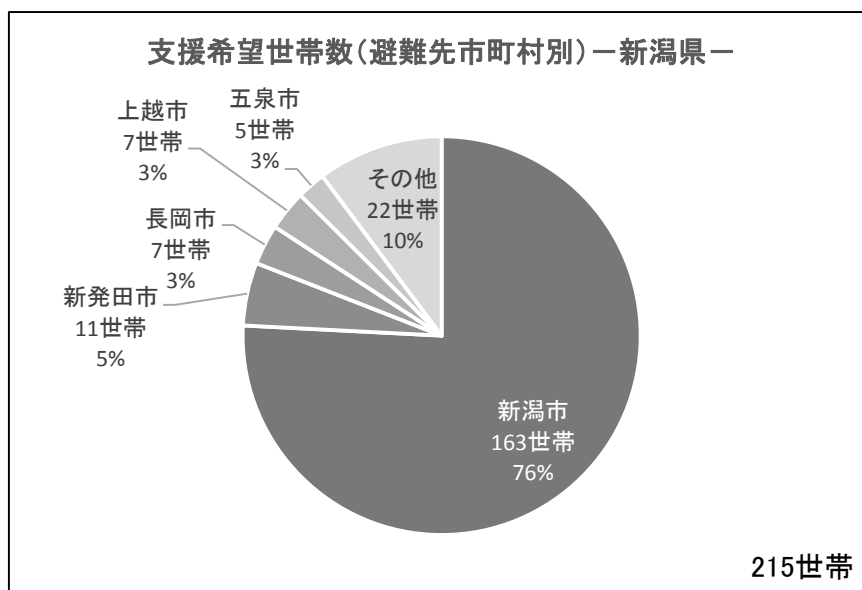
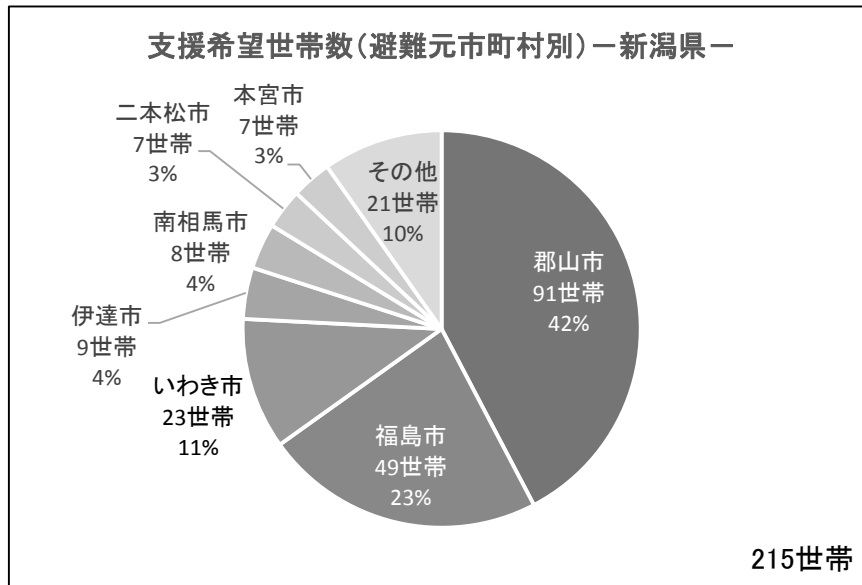


図 2-12 支援希望世帯の避難元・避難先居住地の関係 (新潟県)

表 2-19 自主避難者（支援希望世帯）の避難元・避難先居住地の関係（新潟県）

避難元	避難先	新潟県計	新潟市									新発田市	長岡市	上越市	五泉市	三条市	見附市	村上市	燕市	柏崎市	佐渡市	十日町市	妙高市	阿賀野市	胎内市	
			中央区	西区	東区	江南区	秋葉区	南区	北区	西蒲区																
	総計	215	163	47	36	27	23	18	8	3	1	11	7	7	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	1	
福島県	福島市	49	40	15	7	7	5	4	2			4	2	1	1										1	
	会津若松市																									
	郡山市	91	77	23	17	13	11	5	5	2	1	3	2		1	3		1			1	1		1	1	
	いわき市	23	16	3	4	4	1	3		1			2	1	1			2	1							
	白河市	2	2		2																					
	須賀川市	3	2		2													1								
	喜多方市																									
	相馬市	3												1					1	1						
	二本松市	7	4	1	1			1	1				1	1							1					
	田村市	3	1	1									1					1								
	南相馬市	8	2				2						1		3		1		1							
	伊達市	9	6	2	1	1	1	1					1			2										
	本宮市	7	5	1		2	1	1				1								1						
	桑折町	1	1	1																						
	国見町	1	1				1																			
	川俣町	2	1					1															1			
	大玉村																									
	鏡石町																									
	天栄村																									
	下郷町																									
	檜枝岐村																									
	只見町																									
	南会津町																									
	北塩原村	1	1				1																			
	西会津町	1	1					1																		
	磐梯町																									
	猪苗代町	1	1					1																		
	会津坂下町																									
	湯川村																									
	柳津町																									
	三島町																									
	金山町																									
	昭和村																									
	会津美里町																									
	西郷村																									
	泉崎村																									
	中島村																									
	矢吹町																									
	棚倉町																									
	矢祭町																									
	埴町																									
	鮫川村																									
	石川町																									
	玉川村																									
	平田村																									
浅川町																										
古殿町																										
三春町	1	1		1																						
小野町																										
広野町																										
檜葉町																										
富岡町	1																	1								
川内村																										
大熊町																										
双葉町																										
浪江町																										
葛尾村																										
新地町																										
飯館村																										
不明	1	1		1																						

才) 京都府

避難世帯数と、概ね同様の傾向である。

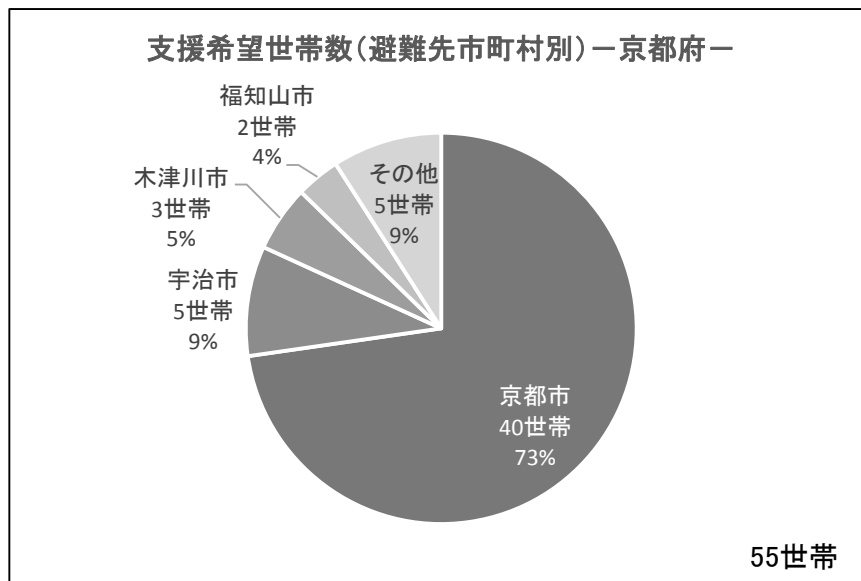
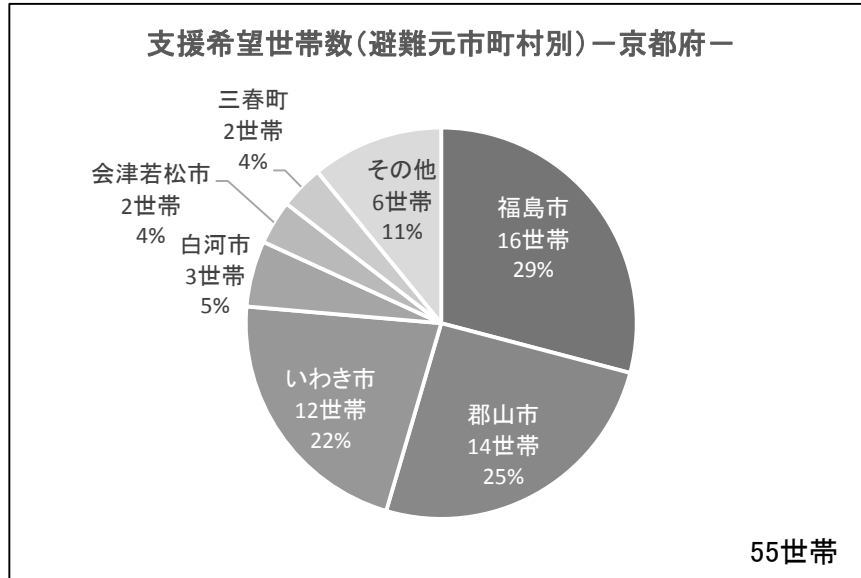


図 2-13 支援希望世帯の避難元・避難先居住地の関係 (京都府)



表 2-20 自主避難者（支援希望世帯）の避難元・避難先居住地の関係（京都府）

避難元	避難先	京都府計	京都市											宇治市	木津川市	福知山市	舞鶴市	亀岡市	長岡京市	大山崎町	京丹波町					
			伏見区	西京区	山科区	右京区	左京区	下京区	北区	上京区	中京区	東山区	南区													
総計		55	40	23	8	5	2	1	1							5	3	2	1	1	1	1	1			
福島県	福島市	16	12	7	1	2	2										2	1	1							
	会津若松市	2	2	2																						
	郡山市	14	7	4	3											4		1			1	1				
	いわき市	12	12	6	2	3			1																	
	白河市	3	2	1					1												1					
	須賀川市	1	1		1																					
	喜多方市																									
	相馬市																									
	二本松市	1																							1	
	田村市	1	1		1																					
	南相馬市																									
	伊達市																									
	本宮市																									
	桑折町																									
	国見町	1															1									
	川俣町																									
	大玉村																									
	鏡石町																									
	天栄村																									
	下郷町																									
	檜枝岐村																									
	只見町																									
	南会津町																									
	北塩原村																									
	西会津町																									
	磐梯町																									
	猪苗代町																									
	会津坂下町																									
	湯川村																									
	柳津町																									
	三島町																									
	金山町																									
	昭和村																									
	会津美里町																									
	西郷村																									
	泉崎村																									
	中島村																									
	矢吹町																									
	棚倉町																									
	矢祭町																									
塙町																										
鮫川村																										
石川町	1	1	1																							
玉川村																										
平田村																										
浅川町																										
古殿町																										
三春町	2	2	2																							
小野町																										
広野町																										
檜葉町																										
富岡町																										
川内村																										
大熊町																										
双葉町																										
浪江町																										
葛尾村																										
新地町																										
飯館村																										
不明	1																1									

カ) 岡山県

避難世帯数と比べるとやや分布が異なっているが、避難者数が多くない地域であり、数名の違いによる分布への影響が大きいと考えられる。

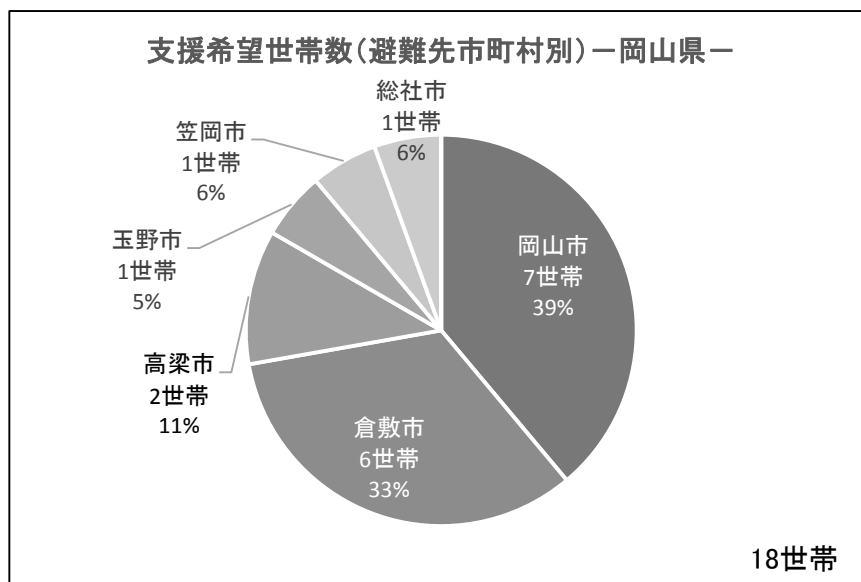
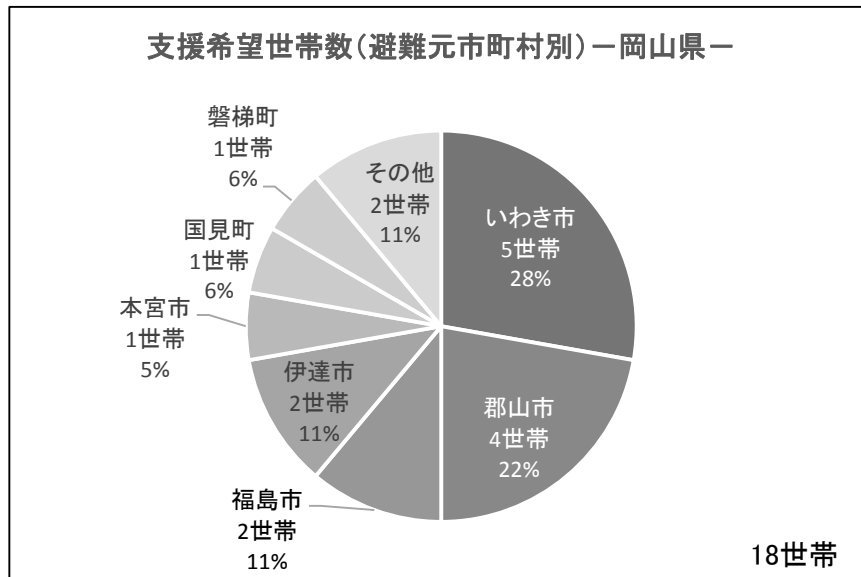


図 2-14 支援希望世帯の避難元・避難先居住地の関係 (岡山県)

表 2-21 自主避難者（支援希望世帯）の避難元・避難先居住地の関係（岡山県）

避難元	避難先	岡山県計	岡山市				倉敷市	高梁市	玉野市	笠岡市	総社市	
			中区	北区	東区	南区						
総計		18	7	3	2	1	1	6	2	1	1	1
福島県	福島市	2	2			1	1					
	会津若松市											
	郡山市	4	2		2			2				
	いわき市	5	2	2				2			1	
	白河市											
	須賀川市											
	喜多方市											
	相馬市											
	二本松市											
	田村市											
	南相馬市											
	伊達市	2						1		1		
	本宮市	1							1			
	桑折町											
	国見町	1							1			
	川俣町											
	大玉村											
	鏡石町											
	天栄村											
	下郷町											
	檜枝岐村											
	只見町											
	南会津町											
	北塩原村											
	西会津町											
	磐梯町	1	1	1								
	猪苗代町											
	会津坂下町											
	湯川村											
	柳津町											
	三島町											
	金山町											
	昭和村											
	会津美里町											
	西郷村											
	泉崎村											
	中島村											
	矢吹町											
	棚倉町											
	矢祭町											
埴町												
鯪川村												
石川町												
玉川村												
平田村												
浅川町												
古殿町												
三春町												
小野町												
広野町												
檜葉町												
富岡町												
川内村												
大熊町												
双葉町												
浪江町												
葛尾村												
新地町												
飯館村												
不明		2						1				1

キ) 福岡県

避難世帯数と比べるとやや分布が異なっているが、避難者数が多くない地域であり、数名の違いによる分布への影響が大きいと考えられる。

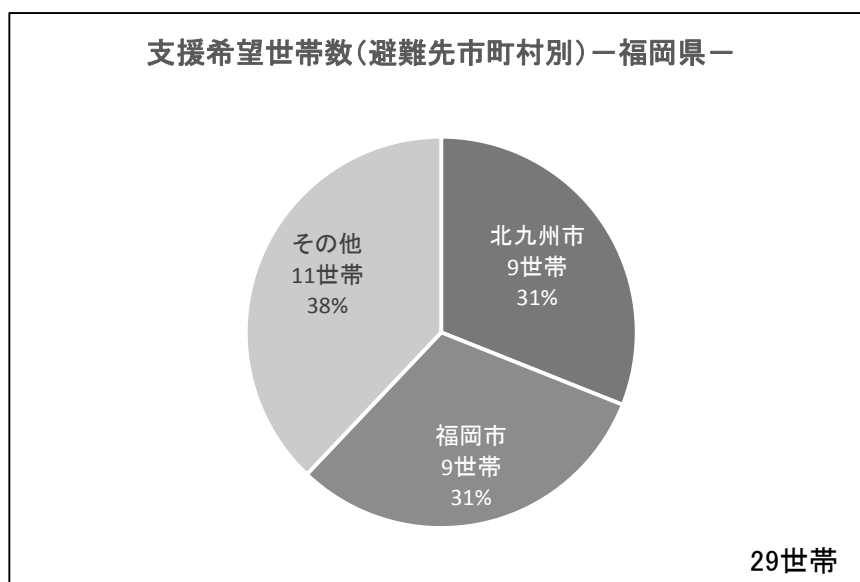
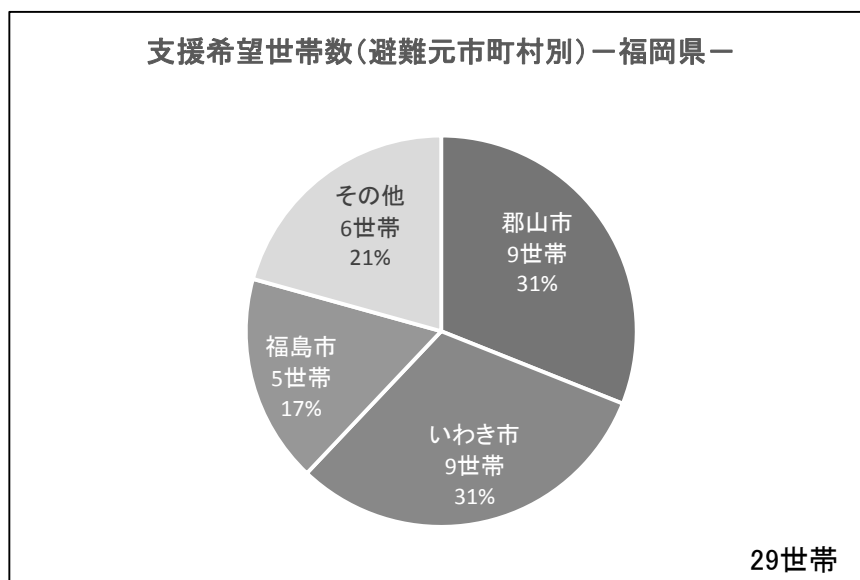


図 2-15 支援希望世帯の避難元・避難先居住地の関係 (福岡県)

表 2-22 自主避難者（支援希望世帯）の避難元・避難先居住地の関係（福岡県）

避難元	避難先	福岡県計	北九州市							福岡市	福岡県							宇美町									
			八幡西区	小倉北区	小倉南区	若松区	戸畑区	門司区	八幡東区		早良区	博多区	西区	東区	中央区	南区	城南区		大牟田市	久留米市	飯塚市	大川市	行橋市	春日市	大野城市	うきは市	朝倉市
総計		29	9	3	2	2	1	1		9	3	2	2	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡県	福岡市	5	3	1	1		1			1		1															1
	会津若松市																										
	郡山市	9	1		1					3	2	1					1		1		1		1		1	1	
	いわき市	9	2		2					4	1		1	1	1		1			1				1			
	白河市	1																1									
	須賀川市	1								1			1														
	喜多方市																										
	相馬市																										
	二本松市	1																									
	田村市																										
	南相馬市																										
	伊達市	1	1					1																			
	本宮市	1	1	1																							
	桑折町																										
	国見町																										
	川俣町																										
	大玉村																										
	鏡石町																										
	天栄村																										
	下郷町																										
	檜枝岐村																										
	只見町																										
	南会津町																										
	北塩原村																										
	西会津町																										
	磐梯町	1	1	1																							
	猪苗代町																										
	会津坂下町																										
	湯川村																										
	柳津町																										
	三島町																										
	金山町																										
	昭和村																										
	会津美里町																										
	西郷村																										
	泉崎村																										
	中島村																										
	矢吹町																										
	棚倉町																										
	矢祭町																										
	塙町																										
	鮫川村																										
	石川町																										
	玉川村																										
	平田村																										
	浅川町																										
	古殿町																										
	三春町																										
	小野町																										
	広野町																										
	檜葉町																										
	富岡町																										
	川内村																										
	大熊町																										
	双葉町																										
	浪江町																										
	葛尾村																										
	新地町																										
	飯館村																										
	不明																										

ク) 沖縄県

避難世帯数と比べるとやや分布が異なっているが、避難者数が多くない地域であり、数名の違いによる分布への影響が大きいと考えられる。

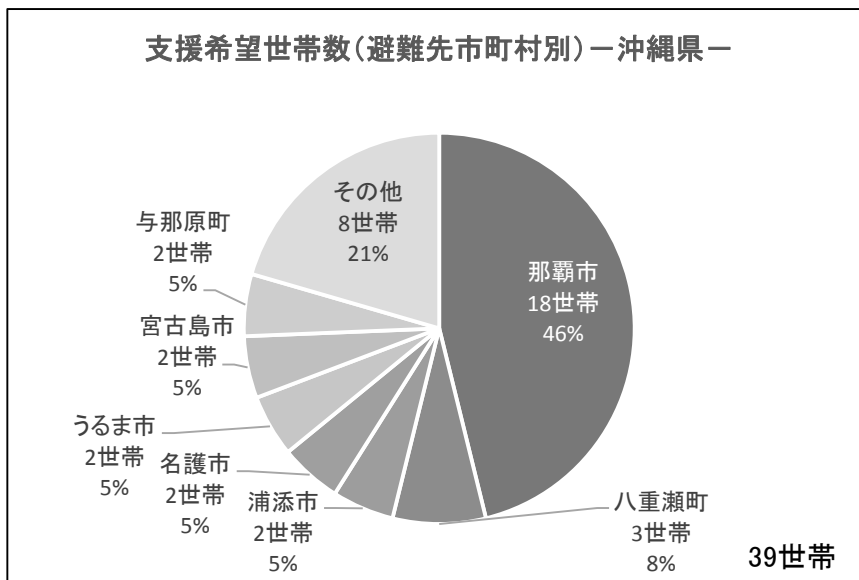
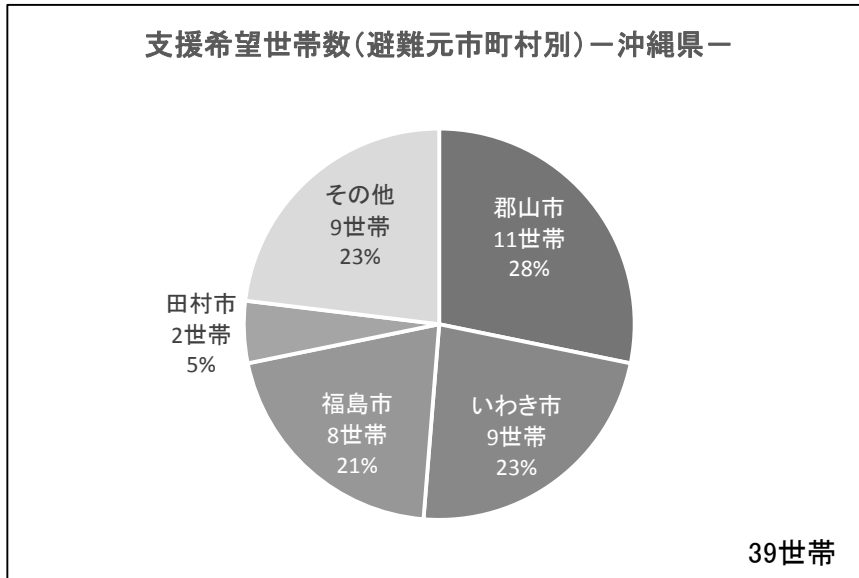


図 2-16 支援希望世帯の避難元・避難先居住地の関係 (沖縄県)

表 2-23 自主避難者（支援希望世帯）の避難元・避難先居住地の関係（沖縄県）

避難先		沖縄県計	那覇市	八重瀬町	浦添市	名護市	うるま市	宮古島市	与那原町	宜野湾市	石垣市	沖縄市	豊見城市	南城市	今帰仁村	北谷町	西原町
避難元																	
総計		39	18	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
福島県	福島市	8	5						1			1			1		
	会津若松市	1	1														
	郡山市	11	5		2		1			1	1					1	
	いわき市	9	5			1	1	1									1
	白河市	1	1														
	須賀川市	1							1								
	喜多方市																
	相馬市	1		1													
	二本松市	1						1									
	田村市	2		1										1			
	南相馬市																
	伊達市	1	1														
	本宮市	1				1											
	桑折町																
	国見町																
	川俣町	1		1													
	大玉村																
	鏡石町																
	天栄村																
	下郷町																
	檜枝岐村																
	只見町																
	南会津町																
	北塩原村																
	西会津町																
	磐梯町																
	猪苗代町																
	会津坂下町																
	湯川村																
	柳津町																
	三島町																
	金山町																
	昭和村																
	会津美里町																
	西郷村																
	泉崎村																
	中島村																
	矢吹町																
	棚倉町	1													1		
	矢祭町																
	塙町																
鮫川村																	
石川町																	
玉川村																	
平田村																	
浅川町																	
古殿町																	
三春町																	
小野町																	
広野町																	
檜葉町																	
富岡町																	
川内村																	
大熊町																	
双葉町																	
浪江町																	
葛尾村																	
新地町																	
飯館村																	
不明																	

### (3) 全国避難者情報システム（総務省）未登録者の確認状況

本業務を通じて確認された全国避難者情報システム（総務省）未登録の避難者数は、36名であり、説明会に参加されたことで確認できた方である。これらの方には、全国避難者情報システム（総務省）の案内を配布し、登録を促した。

表 2-24 全国避難者情報システム（総務省）未登録者の確認結果

地域	未登録者確認数
北海道	3
山形県	2
東京都	6
新潟県	7
京都府	3
岡山県	2
福岡県	3
沖縄県	10
合 計	36



## 2.3 避難元対象地域における支援情報の収集・提供

情報提供事業のうち、ニュースレターの発行・提供を受託管理者が効率的に実施できるよう、避難元における避難者支援情報をとりまとめ、支援対象者向けに発信する避難元ニュースレターとして各受託事業者に提供した。

### (1) 避難元対象地域の支援情報収集

国や避難元自治体（福島県及び県内市町村）が発信する避難者支援に関する情報を各主体ホームページから抽出・整理した。希望確認書で得られた情報から、避難者のニーズが高い情報として「復興状況」、「放射線量」、「除染」、「健康」、「住宅」、「雇用」、「子育て」、「教育」、「賠償」、「イベント」などが挙げられる。これらの情報のうち、特に、新着情報を中心に収集・整理を行った。

また、情報収集の作業にあたっては、まず、発信される情報の期間を決めた上で、網羅的に情報収集し、発信情報リストを作成した。その後、情報内容を確認し、避難者に有益と考えられる情報を抽出した。

避難元ニュースレターの具体的な情報内容は下表のとおりである。なお、各ニュースレターの情報内容は、「参考資料1）ニュースレター（送付状及び避難元・避難先情報目次等）」に記した。

表 2-25 避難元ニュースレターの情報内容の考え方

情報種別	具体的コンテンツ例
国による避難者向け広報誌	『ふれあいニュースレター』（政府原子力被災者生活支援チーム）
自治体による避難者向け広報誌	福島県及び県内自治体が避難者向けに定期的に作成・公表している広報誌について網羅的に収集し、その時点での最新の発行物を対象とした。 『放射線対策ニュース』（福島市） 『二本松市災害対策本部情報』（二本松市） 『だて復興・再生ニュース』（伊達市） 『広報もとみや号外』（本宮市） 『復興情報』（国見町） 『川俣町災害対策本部からのお知らせ』（川俣町） 『「東日本大震災」関連情報』（北塩原村） 『相馬市住宅再建瓦版』（相馬市） 『無料個別相談会開催のご案内』（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）
自治体による記者発表や新着情報	自治体がホームページ等で発信する記者発表・新着情報から、タイムリー且つニーズが高いと考えられる以下の情報を選定 ・ 避難者に向けた各種支援策に関する情報（就労支援、子供の保育・教育支援、住宅支援 等） ・ 復興事業の進捗に関する情報 ・ 除染や放射線量に関する情報 ・ 各種イベントに関する情報 等

表 2-26 ニュースレターの情報収集期間

送付回目	情報対象期間	発行日
第1回	平成27年1月13日～ 5月15日※	平成27年5月28日（木）
第2回	避難元ニュースレター： 平成27年5月16日～ 7月21日 避難先ニュースレター： 平成27年4月1日～7月21日	平成27年8月6日（木）
第3回	平成27年7月22日～ 10月20日	平成27年11月5日（木）
第4回	平成27年10月21日～平成28年1月12日	平成28年1月28日（木）

※第1回は避難元ニュースレターのみ発送

## (2) 避難元ニュースレターの作成

1)の整理を元に、支援対象者に送付する避難元ニュースレターを作成した。ニュースレターを作成するにあたり、情報の正確性を期すため、広報誌は発行されているものをそのまま利用するとともに、記者発表や新着情報は、ホームページの掲載画面をそのまま活用し、内容とは無関係の情報の削除や余白を詰めるのみとするなど、最小限の編集にとどめた。

なお、受託事業者を通じて支援対象者から寄せられた意見を踏まえて、平成 25 年度の第4回ニュースレターから、福島県の市町村を5つの圏域に区分し、圏域版のニュースレターを作成し、支援対象者の避難元居住地に応じて送付物を変える工夫を実施している。

また、過年度より実施してきた目次を色紙とすることや、各ページに発信主体名をインデックス表示する工夫について、今年度も同様の対応とした。

表 2-27 圏域版の構成市町村

圏域	市町村
県北	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
県南	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
浜通り	相馬市、南相馬市、新地町、いわき市

## 2.4 情報支援事業の進捗管理・連絡調整

各受託事業者における情報提供事業及び相談支援事業の進捗状況を管理するとともに、必要に応じて各受託事業者間の連絡調整や情報共有を図った。実施した業務項目と内容、結果について以下に記す。

### (1) 受託事業者の事業実施計画の確認

受託事業者が業務内容を適切に理解しているか、また、事業実施体制が妥当なものか等を確認するため、受託事業者選定後、事業実施計画書フォームを作成し、フォームに基づいて受託事業者への事業実施計画書の作成指示、受領し、その内容を確認、必要に応じて修正・調整を実施した。

### (2) 避難先ニュースレター作成状況・発送管理

避難先ニュースレターの進捗管理は、下表に記すア)～オ)の5段階で確認を実施し、適切に発送が成されるよう管理を徹底した。

表 2-28 ニュースレター作成・発送管理の手順

管理手順	内容
ア) 発送スケジュールの通知	・ニュースレター発送予定日の概ね一か月前を目安に、 <b>事業管理者</b> から発送スケジュールを通知する。
イ) 情報目次の提出	・ニュースレター発送の概ね <b>2週間前</b> を目安に、受託事業者は事業管理者に避難先ニュースレター目次案を提出する。 ・事業管理者は、目次案の適切性を確認した上で、復興庁殿に報告し確認を得て、その結果を受託事業者に通知する。
ウ) 避難先ニュースレター原稿の確認	・ニュースレター発送の概ね <b>7~10日前</b> を目安に、 <b>受託事業者</b> は避難先情報の原稿案を事業管理者へ提出する。 ・事業管理者は原稿案の適切性を確認した上で、復興庁殿に報告し確認を得て、その結果を受託事業者に通知する。
エ) 発送	・受託事業者は、原稿の確定通知を受けた後、事業管理者が作成・提供する送付物（避難元ニュースレター等）含めて、印刷を行い発送する。 ・事業管理者が作成する送付物原稿や発送宛先リスト（CD-ROM、リストに変更があった場合のみ）は発送日の <b>7日前</b> までに、事業管理者から受託事業者に送付する。
オ) Web 掲載	・受託事業者は、団体 HP にニュースレターの <b>送付物一式</b> を掲出する。 ・事業管理者は、掲出された情報を確認し、復興庁不殿に報告する。

### (3) 支援情報説明会・交流会の開催調整

説明会・交流会の進捗管理は、下表に記すア)～ク)の8段階で実施し、適切に発送が成されるよう管理を徹底した。

表 2-29 支援情報説明会・交流会の開催手順

管理手順	内容
ア) 開催日時・場所の決定	・事業管理者は、ニュースレター発送予定日(支援情報説明会・交流会開催チラシを同封)の <b>概ね一か月前</b> を目安に支援情報説明会・交流会開催期間を受託事業者へ通知し、希望する開催日時を確認、必要に応じて日程調整を行い、開催日を決定する。
イ) プログラム(案)の作成	・受託事業者は、ニュースレター発送予定日の <b>概ね2～3週間前</b> にプログラム案を事業管理者へ提出し、内容の確認を得る。
ウ) 避難元・避難先自治体、有識者等との調整	・事業管理者は、プログラム(案)に基づき避難元からの説明テーマに沿って福島県(または、福島県内市町村等)に連絡し、対応の可否と対応部署、対応窓口を調整したうえで、調整結果を受託事業者へ通知する。 ・避難先自治体及び有識者へは、受託事業者が直接依頼する。
エ) 開催案内チラシの完成	・受託事業者は、ニュースレター発送予定日の <b>概ね10日前</b> を目途に、開催案内チラシ原稿案を提出し、その内容の確認を得る。
オ) 参加促進のための広報計画の作成と進捗確認	・支援情報説明会・交流会の参加促進のため、受託事業者は広報計画を作成し事業管理者へ提出する。 ・事業管理者は、広報計画の内容を確認した上で、計画に記載された取組みについて随時、進捗を確認する
カ) 次第、座席表、使用する資料の確認	・受託事業者は、支援情報説明会・交流会等開催日の <b>概ね7日前</b> までに、次第、座席表、使用する説明資料を提出し、内容の確認を得る。
キ) 支援情報説明会・交流会等の開催	・受託事業者は、支援情報説明会・交流会を開催し、次第にもとづき適切に運用する。 ・事業管理者は、支援情報説明会・交流会に出席し、当日の開催記録(写真、議事録)を作成する。
ク) 議事録の確認、配布資料の提出	・事業管理者が作成した開催記録を受託事業者は確認を行う。 ・受託事業者は、支援情報説明会・交流会で配布された資料一式の電子データ及び、アンケート回収票を支援情報説明会・交流会終了後、速やかに事業管理者へ提出する。なお、配布資料は、復興庁ホームページに掲載する。

### (4) 相談窓口の運用管理

日々、メールや電話で対応する相談受付について、復興庁をはじめ、避難元自治体、避難先自治体に速やかに伝える必要があるものも含まれると想定される。これについて、迅速に対応できるよう、相談内容やそれに対する回答等を報告するフォームを作成し、フォームに基づいて毎日、状況報告を義務付け、内容を確認した上で対応状況を復興庁へ報告した。

(5) 支援情報説明会の避難元情報に関するテーマ・説明者の調整

今年度事業の説明会における避難元自治体からの説明テーマ及び対応部署を下表に記す。これについて事業管理者は、避難元自治体である福島県との調整を実施した。

表 2-30 支援情報説明会における避難元自治体からの説明テーマと対応部署

開催月	開催地	説明テーマ	備考
6月 ・7月	東京都	○災害救助法による仮設住宅の供与について	基本企画
	新潟県		基本企画
	岡山県		基本企画
	京都府		基本企画
	福岡県		基本企画
	北海道		基本企画
	山形県		基本企画
	沖縄県		基本企画
9月	岡山県	(避難元自治体からの説明なし)	自主企画
	沖縄県	○今後の支援について	基本企画
	京都府		自主企画
	東京都	(避難元自治体からの説明なし)	自主企画
	福岡県		自主企画
	山形県		自主企画
	北海道		自主企画
新潟県	○今後の支援について	自主企画	
12月	福岡県	(避難元自治体からの説明なし)	自主企画
	京都府	○今後の支援について	自主企画
	東京都		自主企画
	山形県		自主企画
	北海道	(避難元自治体からの説明なし)	自主企画
	新潟県	○今後の支援について	自主企画
	岡山県	(避難元自治体からの説明なし)	自主企画
	沖縄県	○今後の支援について	基本企画

## (6) 月間作業報告の作成と提出

各受託事業者共通の月間報告フォームを作成し、受託事業者に当月の活動状況を作成・報告することを義務付け、内容を確認した上で活動状況を復興庁に報告した。

月間作業報告では、受託事業者の当該月の活動成果と支援対象者からの相談や問合せ件数、内容の傾向のほか、事業運営上の効果や課題についても情報収集し、適宜、事業の改善に役立てるものとした。

## 2.5 受託事業者連絡会議の開催

### (1) 業務の概要

受託事業者による事業の実施状況の把握や受託事業者間相互の情報交換・連携を目的とした受託事業者連絡会議を4回企画・開催した。

このうち第1回、第2回、第3回は、業務全体の実施状況の共有、課題検討を目的に開催し、第4回は、主に全国シンポジウムの内容検討を目的に開催した。

第1回、第3回の会議では、会議の他、開催地における避難者支援活動の拠点的施設を受託事業者含めて視察し、支援活動の実態の共有を図った。

表 2-31 受託事業者連絡会議開催一覧

開催回	開催地	開催日時	会場	議事	備考
第1回	東京	平成27年 5月19日 14:00-17:30	三菱総合 研究所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の内容</li> <li>・ 受託事業者の紹介</li> <li>・ 今後の進め方</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>	当日午後 (13:00-13:30)に 「移住・交流情報 ガーデン」を視察
第2回	東京	平成27年 10月7日 13:15-16:00	三菱総合 研究所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業進捗状況報告</li> <li>・ 連絡事項</li> <li>・ 事業の課題と今後の進め方</li> <li>・ 次年度以降の避難者支援施策について</li> <li>・ 今後の予定</li> </ul>	—
第3回	福島	平成27年 12月22日 13:00-16:00	ザ・セレク トン福島 吾妻の間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業進捗状況報告</li> <li>・ 事業の課題と今後の進め方</li> <li>・ 連絡事項</li> <li>・ 意見交換</li> <li>・ 今後の予定</li> </ul>	当日午前中 (10:00-11:30)に 「NPO法人ビーンズ 福島が運営する 支援施設(みんな の家)」を視察
第4回	東京	平成28年 3月16日 15:30-17:15	三菱総合 研究所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡事項</li> <li>・ 事業実施結果報告</li> <li>・ 全国シンポジウムについて</li> <li>・ 次年度以降の避難者支援施策について</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>	—

## 1) 実施計画の作成

受託事業者連絡会議を円滑に開催するために、開催回ごとに実施計画を作成した。実施計画において計画した事項は以下のとおりである。

- 開催地、開催日時
- 会議の内容（次第）及び視察プログラム
- 会議の配布資料
- 会場のレイアウト
- 当日の視察及び会議の行程
- 開催までの準備スケジュール

## 2) 会議の開催支援

会議の開催に向けて、開催日時・会議の内容等を各事業者に連絡し、併せて各種調整を行うとともに、当日の会議運営に係る以下の業務を実施した。

- 会場設営
- 資料配布
- 司会進行
- 記録作成
- 撤収 等



## (2) 開催結果（議事要旨）

受託事業者連絡会議の主な決定事項は以下のとおりである。

### 第1回受託事業者連絡会議

- 今年度業務の実施内容、スケジュール等について確認を得た。
- 特に、ニュースレターのWeb掲載は、URLを掲載することとした。PDFを掲載するかどうかは、再度検討の上、通知する。
- その他、地域の現状、課題について意見交換。

### 第2回受託事業者連絡会議

- 支援情報説明会・交流会について、支援者含めた参加者が撮影、録音した記録を個人のWebサイトやSNSに掲載することは遠慮いただくようにする。
- 12月説明会の各受託事業者の企画方針について確認。
- 第3回ニュースレターについて、福島県の住宅支援に関する情報は、重要な情報であり、広報誌と同じ扱いで発送する。
- 全国シンポジウムの企画内容について確認。
- その他、来年度以降の本事業の方向性、地域の現状、課題について意見交換。

### 第3回受託事業者連絡会議

- 全国シンポジウムのテーマについて、市民主体よりは官民連携という表現が適している。また、これまでの実績を発表するだけでなく、今後の支援方針も打ち出すべき。
- 全国シンポジウムの自治体からの取組み紹介は、本事業の実施地域にこだわらず、広く検討する。
- 今後の住宅支援方策、来年度以降の本事業の内容について福島県と意見交換を実施。

### 第4回受託事業者連絡会議

- 全国シンポジウムのパネルディスカッションについて、今後の官民連携において何がポイントかを議論する。論点1は現状、論点2は課題、論点3は可能性という流れで議論する。
- 発言時間は、一つの論点に対し、各自90秒を2回の配分とする。タイムキーパーを準備する。
- 各団体を紹介する資料を作成し参加者に配布する。これにより自己紹介は最低限とする。

## 2.6 全国シンポジウムの開催

### (1) 業務の概要

3ヶ年にわたり実施してきた本事業による活動を総括し、その成果や課題などを洗い出して共有することで、これまで事業を実施していない地域も含めた全国の都道府県における次年度以降の避難者支援に資することを目的に全国シンポジウムを開催する。

これについて、シンポジウムの企画検討、会場の設定と各種会場との調整、参加者の申込み受付と交通費の支給事務、議事録等、記録作成を実施した。

表 2-32 全国シンポジウムの概要

項目	内容
目的	3ヶ年にわたり実施してきた本事業による活動を総括し、その成果や課題などを洗い出して共有することで、これまで事業を実施していない地域も含めた全国の都道府県における平成28年度以降の避難者支援に資することを目的とする。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国47都道府県の担当職員：39自治体 39名</li> <li>● 全国47都道府県で積極的に避難者支援活動を行っているNPO等市民団体：31団体 34名</li> </ul> ※本事業の実施地域からは、平成27年度受託事業者が参加
日時	平成28年2月19日（金）10:30～16:20
会場	大手町サンケイプラザ 301・302号室 （東京都千代田区大手町1-7-2）

表 2-33 全国シンポジウムの次第

時間	内容	備考
10:30	開会	—
10:30-10:35	開会挨拶	復興庁
10:35-11:30	国における自主避難者支援の取組み	復興庁
11:30-12:30	福島県における自主避難者支援の取組み	福島県
12:30-13:30	（昼食・休憩）	弁当用意せず
13:30-14:30	各自治体における自主避難者支援の取組み	都道府県（@20分×3自治体）
14:30-14:45	（休憩）	
14:45-16:15	パネルディスカッション	登壇者：現受託事業者 コーディネーター：復興庁
16:15-16:20	閉会挨拶	復興庁
16:20	閉会	—

表 2-34 各プログラムの内容

プログラム		説明者等	備考
1	開会挨拶	復興副大臣 若松 謙維 氏	—
2	国における自主避難者支援の取組み	①国による自主避難者支援の取組み 復興庁 参事官 柴沼 雄一朗 氏 ②「県外自主避難者等への情報支援事業」の実施結果 復興庁 参事官 金刺 義行 氏	55分
3	福島県における自主避難者支援の取組み	福島県企画調整部避難地域復興局避難者支援課 課長 松本 雅昭 氏 ・福島県の復興状況 ・県外（自主）避難者の実態（経年変化） ・福島県の支援の取組みと成果 ・今後の課題と支援の方向性	60分
4	各自治体における自主避難者支援の取組み	①「東日本大震災避難者支援に関する北海道の取組み」 北海道総合政策部人口減少問題対策局地域政策課 主幹 塚田 みゆき 氏 ②「やまがた避難者支援協働ネットワークの取組みについて」 山形県 環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課復興・避難者支援室 復興・避難者支援主査 鈴木 智之 氏 ③「京都府における自主避難者支援の取組」 京都府 府民生活部 防災・原子力安全課 被災地応援担当課長 四方 浩 氏	@20分×3 =60分
5	パネルディスカッション	●テーマ：「避難者支援の現場から-官民連携による支援活動の現状と課題（仮称）」 ●登壇者：受託事業者（8団体） NPO 法人北海道 NPO センター理事 北村美恵子 氏 一般社団法人山形県被災者連携支援センター事務局 早坂 信一 氏 NPO 法人医療ネットワーク支援センター理事長 人見 祐 氏 一般社団法人 F L I P 代表理事 村上 岳志 氏 NPO 法人 和（なごみ）理事長 大塚 茜 氏 うけいれネットワークほっと岡山*共同世話人 服部 育代 氏 ※岡山の受託事業者である NPO 法人岡山 NPO センターと連携して支援活動を実施する市民団体 一般社団法人市民ネット 代表理事 飯田 真一 氏	90分

プログラム		説明者等	備考
		NPO 法人まちなか研究所わくわく 事務局長 宮道 喜一 氏  ●コーディネーター： 復興庁 復興推進参与 田村 太郎 氏	
6	閉会挨拶	復興庁 参事官 金刺 義行 氏	—

## (2) パネルディスカッションの議事概要

【パネルディスカッション】(14:40～16:15)

- パネリスト： 北村 美恵子 (NPO 法人北海道 NPO センター理事)  
早坂 信一 (一般社団法人山形県被災者連携支援センター事務局)  
人見 祐 (NPO 法人医療ネットワーク支援センター理事長)  
村上 岳志 (一般社団法人 F L I P 代表理事)  
大塚 茜 (NPO 法人“和”理事長)  
服部 育代 (うけいれネットワークほっと岡山※ 共同世話人)  
※岡山の受託事業者である NPO 法人岡山 NPO センターと連携して支援活動を実施する市民団体  
飯田 真一 (一般社団法人市民ネット 代表理事)  
宮道 喜一 (NPO 法人まちなか研究所わくわく 事務局長)
- コーディネーター：田村太郎 (復興推進参与)

### Q：各地域の自主避難者の特徴について

- ・ 放射線に不安を感じた母子避難者が多かった (北海道)。
- ・ 強制避難者と自主避難者が半々で、柏崎市は東電関連を中心に強制避難者が多く、新潟市は福島県からのアクセスが良いので自主避難による避難者が多かった。(新潟県)
- ・ 福島県よりも他県からの避難者の人数が上回っていた。(岡山県)
- ・ 移住を選んだ方から避難指示区域からの避難者まで多層に渡っていた。(岡山県)
- ・ 避難者全体の約7割が首都圏からの広域避難者である。(福岡県)
- ・ 沖縄県には原発がない、被災地からの遠いなどの理由から、九州・沖縄地方では福島県からの自主避難が一番多い。また、離島への避難者も多い。(沖縄県)

### Q：本事業における活動や取り組みでの特徴について

#### ○ニュースレター事業

- ・ ニュースレターの情報集めに苦労した。(北海道)
- ・ 正しい情報、わかりやすい情報を、中立な立場での提供を心がけた。(東京都)
- ・ 隣接県の当事者や活動団体からの依頼があり、(許可の上で) 発行した。(福岡県)

#### ○相談事業

- ・ 相談はほとんどなかったが、ただ話を聞いてくれるだけで良いという電話もあった。相談がないので、こちらから避難者の集まりに出向いて聞きに行った。(北海道)
- ・ 行政が中心となって、避難者に対する手厚い支援や活動を行っていた (山形県、京都府、沖縄県)
- ・ 被災者からの相談は2つと同じものがなく、個別で対応しなければならなかった。時間外の相談、特に年末や年度末の相談が多かった。これら役割は簡単に代わりがきかない。人材の確保やノウハウの継承には未だに苦戦している。(福岡県)

### ○説明会・交流会

- ・ 説明会や交流会への参加の呼びかけや情報提供等のアプローチの仕方が難しかった。(沖縄県)

### ○取り組み体制や姿勢

- ・ 中立の立場として災害による困難への支援と、元来抱えている生活困窮を切り分けて支援することを心掛けた。一刻も早く通常の生活に戻っていただくことを目的とした。(新潟県)
- ・ 本事業の体制として、中間支援の本組織と福島からの避難当事者団体と一緒に行ったことが良かった。(沖縄県)

### Q：民間企業からのサポート内容について

- ・ 発災から1～2年は、地方自治体の県外避難者に対する認知度が低かった。そこで、民間企業約500社に電話で支援を呼びかけ、40社から協賛いただいた。(東京都)
- ・ 沖縄は支援協力会議が早々に結成し寄付を募り、寄付金を被災者支援活動団体に助成した。今、帰還する被災者の旅費を支援している。協力会議の大手のスーパーでは、被災者への商品の割引やサービス等、継続して行っている。(沖縄県)

### Q：本事業への取り組みで、苦労した、難しかった、乗り越えたことについて

- ・ 説明会への参加者が増えなかった。避難者が居住する自治体への案内、避難者コミュニティでの呼びかけも行った。(北海道)
- ・ 県や市町村が率先して取り組んでおり、民間の活動する場が少なかった。(山形県)
- ・ 県や市町村から個人情報に絡む情報収集や共有が大変だった。(東京都)
- ・ 支援の目的がブレていると感じることがあった。本来は「避難状態から通常の状態に戻ってもらう」はずが、一歩間違えると「避難生活を守る」ことになってしまい、支援者の達成感で終わっているケースもある。(新潟県)
- ・ 行政の発表がわかりにくかったこともあり、様々な情報を一元的に引き受け、交通整理をするために幅広の知識が求められた。(新潟県)
- ・ 復興庁のこの事業を受託したことで活動の幅が広がり、地方自治体とのパイプができ、情報収集にも有効であった。一方で、団体にスキルがあればもっと迅速な展開ができたのではないかと反省している。(京都府、福岡県)
- ・ もっと専門機関と連携する体制、安定的なつながりを構築できれば良かった。(岡山県)

### ○事務作業

- ・ 行政から助成を受けると大量の事務作業に追われる。(京都府)
- ・ 活動には資金は必要であり、資金を得るには事務作業が重要であるが、現場が疎かになって活動が萎んでしまうことはあってはならない。(山形県)
- ・ 資金を助成する自治体側から見れば、書類手続きはちゃんとして欲しいと思う。ただし、多すぎる。簡略化できる場所もあるのではないか。(東京都)

**Q：被災者として支援される側ではなく、地域に役立つ側になっている例について**

- ・ 避難者が主体となり、居住地域の子育てマップを作成。(岡山県)
- ・ 避難者が、糠漬けのない沖縄で糠漬け教室の講師になっている。(沖縄県)
- ・ 高齢の避難者が地域サークルで民話の語り部として、県内では引っ張りだこである。(新潟県)
- ・ 避難者でバンドを結成。出身地区も異なる60～70歳の知らない方々で知り合いになり、今ではいろんなところで公演している。(東京都)
- ・ 弱小の野球少年団に郡山から避難者してきた小学6年生が入り、4番バッターとして優勝に貢献したことで、郡山と山形で子ども同士の友情が芽生えた。(山形県)

**Q：これからの被災者支援の可能性や、今後の支援におけるポイントについて**

**○支援の区切り、ゴールの見据え方**

- ・ 避難者支援は、ゴールの設定が難しい。支援が必要な方はどのレベルでもいるので、一線は引きにくい。(山形県)
- ・ 発災直後は避難生活の安定、困窮させないことを行政・民間とも注力したが、避難生活の固定化につながる。どのタイミングで切り替えるかを見定めが重要。(新潟県)
- ・ 国・行政の事業は時間の区切りが明確であるが、一方、支援対象者がその区切りに追いついていないケースもある。本当に困っている方をどのようにサポートしていくのか、多層的なアプローチが必要。(岡山県)

**○避難者の生活再建の考え方**

- ・ 震災前から福祉的な支援が必要だった方の潜在的な部分が顕在化してきた。震災支援ではなく、平時のセーフティネットにどう結び付けていくのか、既存の社会福祉法人や民生委員などとの連携も考えなければいけない。(沖縄県)
- ・ 避難者問題がある程度解決したことで、元々あった問題に目が届くようになった。対象が震災支援の枠で良いか考える必要がある。避難者の生活再建の一步として必要なこともある。(新潟県)
- ・ 生活の自立と「避難者であること＝支援をもらわないと生活できない」といった考え方は切り離して考えることを伝えないといけない。本来の生活の自立は、経済的な社会的基盤をつくることであり、頭を切り替えて関わらないといけない。(京都府)
- ・ 避難者への支援は広がっていくものではなく、ゼロになっていくことがベストである。一度立ち止まって考えるべき。(岡山県)

**○今後の展望**

- ・ 被災者支援のネットワーク構築に取り組む。(福岡県、沖縄県)
- ・ 本事業で経験したことを、地域の活性化や市民の広域活動に生かしたい。(山形県)
- ・ 教育が重要。“防災”と“風化”を合わせた教育現場への活動を考えている。(東京都)

- ・ 今、震災に関する情報が全然ない。世間では（東日本大震災は）終わったものと捉え、避難者は疎外感を感じている。風化しないようにすべき（東京都）
- ・ 経験を共有する仕組みをつくっていきたい。（京都府、岡山県）
- ・ 県外避難者の多くはそれなりに生活再建をしているが、まだ基盤が弱いので、このような中間層へのケアをしていくべき。（新潟県）
- ・ 本業務の成果は、今後の生活困窮などの社会問題や課題に展開できるのではないかと考えている。活動の成果を蓄積し、これから先5年間どのように一般的な社会資源につなげていくのか。活動する側も次を見据えていくことが重要。（福岡県）

以上





## 2.7 効果測定アンケートの実施

### (1) 業務の概要

本事業の効果測定及び県外自主避難者等の生活実態、支援ニーズ等の把握を目的に、アンケート調査を実施した。

調査票及び返信用封筒は、第4回ニュースレターに同封して発送し、回収した調査票を基に、本事業の効果を測定するとともに、今後の効果的な事業実施に向けての課題や自主避難者支援施策の方向性を検討しとりまとめた。アンケートの調査概要及び回収結果は、下表のとおりである。

表 2-35 アンケート調査の実施概要

項目	内容
調査手法	郵送配布・郵送回収
対象者	本事業の支援対象者（975人）※
実施期間	平成28年1月28日（発送日）～平成28年3月3日（最終回収日） （締切日：平成28年2月8日）

※第4回ニュースレター発送時点での対象世帯数

表 2-36 アンケート回収結果

地域	配布数	回収数	回収率
北海道	105	16	15.2%
山形県	234	47	20.1%
東京都	280	71	25.4%
新潟県	215	46	21.4%
京都府	55	5	9.1%
岡山県	18	2	11.1%
福岡県	29	7	24.1%
沖縄県	39	8	20.5%
計	975	202	20.7%

## (2) 調査結果

### 1) 全体集計結果

全体集計結果を以下に記す。なお、択一回答の設問は SA (Single Answer)、複数選択回答の設問は MA (Multipule Answer) と表記する。

#### a. 避難者の属性情報

##### ア) 性別 (SA)

「男性」32.2%、「女性」67.8%であった。女性が4分の3と多くを占めている。  
昨年度までの調査の結果と比較すると、男女比に大きな違いは見られない。

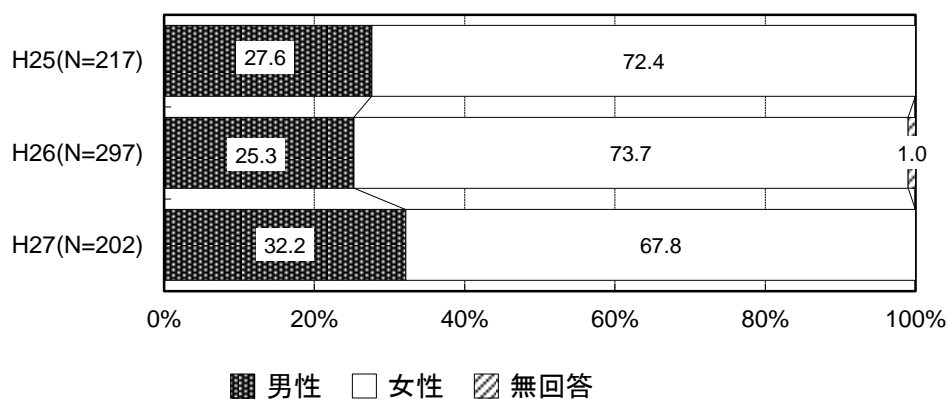


図 2-17 性別 (経年比較)

##### イ) 年代 (SA)

「40～49 歳」(33.7%)、次いで「30～39 歳」(22.8%)が多い。  
昨年度までの調査結果と比較すると、50 歳以上の割合が増加している。

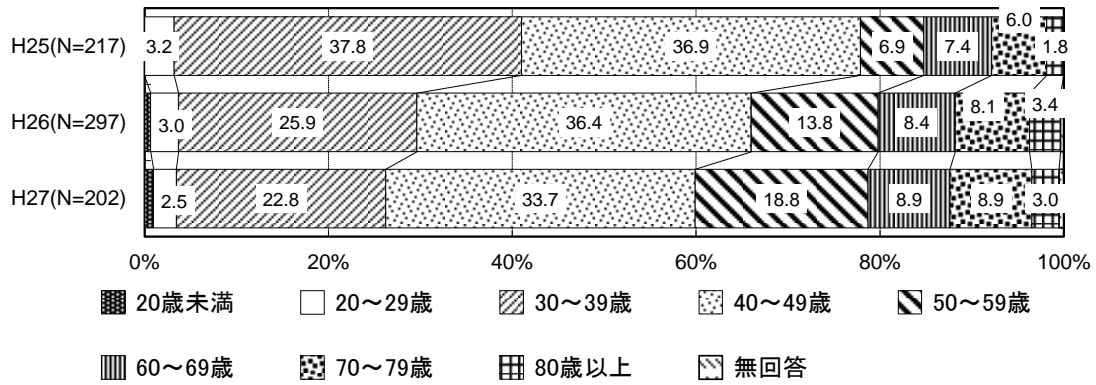


図 2-18 年代（経年変化）

性別年代構成について「女性：40～49歳未満」が最も多く、27.2%となっている。昨年度までの調査結果と比較すると、年々「女性：30～39歳」の割合が減少している。

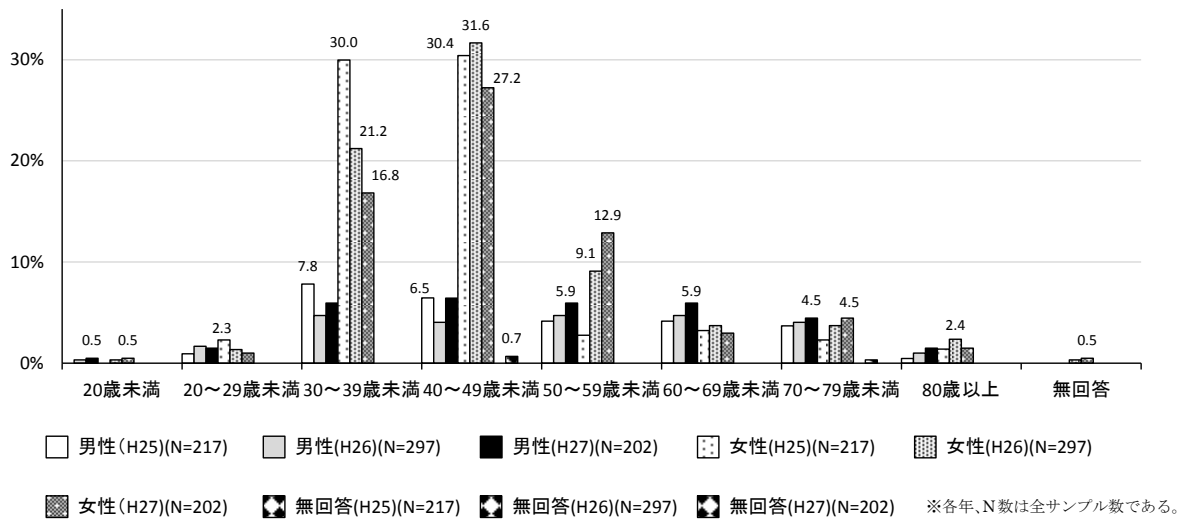


図 2-19 性別年代（経年比較）

### ウ) 職業 (SA)

「無職」が34.2%と最も多い。次に「パート・アルバイト」が28.2%と続いている。昨年度までの調査結果と比較して分布は同様となっており、「無職」「パート・アルバイト」の割合が高い。

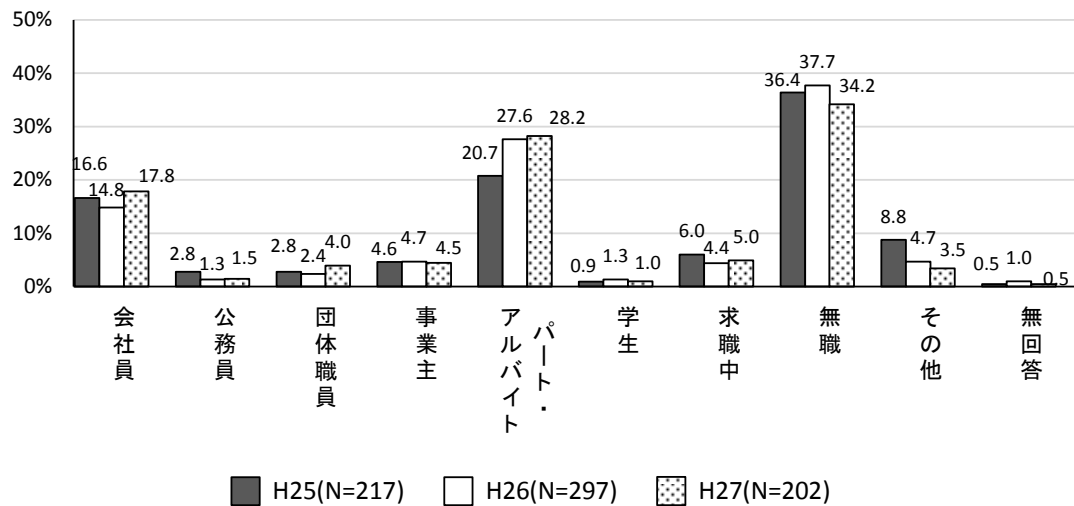


図 2-20 現在の職業 (経年比較)

## エ) 居住形態 (SA)

「応急仮設住宅（借上型民間賃貸住宅・公営住宅）」が 62.9%となり、半数以上を占めている。昨年度までの調査結果と比較して、傾向に大きな違いは見られないが、「自己負担による賃貸住宅・公営住宅」は年々、増加している。

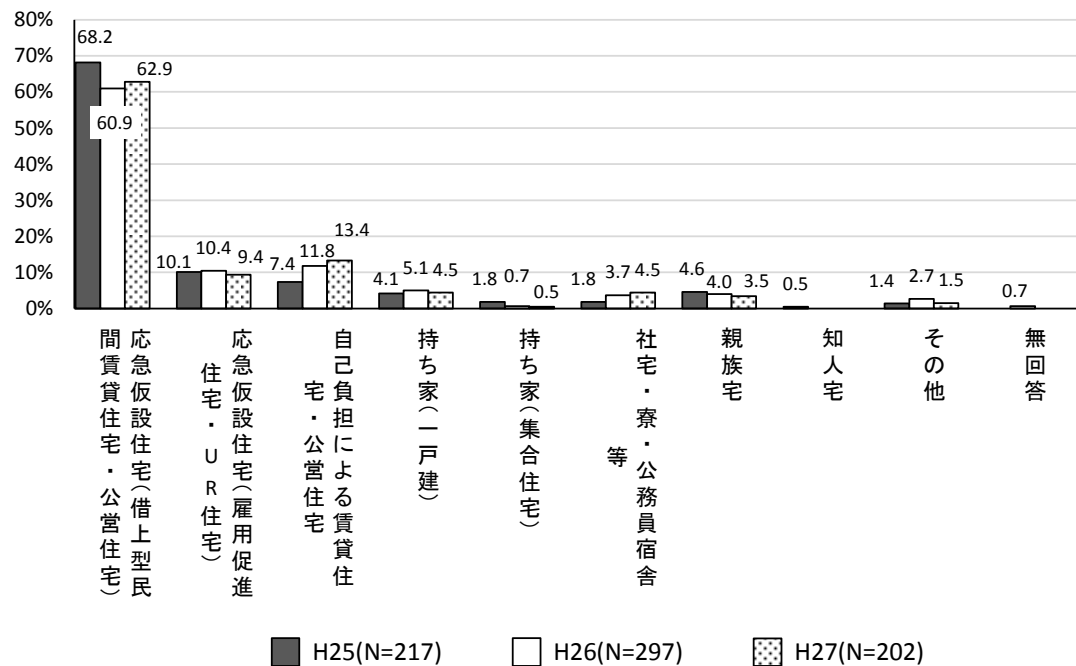


図 2-21 現在の住居形態（経年比較）

### オ) 同居 (MA)

「子 (未成年)」が同居する世帯が 60.4%と半数以上を占めている。昨年度までの調査結果と比較して、傾向に大きな違いは見られないが、「子 (未成年)」が同居する世帯の割合は年々、減少している。一方で、「子 (成人)」の割合は年々増加している。

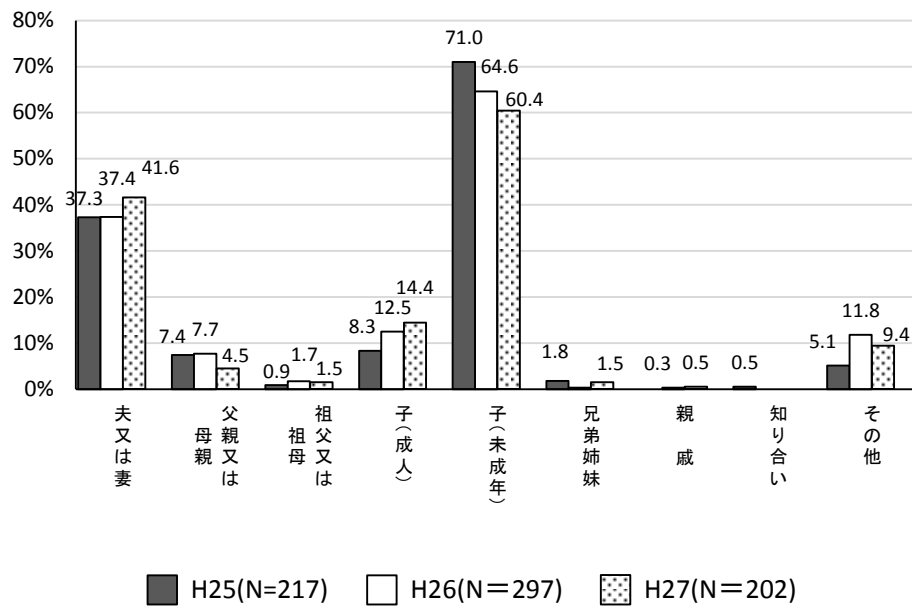


図 2-22 同居人 (経年比較)

## b. ニュースレターについて

### ア) 評価 (SA)

#### i. 単純集計

当事業のうち、ニュースレターによる情報支援事業に対して「役立った」と回答した人は63.4%と半数を超えている。

昨年度の調査の結果と比較すると、「役立った」と回答した人が6.8ポイント増加している。

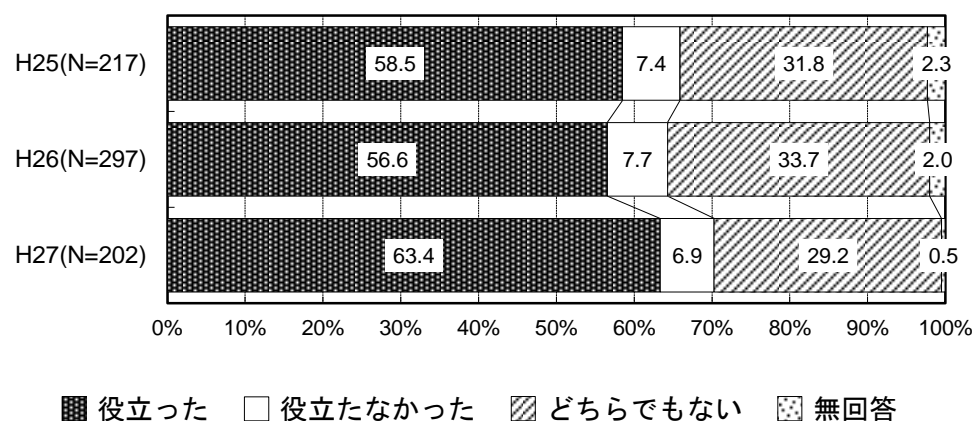


図 2-23 ニュースレターに対する評価 (経年比較)

ii. 性別クロス集計

「役立った」と回答したのは男性 70.8%、女性 59.9%と、どちらも半数以上となっている。昨年度までの調査結果と比較しても、男女の違いによる評価についてはほぼ同じ傾向であり、男性からの評価が高い。

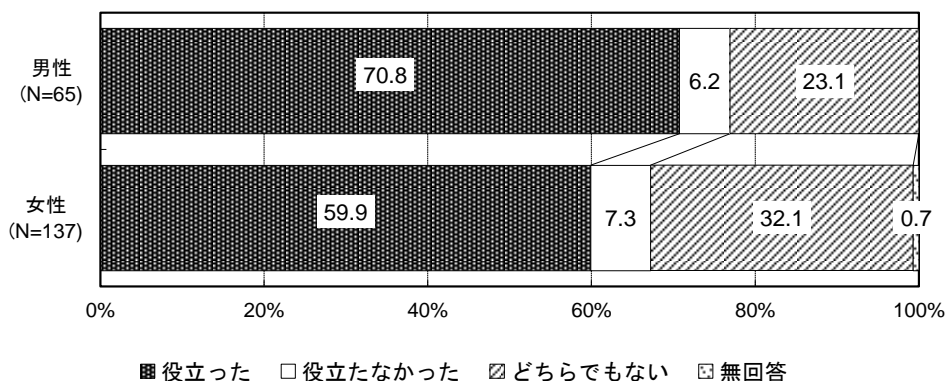


図 2-24 ニュースレターに対する評価 (性別)

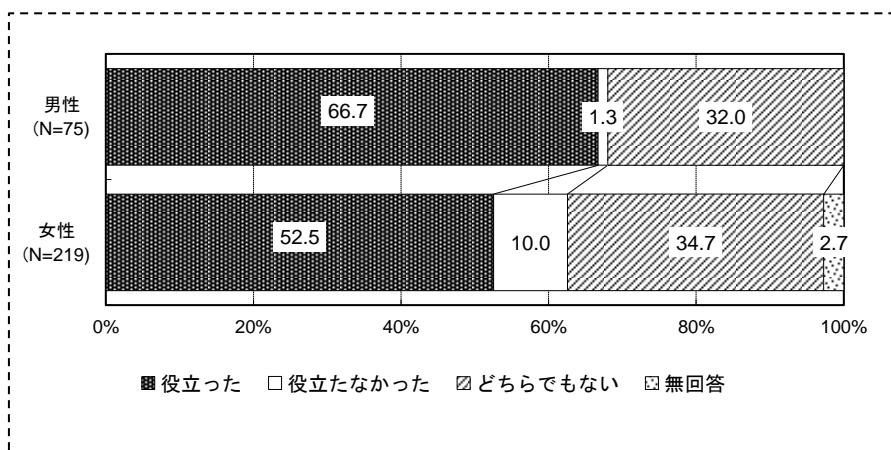


図 2-25 ニュースレターに対する評価 (性別) 【H26 年度の調査結果】

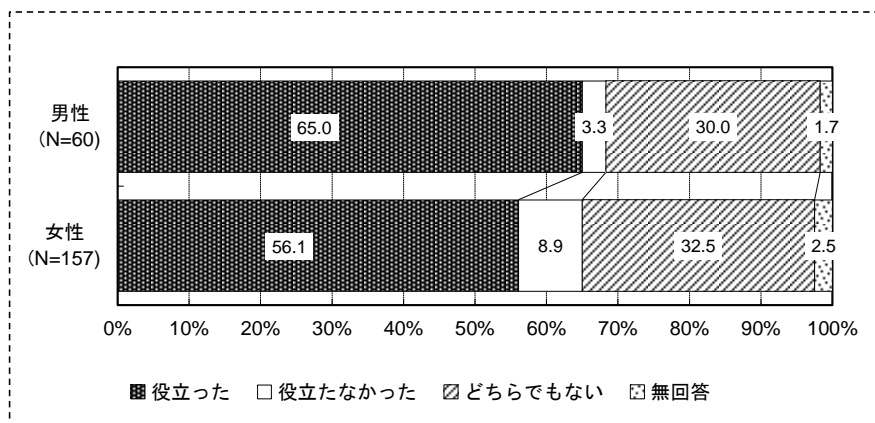


図 2-26 ニュースレターに対する評価 (性別) 【H25 年度の調査結果】



iii. 年代別クロス集計

サンプル数が 30 を超える「30～39 歳」「40～49 歳」「50～59 歳」に限ると、どの年代も半数以上が「役立った」と回答している。

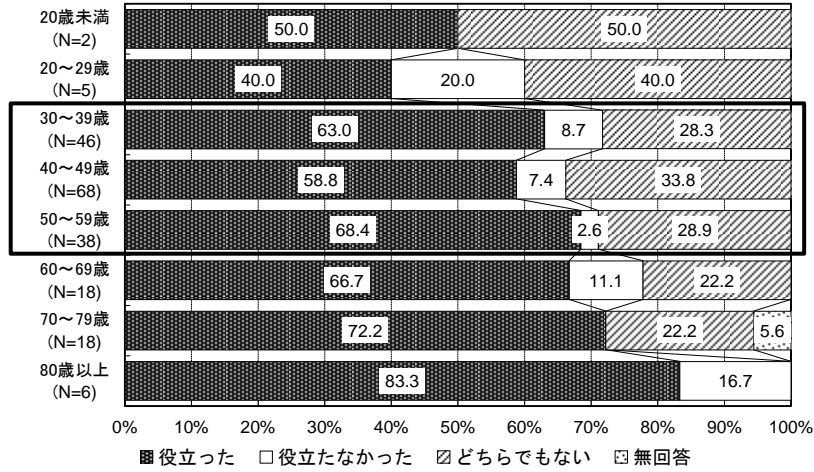


図 2-27 ニュースレターに対する評価 (年代別)

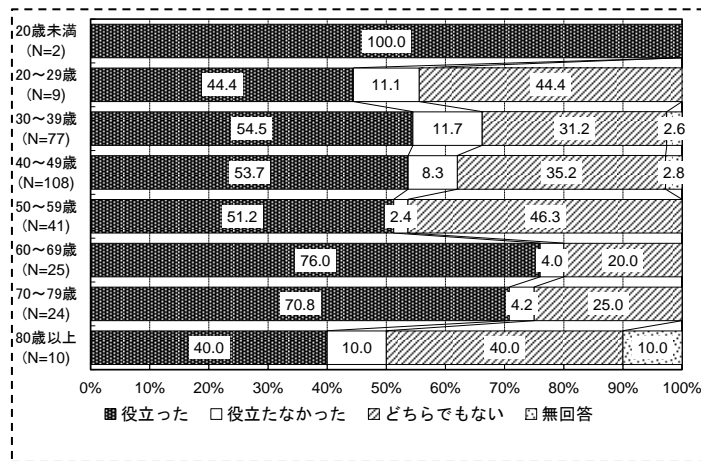


図 2-28 ニュースレターに対する評価 (年代別) 【H26年度の調査結果】

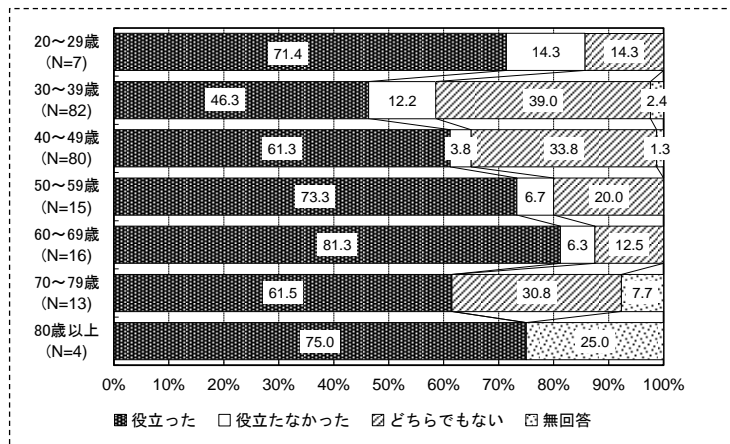
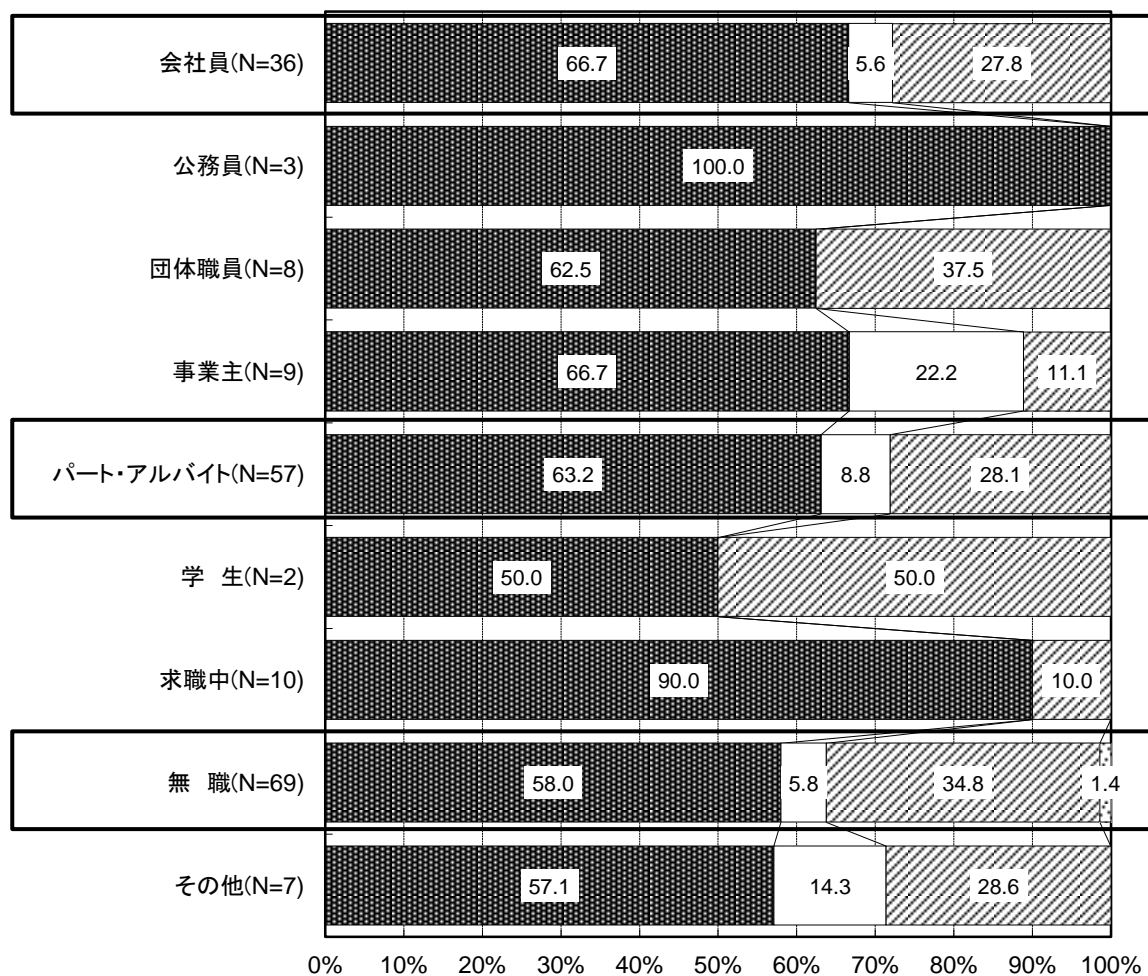


図 2-29 ニュースレターに対する評価 (年代別) 【H25年度の調査結果】

iv. 職業別クロス集計

サンプル数が 30 を超える「会社員」「パート・アルバイト」「無職」に限ると、どの職業も半数以上が「役立った」と回答している。



■ 役に立った □ 役に立たなかった ▨ どちらでもない □ 無回答

図 2-30 ニュースレターに対する評価（職業別）

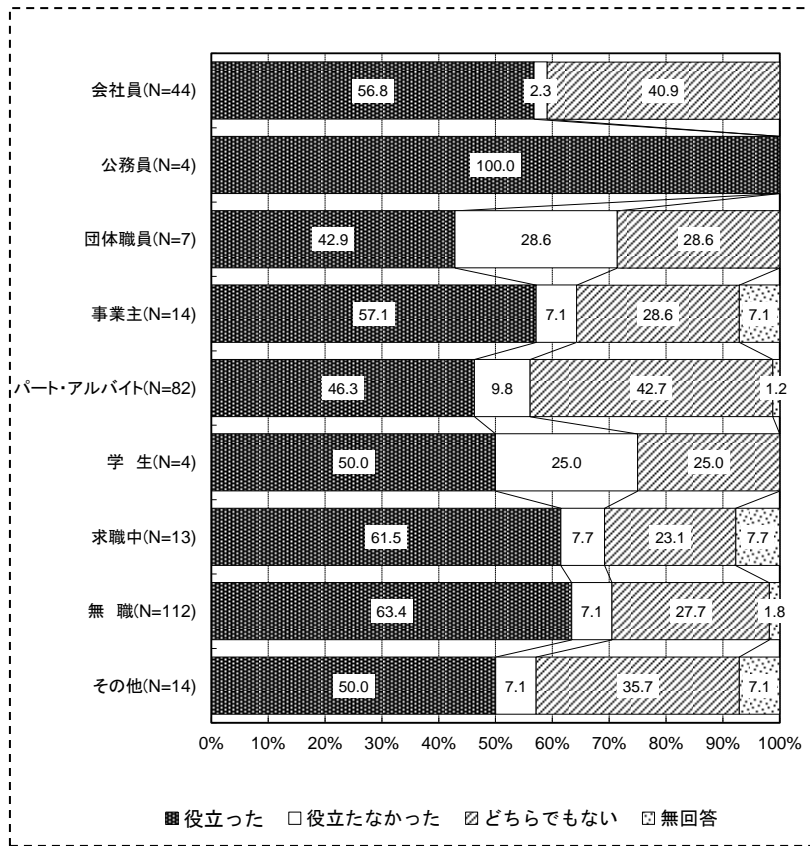


図 2-31 ニュースレターに対する評価（職業別）【H26年度の調査結果】

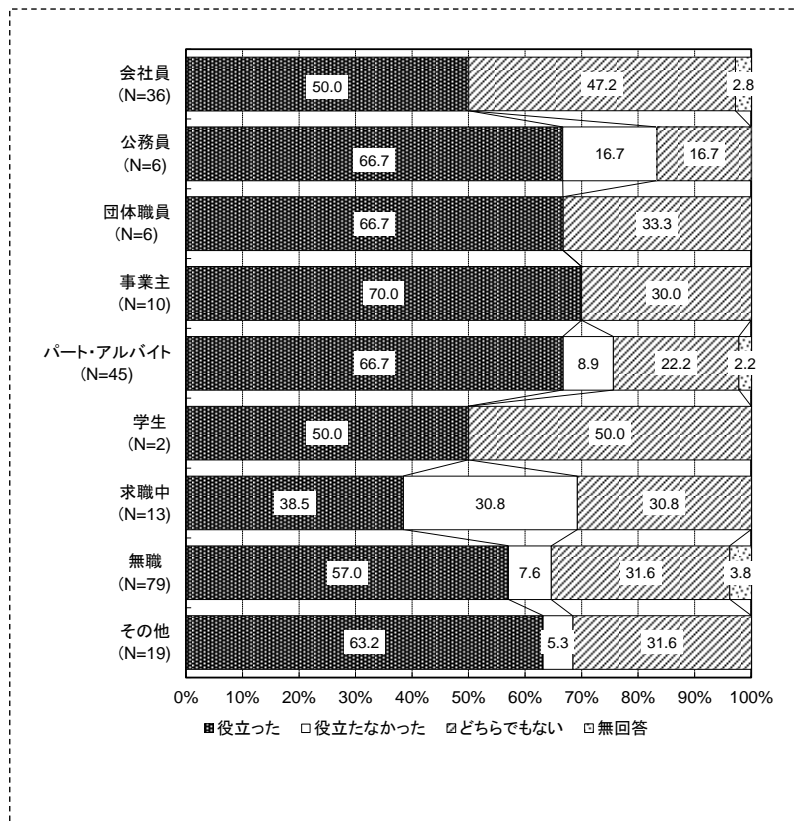
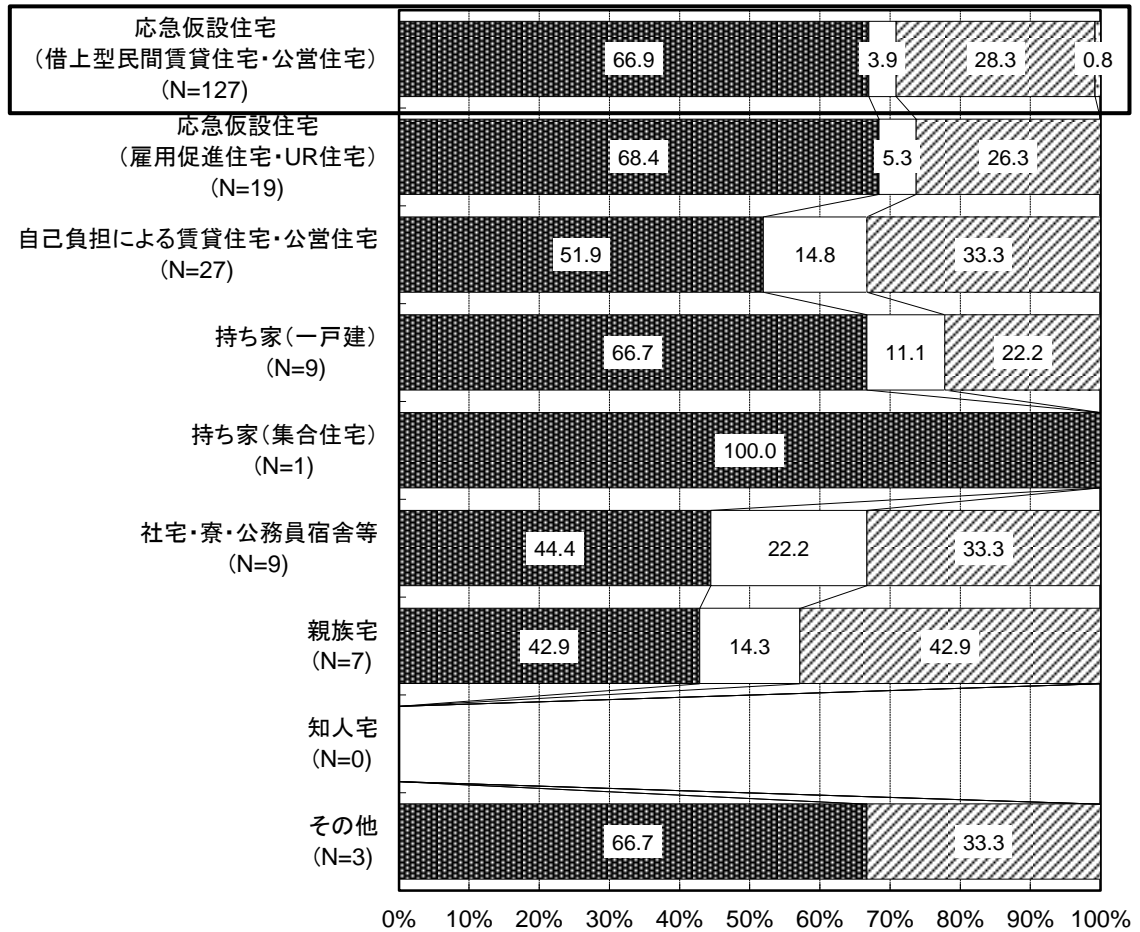


図 2-32 ニュースレターに対する評価（職業別）【H25年度の調査結果】

v. 居住形態別クロス集計

サンプル数の多い「応急仮設住宅（借上型民間賃貸住宅・公営住宅）」に限ると、「役立った」と回答した人は66.9%と半数を超えている。



■ 役に立った □ 役に立たなかった ▨ どちらでもない □ 無回答

図 2-33 ニュースレターに対する評価（住居別）

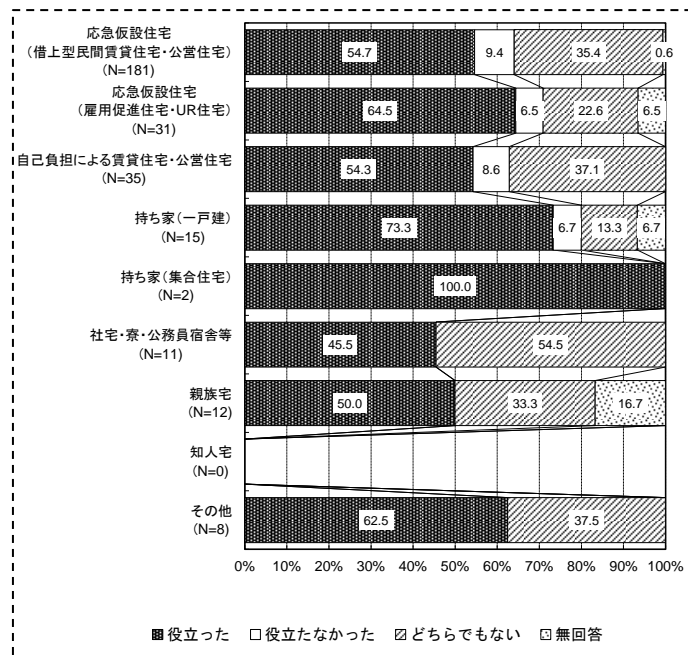


図 2-34 ニュースレターに対する評価（住居別）【H26年度の調査結果】

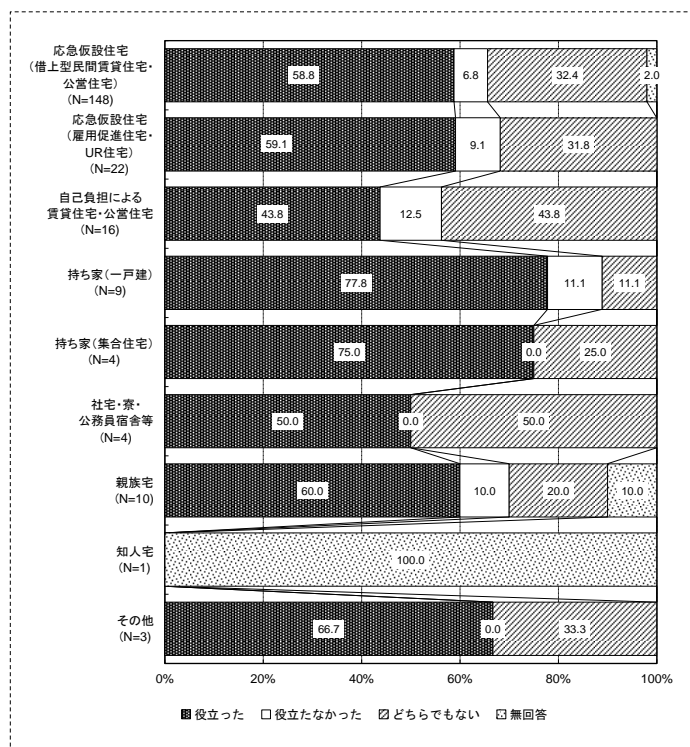


図 2-35 ニュースレターに対する評価（住居別）【H25年度の調査結果】

vi. 同居人別クロス集計

サンプル数の多い「夫又は妻」「子(未成年)」に限ると、どちらも半数以上が「役立った」と回答している。

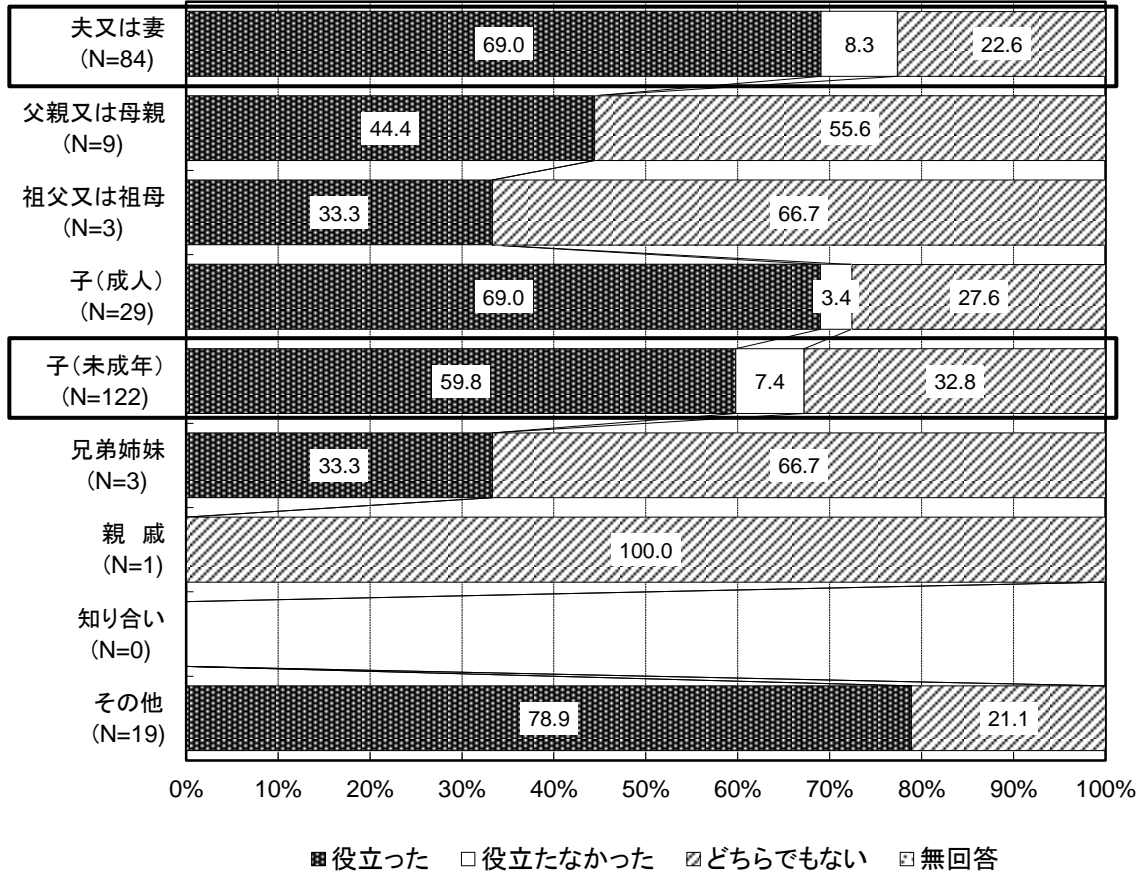


図 2-36 ニュースレターに対する評価 (同居人別)

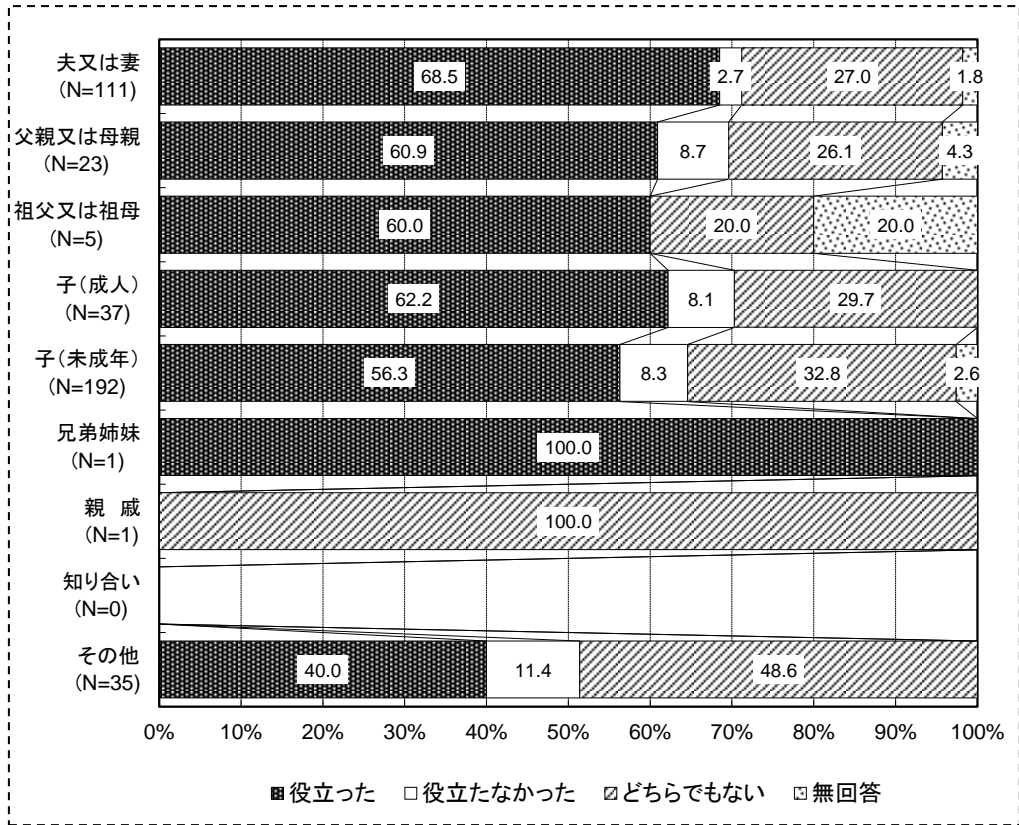


図 2-37 ニュースレターに対する評価 (同居人別) 【H26 年度の調査結果】

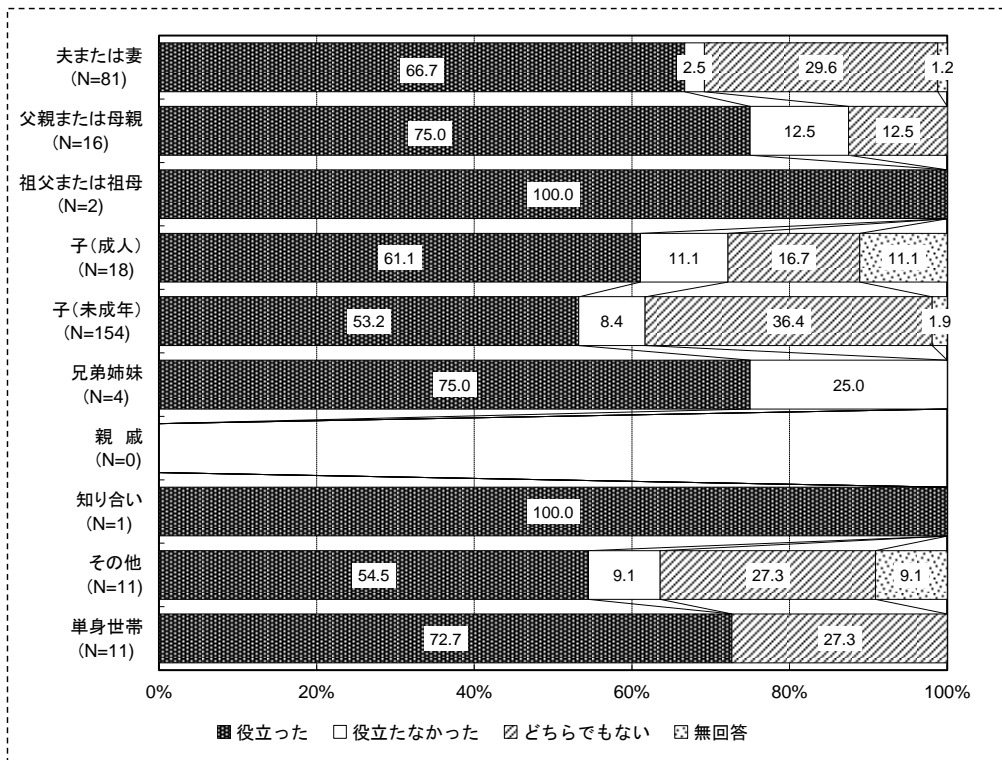


図 2-38 ニュースレターに対する評価 (同居人別) 【H25 年度の調査結果】

vii. 「役立った」主な情報(MA)

「現在お住まいの都道府県の情報」が 68.8%と最も高く、次いで「福島県内市町村（被災時にお住まいの市町村）の情報」が 63.3%となっている。

「現在お住まい」の地域の情報については、「現在お住まいの市町村の情報」（57.8%）より「現在お住まいの都道府県の情報」（68.8%）の評価が高い。

昨年度までの調査結果と比較すると、「現在お住まいの都道府県の情報」が「役立った」とする割合が年々増加している。

※「ふくしまの今がわかる新聞」及び、「ふくしま復興のあゆみ」については H25 年度のニュースレターでのみ配布しており、H26 年度以降は、調査対象外とした。

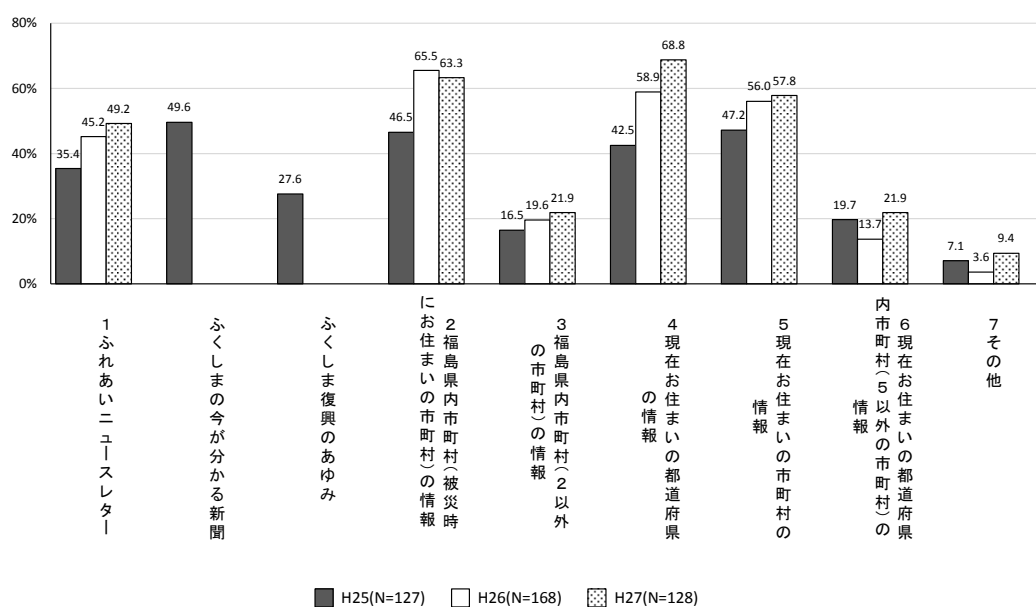


図 2-39 「役立った」主な情報（経年比較）



viii. 「役立った」分野

「避難元」の「役立った」情報分野は、「除染・放射線量」が57.8%、次いで「復興状況」が53.9%となっている。

「避難先」の情報分野は、「避難元」に比べると比較的均等な分布となっているが、その中でも最も回答割合が多いのは、「住宅」で39.8%、次いで「健康（医療・介護）」が35.9%、「子育て（教育）」が32.8%である。

「避難元」の情報について昨年度までの調査結果と比較すると、「除染・放射線量」については年々割合が減っており、H25年度に比べると13.1ポイント減少した。

「避難先」の情報について、H25年度に比べると「住宅」が14.6ポイント増加している。

※「避難先」の「放射線量」については、H25年度は調査項目としていない。

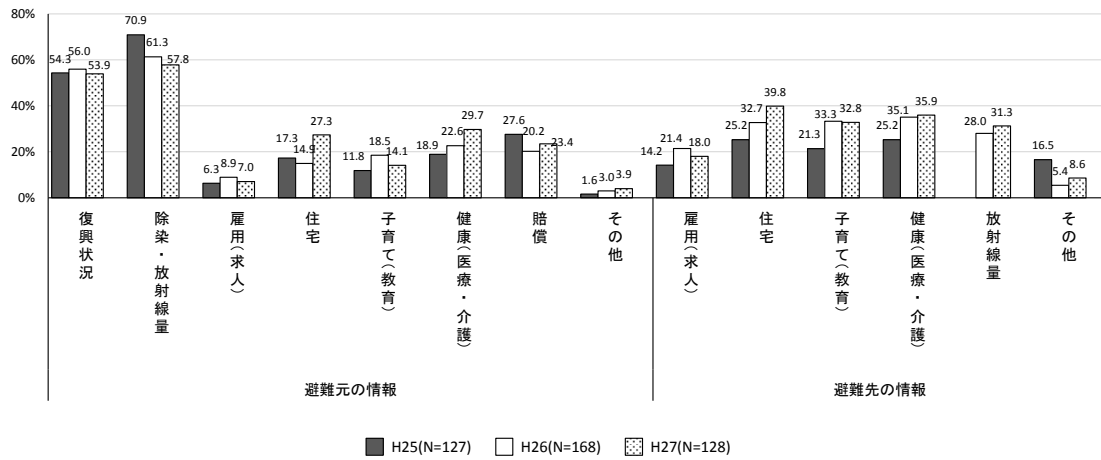


図 2-40 避難元及び避難先で「役立った」分野（経年比較）

c. 支援情報説明会・交流会について

ア) 参加有無 (SA)

i. 単純集計

支援情報説明会・交流会への参加状況について、「参加していない」が58.9%と、半数以上の人が参加していない状況となった。一方、説明会・交流会のいずれかまたは両方に「参加した」割合は合計で36.6%となっている。

昨年度までの調査の結果と比較すると、「参加していない」と回答した人の割合は年々減っており、説明会・交流会のいずれかまたは両方に「参加した」割合の合計は増えている。

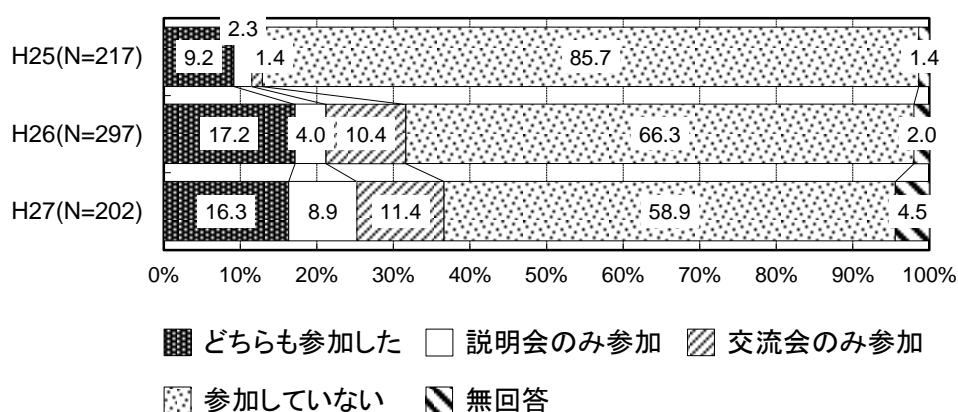


図 2-41 支援情報説明会・交流会への参加状況 (経年比較)

ii. 性別クロス集計

男女とも、「一度も参加していない」が最も多く、男性 63.1%、女性 56.9%であった。男女による大きな差は見られない。

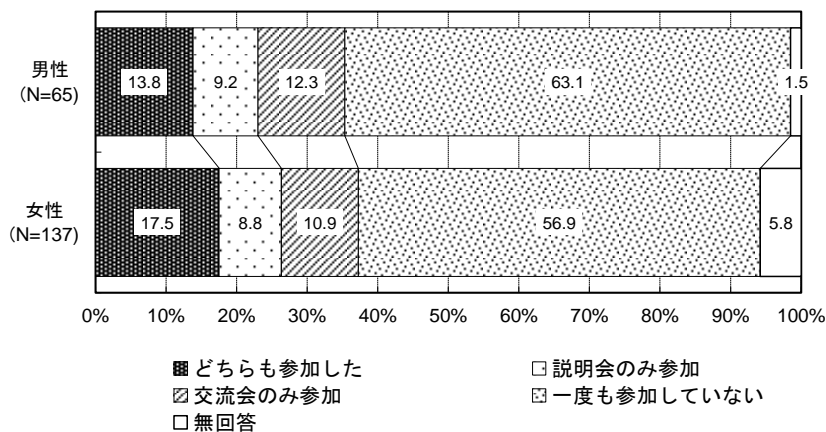


図 2-42 支援情報説明会・交流会への参加状況（性別）

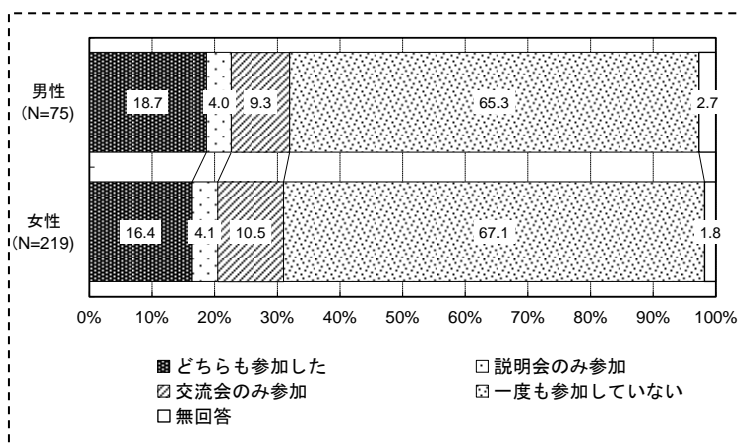


図 2-43 支援情報説明会・交流会への参加状況（性別）【H26年度の調査結果】

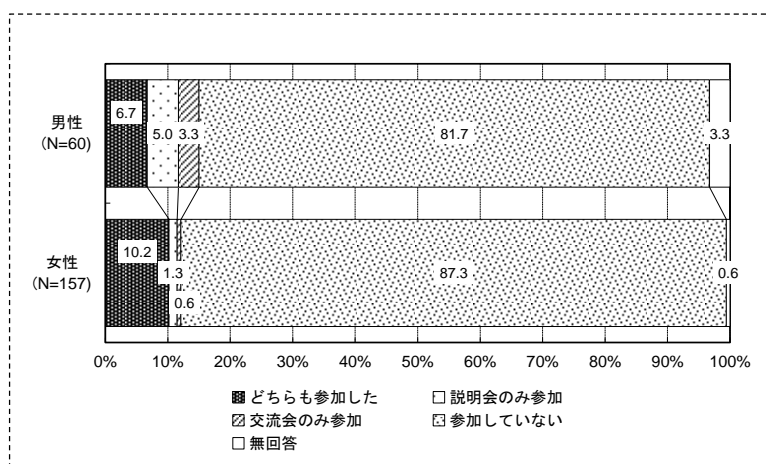


図 2-44 支援情報説明会・交流会への参加状況（性別）【H25年度の調査結果】

### iii. 年代別クロス集計

サンプル数が30を超える「30～39歳」「40～49歳」「50～59歳」に限ると、説明会・交流会のいずれかまたは両方に「参加した」の合計割合が最も多いのは「50～59歳」(47.4%)となっている。

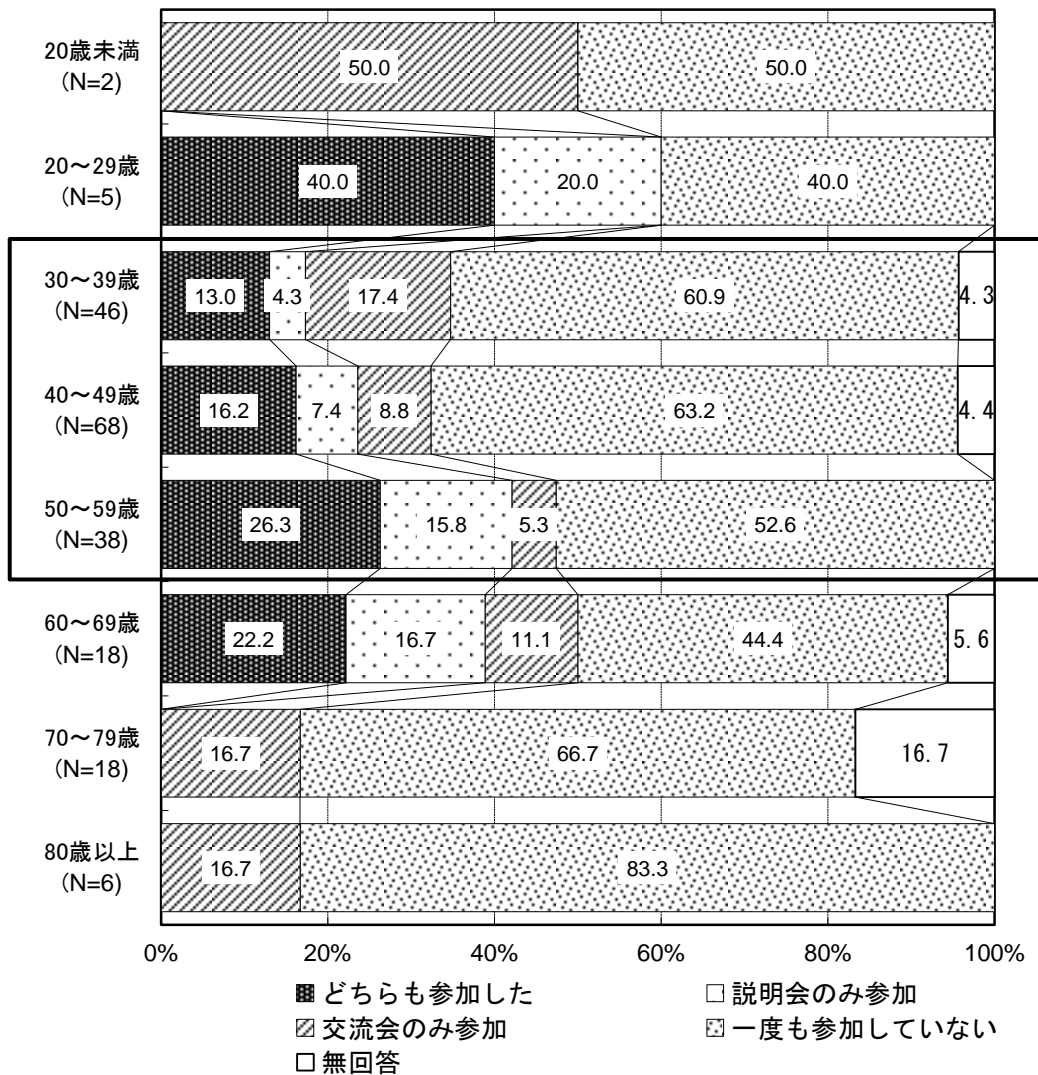


図 2-45 支援情報説明会・交流会への参加状況（年代別）

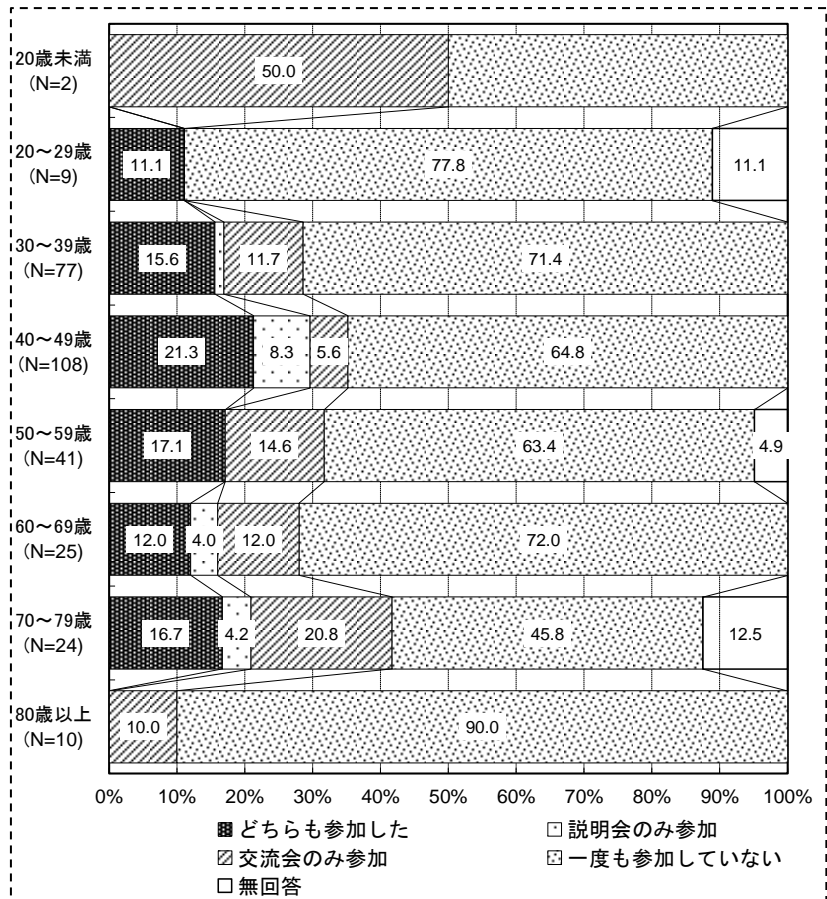


図 2-46 支援情報説明会・交流会への参加状況（年代別）【H26年度の調査結果】

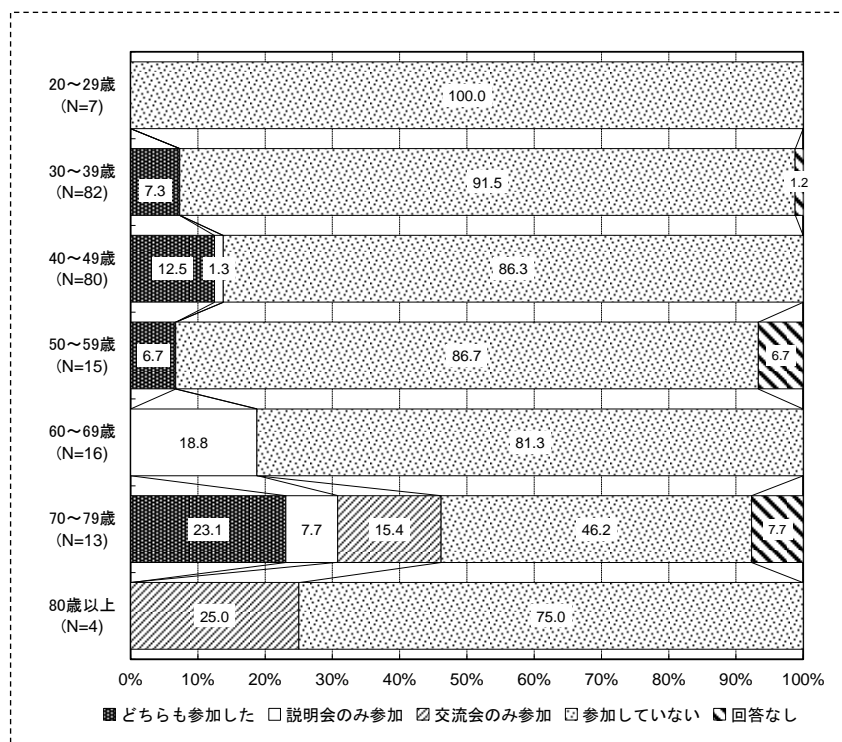


図 2-47 支援情報説明会・交流会への参加状況（年代別）【H25年度の調査結果】

iv. 職業別クロス集計

サンプル数が30を超える「会社員」「パート・アルバイト」「無職」に限ると、説明会・交流会のいずれかまたは両方に「参加した」の合計割合が最も多いのは、「パート・アルバイト」(42.2%)となっている。

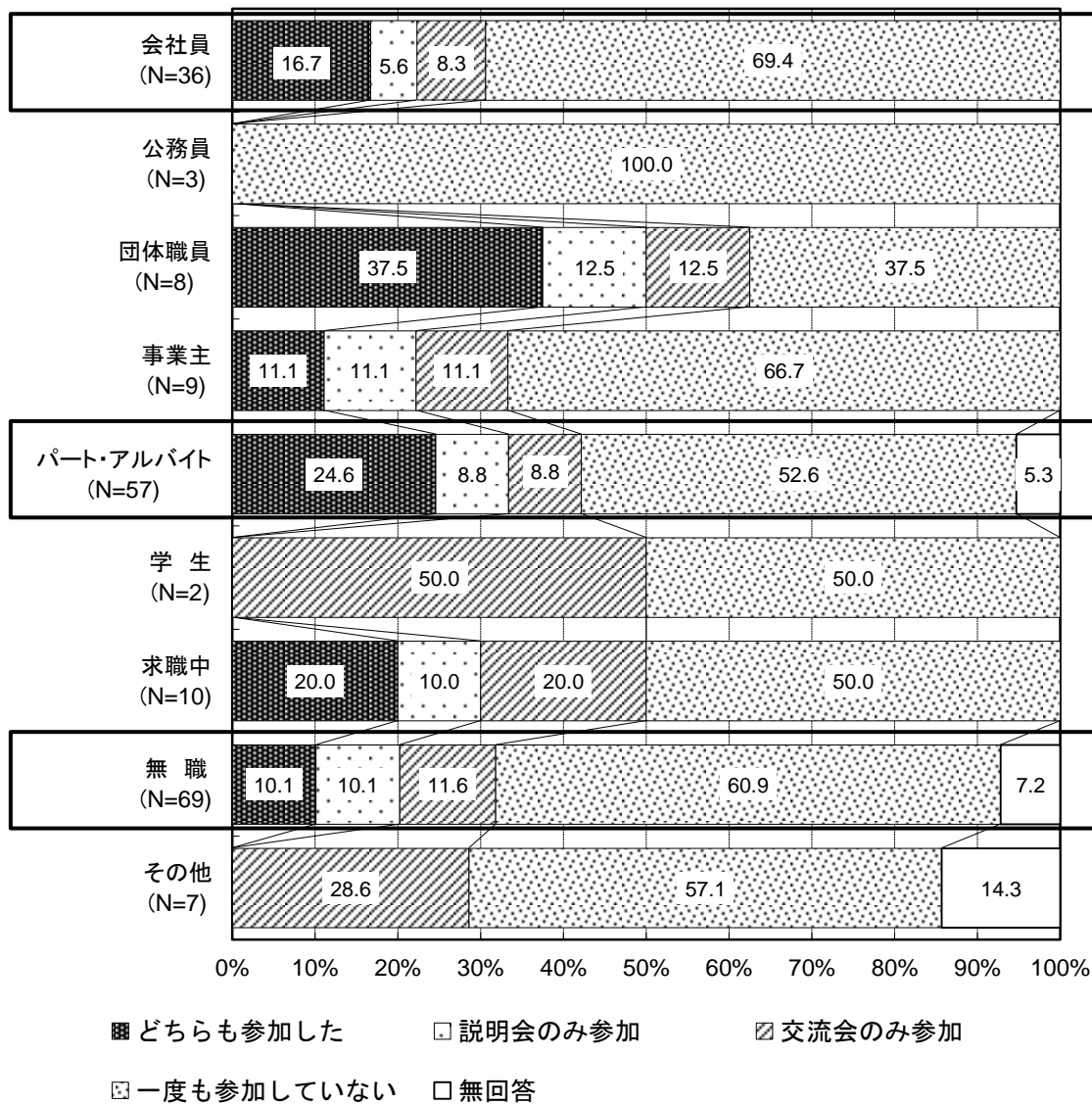


図 2-48 支援情報説明会・交流会への参加状況（職業別）

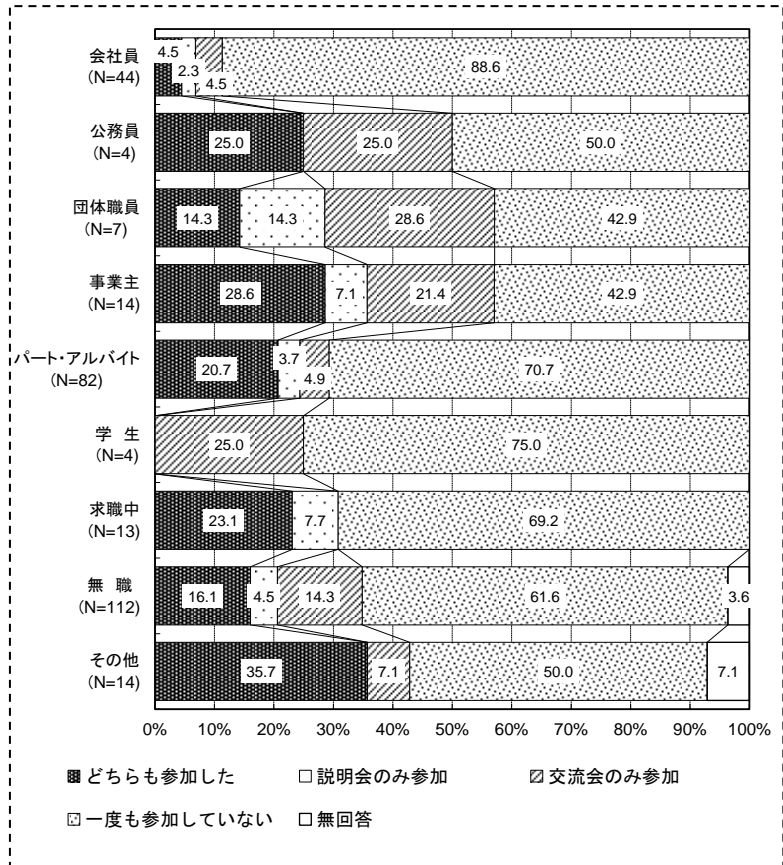


図 2-49 支援情報説明会・交流会への参加状況（職業別）【H26 年度の調査結果】

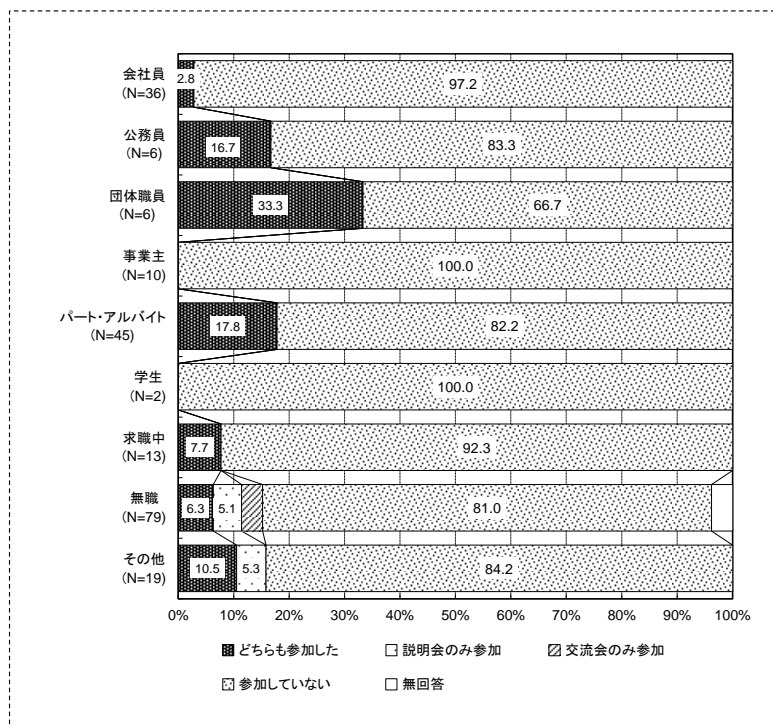


図 2-50 支援情報説明会・交流会への参加状況（職業別）【H25 年度の調査結果】

v. 居住形態別クロス集計

サンプル数の多い「応急仮設住宅（借上型民間賃貸住宅・公営住宅）」に限ると、説明会・交流会のいずれかまたは両方に「参加した」の合計割合は40.9%となっている。

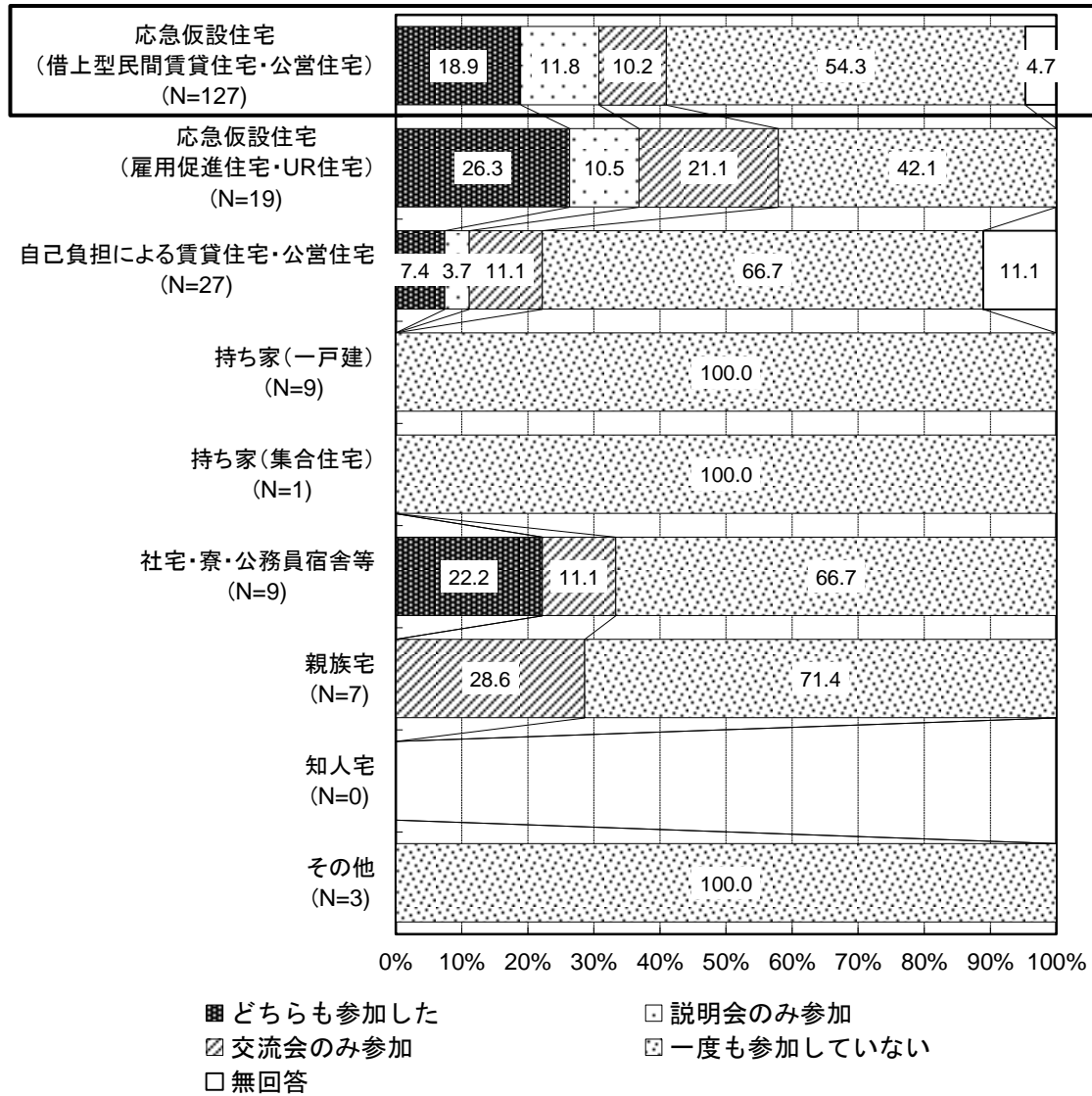


図 2-51 支援情報説明会・交流会への参加状況（住居別）



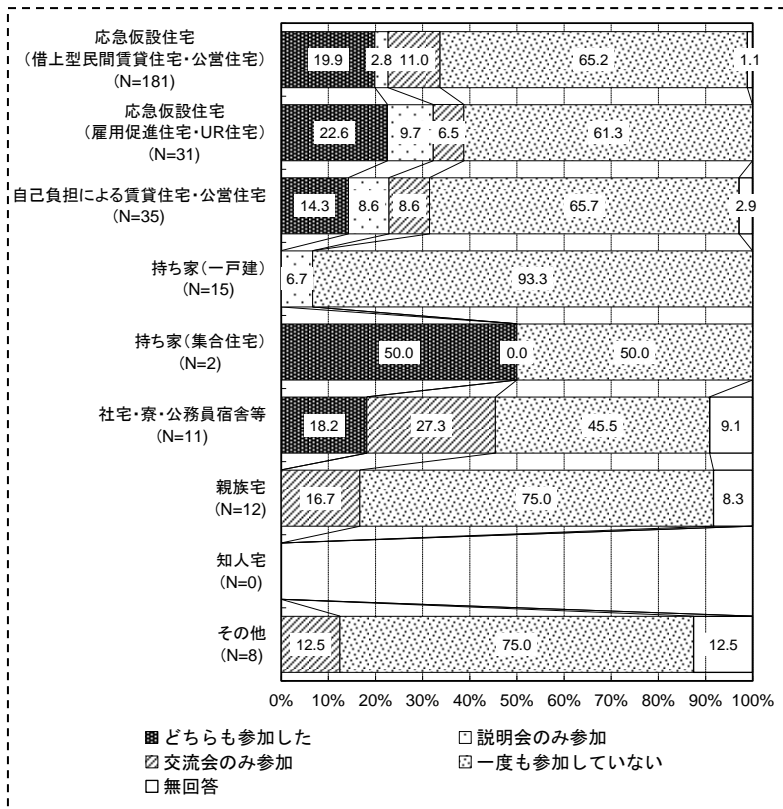


図 2-52 支援情報説明会・交流会への参加状況（住居別）【H26年度の調査結果】

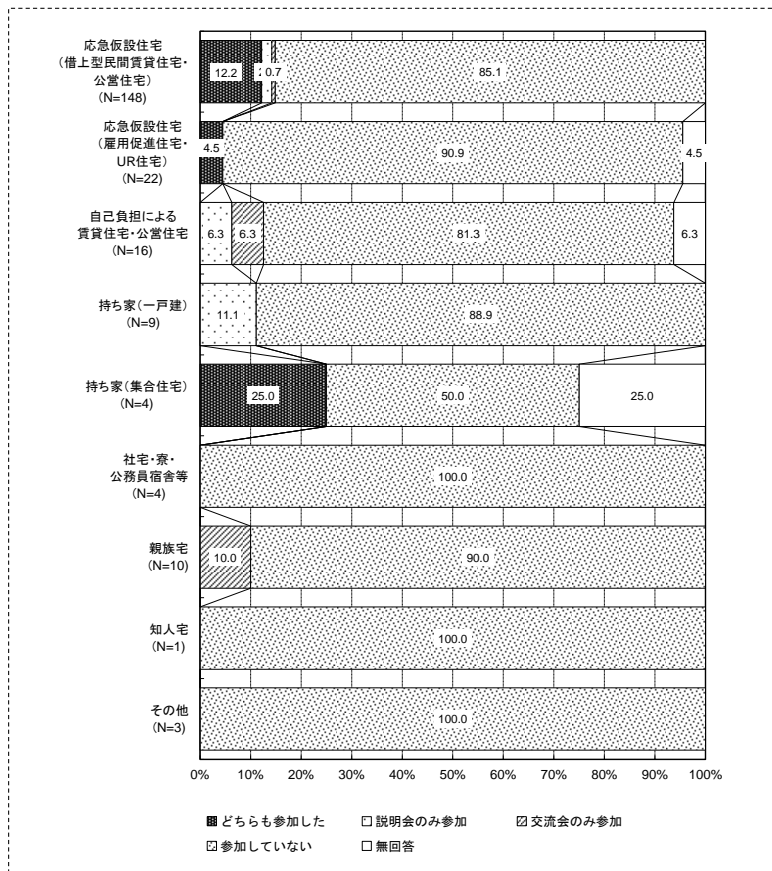


図 2-53 支援情報説明会・交流会への参加状況（住居別）【H25年度の調査結果】

vi. 同居人別クロス集計

サンプル数が多い「夫又は妻」「子（未成年）」に限ると、説明会・交流会のいずれかまたは両方に「参加した」の合計割合が多いのは、「子（未成年）」（40.9%）となっている。

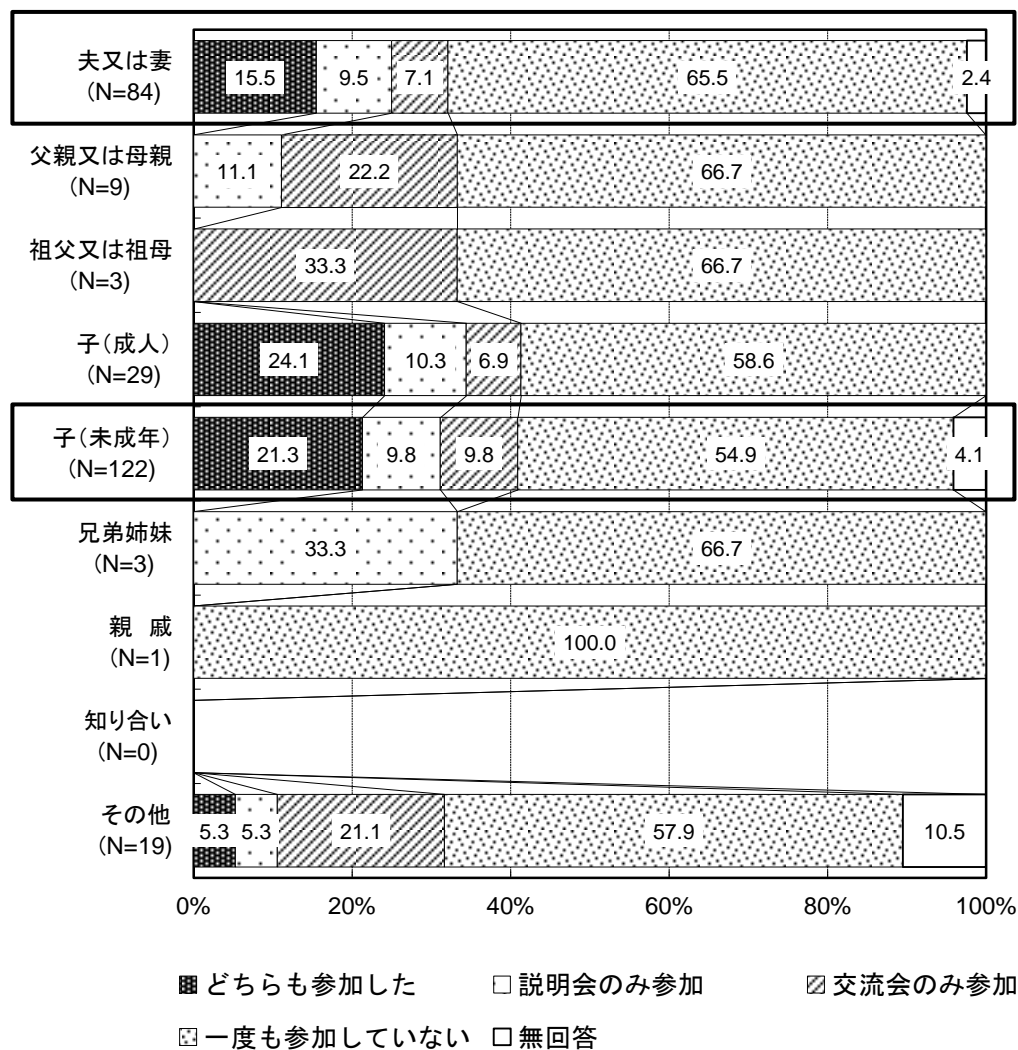


図 2-54 支援情報説明会・交流会への参加状況（同居人別）

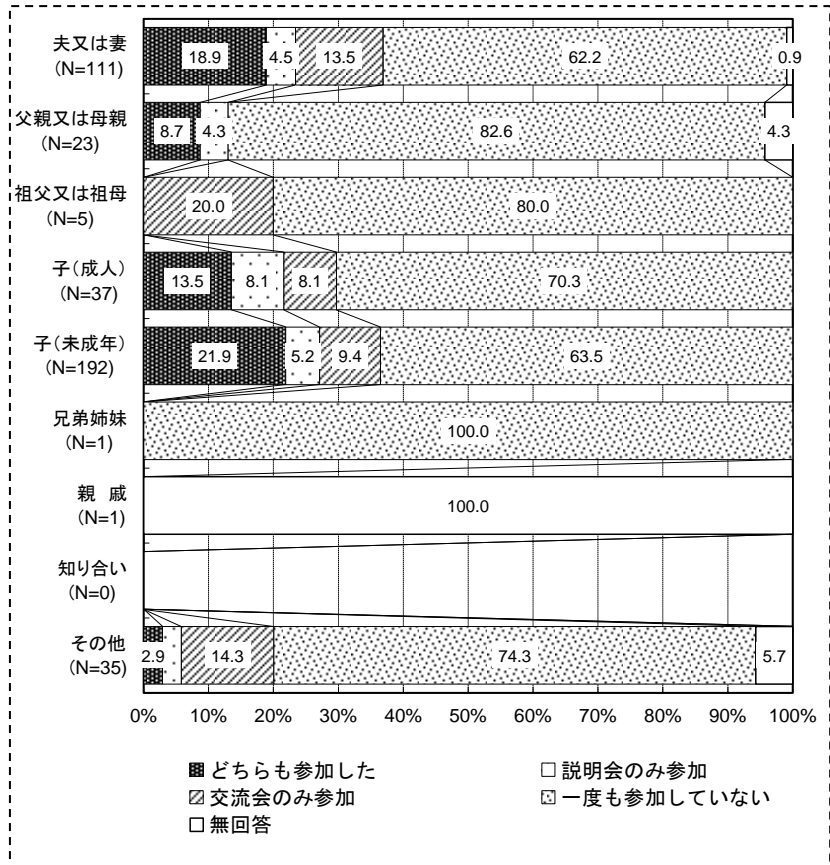


図 2-55 支援情報説明会・交流会への参加状況（同居人別）【H26年度の調査結果】

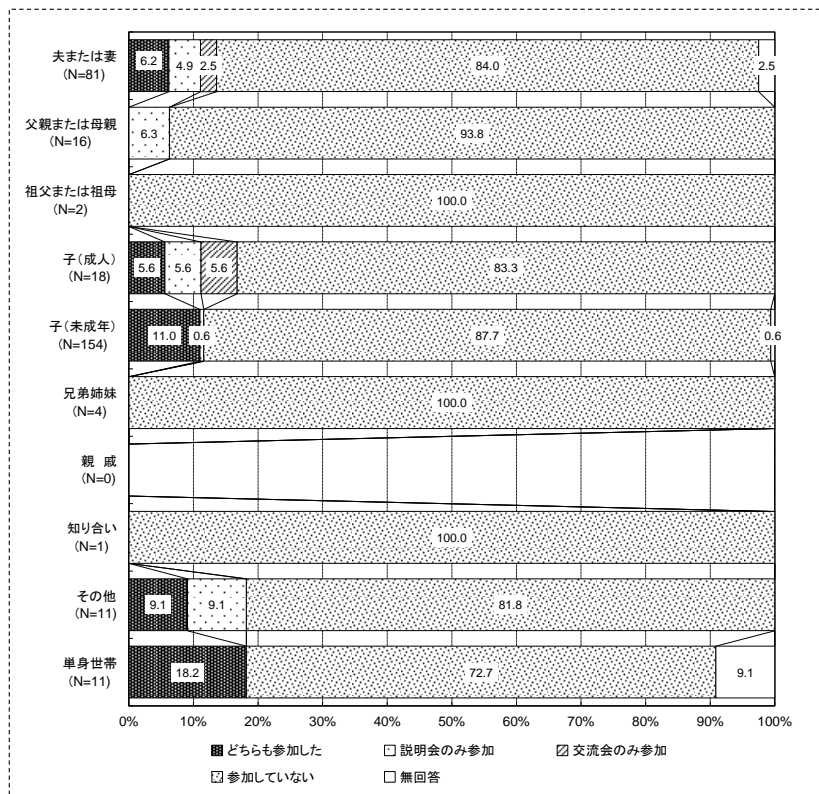


図 2-56 支援情報説明会・交流会への参加状況（同居人別）【H25年度の調査結果】

イ) 支援情報説明会・交流会の必要性 (SA)

i. 単純集計

「どちらも必要である」と回答したのが49.0%で最も多く、次いで「支援情報説明会は必要である」が25.7%である。「交流会」よりは「支援情報説明会」を必要視する割合が高い。昨年度までの調査結果と比較して、大きな変化はない。

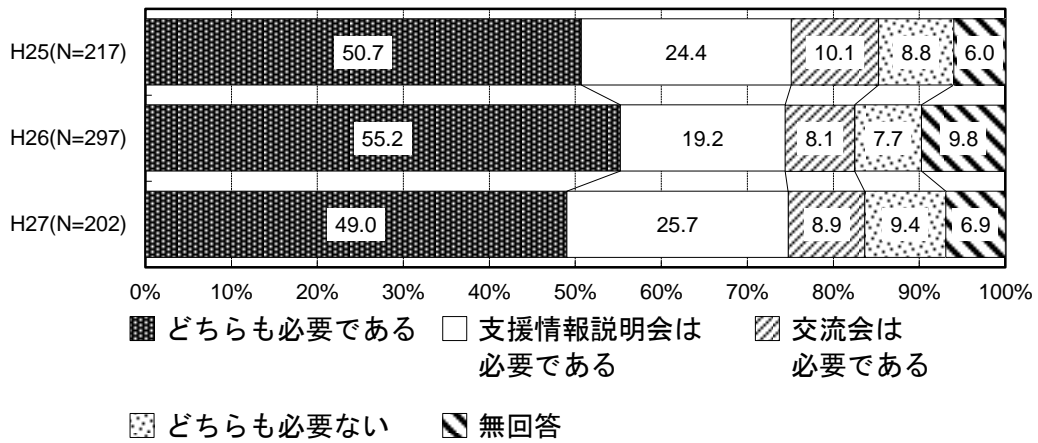


図 2-57 支援情報説明会・交流会の必要性 (経年比較)

ii. 支援情報説明会・交流会参加の有無別クロス集計

説明会・交流会に「一度も参加していない」と答えた人は119人と多いが、説明会・交流会の両方またはいずれかを「必要である」と回答している割合は高い(79.1%)。参加した  
いできていない状況である可能性がある。

説明会・交流会の両方または、いずれかに「参加した人」については、9割以上が説明会・交流会の両方またはいずれかが「必要である」と回答している。

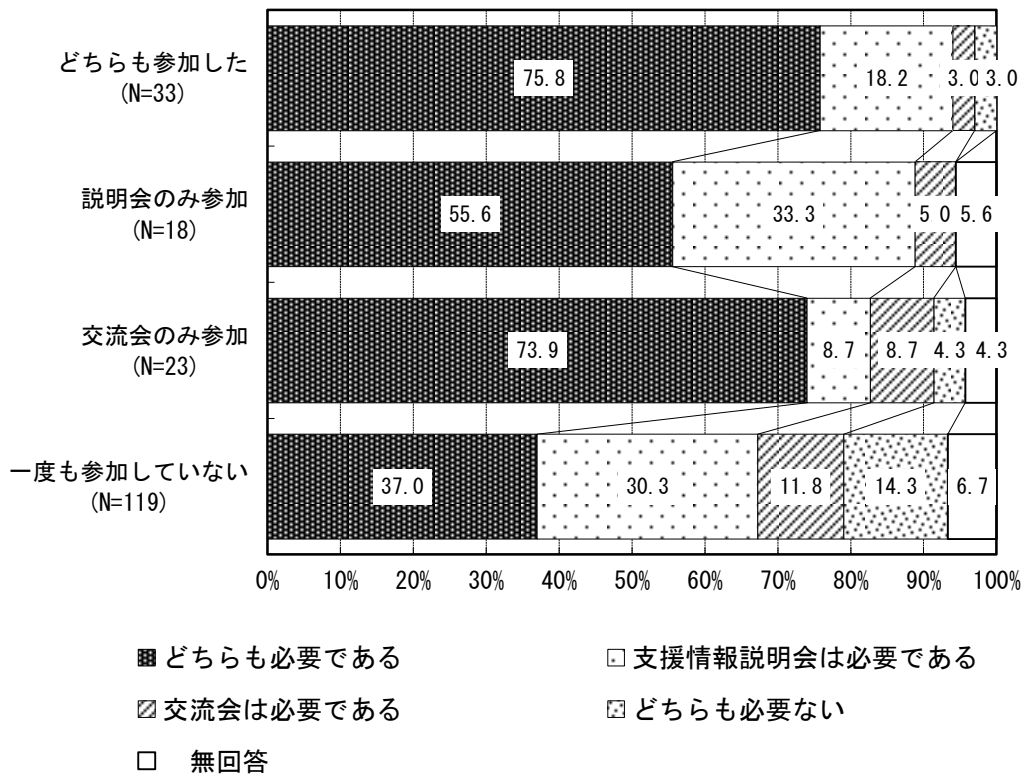


図 2-58 支援情報説明会・交流会の必要性 (説明会参加の有無別)

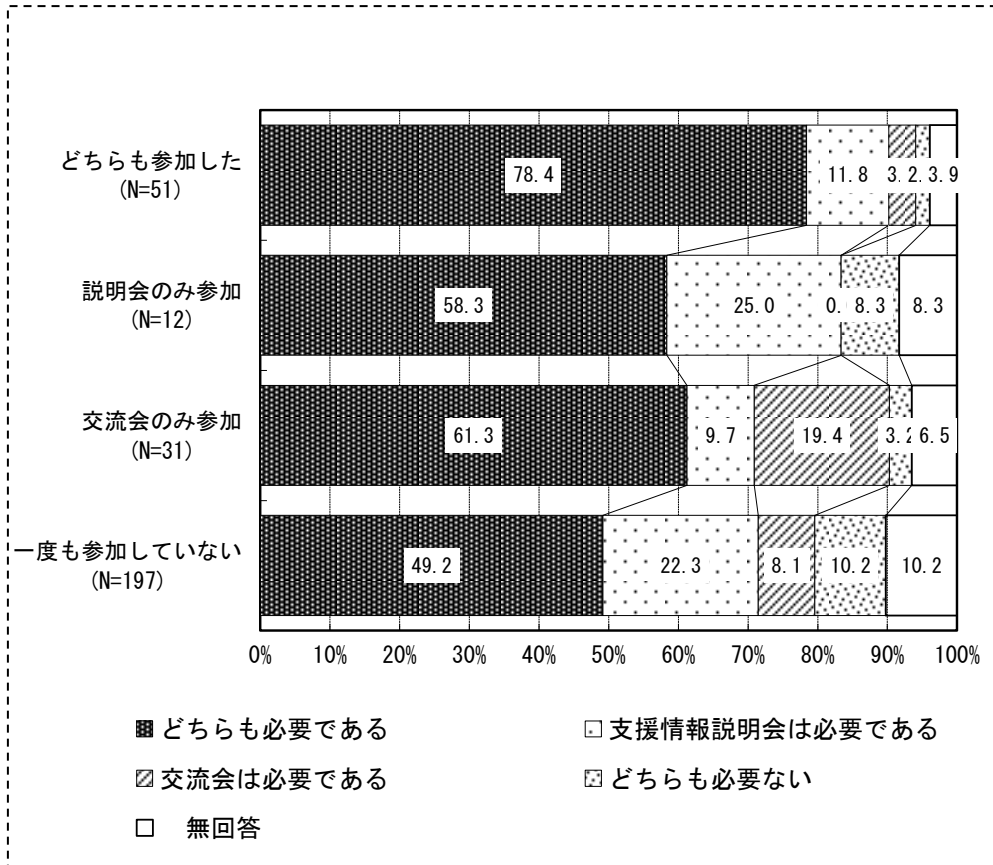


図 2-59 支援情報説明会・交流会の必要性（説明会参加の有無別）【H26年度の調査結果】

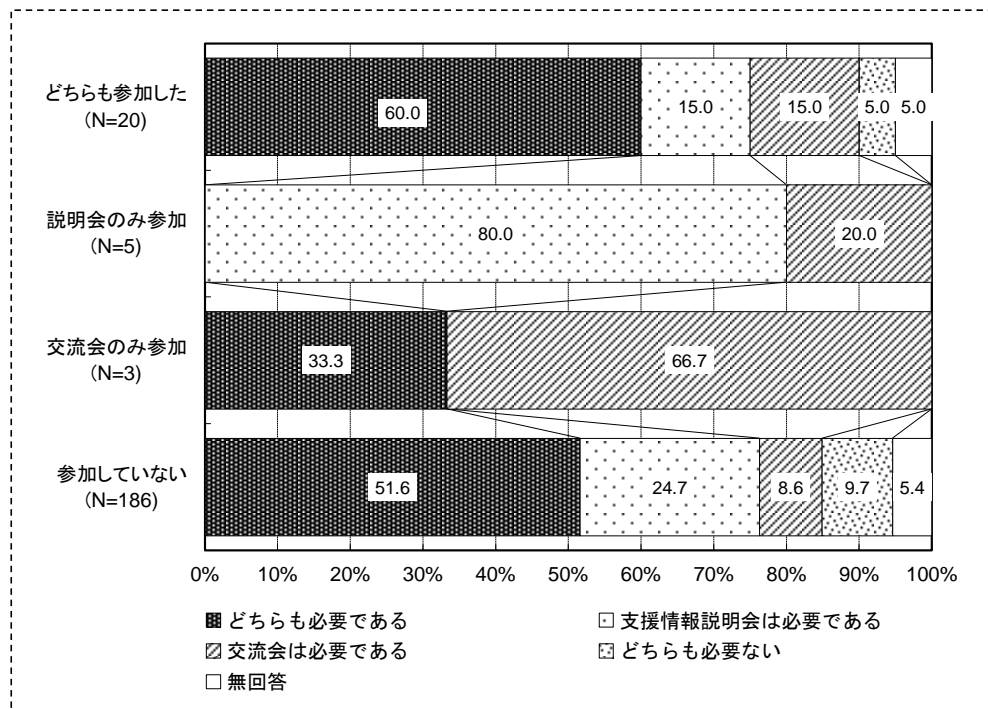


図 2-60 支援情報説明会・交流会の必要性（説明会参加の有無別）【H25年度の調査結果】

#### d. 相談窓口について

##### ア) 窓口利用 (SA)

##### i. 単純集計

相談窓口を「利用した」と回答した割合を示す。年々、増加しており、H27年度は、H25年度と比較して5.8ポイントの増となった。

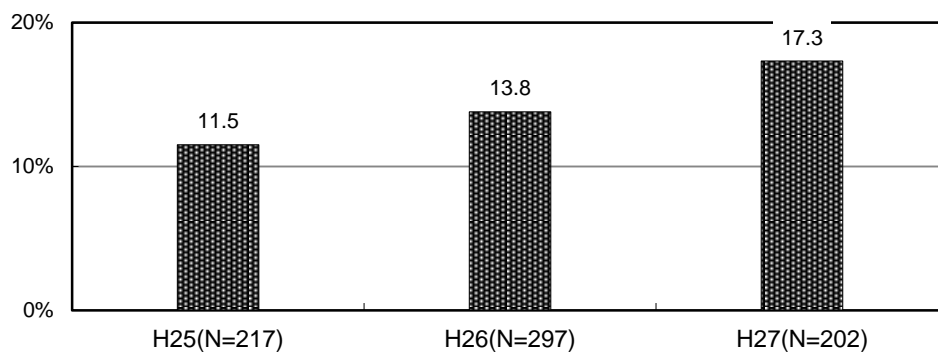


図 2-61 相談窓口を利用した人の割合 (経年比較)

##### ii. 性別クロス集計

H27年度の「利用した」人は、「男性」20.0%、「女性」16.1%となっており、男性の方が多いが、経年で見ると女性の利用者が増加傾向にある。

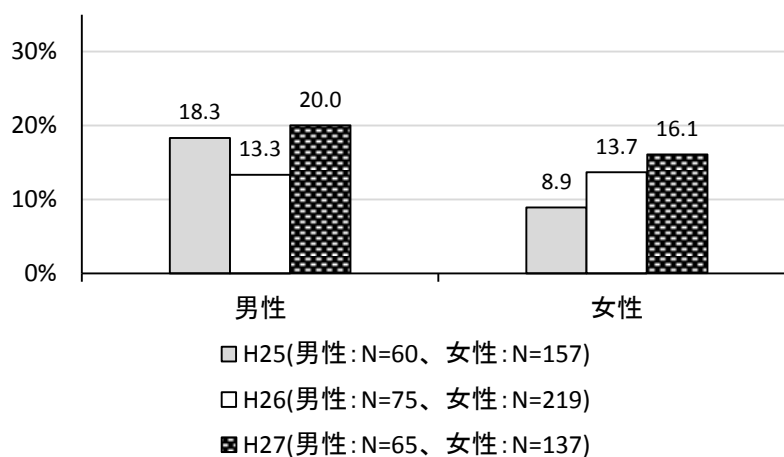


図 2-62 相談窓口を利用した人の割合 (性別) (経年比較)

### iii. 年代別クロス集計

H27年度について、サンプル数が30を超える「30～39歳」「40～49歳」「50～59歳」に限ると、「利用した」割合が最も多いのは「50～59歳」（23.7%）となっている。

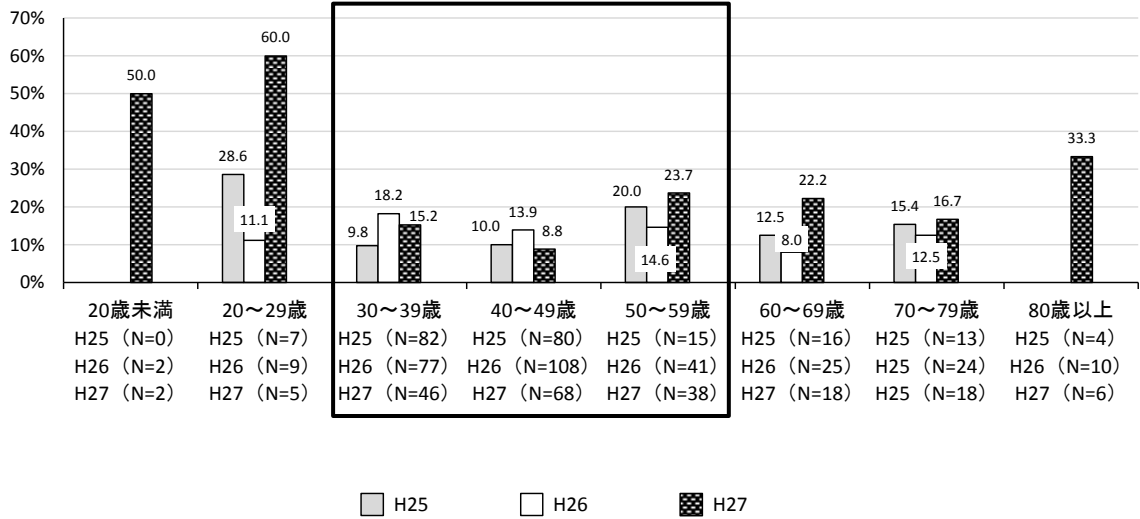


図 2-63 相談窓口を利用した人の割合（年代別）（経年比較）

### iv. 職業別クロス集計

今年度、サンプル数が30を超える「会社員」「パート・アルバイト」「無職」に限ると、「利用した」の割合が最も多いのは、「無職」（18.8%）となっている。「パート・アルバイト」「無職」の利用率は、年々、増加傾向にある。

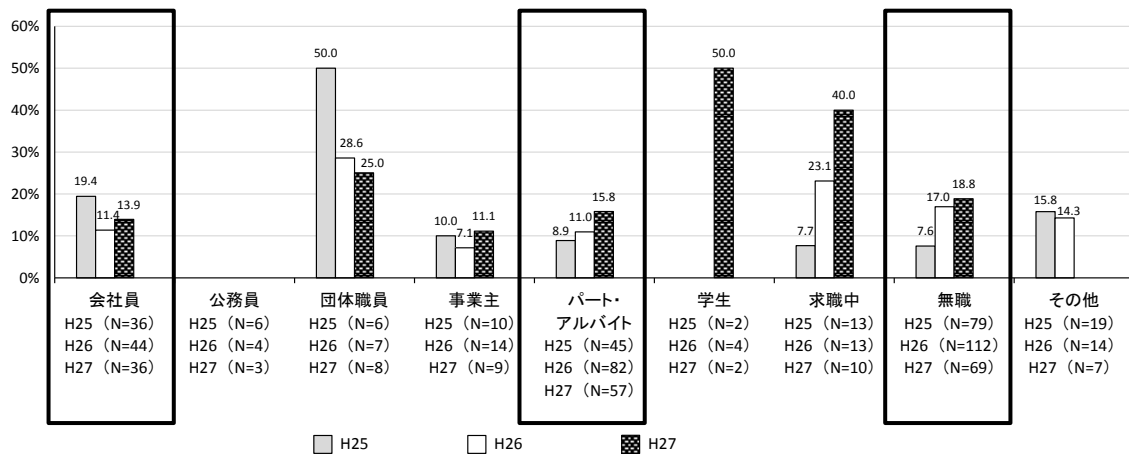


図 2-64 相談窓口を利用した人の割合（職業別）（経年比較）



v. 居住形態別クロス集計

今年度、サンプル数の多い「応急仮設住宅（借上型民間賃貸住宅・公営住宅）」に限ると、「利用した」の割合は 18.9% となっており、年々、増加傾向にある。

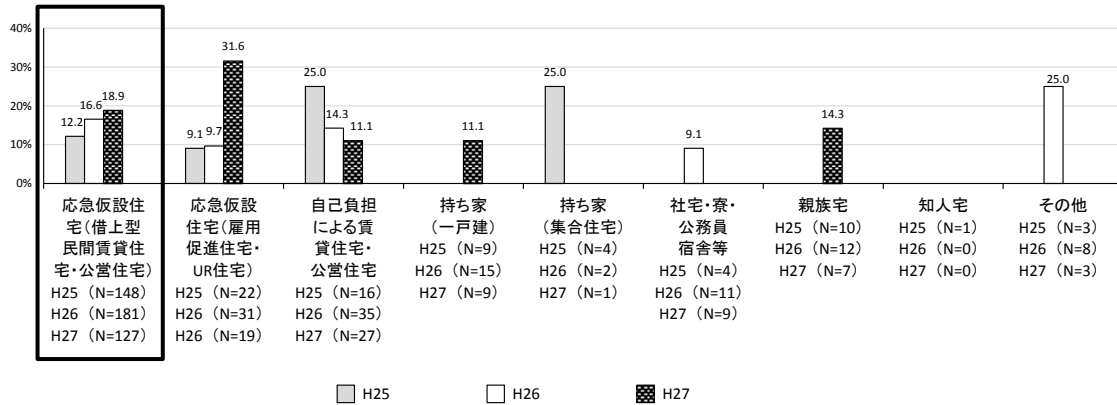


図 2-65 相談窓口を利用した人の割合（住居別）（経年比較）

vi. 同居人別クロス集計

サンプル数が多い「夫又は妻」「子（未成年）」に限ると、「利用した」の割合が多いのは、「夫または妻」（20.2%）となっており、年々、増加傾向にある。

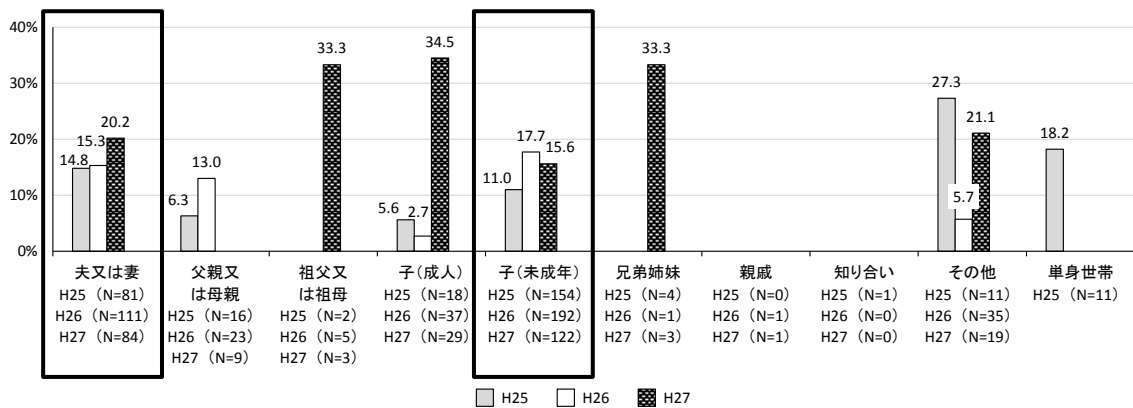


図 2-66 相談窓口を利用した人の割合（同居人別）（経年比較）

### イ) 窓口の必要性 (SA)

相談窓口の必要性については、「必要だと思う」が85.6%に対して、「必要だと思わない」が8.9%となっている。昨年度までの調査結果と比較して大きな変化は見られないものの、「必要」とする割合は、減少傾向にある。

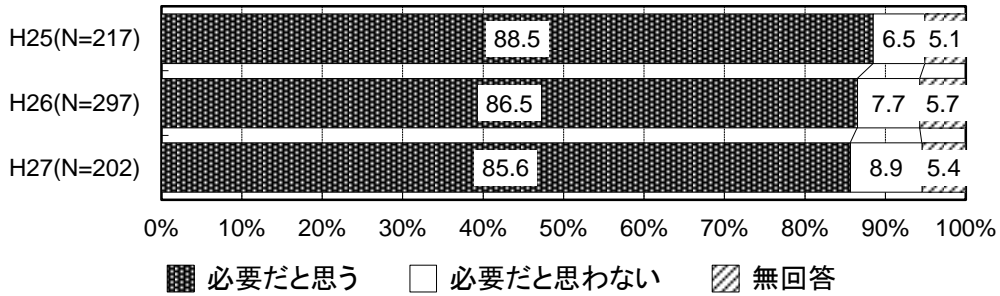


図 2-67 相談窓口の必要性 (経年変化)

### ウ) 相談方法 (MA)

相談方法については、「電話」が最も多く59.9%、次いで「面談(来所)」が53.0%である。

昨年度までの調査の結果と比較すると、H25年度と比較して「面談(訪問)」の割合が32.1ポイント減と、大きく減少している。

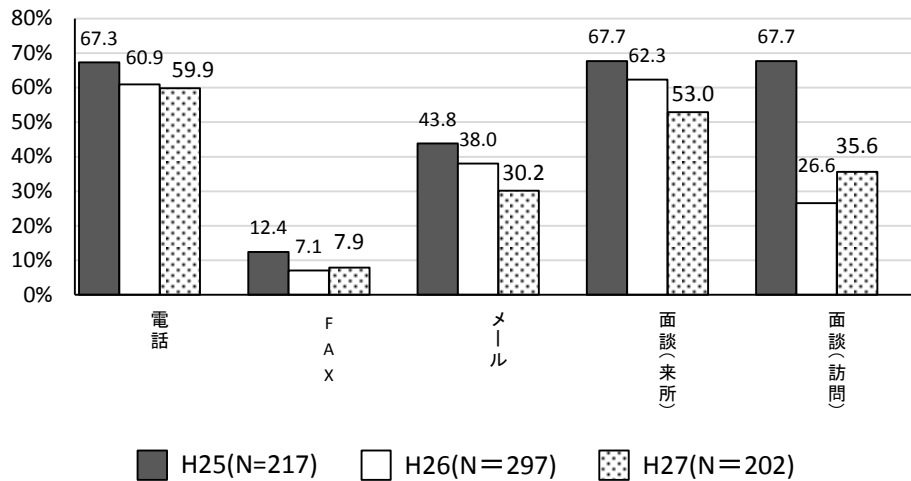


図 2-68 相談方法 (経年比較)

e. 全体の評価

ア) 本事業について (SA)

i. 単純集計

事業全体について、「役立った」と感じている人は48.0%である。一方、「役立たなかった」と感じている人は6.4%である。

昨年度までの調査と比較して、「役立った」とする割合が、年々増加している。

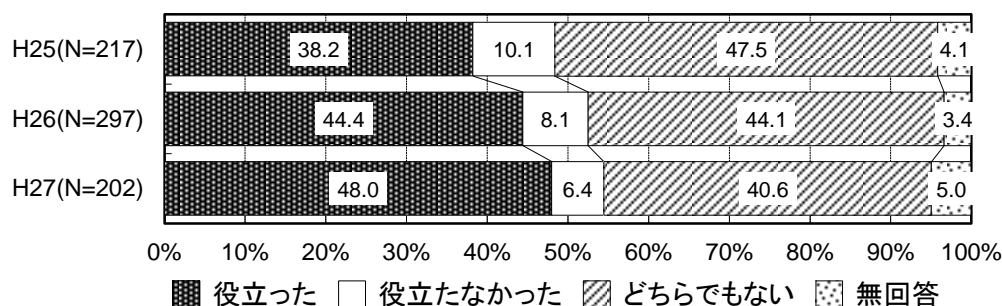


図 2-69 事業全体の評価 (経年比較)

ii. 支援情報説明会・交流会への参加状況別

説明会・交流会の両方または、いずれかに「参加した」と答えた人では、半数以上が「役に立った」と回答しており、「一度も参加していない」方の評価よりも高い傾向にある。なお、「一度も参加していない」方でも43.7%が「役に立った」と回答している。

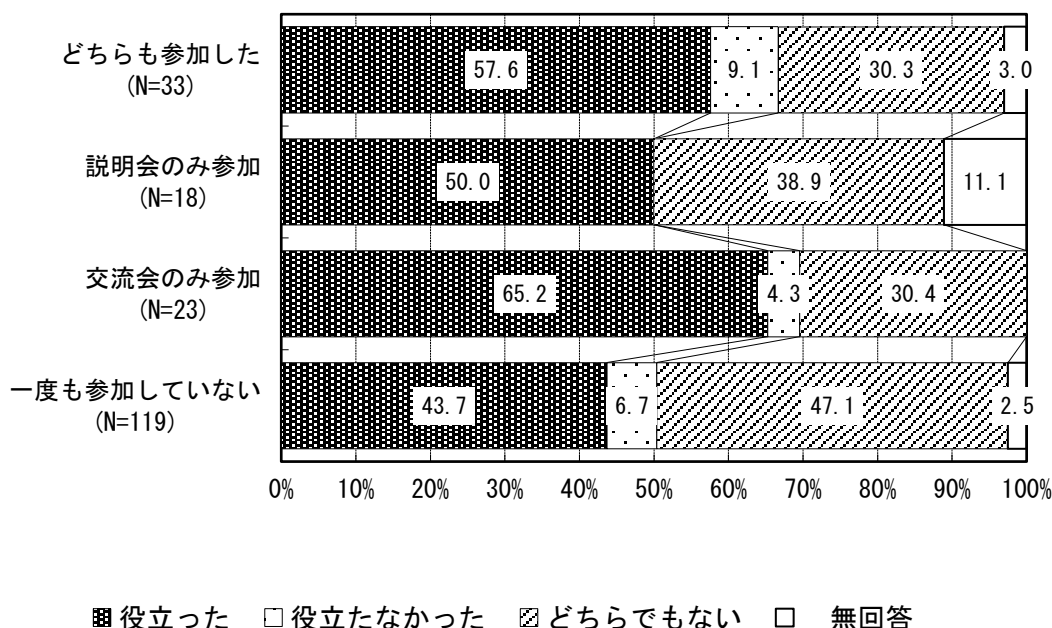


図 2-70 説明会参加状況別の事業全体の評価

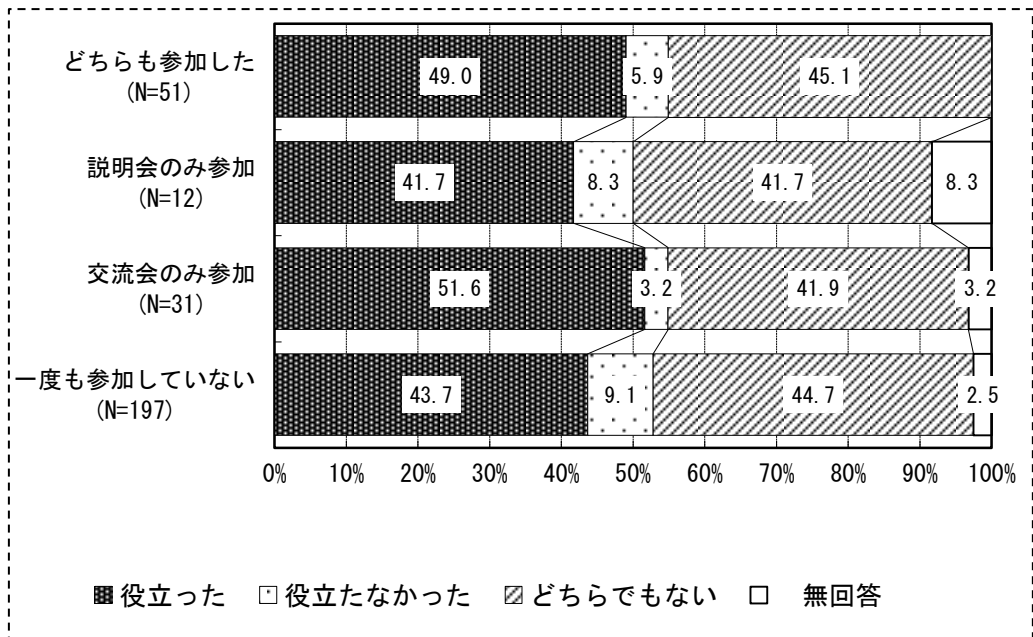


図 2-71 説明会参加状況別の事業全体の評価【H26年度の調査結果】

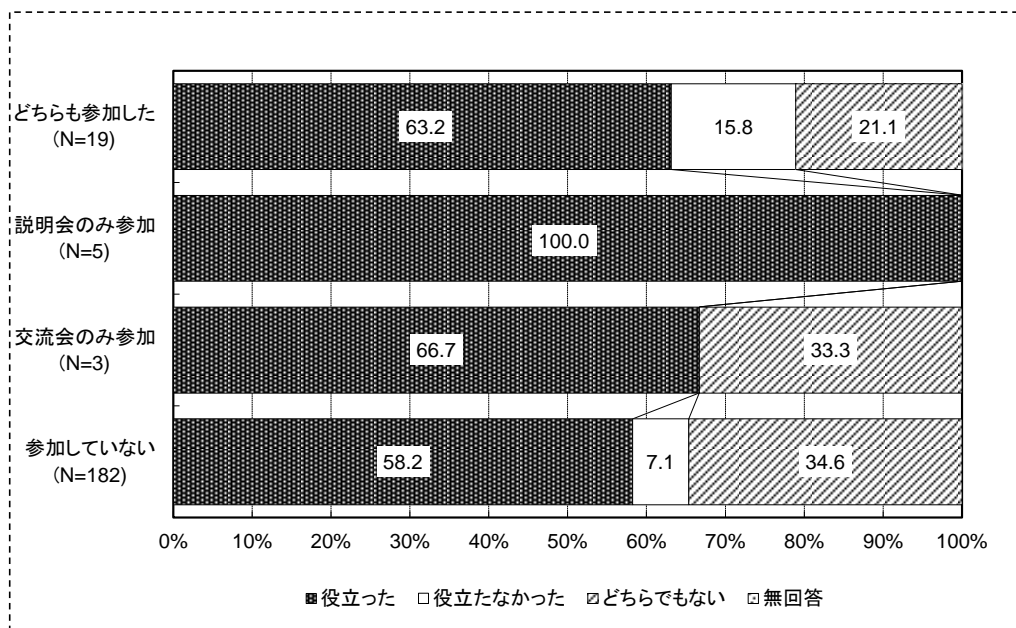


図 2-72 説明会参加状況別の事業全体の評価【H25年度の調査結果】

イ) 今後の生活予定について (SA)

i. 単純集計

今後の生活予定について、「現在の避難先市区町村に定住したい」が40.1%と最も多くなっており、次いで、「現時点では決まっていない」が36.1%となっている。

※H27年度調査のみの設問。

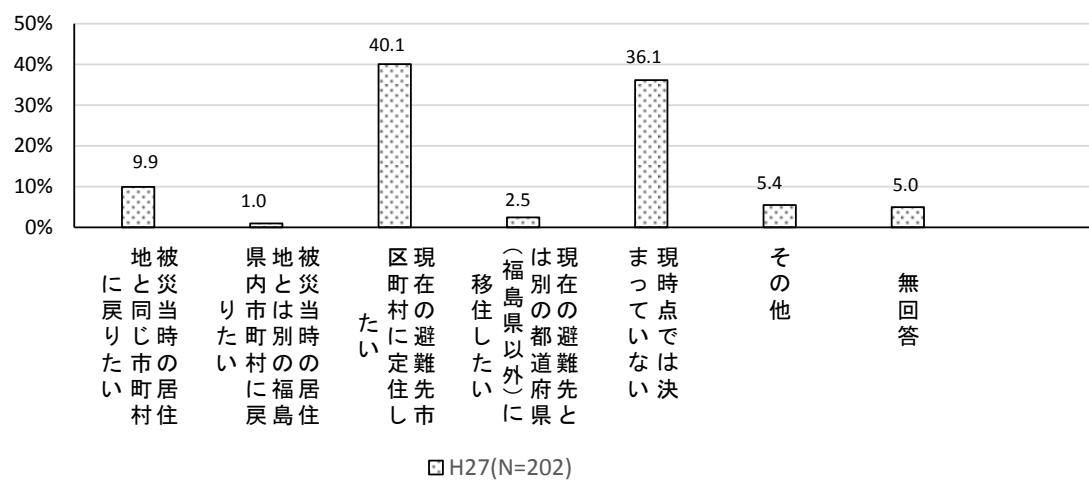


図 2-73 今後の生活予定について

## 2) 自由意見

昨年度までは「大阪府」が調査対象であったが、今年度から「大阪府」が対象外となり「沖縄県」が新たに対象地域となっている点に留意されたい。

### a. 自由意見の内訳

自由意見について整理した結果、「ニュースレターは有用/改善してほしい」という意見が最も多く 38.0%であり、次いで、「賠償・住宅支援」についてのご意見が 30.4%であった。

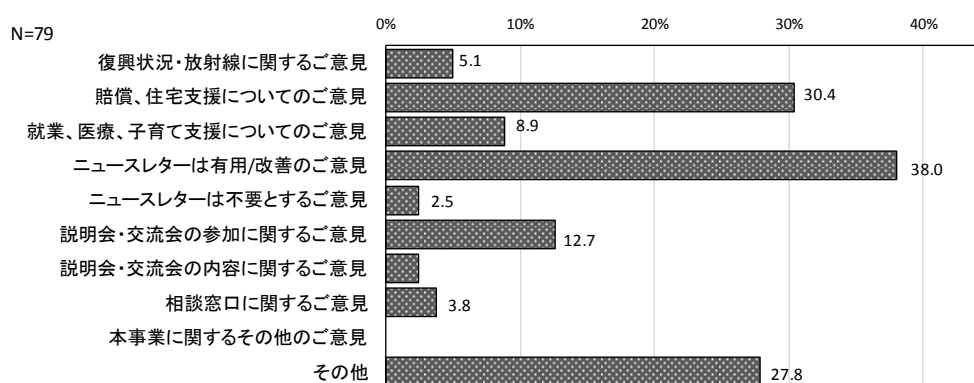


図 2-74 本事業についての意見

### b. 主な自由意見

#### ア) 情報支援事業で知りたい情報について

- 仮設住宅が H29.3 月で終了となっている現在、避難先への移住の情報が欲しい。(山形県)
- 子どもの甲状腺検査を都内で無料で受けられるところが知りたい。(東京都)
- 移住先への永住支援（住宅購入の）などあれば知りたい。(新潟県)
- 未成年の子どもが成人するまで、支援して下さい。(山形県)
- 健康に関する（例、甲状腺ガンの発生状況等）悪い情報は全然無く、これからは知る事ができません。(東京都)
- 避難元の放射線測定値の推移（空間や食品等）は気になるので、情報として知りたいです。(新潟県)

## イ) ニュースレターの内容について

- 冊子が分厚く文字も小さいのでとても読みづらいです。もう少し読みやすくして頂ければ助かります。(北海道)
- 高齢者向けの情報や支援が欲しい。(東京都)
- 字体をもう少しはっきりとしたものが良いと思う。(東京都)
- 様々な情報を知ることができていますが、避難者の意見が全く反映されていないのが毎回分かります。避難者は福島県の決定事項をただ受け入れるしかないのか疑問に感じます。(新潟県)
- 福島の今の状況や、今住んでいない新潟の他の市町村のことがわかりありがたいです。(新潟県)
- もう5年経つのに、これといった支援策もなく、毎回同じような内容で、がっかりする。自分達で何とかするしかないと思う。(新潟県)
- 県との質疑応答がとても参考になる。人によって考え方が様々で、これからの生活再建にも役に立ちそう。(山形県)
- 今後もこの事業を続けていって欲しい。避難者の立場にたった支援を続けていって欲しい。(山形県)
- 詳しくデータを集計し、細かく説明されていてとてもわかりやすく良かったです。(東京都)
- 地元福島の情報をもっと多く目にしたいです。宜しくお願い致します。(山形県)

## ウ) 交流会について

- イベントに参加してみたいと思うが、住んでいる場所が23区外のため、都心のイベントにはなかなか参加できない。(東京都)
- 自分は、車を持たないので、交流会や説明会に行きたくても、バスやJRなどを使って行くしかなく、遠いとなかなか行けないことが多い。(新潟県)
- 子供が小さくてまだ交流会に参加できないが、大きくなってきたら参加したいと思っています。(山形県)
- 参加を望んでいますが、開催地が全て沖縄本島のため石垣からは費用の面で参加出来ませんでした。(沖縄県)
- 避難者の集い等のスケジュールも、日程の合いにくい平日が主であり、はじめは行っていましたが、だんだん行かなくなりました。(新潟県)
- 子供が小さいため、交流会に参加するにも子供の用事などでなかなか参加できなかった。もう少し日程に余裕のあるイベントが良いと思った。(東京都)
- どうしても閉じ込めりがちになってしまうので、いろいろ定期的に参加したいです。(東京都)

#### エ) 相談窓口について

- 「よりそいホットライン」はいつもつながりません。福島の人が他県の人と話せる電話相談が欲しいです。(東京都)
- 中学、高校、大学などについての相談場所があれば助かる。(東京都)
- 今必要でなくても、いつ必要となるか分からず、その時の窓口がなければ困る。(山形県)

#### オ) その他

- 現状で良いと思う。(東京都)
- 経費をかけてる割に被災者本人にはなかなか恩恵が届いていないような話を聞いて残念に思った。安心して暮らしたい。(新潟県)
- 原発事故は収束していないので、自主避難者への支援は継続的に行って欲しい。(福岡県)
- 高速バス支援や高速道路の支援をずっと続けて欲しい。(新潟県)



## 2.8 今後の課題

本業務を通じて得られた自主避難者支援の課題を次のとおり整理した。

### (1) NPO等の団体を通じた支援活動の全国展開

- ・ 本事業を通じて、年々、NPO等、支援団体と自主避難者の繋がりが強化され、自主避難者の生活再建に向けて良い効果が生まれつつあり、また、効果測定アンケートの結果から「役立った」とする自主避難者が増加している状況から、NPO等の団体を通じた自主避難者支援の取組みは有効な取組みといえる。
- ・ 今後は、この取り組みを本事業の事業対象地域にとどまらず、全国に展開していくことが有効である。

### (2) 支援団体の対応能力向上に向けた、専門機関等や支援団体間のネットワーク構築

- ・ 自主避難者の抱える課題が個別化、多様化していく中、支援団体が単体として対応できる範囲を超える可能性がある。これに対応するには、全国シンポジウムのパネルディスカッションでも指摘されたように、各分野の専門家や専門機関とネットワークを構築し、連携して対応していくことが必要である。
- ・ 特に、震災前から福祉的な支援が必要だった方の潜在的な課題が顕在化してきている状況に対応し、社会福祉法人や民生委員との連携により、緊急時の支援から、平時のセーフティネットの取組みに繋いでいくことが必要である。
- ・ また、今後、帰還、定住の動きが進むにつれ、都道府県を超えた情報ニーズや他の地方自治体との調整が増加していく可能性がある。これについては、他地域で活動する支援団体とのネットワークを構築し、連携していくことが必要である。

### (3) 自主避難者のニーズに応じた幅広い施策情報の提供

- ・ 自主避難者に提供すべき施策情報は、避難者のみに限定された施策の情報のみならず、医療や教育、子育て等、一般市民向けの施策の中にも必要な情報が多くある。特に、避難生活の長期化に伴い、あるいは、帰還・定住の検討が具体化するにつれ、このような一般市民向け施策情報へのニーズが、より高まっていくものと考えられる。
- ・ また、自主避難者の抱える課題の個別化、多様化と、震災前から福祉的な支援が必要だった方の潜在的な課題が顕在化してきている状況もあり、避難者向けの施策情報のみでは、各人のニーズに十分に対応できない事態も想定される。
- ・ さらに、現在、我が国においては、地方創生の取組みが進められており、全国の地方自治体において、都市部からの移住を支援する施策が実施されている。このような施策は、自主避難者の定住支援にもなり得る施策である。
- ・ 今後の自主避難者支援においては、自主避難者のニーズに応じて、施策情報の中から必要な情報を幅広く選定し、提供していくことが必要である。

## 2.9 受託事業者の事業実施報告書（事業の総括と課題）

受託事業者から事業実施報告書として提出された「事業の総括と課題」を以降に整理した。

## 1) 北海道：特定非営利活動法人 北海道 NPO サポートセンター

## (1) 事業の成果

ニュース レター	支援希望者世帯数	105世帯	
	うち新規追加数	1世帯	
支援情報 説明会・ 交流会	参加者数	第1回	説明会：21人 交流会：21人 取材：1社
		第2回	説明会・交流会：14人 取材：0社
		第3回	説明会・交流会：25人 取材：1社
	開催案内の 告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体機関紙・HPへの説明会情報の掲載。</li> <li>● 道内支援団体の機関紙、フェイスブック、MLに掲載。</li> <li>● 福島からの自主避難者受入道内自治体の担当部署へ本事業概要と案内チラシを送付。</li> <li>● 支援団体主催のイベント等で避難者や支援者に案内チラシを配布。知り合いにも周知を依頼。</li> <li>● 札幌市内公共施設に案内チラシを設置。</li> <li>● 避難者が多く居住している団地の掲示版に案内チラシ拡大版を掲示。団地内避難者MLへ説明会情報の掲載依頼。</li> <li>● 避難者と接点のあるNPO団体へ案内チラシを送付して周知依頼。</li> <li>● 過去の支援情報説明会参加者等へ電話で案内。</li> </ul>	
相談窓口の 開設	相談受付延べ数	延べ	24件
	相談受付人数		21人
	主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北海道は原発事故による避難者が多く、夫や老親を福島に残して避難されてきた方にとっては、年月が経つほどに悩みが深くなっているように感じられる。</li> <li>● 現状に対する不安や不満。</li> <li>● 従来よりあった家族間の問題などが、今回の避難生活において、より深刻化しているケースもあると思われる。</li> </ul>	
	開催案内の 告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他団体主催避難者対象のイベント等でチラシ配布</li> <li>● 北海道や札幌市が行う事業で情報紙に同封。</li> <li>● 当法人ホームページにチラシ掲載</li> </ul>	

事業実施による  
成果

- 今年度は説明会・交流会3回のうち2回を、札幌郊外の自然豊かな会場で開催したこともあり、各回とも小さなお子さん連れの初参加者が多く、様々な声を聞くことができた。参加者も単独での申込者同士知り合う機会となった。
- 3回の説明会・交流会を通じて、新規の参加者が各回ほぼ半数を占めた。自助組織には所属していないと思われる方たちの参加も毎回見られた。3年間本事業を遂行してきた成果と思われ、継続して支援していくことの重要性を実感した。
- 避難者の方の声を直に聞くことができた。
- NLでは、公営住宅に関する情報提供（収入制限の算出方法や申込方法等詳細な情報）は喜ばれた。

## (2) 事業の課題

ニュース レターの 作成・発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発行時期が課題 避難者にとって必要な支援情報が行政から公表されても、発行時期があわずオンタイムで伝えられない。</li> </ul>
支援情報 説明会・ 交流会の 開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援情報説明会の開催場所について 道内の移動に宿泊を要する場合もある。冬は移動が困難な場合も多々生じるため、開催時期や開催場所決定に苦慮する。 解決方策：開催時期について、全国一律ではなく、避難先の状況に合わせた開催への配慮が必要。同じ内容の説明会を数か所で開催することも必要である。</li> </ul>
相談窓口 開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談がないことが課題 ごくまれに、他の避難者や自助団体とつながらない方や地方の方からの連絡があるので窓口自体は必要だが、相談件数を増やそうとする必要はない。 解決方策：支援者間の連携を更に強める必要がある。</li> </ul>

## 2) 山形県：一般社団法人山形県被災者連携支援センター

### (1) 事業の成果

ニュースレター	支援希望者世帯数	217世帯 (開始時点230世帯、内17世帯が帰還)	
	うち新規追加数	4世帯	
支援情報説明会・交流会	参加者数	第1回	説明会：16人 交流会：15人 取材：9社
		第2回	相談会：7人 取材：0社
		第3回	説明会：37人 交流会：37人 取材：2社
相談窓口の開設	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各市町村発送のDMで配布</li> <li>● 各避難者イベントで直接配布</li> <li>● 生活支援相談員の巡回で直接配布</li> </ul>	
	相談受付延べ数	延べ	37件
	相談受付人数		34人
	主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅に関するものが最も多い。(借り上げ住宅や福島県内での住宅不足など)</li> <li>● 保養プログラムに関するものも多かった。(みんなが参加しやすい場を作って欲しいなど)</li> <li>● ニュースレターの内容に関するものも一部あった(批判と言うより提案)</li> </ul>	
事業実施による成果	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各市町村発送のDMで配布</li> <li>● 各避難者イベントで直接配布</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援情報説明会で、交流会とワンセットにして行う形が定着したが、これが非常に良かったと思う。復興庁や福島県の職員の方と直接個人的な会話ができる場を設けた事で、親近感を感じる事ができ、避難者が感情的になって批判をする事が無かった。お互いの立場を知る良い機会を設けられたと思っている。</li> </ul>	

### (2) 事業の課題

ニュースレターの作成・発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発送の回数が課題 避難先情報は年3回なので、どうしても対象期間が3ヶ月等、間が空いてしまって、情報としては古いものを送る事になる。 解決方策：発送の回数と発送の量を調整するしかないのでは。</li> <li>● 原稿案提出から発送までのプロセスが課題 原稿の量にもよるが、事業対象の8地域では発送する件数にばらつきがある。多いところも少ないところも原稿提出から発送までのプロセスが同じだと、印刷にかけられる時間も同じなので作業に掛か</li> </ul>
---------------	--

	<p>る手間が違う。 解決方策：件数が多い地域と少ない地域を分けて対応して欲しい(もしそうならスママセン) こういう点も加味した受託金額にして欲しかった・・・。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙媒体で送付する事のアピールに課題 多くの人がインターネットやスマホで情報を取れる環境にある中、あえて紙媒体でニュースレターを送る意義をもっとアピールした方が良かったのでは。ネット環境が無い世帯、高齢者の世帯などを積極的に支援対象者に取り込む事で内容に変化を持たせたりする事も可能だったと思う。また、紙媒体で送る事に対する批判も押さえる事が出来たのでは無いと思う。</li> </ul>
支援情報説明会・交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復興庁指定の説明会(1回目)は課題が残った。 有識者の講演が前年度3回目と同じ方、同じ内容だったので、参加者からは不評が多かった。また、質疑応答が短くなったので避難者軽視という批判の元になった。 解決方策：その後2回が自主企画となったので、解決されたと言えなくもないが、有識者は毎回変えた方が良いと思う。また、講演があったとしても質疑応答の時間はきちんと取るようにする。</li> </ul>
相談窓口開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談件数が少なかった事が課題 解決方策：各市町村発送のDMでもっと積極的(計画的に)に広報すれば良かった。そもそもの相談件数が少なかったため、その後の引き継ぎや対応に関する課題は特に見つからず。</li> </ul>

### 3) 東京都：特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター

解決方法：ヒアリング内容の記録様式を作って、運営手順に含めるようにしたいと考える。

#### (1) 事業の成果

ニュースレター	支援希望者世帯数	281世帯
	うち新規追加数	1世帯
支援情報説明会・交流会	参加者数	第1回 説明会：17人 交流会：17人 取材：0社
		第2回 説明会：12人 交流会：12人 取材：0社
		第3回 説明会：18人 交流会：18人 取材：0社
	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者サロン・公共施設でのチラシ配布</li> <li>● 個別電話連絡179世帯</li> </ul>
相談窓口の開設	相談受付延べ数	延べ 3件
	相談受付人数	3人
	主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療、健康に関する不安の相談が多かった</li> <li>● 交流会では住まいの疑問や不安の相談内容は座談形式の話の中で情報を得る方が多々あった。</li> </ul>
	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主事業の交流イベントの告知DMに同封</li> <li>● 自主事業の交流イベントでチラシ配布</li> </ul>
事業実施による成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 説明会・交流会の開催で中立の立場で情報を伝えることができ、現実を認識して今後の生活を考えているという方が増えた。</li> <li>● 説明会・交流会の開催でこれまでコンタクトしたことがなかった方、孤立していた方の参加があり、同郷の方とつながりができたことで安心したと喜ばれた。</li> </ul>	

#### (2) 事業の課題

ニュースレターの制作・発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京は避難先地域が広いため避難先市区町村の情報収集を効率良く行なうための工夫が必要。</li> </ul> <p>解決方策：情報収集する地域、テーマを2人で分けて交互に担当し、確認できる体制で行なった。</p>
支援情報説明会・交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国や福島県の新たな支援情報をタイムリーに聞けるようスケジュールリングすることが課題。</li> <li>● また、フリートークで出た個別の疑問、質問に対応することは重要。</li> </ul> <p>解決方策：東京の6月説明会では当日回答できなかった個別の疑問、質問に、後日復興庁より回答をいただいておりますし、とても満足いただいた。</p>
相談窓口開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不安や相談を交流イベントの機会に聞くことが多く、ヒアリングシートに記録できていないことが課題。</li> </ul>

#### 4) 新潟県：一般社団法人FLIP

##### (1) 事業の成果

ニュースレター	支援希望者世帯数	211世帯
	うち新規追加数	4世帯
支援情報説明会・交流会	参加者数	第1回 説明会：41人 交流会：38人 取材：5社
		第2回 説明会：14人 交流会：15人 取材：4社
		第3回 説明会：24人 交流会：24人 取材：2社
	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふりっぷはうす（避難者交流所）での周知</li> <li>● 避難者グループへの直接連絡</li> </ul>
相談窓口の開設	相談受付延べ数	延べ 377件
	相談受付人数	377人
	主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福島県発表支援施策に関する質問が多い。</li> <li>● 住宅支援に関する不安の声が多い。</li> </ul>
	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふりっぷはうす（避難者交流所）での周知</li> <li>● 避難者グループへの直接連絡</li> </ul>

交流会の開催	<p>援対象者の方がみられた。会場内での取材を完全NGとして、別途主催者や講師、発表者のみの取材の場を設けるなど、支援対象者へのより一層の配慮が必要と思われる。</p>
相談窓口開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談件数の多さが課題</li> </ul> <p>解決方策：新潟では相談件数がかかり多く、相談対応に忙殺されることとなった。しかし、相談対応者には相当の経験とスキル、知識が求められるため、安易な増員はかえってトラブルの元となると思われる。ニュースレター等を通じ、相談が多い内容についての一般的なFAQを作成し、発送する等の工夫が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談窓口の運営が課題</li> </ul> <p>解決方策：常設の施設型相談窓口の利用者数は多いものの、その維持運営に要する費用負担が重い。安定した施設維持と人員確保ができるよう、何らかの財源措置が求められる。また、相談対応には本災害における相談対応の経験と知見（ポリティカルバランス等）が強く求められるため、安易な増強、新設はむしろ混乱の元となり十分な効果が見込めないものである。そのため、既存の実績ある相談窓口の継続活用が必要である。</p>

##### (2) 事業の課題

ニュースレターの制作・発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難先の情報収集が課題</li> </ul> <p>解決方策：本事業のニュースレター掲載情報は、避難先自治体ホームページから改編無く転載する仕様であったが、発災4年を超え、避難先自治体で避難者に対する有益な情報更新の頻度が下がっていた。また、避難者が求める情報は、自治体ホームページではなく、自治体が紙媒体のみで発行している情報や民間媒体に多数存在していた。解決策としては、ホームページ転載形式を改め、独自編集の情報紙のようなかたちにする必要があると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ニュースレターの発行タイミングが課題</li> </ul> <p>解決方策：ニュースレターは予め年度当初に発行時期が定められていたが、そのため、様々な避難環境の変化や支援施策の発表に対し、タイムリーな情報提供ができなかった。解決策としては、定期発行の他に、必要に応じて臨時発行する必要があると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Webサイトが課題</li> </ul> <p>解決方策：ニュースレターのPDF等を掲載したWebサイトのアクセス量が芳しくない。他で得られる（情報元の自治体ホームページ等）情報なので、あらためてWebサイトに掲載する必要性は低いものと思われる。</p>
支援情報説明会・	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マスメディア対応が課題</li> </ul> <p>解決方策：マスコミが取材に来ることで、参加をためらってしまう支</p>

5) 京都府：特定非営利活動法人 和（なごみ）

(1) 事業の成果

ニュースレター	支援希望者世帯数	55世帯	
	うち新規追加数	世帯	
支援情報説明会・交流会	参加者数	第1回	説明会：18人 交流会：18人 取材：1社
		第2回	説明会：21人 交流会：21人 取材：1社
		第3回	説明会：11人 交流会：11人 取材：2社
	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 京都府災害対策DMに同封</li> <li>● ブログ、Facebook</li> <li>● 避難者の茶話会で周知</li> <li>● 個別のメール・電話</li> <li>● 個別訪問</li> </ul>	
相談窓口の開設	相談受付延べ数	延べ	94件
	相談受付人数		20人
	主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅問題。無償の延長が一番だがそれがなければ今の住宅に住み続けたい。なぜ引越しせねばならないのか。</li> <li>● どうしていいかわからない、という相談。これは震災以降の課題ではなく、もともと生きづらさを抱えているケースが多い。</li> <li>● 全て「帰還政策でしよどうせ」という思考。国や福島県に見放された、守ってもらえなかった、意見を尊重されない、という思いの表出。</li> <li>● 子どもの悩み。困窮する人が多いので習い事ができなかつたり、我慢している子ども、不登校、学習の遅れ、頑張りすぎたことについていけない、などの例がある。</li> <li>● 離婚・家庭内不和の問題。離婚は増加した。今後も増えることが予想される。</li> <li>● 雇用の問題。言葉や文化の違いから、雇用のミスマッチ、または非正規労働や待遇の悪い会社への「とりあえず就職」があり、あとになって体調不良となるケース多々あり。</li> <li>● 精神的な不安定。元気そうに見えていても「綱渡り」「ちょっとバランスを崩せば鬱」という表現はよく聞かれた。</li> <li>● 避難先の京都に慣れない。以前のような交友関係が築けず、孤立感を感じている。</li> </ul>	

	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 京都府災害対策DMに同封</li> <li>● ブログ、Facebook</li> </ul>
事業実施による成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復興庁事業ということ、京都府との連携があったことで、京都府内の行政機関との連携ができた。</li> <li>● これまでの交流会などでは参加がなかった方とのつながりができた。</li> <li>● 避難者が、復興庁や行政に直接意見を言える機会をつくることができ、その機会を通して避難者同士のつながりができた。</li> </ul>	

(2) 事業の課題

ニュースレターの作成・発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的なWebページに載っている情報だけしか発送できないことは、とても不自由だった。特に避難先のニュースレターには、避難者や被災者向けの情報はほとんどないため、どの程度役にたったか不明。</li> <li>● 解決方策：どうしても載せたい情報は、行政の担当者をお願いをして、まずWebページに載せてもらってから、目次に載せられるように交渉することもあった。</li> <li>● ニュースレターを受け取る世帯の年齢や家族構成によって、欲しい情報が全く違い、必要だと思われる情報のバランスを取ることが難しかった。</li> <li>● 解決方策：アンケートや感想を反映させて、どのような情報が有効か情報量などについて直接意見を聞く機会を設ける。</li> </ul>
支援情報説明会・交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開催時期がだいたい決まっているのはよかったが、福島県の議会との兼ね合いをあらかじめ運動させて日程の設定を行う必要があった。京都では、会場の日程を先に押さえたので、少し先走ってしまったところがあった。</li> <li>● 解決方策：福島県との連携をより図るべき。</li> <li>● 復興庁の来訪がなければ、この事業そのものの意味が薄れると考えていたため、絶対に来てもらいたいという思いで企画をした。来てもらった事はよかった。</li> <li>● 質疑応答をどのようにさばるか。は非常に大きな課題だった。きょうとNPOセンターの協力を得られたことで、会の進行と司会進行を分けることができ、回を重ねるごとにスムーズに行き、参加者の納得も得られたように思う。</li> <li>● 解決方策：説明会事前に、進行について説明したり、こちらの思いを話したりする、根回しを行ったことがよかった（山形・大谷さんに教えてもらった）</li> <li>● 回を重ねるにつれて、「情報説明会」と「交流会」の両立が難しくなっていく。行政と話し合いがしたい人と、楽しく交流会に参加したい人との間にずれが生じ、後半は行政と話したい人が中心の会になった。</li> </ul>

	解決方策:楽しく参加できる別の交流会の機会を設けて、差別化を図った。京都においては、復興庁・行政と話し合いができる貴重な機会として認識された。
相談窓口 開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象外の方の相談も多かった。</li> <li>● 孤立している方は長時間の話、同じ話の繰り返し、時間を守らずルーズに来所される、一方的なメールなど、対応に苦慮することもあった。</li> </ul> <p>解決方策:依存させない対応方法を学んだ。そういう意味では、人材育成に使える経費があってもよいと思う。</p>

## 6) 岡山県：特定非営利活動法人 岡山 NPO センター

## (1) 事業の成果

ニュース レター	支援希望者世帯数	17世帯	
	うち新規追加数	0世帯	
支援情報 説明会・ 交流会	参加者 数	第1回	説明会：8人 交流会：8人 取材：0社
		第2回	説明会・交流会：5人 取材：0社
		第3回	説明会・交流会：8人 取材：1社
	開催案内の告知手段	※公共施設でのチラシ配布、広報誌等への掲載など（ニュースレター同封以外） 県からのチラシ送付、支援団体のメーリングリスト、避難者が集まるイベントでの告知、公共施設へのチラシ設置、個別訪問・連絡、HPへの掲載、交通費の補助	
相談窓口の 開設	相談受付延べ数	延べ 161件	
	相談受付人数	71人	
	主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 問題が個別化、深刻化、長期化しており、表面化しづらくなっている</li> <li>● 複数の要因が絡む問題に悩む方が多い</li> <li>● すでに別の複数の機関に相談しても解決できなかったような、難しい問題を抱える方がいる</li> <li>● 住宅支援、住宅について</li> <li>● 支援情報について</li> <li>● 地域、人間関係の難しさ</li> <li>● 子どもの教育、不登校など</li> </ul>	
	開催案内の告知手段	※公共施設でのチラシ配布、広報誌等への掲載など（ニュースレター同封以外） 支援団体のメーリングリスト、避難者が集まるイベントでの告知、個別訪問・連絡、HPへの掲載	
事業実施による成果	● 避難者個人が復興庁の職員と直接話す機会を持つことができた。質問への回答としては、完全に避難者の要望が満たされたとはいえないことがあったものの、真摯に向き合っていたと伝わった。		



(2) 事業の課題

<p>ニュースレターの制作・発送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニュースレターを受け取られた方からの反応を得ることが難しいため、お届けした情報が有益であったかどうかの判断がつかないことが課題。</li> </ul> <p>解決方策：日頃の相談対応等での声を受け、必要な情報を見極め提供していくため、現場担当者の高い情報収集力と判断力が求められる。他地域で相談対応に当たられている団体などと情報交換を行い、「こういった情報がある」「こういった情報が求められている」という傾向について、常に新鮮なニーズを共通的に把握することが必要。そのような情報交換の機会を継続的に設けていただけるとありがたい。</p>
<p>支援情報説明会・交流会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難先自治体として、岡山県及び県内全27市町村から偏りのない情報と協力を得ることが課題。</li> </ul> <p>解決方策：避難者の多い地域・少ない地域という人数の偏りはあるが、そこで暮らす人にとって必要とされる情報の量は等しいものである。「この自治体へ避難した人は情報も支援も豊富だが、あの自治体へ避難すると情報が得られない」といった格差を是正するためにも、説明会等の機会においては均等な情報量をキープできるよう、復興庁から避難先自治体への働きかけをいただきたい。今年度は岡山NPOセンターならびにほっと岡山から県内27市町村の防災・避難者支援担当課職員へ個別に呼びかけを行い、実務担当者レベルでの情報交換会を年に2回、自主的に開催した。このような機会を国の主導で設けていただけるか、開催費用等への補助をいただけるとありがたい。</p>
<p>相談窓口開設・運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談内容が幅広く複合的であり、生活上の悩みや身体・健康の悩みなど、対応に専門知識を要する相談の割合が高いが、対応者の知識のみでは及ばず、また連携して支援にあたる専門家とのつながりが不足していることが課題。</li> </ul> <p>解決方策：窓口団体のスタッフへ向けた対応研修、地域の専門機関との橋渡しについて支援をいただきたい。対応するスタッフ自身も避難者である場合が多く、避難先自治体の専門機関とのつながりを模索している。各地域での連携がうまく促進されるよう、国としても専門家と支援団体の相互学習や情報交換の機会等へ補助などをいただけるとありがたい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「避難者」の定義が難しく、支援対象者の特定や人数の把握が難しいことが課題。</li> </ul> <p>解決方策：地方への移住定住に対する注目が高まる中、支援すべき避難者の定義や特定が難しくなっていると感じる。震災後年数が経つとともに判断軸は変化していくと思うが、どのような事情を抱えた人であっても、「避難者相談窓口」へ相談を寄せられる方についてはサポートを継続していけるよう、窓口を広く開け続けるための運営支援をいただけるとありがたい。</p>

7) 福岡県：一般社団法人市民ネット

(1) 事業の成果

<p>ニュースレター</p>	<p>支援希望者世帯数</p>	<p>29世帯</p>
	<p>うち新規追加数</p>	<p>1世帯</p>
<p>支援情報説明会・交流会</p>	<p>参加者数</p>	<p>第1回 説明会：16人 交流会：16人 取材：0社</p>
	<p>第2回</p>	<p>説明会：11人 交流会：11人 取材：0社</p>
	<p>第3回</p>	<p>説明会：2人 交流会：2人 取材：0社</p>
	<p>開催案内の告知手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福岡県庁から避難世帯へ直接郵送</li> <li>● 社会福祉協議会にてチラシ配架</li> <li>● 支援他団体へチラシ配布</li> <li>● SNS等を利用した開催告知</li> </ul>
<p>相談窓口の開設</p>	<p>相談受付延べ数</p>	<p>延べ 55件</p>
	<p>相談受付人数</p>	<p>18人</p>
	<p>主な相談内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分にあつた内容と収入の仕事が無い。 →子育て世代が多く、保育園や幼稚園への登園があり、就労可能な時間帯が少ない事や、金銭的な問題でやむを得ず郊外に居住している方からの相談が特に多かった。</li> <li>● 母子家庭への支援は拡充されないのか。 →元々ある社会保障サービスのコンテンツでも母子家庭へのサポートメニューは少なく、避難者だけでなく既存居住者でもニーズは高い。</li> <li>● 子どもの進学について進路相談 →不慣れな土地での進学については、教育環境や方針など学校の情報が枯渇しており、取得することも困難な状況であるため、年度末になるにつれて例年増加傾向にある相談内容。</li> <li>● 原発損害賠償訴訟について知りたい →九州は、特に原発関連の訴訟を行うグループが多く存在しており、避難者の多くはそのどれかに原告として参加している。しかし、そのコミュニティが排他的な文化を持っており、それによって間接的な被害を受ける避難者も少なくない。</li> <li>● 住居無償供与終了後の手続きや支援について →生活基盤の再建の目途が立っていない避難者が多く、住居の提供が終了することで余計にプレッシャーになっている様子。就労支援を合わせていかなければ、29年度末までにこの問題をクリアするこ</li> </ul>

		<p>とは困難でないかと感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福岡県庁と連携して、避難世帯への告知を特に力を入れて行った。</li> <li>→自治体が把握している全ての避難世帯へ、確実に封書が到着・開封されるよう、福祉総務課と住宅課のそれぞれから送付いただき、市町村自治体への告知指導も県庁から行っていただいた。この効果により参加世帯が前年度よりも増加した。</li> <li>● 支援他団体を活用した告知は予期せぬ参加者を招く主要因になった。</li> <li>→支援団体とは言うものの、実態は支援対象外(首都圏からの避難世帯)を支援する団体が多く、県職員や復興庁の参加がある場合、意図せぬ要望を持参して参加希望をするケースが目立った。</li> <li>● 社会福祉協議会は既に震災への支援ニーズに対するマッチングをほぼ終了しており成果が期待できなかった。</li> <li>→一般生活に恒常的に発生している社会課題に對峙している組織のため、以前と比べると震災支援への熱意が無く、特殊な要件の場合のみの協力にとどまった。中には、チラシ配布お断りの支部もあった。</li> </ul>
開催案内の告知手段		
事業実施による成果		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談件数こそ少ないが、相談への継続対応を厚く実施することができた。そのおかげで、避難世帯が抱える潜在的な問題や課題を抽出することができるようになった。</li> <li>● 交流会をきっかけに、新たな避難世帯コミュニティができあがり、その中で励ましあったり、仕事など情報を自発的に共有する機会ができた。</li> <li>● 避難者登録をすることで、その所在を明確にすることができた。</li> </ul>

## (2) 事業の課題

ニュースレターの作成・発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一度で封書を開封しない傾向がある事が課題</li> </ul> <p>解決策：一回の発信する情報量を少なくし、継続して同じ情報を数回提供できるようなレター形式が望ましい。(毎月1回定期発刊など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 求められていない情報も数多くあった事が課題</li> </ul> <p>解決策：一般的なメルマガやニュースレターのように、予め興味関心の対象を本事業で言うカテゴリーで選んでいただき、原則としてトピックスのみ送付、選択したカテゴリーのみ具体的な内容を封入することができれば良い。</p>
---------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転居等の為か、宛所不明で送達不可の希望先が期中に数件発生。</li> </ul> <p>解決策：送達するレター内に、必ず意向調査票などを封入し、変更や不要などのフィードバックができるような対策が取れば良い。</p>
支援情報説明会・交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 説明会や交流会に参加しない(できない)世帯がまだ多く存在する事が課題</li> </ul> <p>解決策：交流会などは参加者が固定化してきており、それにより悪い意味でコミュニティ化が進んでいる。そのため、次年度以降は自治体と連携した戸別訪問などに力を入れて、実際の避難世帯が今後どのような意向を持っているのかなど丁寧にヒアリングし、対処していく事が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 説明会や交流会に参加する方が固定化してしまっている事が課題</li> </ul> <p>解決策：交流会を1都市だけで開催せずに、小さく複数都市で開催できると良い。(特に地方は交通の便なども考慮すると、複数回に分けて各都市を巡回すると良い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 質疑応答に対して即座に回答が出せない事が課題</li> </ul> <p>解決策：事前に質問事項や要望事項などをヒアリングしておき、説明会当日にある程度の回答をお伝えできるよう、事前準備に力を入れると良い。また、参加する県職員などは質問に回答できる担当課が直接参加するのが望ましい。</p>
相談窓口開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時間外の電話相談が多い事が課題</li> </ul> <p>解決策：明確な解決策は無く、アナログ対応するしかないのが現状。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 来所相談はニーズが無い事が課題</li> </ul> <p>解決策：定期的に無料相談ブースなどを市区町村役所内などで場所を借りて開催できると、電話相談が増えなくても相談しやすい環境ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談窓口の事務所所在地のアクセスにより、相談から遠のく世帯もいる事が課題</li> </ul> <p>解決策：相談窓口を占有事務所ではなく、避難世帯の居住する各市区町村役所内に、定期的に開所できると良い。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報支援という特性上、戸別訪問してもほぼ介入できない事が課題</li> </ul> <p>解決策：別の事業と組みあわせて、専門家や県職員同行でただ寄るだけでなく、ある程度の成果が見込める訪問事業の仕組みが構築できると良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託事業者に寄せられた意見などについては、確実に避難世帯へ回答がフィードバックできる事業環境の整備が課題</li> </ul> <p>解決策：定期連絡会の他に、受託事業者毎に個別会議を開催し、その団体や地域に合わせた事業様式になるよう期中でも柔軟な対応が取れると良い。</p>

8) 沖縄県：特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく

(1) 事業の成果

ニュースレター	支援希望者世帯数	39世帯	
	うち新規追加数	2世帯	
支援情報説明会・交流会	参加者数	第1回 説明会：33人 交流会：33人 取材：2社	
		第2回 説明会：16人 交流会：14人 取材：1社	
		第3回 説明会：9人 交流会：19人 取材：2社	
	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 案内チラシの再発送</li> <li>● 「福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会」会員（約323名）への周知・広報（メール送信）</li> <li>● 「沖縄じゃんがら会宮古支部」より宮古島市内の関連団体、宮古島在住避難者へ周知</li> <li>● 関係性のある自主避難者への個別連絡（メール・TEL・来所時の口頭呼びかけ）</li> <li>● 沖縄県から県内在住の避難者へ周知</li> <li>● 避難者の集まるイベント・会合等の場でチラシ配布</li> <li>● 県内市町村社協へメール周知（41市町村社協）</li> <li>● 県内中間支援組織（おきなわ市民活動支援会議）へ案内</li> <li>● 公共施設等（県内市民活動・NPO活動支援センター、社会福祉協議会、公民館等）への案内チラシの設置</li> <li>● ホームページ等（まちなか研究所わくわくHP・facebook、福島避難者のつどい 沖縄じゃんがら会HP・facebook、避難者サポートステーション沖縄HP）での告知</li> <li>● メールマガジンへの掲載依頼（ボランティア市民活動支援センター）</li> <li>● イベント告知</li> </ul>	
相談受付延べ数	延べ	115件	
	相談受付人数		90人
相談窓口の開設	主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的支援の終了・縮小が知らされるにつれ帰還の相談が出てきたが、この頃から心の相談も増えてきたように思う。この不安定期には合わせて甲状腺がんへの心配の声も大きくなった。</li> <li>● 後半は避難者の生活不安の悩みがより具体化してきたように思う。</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成28年になってからは再避難や保養の相談を受けるようになった。</li> </ul>
	開催案内の告知手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一斉メールでの配信・相談対応からの促し</li> <li>● 交流会などでの告知</li> </ul>
事業実施による成果		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 沖縄県としては事業初年度であったため、自主避難者にとっては、震災後初めて国と福島県から直接説明を受ける機会となった。これまで訴えることのできなかった現状などを直接伝える機会となった。</li> <li>● 本事業をきっかけとして、「避難者サポートステーション沖縄」を開設することができた。</li> <li>● ニュースレターの送付や説明会・交流会のお知らせを通じて、若干名であるが、相談につながった。</li> </ul>

(2) 事業の課題

ニュースレターの作成・発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニュースレターについて、「国や福島県からの郵送物は信用できないため見ていません」という方が一部いらっしゃる。その方には、郵送物では情報が届かないという点が課題。郵送物以外の自主避難者が集まる場・催しなどでの告知を通じてなどの工夫が必要。</li> <li>● ニュースレターの印刷物は本当に読んでもらえるのか不安に感じる部分もあった。説明会・交流会において、紙媒体での情報の届け方をテーマに意見交換してもらった時間を設けてもよかった。</li> </ul>
支援情報説明会・交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 説明会における「福島からの自主避難者」「福島からの強制避難者」「福島以外からの自主避難者」「県内の支援者」の参加の区分を明確にすることとその対応が必要。事業対象としては、「福島からの自主避難者」であるが、団体としての支援対象では区分を設けているわけではないため、その説明が非常に難しい。オブザーブ参加枠の検討。</li> <li>● 説明会における有識者選定の基準が明確に示されていないため、有識者選定で一度お願いした方に対して、お断りする状況が発生してしまった。</li> </ul>
相談窓口開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談にかかる時間が1件あたり1時間を超えることがあったことや、深夜におよぶ電話相談があるなど、相談体制が追いつかない状況もしばしば生まれた。</li> <li>● 避難者ニーズの個別化、深刻化にともない、相談を受ける側の専門性もより求められる状況となっている。専門機関を紹介しても、相談者がその専門機関に連絡をいれず、イベントにおいて、臨床心理士に参加してもらい何気なくつなげるなど、苦勞した例もある。相談対応にあたり、事例検討会や相談者のスキルアップのための研修を月一で行い連携していた為、このような配慮ができ相談を受ける側の心のケアも軽減できたと考えているが、今後も相談対応をするため</li> </ul>

	には必須事項である。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>● 避難者の状況も異なってきている。自力での生活再建が可能な方もいるが、避難者支援があっても現状維持、もしくは、避難者支援策では再建が難しい方も出てきている。今後公的支援が縮小されると、地域での孤立、貧困化、孤独死などのリスクも高まることが想定される。既存の福祉サービスや地域での見守りネットワークへの接続支援が求められる。</li></ul>